

大月市地域防災計画 (改正案)

令和8年3月

大月市防災会議

目次

総則編

第1章	計画の目的と編成	1
第2章	防災計画の性格	2
第3章	防災の基本方針	3

一般災害編

第1章	一般災害編の概要	1
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節	大月市の概況	9
第2章	一般災害予防計画	16
第1節	防災組織の充実	16
第2節	防災知識の普及に関する計画	18
第3節	防災訓練に関する計画	20
第4節	防災施設・資機材の整備計画	22
第5節	消防予防計画	23
第6節	風水害等災害予防計画	27
第7節	農地災害予防計画	31
第8節	建築物災害予防計画	31
第9節	文化財災害予防計画	32
第10節	特殊災害予防対策計画	33
第11節	原子力災害予防対策計画	35
第12節	情報通信システム整備計画	36
第13節	要配慮者対策の推進計画	37
第14節	災害ボランティア支援計画	41
第15節	受援体制	45
第3章	一般災害応急対策計画	46
第1節	応急活動体制	46
第2節	職員配備計画	56
第3節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	60
第4節	応援協力要請計画	66
第5節	広域一時滞在計画	69
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	72
第7節	予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画	74
第8節	被害状況等報告計画	83
第9節	広報計画	91
第10節	災害通信計画	92
第11節	要配慮者、避難行動要支援者対策計画	95
第12節	消防計画	96
第13節	水防計画	101

第14節	雪害対策計画	108
第15節	原子力災害応急対策計画	110
第16節	緊急輸送計画	112
第17節	交通対策計画	114
第18節	災害救助法の適用計画	118
第19節	避難計画	132
第20節	医療助産計画	141
第21節	防疫計画	147
第22節	食料供給計画	149
第23節	生活必需物資供給計画	152
第24節	給水計画	155
第25節	教育計画	158
第26節	災害廃棄物処理計画	161
第27節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	161
第28節	救助・救出計画	164
第29節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	165
第30節	障害物除去計画	169
第31節	生活関連事業等の応急対策計画	170
第32節	労働力確保計画	173
第33節	住民生活安定事業計画	174
第4章	災害復旧対策計画	181
第1節	計画の方針	181
第2節	激甚災害の指定に関する計画	181

地震編

第1章	地震編の概要	1
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節	大月市の特質と過去の地震災害	9
第3節	想定地震	10
第4節	被害想定	11
第2章	地震災害予防計画	26
第1節	防災組織の充実	26
第2節	地震に強いまちづくりの推進	26
第3節	大震火災対策の推進	28
第4節	生活関連施設の安全対策の推進	30
第5節	建築物災害予防計画	34
第6節	防災施設・資機材の整備計画	36
第7節	広域応援体制整備計画	36
第8節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	37
第9節	災害ボランティア活動環境の支援計画	41
第10節	防災訓練に関する計画	42
第11節	要配慮者対策の推進	43
第3章	地震災害応急対策計画	46
第1節	応急活動体制	46

第2節	職員配備計画	50
第3節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	56
第4節	応援協力要請計画	56
第5節	広域一時滞在計画	56
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	56
第7節	地震災害情報等の収集伝達計画	56
第8節	被害状況等報告計画	59
第9節	広報計画	62
第10節	災害通信計画	64
第11節	消防計画	64
第12節	緊急輸送計画	67
第13節	交通対策計画	68
第14節	被災建築物応急危険度判定計画	68
第15節	被災宅地危険度判定計画	70
第16節	災害救助法の適用計画	72
第17節	避難計画	72
第18節	要配慮者、避難行動要支援者対策計画	74
第19節	医療助産計画	74
第20節	防疫計画	74
第21節	食料及び生活必需物資供給計画	74
第22節	給水計画	74
第23節	教育計画	74
第24節	災害廃棄物処理計画	76
第25節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	76
第26節	救助・救出計画	76
第27節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	78
第28節	障害物除去計画	78
第29節	生活関連施設の応急対策計画	78
第30節	労働力確保計画	80
第31節	民生安定事業計画	80
第4章	南海トラフ地震に関する事前対策計画	81
第1節	計画作成の趣旨	81
第2節	南海トラフ地震臨時情報等について	81
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	83
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	84
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	86

富士山火山編

第1章	総論	1
第1節	地域防災計画・富士山火山編の概要	1
第2節	活火山としての富士山	1
第3節	富士山との共生	1
第4節	富士山の現況等	1

第5節	想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性	3
第6節	本市において想定される火山災害と影響想定	11
第7節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	20
第2章	災害予防計画	25
第1節	防災組織の充実	25
第2節	災害に強いまちづくり	25
第3節	防災関連施設・地域防災力等の把握	26
第4節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	26
第5節	防災訓練	27
第6節	火山専門家との連携体制の整備	28
第7節	自主防災活動	28
第8節	各施設等の防災対応力の向上	29
第9節	避難活動体制の整備	29
第10節	災害ボランティア支援体制の整備	31
第11節	要配慮者支援体制の整備	31
第12節	医療救護体制の整備	32
第3章	災害応急対策計画	33
第1節	応急活動体制	33
第2節	職員配備計画	33
第3節	情報の伝達・収集・広報	35
第4節	避難行動	38
第5節	避難所の開設・運営	42
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	42
第7節	一時帰宅の実施	42
第8節	交通応急対策	43
第9節	食料及び生活必需品の調達	43
第10節	飲料水の確保、給水活動	43
第11節	社会秩序安定のための活動	44
第12節	降灰対策	44
第13節	被害拡大防止対策	45
第14節	災害救助法の適用計画	45
第15節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	45
第16節	残留者・行方不明者等の搜索	45
第17節	要配慮者支援対策	45
第4章	継続災害・復旧・復興計画	46
第1節	計画の方針	46
第2節	激甚災害の指定に関する計画	46
第3節	継続災害	46
第4節	風評被害発生時の防止対策	46
第5節	恒久住宅等の供給・再建	47
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	47
第7節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	47

資料編

〔防災関係機関〕	1
○防災関係機関及び連絡先一覧	1
○大月市防災会議委員名簿	4
○大月市防災拠点機能	5
○自主防災組織一覧	6
○医療機関一覧	10
〔条例等〕	13
○大月市防災会議条例	13
○大月市災害対策本部条例	15
○大月市地震災害警戒本部条例	16
○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱	17
○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱	20
○雪害マニュアル道路除雪編	22
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	25
〔協定等〕	32
○災害相互応援協定等一覧	32
〔災害危険箇所〕	35
○地すべり防止区域一覧	35
○急傾斜地危険区域一覧	35
○土石流危険渓流一覧	38
○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	42
○土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設一覧	63
○浸水想定区域内の要配慮利用施設一覧	64
○山地災害危険地一覧	64
○重要水防区域一覧	74
〔通信・輸送・広報〕	75
○市防災行政無線設置状況	75
○連絡通話装置付き屋外拡声子局	75
○有線放送	76
○市内で利用可能な無線施設	77
○市有車両一覧（消防本部除く）	78
○異常気象時における道路等通行規制	81
○飛行場外離着陸場等一覧	82
○ヘリコプター主要発着場一覧	82
○協定に基づくヘリポート	82
○自衛隊宿泊予定施設	82
○地震発生に伴う広報文例	83
〔消防・水防〕	84
○消防組織一覧	84
○防火水槽設置状況	85
○飲料水兼用耐震性貯水槽	85
○消防防災施設等整備計画	86

○消防資機材保有状況	87
○地区別危険物施設数	88
○水防区域分担	89
○甲府地方気象台観測施設（市内設置）	89
○雨量観測所及び水位観測所	90
〔避難・備蓄〕	92
○避難場所と避難所一覧	92
○指定福祉避難所一覧	97
○協定避難所一覧	97
○協定福祉避難所一覧	97
○食料等備蓄の状況	99
○水防倉庫一覧	99
○市備蓄倉庫	100
○自主防災倉庫	101
〔文化財〕	102
○文化財一覧	102
〔様式〕	104
○水防関係様式	104
○参集途上で見かけた被害状況報告書	107
○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式 3-4-2, -5, -6）	109
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第 1 号～様式第 3 号）	112
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式(様式第 1 号～様式第 4 号) ..	115
○市町村行政機能チェックリスト	121
○各種救助に係る様式（様式 1～様式 3）	122
○災害救助法 救助事務の処理に必要な帳簿書式（様式 3-1～様式 23）	126
○被害程度の判定基準等	152
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	154
○自衛隊災害派遣要請依頼書	155
○放局への放送要請様式	157
○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1.	160
○医療救護応援要請書	161
○市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書	163

総則編

*** 目次 ***

総則編

第 1 章	計画の目的と編成	1
第 2 章	防災計画の性格	2
第 3 章	防災の基本方針	3

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市は、北西は大菩薩南山稜、南は御坂山系、北東は秩父山系から連なる山々に囲まれ、市域の約87%を山林、原野が占めている。急勾配な河川も多く、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互連携の地道な積み重ねにより達成するものである。

自然災害の発生を防ぐことは難しいことから、災害時においても人命が失われないことを重要視して、経済的被害を少しでも減らす「減災」を目指すこととする。

これらを踏まえ、「大月市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、大月市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の5編からなる。

なお、地震編・富士山火山編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編
一 般 災 害 編
地 震 編
富 士 山 火 山 編
資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに東日本大震災や令和6年能登半地震、平成26年2月の大雪等様々な災害を教訓に、大月市防災会議が見直しを行うものであり、今後にも必要に応じ修正を加え内容の充実を図るものとする。

資料編

・大月市防災会議委員名簿 資料-4

・大月市防災会議条例 資料-13

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務管理課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画に対する防災の観点からのチェック

2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要である。したがって、市は、市民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全になくすことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針としていく必要がある。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取る必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメント・マグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。加えて、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することも必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

なお、災害規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとして、各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関相互の連携体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行う。
- 3 市民の防災活動を促進するため、市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生も懸念されることから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、市民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害に関する情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立並びに他機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消防・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 8 被災者の安全な指定緊急避難場所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 9 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 10 被災者の健康状態の把握並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等を行う。

- 1 1 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 1 2 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 1 3 流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 1 4 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ市民の避難、応急対策の実施を行うとともに、関係機関は災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 1 5 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

国、県、市等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

一般災害編

目次

一般災害編

第1章 一般災害編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第2節 大月市の概況.....	9
第2章 一般災害予防計画	16
第1節 防災組織の充実.....	16
第2節 防災知識の普及に関する計画.....	18
第3節 防災訓練に関する計画.....	20
第4節 防災施設・資機材の整備計画.....	22
第5節 消防予防計画.....	23
第6節 風水害等災害予防計画.....	27
第7節 農地災害予防計画.....	31
第8節 建築物災害予防計画.....	31
第9節 文化財災害予防計画.....	32
第10節 特殊災害予防対策計画.....	33
第11節 原子力災害予防対策計画.....	35
第12節 情報通信システム整備計画.....	36
第13節 要配慮者対策の推進計画.....	37
第14節 災害ボランティア支援計画.....	41
第15節 受援体制.....	45
第3章 一般災害応急対策計画	46
第1節 応急活動体制.....	46
第2節 職員配備計画.....	56
第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画.....	60
第4節 応援協力要請計画.....	66
第5節 広域一時滞在計画.....	69
第6節 自衛隊災害派遣要請計画.....	72
第7節 予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画.....	74
第8節 被害状況等報告計画.....	83
第9節 広報計画.....	91
第10節 災害通信計画.....	92
第11節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画.....	95
第12節 消防計画.....	96
第13節 水防計画.....	101
第14節 雪害対策計画.....	108
第15節 原子力災害応急対策計画.....	110
第16節 緊急輸送計画.....	112
第17節 交通対策計画.....	114
第18節 災害救助法の適用計画.....	118
第19節 避難計画.....	132
第20節 医療助産計画.....	141

第21節	防疫計画.....	147
第22節	食料供給計画.....	149
第23節	生活必需物資供給計画.....	152
第24節	給水計画.....	155
第25節	教育計画.....	158
第26節	災害廃棄物処理計画.....	161
第27節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画.....	161
第28節	救助・救出計画.....	164
第29節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画.....	165
第30節	障害物除去計画.....	169
第31節	生活関連事業等の応急対策計画.....	170
第32節	労働力確保計画.....	173
第33節	住民生活安定事業計画.....	174
第4章	災害復旧対策計画.....	181
第1節	計画の方針.....	181
第2節	激甚災害の指定に関する計画.....	181

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関¹、指定公共機関²、指定地方公共機関³及び他の公共的団体等の連携し、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の連携し、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関⁴及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

¹指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

²指定公共機関：NTT東日本㈱等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

³指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

⁴指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- キ アからカまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の伝達並びに避難の指示等
- ウ 消防・水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ アからサまでのほか、災害発生を防ぎょ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア及びイのほか、将来の災害に備える措置

2 県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達並びに、市が避難の指示等を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者等からの相談窓口の設置
- オ 被災者の救出、救助その他の保護
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧

- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- サ 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 他機関への応援要請
- ス アからシまでのほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 激甚災害に対する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払い戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として、その用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

ア 災害予防

- (ア) ダム、堤防、水門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

- (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保

- (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
- ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 気象庁（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 市が行う防災対策に関する技術者な支援・助言。
 - エ 防災気象情報（地震情報及び火山情報を含む。）の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数の指定等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
 - 管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害

対策について次の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

(ア) 災害対策の推進

(イ) 危機管理体制の整備

(ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進

(エ) 防災教育等の実施

(オ) 防災訓練

(カ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

(ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(イ) 活動体制の確立

(ウ) 政府本部への対応等

(エ) 災害発生直後の施設の緊急点検

(オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

(カ) 災害発生時における応急工事等の実施

(キ) 災害発生時における交通の確保等

(ク) 緊急輸送

(ケ) 代替輸送

(コ) 二次災害の防止対策

(サ) ライフライン施設の応急復旧

(シ) 地方自治体への支援

(ス) 被災者・被災事業者に対する措置

(セ) 災害発生時における広報

(ソ) 自発的支援への対応

(タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

(ア) 災害復旧・復興の基本方針

(イ) 災害復興の実施

(ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保

(エ) 都市の復興

(オ) 借地借家制度等の特例の適用

(カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援

(キ) 被災事業者等に対する支援措置

(ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

(1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

(ア) 防災関係資器材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道（株）（山梨統括センター）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) NTT東日本（株）（山梨支店）、（株）NTTドコモ（山梨支店）
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信施設をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について利用者、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - (5) 中日本高速道路（株）（東京支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
 - (6) 日本通運（株）（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド(株) (大月支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便(株) (大月市内郵便局)
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会郡内支部)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
 - (3) ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、(社)山梨県エルピーガス協会)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 北都留医師会(大月地区)
 - ア 被災者に対する医療救護活動の実施
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 助産救護
 - エ 死亡の確認及び死体の検案

- 7 大月警察署
 - (1) 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - (2) 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - (3) 被災者の救出、救護
 - (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) クレイン農業協同組合、大月市森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 大月市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
 - (4) 大月市歯科医師会
 - ア 歯科医療救護活動
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 死体の検案の協力
 - エ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
 - (5) 大月市薬剤師会
 - ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
 - イ 医薬品の調達、供給
 - ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
 - (6) 大月市建設協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
 - (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - (8) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - (9) 大月市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(10) 山梨県防犯協会大月支部・大月交通安全協会

ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報

イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力

ウ その他災害応急対策の業務の協力

(11) 自主防災組織

ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動

イ 出火防止及び初期消火

ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力

エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力

オ その他応急対策全般についての協力

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 資料-1

第2節 大月市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積、地勢

本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、西は甲州市、笛吹市、南は都留市、上野原市、北は小菅村と境界している。

地勢は、市内を東西に流れる桂川流域の河岸段丘を含む中央低地、桂川を境にして北に広がる関東山地、南に広がる丹沢山地の大きく3つに分類することができる。

市域の大部分は森林に覆われており、北の関東山地、南の丹沢山地の雄大な山なみが広がっている。宅地、農地などの社会活動が行われる平坦地は、桂川及び笹子川、その支流で南北に流れる真木川、浅利川、葛野川、小沢川等に沿って狭長に分布している。

<位 置>

方位				長さ	
東経	地名	北緯	地名	東西	南北
極東 139° 04' 13"	梁川町清水大保呂	極南 35° 33' 59"	猿橋町朝日小沢	27.1km	19.2km
極西 138° 46' 15"	笹子町追分	極北 35° 44' 22"	七保町深城		

<面 積>

地 区 別	笹子町	初狩町	大月町	賑岡町	七保町	猿橋町	富浜町	梁川町	総面積
面 積(km ²)	39.62	19.30	39.72	21.88	110.40	21.78	12.95	15.17	280.25
構成比(%)	14.1	6.9	14.2	7.8	39.4	7.8	4.6	5.4	100.0

2 気象

本市は、太平洋型気候(中央高原型)に属しており、夏は暑く冬は寒い、寒暖の差が激しい気候である。気象庁の大月地域気象観測所の平年値(1991-2020年)によれば、年平均気温は、13.3度であり、日最低気温の月別平均値が氷点下と

なるのは、12月～2月の冬期間である。年降水量の平均値は、1,434.3mmであり、月別の降水量では、9月から10月に200mmを超える。大月地域気象観測所の極値を見ると、平成29年8月7日には1時間最大降水量の値が99.0mmを観測。この記録は、大月地域気象観測所が統計を開始した1976年以降で1位を観測した。

また、平成26年2月には105cmの積雪を大月市消防本部で観測した。

3 地形、地質

本市の地形は、山地及びその脚部の山麓堆積地形、笹子川や桂川とその支流沿いに分布する段丘及び低地に大別される。

(1) 山地

市域の大半を占める山地は、北側は、中・古生代の堆積岩を主とする地盤であり、南側は、より時代の新しい新第三紀の堆積岩や火山岩からなる地盤である。

(2) 山麓堆積地形

山地から供給された砂礫等で形成された緩斜面であり、笹子川や桂川とその支流沿いに分布する。

(3) 段丘

各河川が形成した河岸段丘であり、主に笹子川、桂川、真木川、葛野川沿いに分布する。

半固結の砂礫堆積層や古富士泥流、猿橋溶岩等からなる。

(4) 低地

谷底平野として、主に笹子川、桂川、葛野川、小沢川沿いに分布する未固結の砂礫堆積物からなる。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口、世帯数は、次表に掲げるとおり、令和2年10月1日現在（国勢調査）、22,512人、9,254世帯である。人口は、昭和25年ごろをピークに長期的には減少傾向にある。バブル経済の拡大とともに一時的に宅地需要が高まり、人口の微増を見たが、その後は再び減少している。

1世帯当たりの人口の減少、65歳以上人口の増加は、核家族化、高齢化の傾向を表し、今後もこの傾向は続くものと予想される。

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当 たり人数 (人)	65歳以上人口		
				人口 (人)	割合 (%)	全国割合 (%)
昭和50年	36,766	9,082	4.05	—	—	7.9
昭和55年	35,404	9,346	3.79	3,883	11.0	9.1
昭和60年	34,914	9,672	3.61	4,598	13.2	10.3
平成2年	34,941	10,337	3.38	5,321	15.2	12.1
平成7年	35,199	11,393	3.09	6,440	18.3	14.6
平成12年	33,124	10,927	3.31	6,416	18.2	17.4
平成17年	30,879	10,524	2.93	7,393	22.3	20.2

平成 22 年	28, 120	10, 151	2. 77	8, 300	29. 5	23. 0
平成 27 年	25, 419	9, 804	2. 59	8, 627	33. 9	26. 7
令和 2 年	22, 512	9, 254	2. 43	9, 093	40. 39	28. 8

2 土地利用の状況

本市の土地利用は、地形的に山地が大半を占めることから、森林面積が約 87 %を占め、農地は 5 %程度、宅地は 2 %弱である。

昭和 60 年以降、農地等が宅地に転用される傾向にあり、特に大規模な宅地造成としては、四季の丘、ゆりヶ丘、パストラルビュー桂台がある。

その他の大規模な人工改変地は、大月カンントリークラブ、花咲カンントリー倶楽部のゴルフ場や葛野川上流の葛野ダム、深城ダムの建設がある。

第 3 過去の災害履歴

1 過去の主な風水害

西暦	年月日	主因	被害状況
1892	明治 25 年 7 月 22 日	台風	笹子峠の山腹亀裂土石流発生。笹子村迫分組の潰家 10 数軒、笹子峠甘酒茶屋人家 3 軒流出、即死 4 名。大月付近で死者 2 名、負傷者 4 名、全壊家屋 28 戸、半壊 2 戸。
1896	明治 29 年 9 月 6 日 ～9 月 12 日	台風	9 月 7 日には大原村田中組において山崩れがあり、小川久右衛門宅が圧潰され、1 人死亡。
1898	明治 31 年 9 月 4 日 ～9 月 7 日	台風	大月付近における死者 2 名、全壊家屋 3 戸、半壊 4 戸、破損 61 戸、流出 2 戸。
1899	明治 32 年 10 月 5 日 ～10 月 7 日	台風	葛野川にかかる小橋が多く流される。
1907	明治 40 年 8 月 22 日 ～8 月 28 日	台風	笹子、大月停車場破壊される。初狩から花咲、笹子付近特に著しく被害を受ける。大月地域で死者 61 名、負傷者 8 名、家屋の流出 280 戸、半壊 34 戸、下初狩の寒場沢の崩壊、土石流で 18 名の死亡と 8 名の負傷者、馬 7 頭、民家 39 戸埋没。唐沢の崩壊は死者 10 名、家屋の崩壊 14 戸あり。万沢天神上の崩壊は死者 7 名、民家 14 戸埋没。
1910	明治 43 年 8 月 2 日 ～8 月 17 日	台風	大月橋橋詰崩壊、白野流出家屋 6 戸、黒野田流出家屋 2 戸。
1920	大正 9 年 8 月 2 日 ～8 月 6 日	台風	初狩、大月付近の鉄道被害大、七保林にて、崩壊、負傷者が出る。朝日小沢で崩壊家屋流出、郡内地区の被害大。
1922	大正 11 年 8 月 23 日 ～8 月 26 日	台風	笹子駅付近山崩れ列車不通。
1925	大正 14 年 8 月 14 日 ～8 月 18 日	台風	笹子駅付近で崩壊。

西暦	年月日	主因	被害状況
1928	昭和3年10月3日 ～10月8日	台風	初狩寒場川付近土砂押し出す。
1934	昭和9年9月18日 ～9月21日	台風 室戸	都留中学校の武道場倒壊し大工が圧死、七保でも1名負傷。
1935	昭和10年9月21日 ～9月26日	台風・前線	七保町葛野大山崩れ19名埋没、小学生多く亡くなる。笹子峠でも14名生き埋め。10月28日大磯へ8名の遺体漂着する。奥山でも8名亡くなる。
1947	昭和22年9月13日 ～9月15日	台風 カスリーン	笹子川で被害。
1948	昭和23年9月15日 ～9月16日	台風 アイオン	笹子川で被害大。
1949	昭和24年8月31日 ～9月2日	台風 キティ	笹子川で被害大。
1953	昭和28年9月23日 ～9月25日	台風13号	早川地域被害甚大の台風であるが、大月では雨量185mm、賑岡地内県道2カ所崩落。
1959	昭和34年8月12日 ～8月14日	前線・台風7号	大月市被害甚大、死者2人、負傷者2人、全壊家屋13戸、半壊113戸。
1966	昭和41年9月21日 ～9月25日	前線・台風26号	西湖周辺の土石流による被害が甚大。大月市笹子において死者発生。
1979	昭和54年10月18日 ～10月19日	台風20号	鳥沢の横吹団地裏山の土砂崩壊。
1982	昭和57年7月31日 ～8月3日	梅雨前線・台風10号	山腹崩壊、土石流、土砂流、溪流崩壊が発生。大月市で死者4人、負傷者10人、全半壊家屋15棟、床上浸水家屋50棟、床下浸水家屋156棟の被害発生。被害総額で見ると山梨県内で最大の風水害。
1991	平成3年8月20日 ～8月21日	台風12号	土砂崩れによる死者4人、負傷者1人、その他死者3人、負傷者2人、行方不明1人。
1999	平成11年8月13日 ～8月14日	熱帯低気圧	土砂崩落により、家屋一部損壊等の被害が発生。
2011	平成23年8月31日 ～9月6日	台風12号	七保町瀬戸の山林において約6ヘクタールの山腹崩壊が発生
2011	平成23年9月19日 ～9月22日	台風15号	桂川氾濫の危険から賑岡町強瀬地区に避難勧告発令(9月21日16:40、2世帯14名) 国道20号線大月IC付近冠水により、16:10～21:30通行止め
2014	平成26年2月14日 ～2月15日	2月14日～ 15日の大雪	最大積雪量105cm(大月市消防本部計測) 孤立世帯 40世帯、147名

西暦	年月日	主因	被害状況
			避難所(滞留者) 17 ヲ所、1,400 人 災害救助法適用(平成 26 年 2 月 15 日～5 月 14 日) 物的被害(住宅)全壊 6 棟、半壊 4 棟、一部破損 369 棟
2017	平成 29 年 8 月 7 日 ～8 月 8 日	台風 5 号	線状降水帯が数時間本市にかかり、賑岡町で 99mm の降水があり、記録的短時間大雨情報が発令された 岩殿山周辺など複数の土砂崩れが発生。賑岡町、大月地区に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令。 避難所 2 ヲ所 42 世帯 71 人 全壊 1 棟、一部損壊 2 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟
2019	令和元年 10 月 11 日 ～10 月 13 日	台風 19 号	日降水量が観測史上 1 位の 404.5mm の雨量を記録 大雨特別警報の発表に伴い七保町、猿橋町、富浜町、梁川町に「避難指示」を発令。大月町、賑岡町、笹子町及び初狩町全域に「避難準備情報」を発令 避難所 8 ヲ所 42 世帯 601 人 自主避難所 14 ヲ所 半壊 1 棟、一部損壊 4 棟、床下浸水 1 棟 ほか市内約 160 ヲ所に被害発生。 JR 中央線、中央高速道路、国道 20 号において、土砂崩落が発生した。また、国道 20 号法雲寺橋の橋脚が洗掘により通行止め 災害救助法適用

2 過去の主な地震災害

災 害 発 生 日	被 害 状 況 (県下)
1498(明応 7) 8. 25 (") 8. 28	辰刻大地震、東海道全般被害甚大(明応地震 M8. 6) 西海、長浜、大田原、大原ことごとく壁に押され死傷無限(妙法寺記)
1703(元禄 16) 11. 23	江戸・関東諸国で震度大、甲府では城下町で潰 134 軒、半潰 166 軒、堤破損 3, 160 間、郡内で死 83、潰家 211、半潰 115、山崩れ合計 10 万坪(元禄地震 M8. 2)(新編日本被害地震総覧:1989)
1707(宝永 4) 10. 4 (") 10. 5	【宝永地震】未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8. 4)(新編日本被害地震総覧:1989) 卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家 7, 397、同寺 254、死 24)となった(新編日本被害地震総覧:1989)
1782(天明 2) 7. 15	丑刻及び戌刻に大地震、相模・武蔵・甲斐で被害大、甲斐の都留郡長池村(現・山中湖村)では家数 37 軒のうち 30 潰る(新編日本被害地震総覧:1989)
1854(嘉永 7) 11. 4	【安政東海地震】五ヶ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋 7 割潰れ、鰍沢では住家 9 割潰れ、死 150(M8. 4)(新編日本被害地震総覧:1989、地震の辞典:1987) 甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す(甲府略志)
1891(明治 24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震(M6. 5)、北都留郡で地割れ数カ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898(明治 31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震(M5. 9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902(明治 35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震(M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915(大正 4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震(M5. 9)、甲府市水道管亀裂 4~5 カ所
1918(大正 7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6. 3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7~8 カ所
1923(大正 12) 9. 1	【関東大地震】(M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1, 761 棟、半壊 4, 992 棟、地盤の液状化現象 3 カ所
1924(大正 13) 1. 15	【丹沢地震】(M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 カ所
1944(昭和 19) 12. 7	【東南海地震】(M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 カ所等(山梨日日新聞)
1976(昭和 51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震(M5. 5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 カ所、田畑 31 ヶ所、農業用施設 79 カ所等
1983(昭和 58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震(M6. 0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 カ所、農林業用施設 55 カ所、道路 21 カ所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円
1996(平成 8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震(M5. 3)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3, 901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
2001(平成 13) 12. 8	神奈川県西部を震央とする地震(M4. 6)、上野原では最大震度 5 弱を観測 大月市では震度 2 であった。

2011(平成 23)3. 11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0 の地震が発生、県内最大震度は 5 強を観測し、軽傷 2 名、住家の一部破損 4 棟、断水 4,780 戸、停電 14 万 5 千戸 大月市では震度 4 を観測
2011(平成 23)3. 15	静岡県東部を震央とする地震(M6.4)、県内最大震度 5 強を観測 大月市では震度 4 を観測
2012(平成 24)1. 28	山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、県内最大震度は 5 弱を観測 大月市では震度 4 を観測
2021 (令和 3) 12. 3	山梨県東部・富士五湖を震源とする地震(M4.8) 大月市で県内最大震度である 5 弱を観測 勤労青年センター等でガラスにひび、外壁の一部はがれ、備品の散乱等の被害

第2章 一般災害予防計画

第1節 防災組織の充実

総務管理課 消 防 本 部

第1 大月市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務（大月市防災会議条例第2条）

- （1） 大月市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大月市水防計画を調査審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員（大月市防災会議条例第3条）

- （1） 市長（会長）
- （2） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- （3） 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （4） 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （6） 市の教育委員会の教育長
- （7） 市の消防長及び消防団長
- （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- （10） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

資料編 ・大月市防災会議委員名簿 資料-4
・大月市防災会議条例 資料-13

第2 大月市災害対策本部

大月市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」別表1、別表2に定めるところによる。

第3 大月市水防本部

水防管理団体として、水防本部を設置する。ただし、水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をする。

第4 自主防災組織

本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という「自助」の考え

を持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合う「共助」は、災害対策上重要であるとともに「減災」の観点からも有用である。

そのため、総務管理課及び消防本部は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や 地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、自主防災組織の編成については、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには多様な人材が含まれるように女性をはじめとした多様なリーダーの育成を図ることとする。

＜自主防災組織の活動内容＞

平常時	発災時
・避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ・情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護及び避難所の開設・運営等の防災訓練の実施 ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検、物資等の備蓄等 ・必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・救出・救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ・避難行動要支援者の安全確保等 ・避難所の開設、運営

第5 事業所

市内事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が入り出る施設における施設管理者に対し、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

第2節 防災知識の普及に関する計画

総務管理課	教育委員会
消防本部	消防団

防災業務に従事する職員及び一般市民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

内 容	方 法
・災害対策活動の概要 ・防災関係職員としての心構え ・災害時の役割分担 ・防災行政無線の取扱方法 ・災害の基礎知識 ・災害に関する地域の危険性 ・災害に備えた食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備	・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市及び消防本部は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、正しい知識の普及に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、その他の特に配慮を要する者等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

内 容	方 法
・災害に関する一般知識 ・地域防災計画の概要 ・災害に備えた食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備 ・避難所等の避難対策に関する知識 ・火災予防に関する事項 ・住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項 ・屋内、屋外における災害発生時の心得 ・災害危険箇所 ・防災訓練、自主防災活動の実施等	・広報紙の活用 ・防災ホームページの活用 ・新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用 ・防災行政無線、CATVの活用 ・SNSの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料の作成、配布 ・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災・気象情報のインターネット等への配信 ・ハザードマップの配布

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座その他各種教育講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターには、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、児童・生徒等の課外活動、また一般市民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視 聴 覚 教 室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図 書 、 相 談 室		400冊
訓 練 、 実 習 室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等
山 梨 県 立 防 災 安 全 センター		中央市今福991(055-273-1048)

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3節 防災訓練に関する計画

各課共通

市は、災害発生時等に効果的な防災活動の実施と、訓練による減災を目指して、次の訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び市民と連携して、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施するものとする。

参 加 機 関	訓 練 重 点 事 項
・大月市 ・県、近隣市町村、自衛隊等関係機関 ・自主防災組織 ・ボランティア組織 ・一般市民 ・事業所	・情報通信連絡訓練 ・災害対策本部設置・運営訓練 ・避難訓練 ・救出・救護訓練 ・災害警備訓練 ・消防訓練 ・水防訓練 ・救援物資輸送・調達訓練 ・防疫訓練 ・給水訓練 ・炊き出し訓練 ・応急復旧訓練

第2 個別訓練

1 非常通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

- (1) 参加機関
市、県及び山梨地区非常通信協議会構成員
- (2) 実施時期及び実施方法
関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

2 避難訓練

- (1) 学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。
- (2) 防火管理者を置かない程度の施設の管理者も（1）に準じて行うものとする。
- (3) 高齢者、障害者、外国人、妊産婦、幼児その他の特に配慮を要する者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努める。
- (4) 学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。
 - ア 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
 - イ 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
 - ウ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

3 自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等の自主防災組織が計画に従い訓練を行う。訓練を行うにあたっては、消防職員、消防団員等防災関係に従事する市職員を派遣する他、大月市地域防災リーダー養成講習会修了者や、防災士を中心として、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

また、多様な視点を反映することが重要であることから「女性だから」といった理由で当然のように炊き出し等の役割を割り当てるなど、性別や年齢等によって役割が固定化されないよう十分に配慮することが求められる。

4 防疫訓練

- (1) 職員の訓練
常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。
- (2) 器具、機材等の整備
最低限常備する必要がある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物件については、子育て健康課においていつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

5 消防訓練

市消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

- (1) 実施期間
火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。
- (2) 実施場所

火災のおそれのある地帯、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

6 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施するものとする。

- (1) 指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に係る職員を動員して水防訓練を行うものとする。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

災害応急活動に必要な設備の整備を次のとおり推進する。

第1 避難所

災害時における被災者の避難所をあらかじめ選定しておくものとする。選定にあたっては、災害に対し安全な施設であることはもとより、給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編	・指定避難所	資料-92
	・地区避難所	資料-93

第2 防災拠点施設

老朽化と耐震性能の不足が課題となっている市役所本庁舎は、大規模災害時をはじめ、あらゆる災害時における災害対応の防災拠点として、早急に耐震性能を確保しなければならない。

また、市民サービスの低下はもとより、人命に対する被害等が生じるおそれがあるため、早期に建替えを検討し、耐震改修等による整備を進める。

加えて、本部施設が被災して、使用できなくなった場合の代替施設・設備についても、計画的にメンテナンスや改修を加え、機能の強化に努める。

第3 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政無線等の通信施設の一層の充実を図る。

施設の概要は、本編第2章第12節「情報通信システム整備計画」のとおりである。

第4 倉庫等の充実

市防災備蓄倉庫については、耐火・耐震構造とするとともに、水防資材の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。

第5 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は、各自主防災組織にあっては組織の長が、各施設（機関）・各事業所にあっては施設責任者が、消防団にあっては各分団長が当たり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、災害警備活動用資機材等とする。
- 3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

- 4 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、食物アレルギーを有する者、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。

第5節 消防予防計画

総務管理課 消 防 本 部
消 防 団

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力等の充実化

市は消防力の充実強化に努めるとともに、県はこれに必要な指導・助言を行う。

（1）自治体消防力の充実強化

ア 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

資料編	・ 消防力の整備状況 資料-85
	・ 防火水槽設置状況 資料-85
	・ 消防資機材保有状況 資料-87

イ 女性消防吏員、女性消防団員の活躍推進

人口減少に伴う地域の防災力低下に対応するため、女性の参画を促進し、多様な視点を活かした消防体制の充実を図る。あわせて、女性が安心して活動できる環境を整備し、誰もが力を発揮できる柔軟で持続可能な消防組織の構築を目指す。

ウ 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

エ 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発活動をホームページ等活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

(2) 地域の自主防災組織の整備強化

ア 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

イ 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

ウ 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

(3) 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

ア 消防力等の整備

イ 防災のための調査

ウ 防災教育訓練

エ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

オ 災害時の避難、救助及び救急方法

カ その他災害対策に関する事項

を大綱とした市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると

認めるときは、これを修正するものとする。

(4) 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市は、既に締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 市は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結推進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

消防法第4条の規定により、消防本部は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、大月市火災予防条例（昭和37年条例第13号）に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等と連携して、火災予防週間及び防災週間を始め消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。したがって、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資料編	・ No. 1 消防相互応援協定 資料-32
	・ No. 2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32
	・ No. 5 大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定 資料-32

第4 林野火災予防対策

本市の林野面積は、市域の約87%を占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市及び消防本部は、市民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど、市民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市及び消防本部は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上次の事項等について計画するものとする。

（1）防火管理計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

（2）消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防ぎょ鎮圧計画
- エ 他市町村等応援計画
- オ 資機材整備計画
- カ 防災訓練実施計画
- キ 啓発運動推進計画

4 火災防ぎょ体制の整備

大規模な林野火災が発生し延焼拡大、その他重大な事態となるおそれがある場合は、防災ヘリコプターによる空中消火活動を行うものとし、災害対応拠点の確保や消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほ

か、消火資機材等の整備を行い地域の実情に即した防ぎょ体制の確立を図る。

5 監視体制の強化

市及び消防本部は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。市民及び入山者への火災警報の周知は、広報車による巡回、市防災行政無線等を活用するほか、打鐘、サイレン等消防信号により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき時期、許可条件等について十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

6 予防施設、資機材等の整備

消防本部及び関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

7 自衛消防組織の確立

大月市森林組合は、市、県と密接な連絡をとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等につき、あらかじめ消防計画を策定し、自衛体制の強化を図るものとする。

8 防火思想の普及

消防本部は、林野火災の発生期を中心に、登山口、林道、樹木等へのポスター、標識板等の設置並びに広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

第6節 風水害等災害予防計画

産業観光課	建設課
消防本部	消防団

第1 山地の災害予防

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、予防治山事業を県に働きかけ、推進する。

本市には、崩壊土砂流出危険地区222箇所、山腹崩壊危険箇所31箇所、地すべり危険地区3箇所があるが、特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者利用施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、山地災害の予防対策として積極的に県に要請する。

資料編	・ 山地災害危険地一覧	資料-64

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

4 保安林の整備

災害時による保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

第2 河川対策

市は、河川の重要水防区域等に対し、関係機関と連携し、河川構造物の整備、改修を推進する。

特に出水期には、災害予防対策として点検活動の強化が有用であることから、警戒を強めることとし、点検による維持と改修に努める。

資料編 ・重要水防区域一覧 資料-74
・水位観測所一覧 資料-91

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び、洪水予報河川、水位周知河川の指定区間を除く、住宅等の防護対象のある県管理河川（以下、その他の河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

本市における指定状況は、以下のとおりである。

【大月市内の洪水浸水想定区域】

河川名	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
桂川	令和4年9月	山梨県
恵能野川	令和7年6月	山梨県
大鹿川	令和7年6月	山梨県
男川	令和7年6月	山梨県
笹子川	令和7年6月	山梨県
藤沢川	令和7年6月	山梨県
北方川	令和7年6月	山梨県
真木川	令和7年6月	山梨県
宮川	令和7年6月	山梨県

2 警戒避難体制の整備

市では、洪水浸水想定区域ごとに水害に関する情報の収集及び伝達、警報の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制等について、本編第3章第7節「予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画」、同章第19節「避難計画」により対応を行う。

また、洪水浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう水害に関する情報等の周知に努める。

3 ダムによる洪水調節

葛野川沿いの地域は、梅雨期や台風時に降雨量が多く、出水による被害を受けてきた。このため、災害復旧工事や河川改良工事などの治水事業が継続して行われてきたが、災害の防除には、ダムによる洪水調節が最も有効であるとして、洪水調節、取水の安定化、河川環境の保全や水道用水の確保を目的として多目的ダムが建設された。

このため、市は、貯留水の放流については、管理者との情報伝達体制の整備を十分に図るものとする。

【深城ダムによる洪水調節の現況】

完成	平成17年3月
計画高水流入量	400 m ³ /S
調節量	200 m ³ /S
放流量	200 m ³ /S
平常時最高貯水位	625.5 m
洪水時最高水位	629.5 m
洪水貯留準備水位	610.5 m
	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(6月1日～9月30日)は水位を610.5mに下げて洪水時最高水位までの19.0mを利用して洪水調節を行う。

第3 砂防対策

1 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市には、土石流危険溪流として指定されたものが、150溪流存在する。これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

2 地すべり対策

本市には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が4箇所（林政関係2、土木関係2）あるため、県に要請して積極的に対策工事を推進する。また、指定以外の危険箇所についても、県に対し指定の促進を図り、現地の監視を強化しながら対処していく。

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。そこで、次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施す等の

改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

本市には、資料編に掲げるとおり、急傾斜地崩壊危険区域が47箇所、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が54箇所ある。このうち急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく指定箇所である。

なお、指定された地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧 資料-35

第5 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における災害予防対策

1 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく警戒区域等の指定については、本市の意見を聴いて県が行うこととなっており、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

本市には、資料編に掲げるとおり、土砂災害警戒区域853箇所（急傾斜地の崩壊区域598か所、土石流区域236か所、地滑り区域19か所）が指定されている。

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど県と連携して、特定開発行為の許可、建築物の構造制限、移転等の土砂災害ソフト対策を推進する。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧 資料-42

2 警戒避難体制の整備

市では、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制等について、本編第3章第7節「予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画」、同章第19節「避難計画」により対応を行う。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の周知に努める。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域等内の要配慮利用施設一覧 資料-63

第6 ハザードマップの公表

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における円滑な警戒避難体制を確保するため、洪水・土砂災害ハザードマップ等を作成配布した。今後も風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、警報発表時、地震・地殻活動情報入手時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報誌等により啓発に努める。

第7節 農地災害予防計画

産業観光課

農業用施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

第1 農業施設

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

1 ため池保全対策

本市の老朽ため池の状況は、資料編に定めるとおりである。

小篠地区のため池については、昭和61年から平成2年にかけて整備が行われており、小田地区、藤沢地区のため池は、現状では漏水していない。しかし、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくものとする。

資料編 ・主たる老朽ため池の所在地及び整備状況 資料-74

2 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第2 農作物に対する措置

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（昭和56.4.1改正）」に基づき、台風等による風水害に対しては、気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

第3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第8節 建築物災害予防計画

総務管理課 建設課
地域整備課 消防本部

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築物の不燃化

1 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

本市においては、ＪＲ大月駅周辺の市街地２．５９haが防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

２ 市営住宅の不燃化

市は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

第２ 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

本市においては、市中心部の国道２０号線沿い２．１２haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行っている。

第３ 公共施設災害予防計画

１ 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される市役所、不特定多数の者が集まる公共施設、災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に調査を実施し、県の整備計画に合わせて、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建築物の建設の促進を図る。

２ 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (１) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (２) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (３) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (４) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第９節 文化財災害予防計画

教育委員会	消防本部
消防団	

第１ 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本市の文化財の現況は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 文化財一覧 資料-102

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された文化財の保護は、県及び市の教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び市の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び大月市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）による文化財は、県及び市が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

3 文化財の管理責任

- （1） 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- （2） 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。

これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定文化財では50%を上限とする。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 特殊災害予防対策計画

総務管理課	産業観光課
消防本部	消防団

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関と相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実

施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防職員、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、特殊災害対応資機材、測定器、検知器マニュアル等の強化を図る。

資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧 資料-88

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、ガス事業者と連携して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の指示

資料編 ・ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等一覧 資料-88

第 1 1 節 原子力災害予防対策計画

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力（株）福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害⁵とは無縁であった山梨県にも、風評被害や心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

県内には、原子力施設が存在せず、最も近い中部電力（株）浜岡原子力発電所の原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」^(※)にも、本市をはじめ山梨県内の地域は含まれていない。中部電力（株）浜岡原子力発電所については、山梨県の南部県境までの距離が約 70 km あり、大月市までの距離は約 120 km である。

しかし、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質⁶及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改訂を受け、見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。（ア～イは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合）

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（概ね半径 5 km）

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Zone）

緊急防護措置を準備する区域（概ね 30 km）

第 1 最も近い原子力事業所⁷

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30	H21.1.30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

第 2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県

⁵ 原子力災害：原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害（原子力緊急事態（原災法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態）により国民の生命、身体又は財産に生じる被害）をいう。

⁶ 放射性物質：原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。

⁷ 原子力事業所：原災法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。

及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

第3 原子力災害に関する市民等への知識の普及と啓発

市は、県と連携し、次の内容について、市民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第12節 情報通信システム整備計画

総務管理課

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

また、災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

定期的に子局の保守点検を行い、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編 ・ 市防災行政無線設置状況 資料-75

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、消防等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 市内で利用可能な無線施設 資料-77

第4 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、ホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 C A T Vの有効活用

本市には、C A T V放送として、(株)ケーブルネットワーク大月が開局している。C A T Vは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効である。

市は、今後、(株)ケーブルネットワーク大月と災害時における情報提供等について、協定を締結するなど協議を図っていくものとする。

3 アマチュア無線団体の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、防災訓練等を通して、あらかじめ市内アマチュア無線団体との協力体制の確立を図るものとする。

4 防災行政無線情報伝達の多重化

防災行政用無線の放送内容をはじめ、各種災害関連情報や防犯に関わる情報等を市民に文字情報として伝えるため、メール・大月市公式LINE・各種SNSなどの様々なシステムを利用し、情報伝達の多重化を図る。

5 緊急速報メール

携帯電話事業者の自治体向け災害情報伝達サービスを利用して、市内に居る市民及び観光客等に緊急情報（避難情報やテロ等）の提供を行っていく。

第13節 要配慮者対策の推進計画

総務管理課	市民課
福祉介護課	子育て健康課

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の災害対応力の弱い、市内に居住する要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

市では、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂版）等に基づき、これまで災害時要援護者支援対策を推進してきた。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年8月に国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）に基づく、要配慮者対策に取り組むものとする。

第1 要配慮者対策

1 要配慮者と避難行動要支援者

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第17号）妊産婦、在宅難病患者なども配慮を

要する者となる。その内、特に発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者を「避難行動要支援者」という。

これまで一般的な用語としては「要援護者」又は「災害時要援護者」が用いられてきたが、災害対策基本法（平成25年6月改正）において用語が整理されたことから、地域防災計画上の記述は法律記述の文言である「要配慮者」及び「避難行動要支援者」で整理するものとする。

なお、「要配慮者」・「避難行動要支援者」と類義であるが、大月市災害時要援護者登録制度実施要綱（平成17年9月1日告示第53号）による「要援護者」・「災害時要援護者」等については区別する。

2 避難行動要支援者名簿

市は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

（1） 名簿に登載する者の範囲

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する者で、具体的には以下のとおりとする。

ア 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚の障害程度が1級若しくは2級、聴覚の障害程度が2級又は平衡機能の障害程度が3級の者

イ 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者

ウ 精神障害者のうち、その障害の程度が1級の者

エ 要支援者又は要介護認定の一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援者、又は要介護認定の者

オ 要介護3以上の者のうち在宅で生活をしている者

カ その他支援を必要とする者

（2） 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿には避難行動要支援者に関する次の情報を記載する。

（ア）氏名

（イ）生年月日、年齢

（ウ）性別

（エ）住所又は居所

（オ）電話番号その他連絡先

（カ）避難支援等を必要とする事由

（キ）その他、避難行動等の実施に関し、市長が特に必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市保有情報（住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳等）を集約する。

また、ア（キ）に該当する者については、本人又は家族からの申請に基づき情報を把握する。

（3） 名簿の更新に関する事項

原則、年1回更新する。

(4) 避難支援等関係者となる者

- ア 大月市消防本部
- イ 大月警察署
- ウ 民生委員
- エ 市社会福祉協議会
- オ 消防団
- カ 自主防災組織

(5) 名簿の共有に関する事項

名簿は市内部において、避難支援等の実施に必要な限度で共有する。

(6) 名簿の管理に関する事項

名簿の提供を受けた関係各課等は、名簿情報の適正な管理により、情報漏えいを防止するため、次の措置を講ずることとする。

- ア 避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ウ 避難行動要支援者名簿は、原則として、担当する地域の避難支援者情報に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

また、避難行動要支援者名簿の取り扱い者を限定するよう指導する。

3 個別避難計画の作成と取扱い

(1) 個別避難計画の作成

市は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の提供

市は、大月市消防本部、大月警察署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体と連携し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

4 大月市災害時要援護者登録制度実施要項

この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

資料編 ・ 大月市災害時要援護者登録制度実施要綱 資料-17

第2 要配慮者に対する事前対策

1 日常地域活動の充実

(1) 福祉介護課、大月市社会福祉協議会、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、避難行動要支援者に対する救援活動を円滑に実施するため、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。

また、災害時に自主的な活動ができるよう、地域の関係機関と情報交換を行う。

(2) 避難行動要支援者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。また、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供するように努める。

2 関係福祉団体との連携強化

福祉介護課は、避難行動要支援者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

(1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて避難行動要支援者の防災行動力を高める。

(2) 関係福祉団体を通じて、避難行動要支援者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努める。

(3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

3 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障害者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、広報誌やハザードマップを活用し災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

(3) 地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

4 避難誘導體制

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会、手話通訳、ガイドヘルパー等と連携し、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

5 避難所における対応

市は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行

い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6 福祉避難所の開設

避難行動要支援者の避難については、消防団、自主防災組織等の協力を得て、まず身近な地区避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース（福祉避難室）」を設定して収容する。

避難所生活が長期に及ぶ場合、福祉避難所を開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、必要なスタッフを確保し、避難行動要支援者を当該施設へ移送する。

資料編	・指定避難所と指定緊急避難場所	資料-92
	・地区避難所	資料-93
	・指定福祉避難所	資料-97
	・協定福祉避難所	資料-97

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

第3 観光客及び外国人対策

観光客や、外国人に対し、防災情報の提供、防災知識の普及に努めるものとする。

第14節 災害ボランティア支援計画

福祉介護課

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な対策を推進する上で大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの登録及び環境整備

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日ごろから市内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等）	市社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化が推進して自主的な運営ができるように協力する。

3	市内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 市社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 市社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中からボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 市社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舍、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

第2 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動
- 9 子供の遊び相手や高齢者の話し相手

第3 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営については、次のとおりとする。

- 1 市社会福祉協議会は、市と連携を図り、大月市総合福祉センターに市災害ボランティアセンターを設置する。
- 2 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の協力の下、運営を行う。

第4 災害ボランティアの受入れ体制の確立

市社会福祉協議会は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）が速やかに活動を行えるよう、市や県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立し、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

- 1 係機関等との連携
市は、市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンター（仮称）において、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援や関係機関等との連絡調整等を図る。
- 2 受け入れ体制の整備
災害発生時に社会福祉協議会においてボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

第5 ボランティアリーダー等の養成

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

第6 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

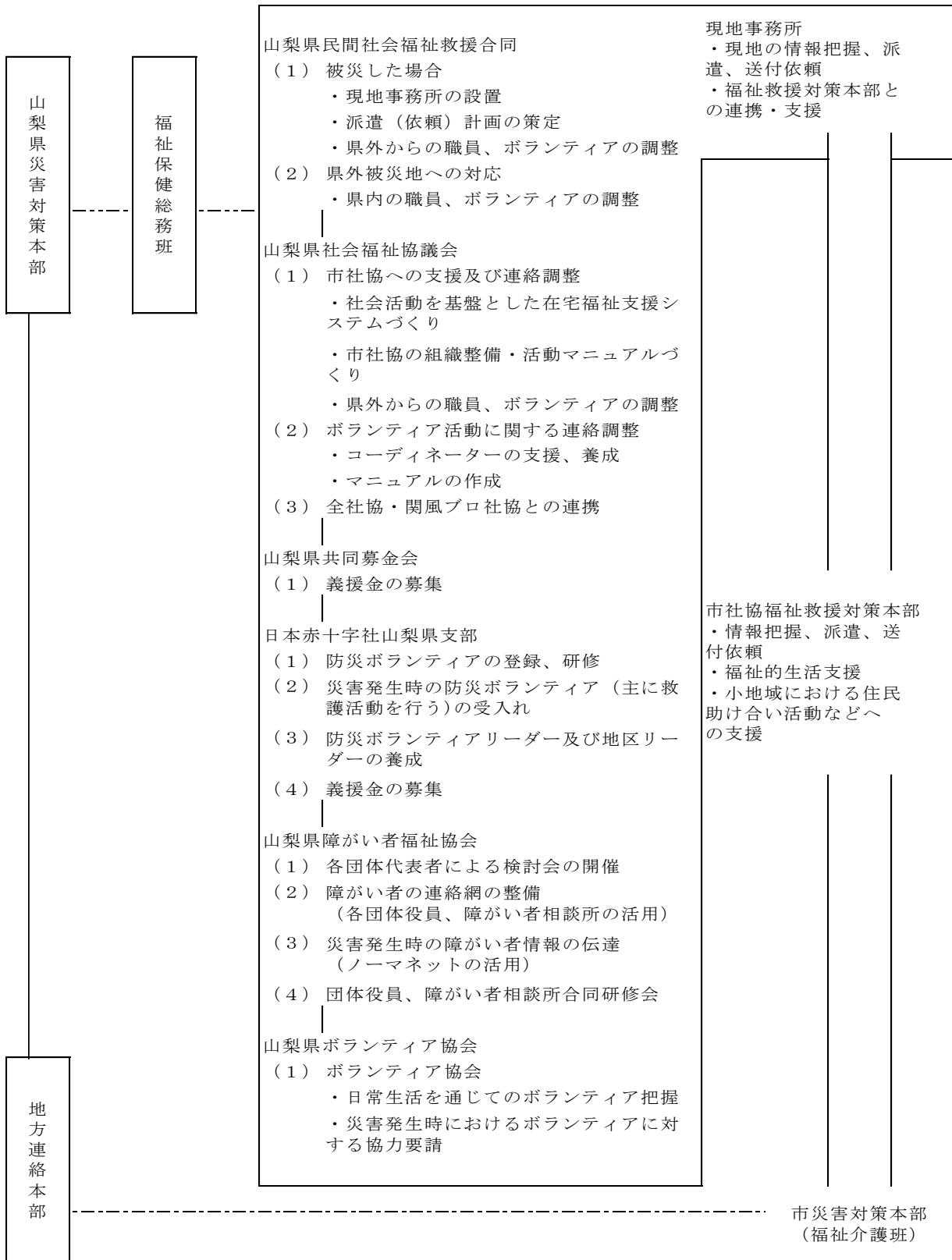
第7 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また、平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置されることとなる。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県民間社会福祉救援合同本部

全国社会福祉協議会
関プロ都県指定都市社協
日本赤十字社
NGO、NPO



第 1 5 節 受援体制

大規模災害時に市外関係機関等からの応援を受け入れる受援体制の整備を進める。受援体制の整備にあたって、市は、受援計画を作成するとともに、定期的な計画の点検や点検に 基づく研修・訓練等を行うものとする。

第3章 一般災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 災害対策本部設置前の警戒体制

1 警戒活動

総務管理課長は、次の2に掲げる「災害警戒本部」の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒活動を指示する。

項目	内容
配備基準	・第1配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備体制	・第1配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	・部等長 ・総務管理課長及び防災行革担当職員 ・秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課の課長及び課長が指名する職員
活動内容	・気象情報の収集・伝達 ・被害情報に関する情報収集 ・市民への災害情報の伝達 ・本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」にて市が行うべき災害応急対策のうち必要と認められる活動
活動の終止基準	・予想された災害の危険が解消したと認められるとき ・災害が拡大し、災害警戒本部へ移行したとき

2 災害警戒本部設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは災害警戒本部を設置する。

項目	内容
配備基準	・第2配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
設置、指揮の権限	・総務部長 ・総務部長不在等の場合は、総務管理課長
設置場所	・総務管理課
配備体制	・第2配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	・総務管理課職員全員 ・全部課等の長及び課等長が指名する職員 ・その他、情勢に応じて増員していくものとする。
活動内容	・気象情報の収集・伝達 ・被害情報に関する情報収集 ・市民への災害情報の伝達 ・本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」にて市が行うべき災害応急対策のうち必要と認められる活動
廃止基準	・予想された災害の危険が解消したと認められるとき。 ・災害が拡大し、災害対策本部へ移行したとき。

第2 災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき

は、市長は災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 大規模な被害が発生したとき。
- (2) 市域で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。
- (3) 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、庁舎内総務管理課に置く。ただし、本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、第 2 庁舎に設置する。本庁舎、第 2 庁舎とも被災した場合は、次の施設に設置する。

施設名	所在地	電話番号
花咲庁舎	大月市大月町花咲 1608-19	0554-22-2111
市立図書館	大月市駒橋 1-5-1	0554-22-4815
市民会館	大月市御太刀 2-11-22	0554-22-4811

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所正面玄関及び本部室前に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・班	庁内放送、市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「大月市職員参集メール」等
県	県防災行政無線、FAX、一般電話
大月警察署	一般電話等
市内関係機関	市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
出張所	一般電話等、市防災行政無線、メールマガジン「大月市職員参集メール」等
一般市民等	市防災行政無線、広報車、CATV、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
報道機関	一般電話、口頭、文書（放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1）等

資料編 ・ 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1） 資料-161

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副市長	第2順位 教育長	第3順位 総務部長

資料編 ・大月市災害対策本部条例 資料-15

第3 災害対策本部の組織

1 災害対策本部組織図

災害対策本部の組織図は、別表1に掲げるとおりとする。

2 各組織の役割

本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	災害対策本部組織図（別表1）参照	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各1名	本部会議の決定事項等の連絡を行う。
対策部長	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長、消防長	本部長の命を受け、対策部内の調整を行う。
班長	本部長が定める。	対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	班長の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の開催時期	・災害対策本部設置後 ・その他本部長が必要と認めたとき。
本部会議の構成員	・災害対策本部組織図（別表1）参照 ・その他本部長が指名するもの
事務局	・総務管理課
協議事項	・被害状況の把握 ・応急対策活動の調整 ・災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ・自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ・警戒区域の設定、避難の指示等 ・災害救助法の適用申請 ・応急対策に要する予算及び資金 ・国、県等への要望及び陳情 ・その他災害対策の重要事項

4 災害対策本部所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、別表2に掲げるとおりとする。

5 地域対策支部

各出張所に地域対策支部を設置する。所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

地域対策支部には、事前指名された地区担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等が集まり、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、地区担当職員等は本来の所属に戻り、地域対策支部は廃止する。

(1) 名称、位置、所管区域

名 称	位 置	電話番号	所 管 区 域
笹 子 出 張 所	大月市笹子町黒野田 1359-7	0554-25-2301	笹子町の区域
初 狩 出 張 所	大月市初狩町中初狩 100	0554-25-6051	初狩町の区域
七 保 出 張 所	大月市七保町林 943	0554-24-7018	七保町の区域
猿 橋 出 張 所	大月市猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	猿橋町（小篠地区を除く。）の区域
富 浜 出 張 所	大月市富浜町鳥沢 1979-1	0554-26-5301	富浜町の区域
			猿橋町小篠地区
			梁川町下畑地区
梁 川 出 張 所	大月市梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	梁川町（下畑地区を除く。）の区域

(2) 地域対策支部（各出張所）の活動内容

- ☐ 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- ☐ 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- ☐ 所管区域内の災害広報
- ☐ 所管区域内の被災者相談

(3) 地区担当職員の指名

市長は、各出張所近傍に居住する職員（おおむね徒歩60分で参集できる職員）を、あらかじめ地区担当職員として指名しておく。

第4 現地災害対策本部の設置

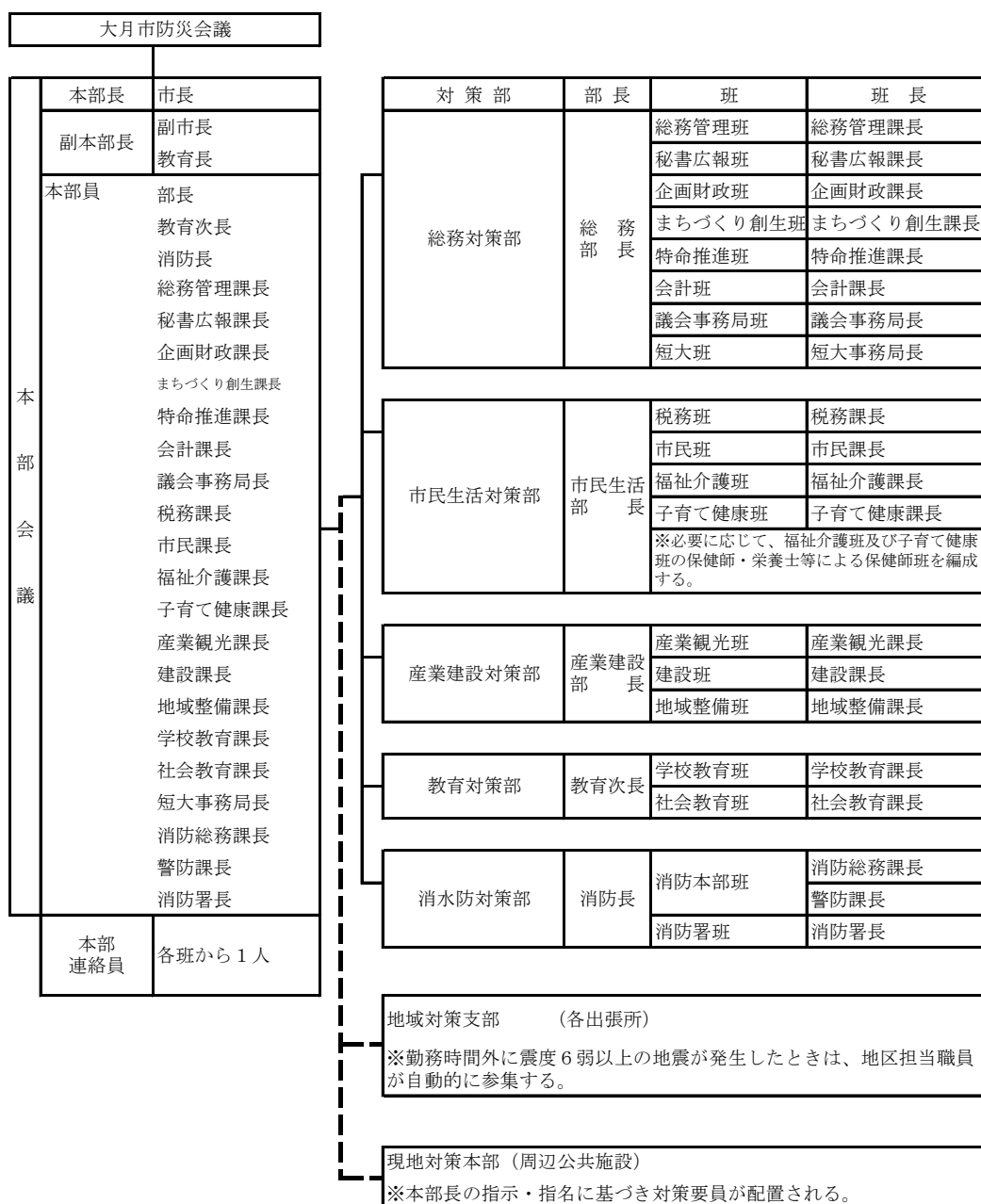
- 1 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第5 県の現地対策本部との連携

市は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、

密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。この場合、受入施設は、市対策本部設置施設内とする。

別表 1 災害対策本部組織図



別表２ 災害対策本部分掌事務

注１） 時期区分は次のとおりである。

初動：災害警戒又は発生～

応急：３日目～

復旧：８日目～

注２） ●は主担当、○は副担当を示す。

部（部長）名	班（班長）名	時期区分			分掌事務
		初動	応急	復旧	
総務対策部 (総務部長)	総務管理班 (総務管理課長)	●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
		●			本部会議の開催
		●			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		●			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		●			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		●			災害応急対策全般の調整
		●			気象情報の収集伝達
		●			県、関係機関との災害情報の交換
		●			住民組織（自主防災組織等）との連絡調整
		●			市域の災害情報の取りまとめ
		●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
		●			警戒区域の設定
		●			避難の指示等
		●			緊急通行車両の確認申請
		●			車両、燃料の確保、配車
			●		公共施設、公共空地の利用調整
		○			職員の動員配備
		○			水害の警戒活動
		○			土砂災害の警戒活動
	秘書広報班 (秘書広報課長)	●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			災害広報
		●			報道機関への協力要請、報道対応
		●			災害に関する写真、ビデオ等による記録
		●			職員の動員配備
			●		職員の給食、衛生管理
				●	見舞者等への応接、秘書
		○			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		○			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		○			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		○			災害応急対策全般の調整
				○	復興計画の企画立案
	企画財政班 (企画財政課長)	●			避難所の開設
		●			災害救助法の適用要請

			●		避難所の運営と支援
				●	災害応急対策に係る財政措置
				●	災害救助費関係資料の作成、報告
				●	復興計画の企画立案
		○			旅行者、滞在者の安全確保
				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入居者選定
	まちづくり創生班 (まちづくり創生課長)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	特命推進班 (特命推進課長)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	会計班 (会計課長)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
				○	義援金の受け入れ、保管、配分
	議会事務局班 (議会事務局長)	●			議員との連絡調整
		○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	短大班 (短大事務局長)	●			学生の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
市民生活対策部 (市民生活部長)	税務班 (税務課長)	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			●		物資集配拠点の設置
			●		民間建物等の被害調査
				●	罹災証明
		○			食料の確保、供給
		○			生活物資の確保、供給
			○		炊き出しの実施、支援
			○		物資の受け入れ、仕分け等
	市民班 (市民課長)	●			被災者台帳の作成と安否情報の提供
		●			食料の確保、供給
		●			生活物資の確保、供給
		●			納棺用品等の確保
		●			大月都留広域事務組合との連絡調整
		●			仮設トイレの設置
			●		炊き出しの実施、支援
			●		物資の受け入れ、仕分け等
			●		被災者相談
			●		遺体の埋葬
			●		し尿の処理
			●		生活ごみの処理
			●		動物の保護、収容（家畜を除く）
				●	がれきの処理

		○		食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			○	物資集配拠点の設置
			○	被災地の防疫
	(出張所)	○		所管区域内の住民組織（自主防等）との連絡調整
		○		所管区域内の災害情報の取りまとめ
		○		所管区域内の災害広報
			○	所管区域内の被災者相談
	福祉介護班 (福祉介護課長)	●		避難行動要支援者の安全確保、安否確認
		●		遺体の収容、安置
			●	ボランティアの活動支援
			●	避難所の要配慮者に対する応急支援
			●	福祉避難所の開設、運営
			●	要配慮者への各種支援
			●	義援金の受け入れ、保管、配分
			●	災害弔慰金等の支給
			○	炊き出しの実施、支援
			○	福祉仮設住宅の供給
	子育て健康班 (子育て健康課長)	●		医療救護所の設置、医師会、歯科医師会、薬剤師会への派遣要請
		●		富士・東部保健所への医療救護班の派遣要請、連絡調整
		●		医療救護活動の支援
		●		医薬品、資機材の確保
			●	被災地の防疫
		●		保育園児の安全確保、安否確認
		●		学童クラブ利用者の安全確保・安否確認
			●	応急保育
		○		生活物資の確保、供給
			○	ボランティアの活動支援
			○	物資の受け入れ、仕分け等
			○	被災者相談
			○	福祉避難所の開設、運営
	保健師班 (保健師・栄養士等)	●		災害時期に応じた進捗管理、保健師の体制調整
		●		健康課題に関する情報の整理・全体の分析
		●		施策の検討、支援チームへのオリエンテーション
		●		各種団体・保健所との連絡調整
		●		住民の健康課題の把握・個別の支援調整
産業建設対策部 (産業建設部長)	産業観光班 (産業観光課長)	●		土砂災害の警戒活動
		●		旅行者、滞在者の安全確保
			●	食料、生活物資等の安定供給及び価格の指導
			●	商工業関係の被害状況調査及び応急対策
			●	観光関係の被害状況調査及び応急対策
			●	農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策
			●	林産物及び水産施設の被害状況調査及び応急対策
			●	家畜及び畜産施設の被害状況調査及び応急対策

教育対策部 (教育次長)			●		家畜の保護、収容
		○			交通情報の収集、道路規制等の交通対策
		○			道路交通の確保
		○			避難の指示等
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
				○	がれきの処理
	建設班 (建設課長)	●			土砂災害の警戒活動
		●			警戒区域の状況把握、報告
		●			交通情報の収集、道路規制等の交通対策
		●			道路交通の確保
		●			住家、河川等の障害物の除去
				●	福祉仮設住宅の供給
				●	応急仮設住宅の建設等
				●	応急仮設住宅の入所者選定
				●	被災住宅の応急修理
		○			避難の指示等
		○			水害の警戒活動
	地域整備班 (地域整備課長)	●			飲料水の確保、供給
		●			東部地域広域水道企業団との連絡調整
		○			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			○		物資の受け入れ、仕分け等
				○	住家、河川等の障害物の除去
				○	福祉仮設住宅の供給
				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入所者選定
				○	被災住宅の応急修理
	学校教育班 (学校教育課長)	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
	社会教育班 (社会教育課長)	○			食料、生活物資、資機材の緊急輸送
		○			臨時ヘリポートの設置
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
			○		炊き出しの実施、支援
消水防対策部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長) (警防課長)	●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
		●			臨時ヘリポートの設置
		●			消防団との連絡調整
		●			避難誘導
				●	罹災証明（火災関係）
		○			気象情報、地震情報等の収集伝達
	消防署班	●			水害の警戒活動

	(消防署長)	●			消火活動
		●			救助活動
		●			救急活動
		●			遺体の搜索
		○			避難の指示等
各班共通					班内職員の動員配備 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各班の応援

第2節 職員配備計画

各課共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	注意配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報	・ 災害情報の収集を行う ・ 事態の推移に伴い、速やかに第1配備に移行できる態勢を整える	総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の自宅待機
	第1配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき、または火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる態勢を整える	・ 部等長 ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員 ・ 次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害警戒本部	第2配備	① 大月市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 次の特別警報の1以上が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ③ 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ④ 噴火警報：噴火警戒レベル4またはレベル5が発表されたとき。 ⑤ その他市長が必要と認めたとき	・ 情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢	・ 部等長 ・ 総務管理課職員全員 ・ 全課等長及び長が指名する職員 ・ その他、情勢に応じて増員してくものとする
災害対策本部	第3配備	① 大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ④ 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 各課等の配備体制

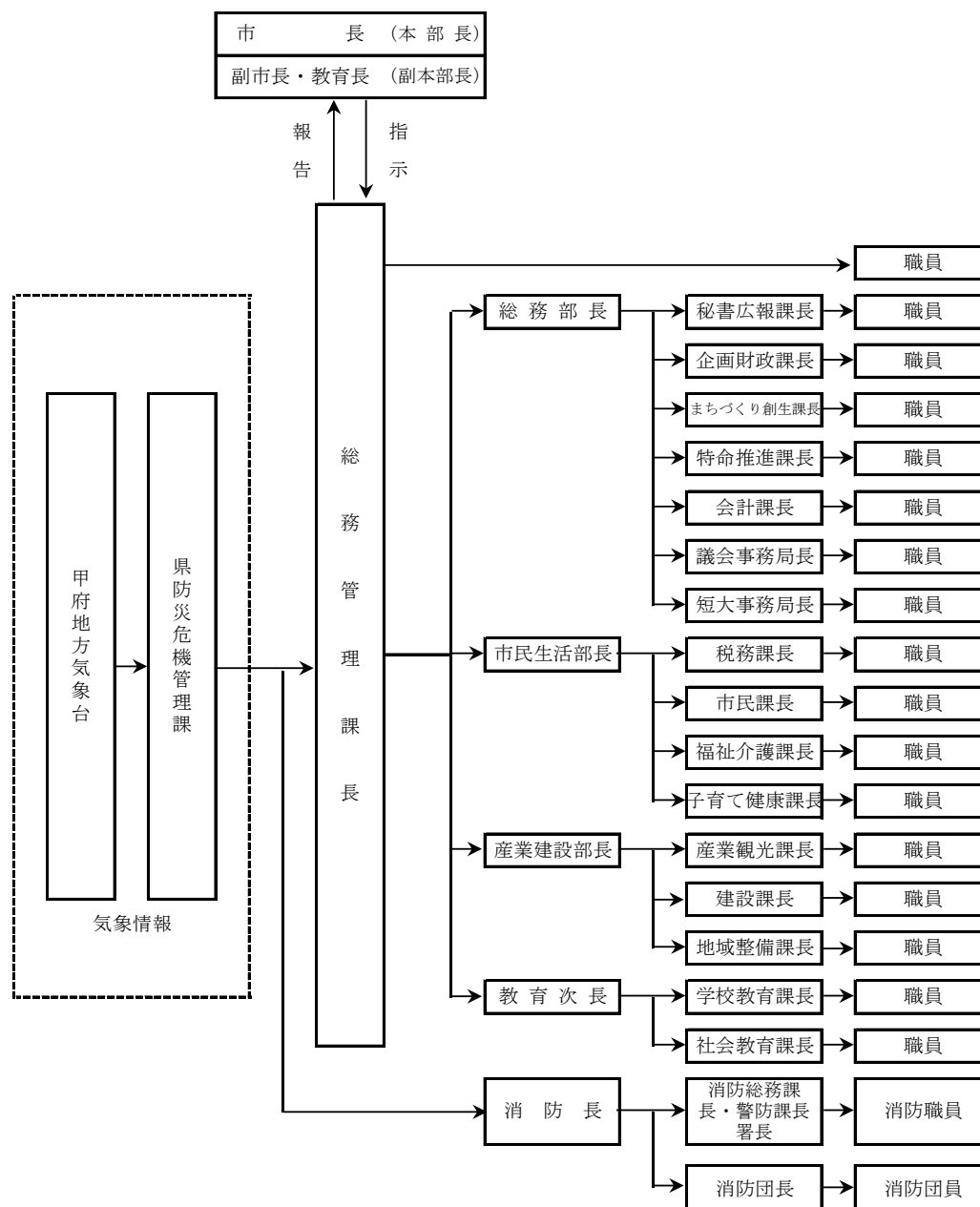
平常時課等名			災害警戒 本部体制	災害対策 本部体制
	注意配備	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
部等長		全員	全員	全 職 員
総務管理課	課長及び防災行革 担当 2 名以上の自 宅待機	課長及び防災行革 担当職員	全員	
秘書広報課		課長及び指名職員	課長及び指名職員	
企画財政課			課長及び指名職員	
会計課			課長及び指名職員	
まちづくり創生課			課長及び指名職員	
特命推進課			課長及び指名職員	
議会事務局			局長及び指名職員	
税務課			課長及び指名職員	
市民課			課長及び指名職員	
福祉介護課			課長及び指名職員	
子育て健康課			課長及び指名職員	
産業観光課		課長及び指名職員	課長及び指名職員	
建設課		課長及び指名職員	課長及び指名職員	
地域整備課		課長及び指名職員	課長及び指名職員	
学校教育課			課長及び指名職員	
社会教育課			課長及び指名職員	
短大事務局		※ 短大の定める基準による		
消防本部		※ 消防本部の定める基準による		

第2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

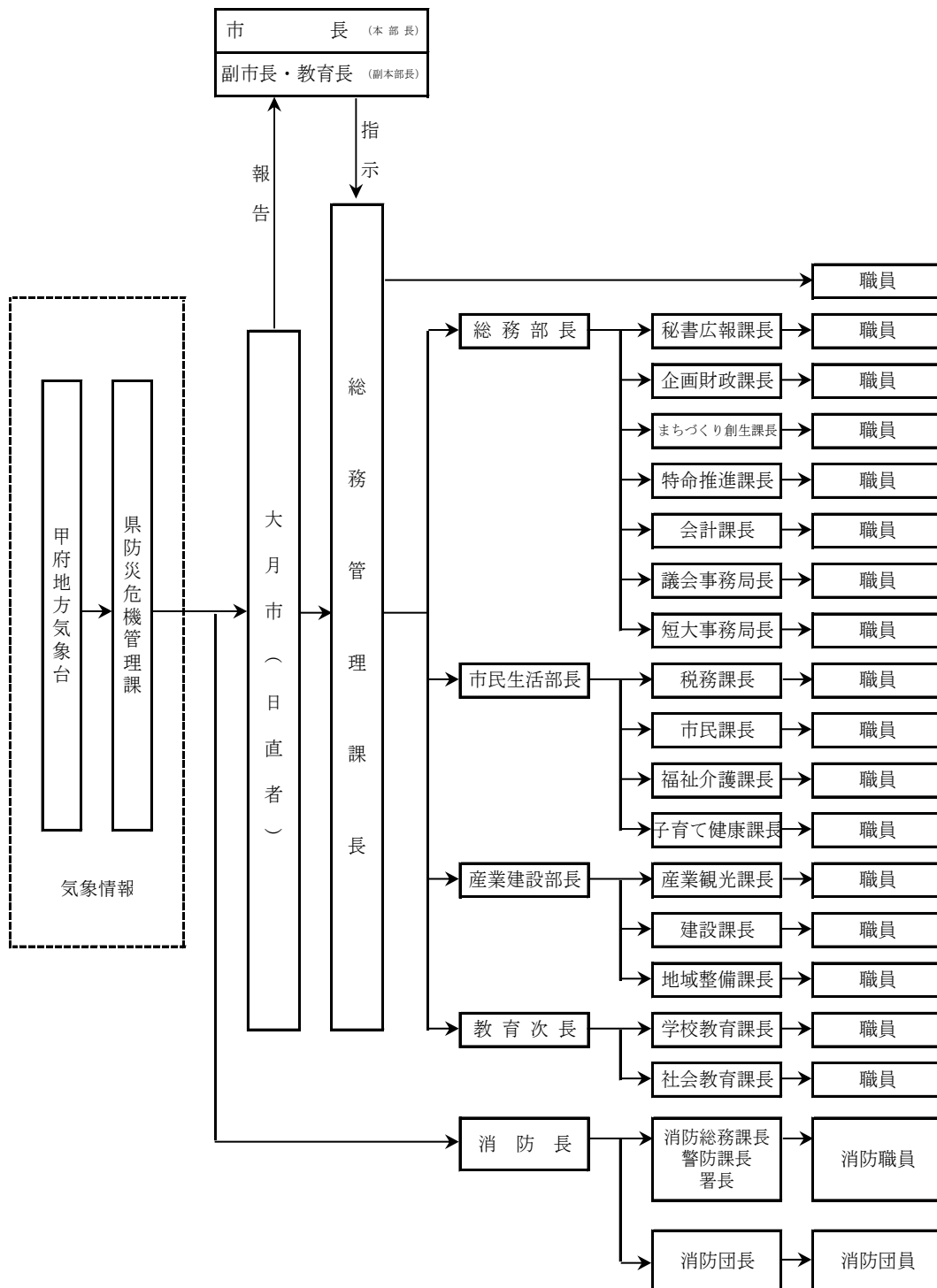
1 勤務時間中における伝達

- (1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務管理課長は、非常配備を伝達するとともに庁内放送により徹底させる。
- (2) 総務管理課長からの連絡を受け、各部課長等は直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外、休日における伝達体制は、次の図のとおりとするが、第1の1「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

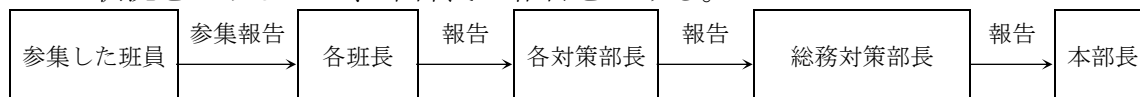


3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。ただし、交通途絶等で困難なときは、最寄りの出張所若しくは避難所へ参集する。

4 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、総務対策部長に要請するものとする。

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、要請により、他の対策部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。
- (3) 大規模災害が発生した場合で職員の参集率が低い場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部会議（本章第1節第3「災害対策本部の組織」）を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

総務管理課 消防本部

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。（別表1「緊急運航連絡系統図」参照）

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

- 2 市の消防力のみでは防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができる。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 山梨県が定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場

合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

市長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。（別表2、別表3参照）

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編	・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 資料-32
	・飛行場外離着陸場等一覧 資料-82
	・ヘリコプター主要発着場一覧 資料-82
	・協定に基づくヘリポート 資料-82

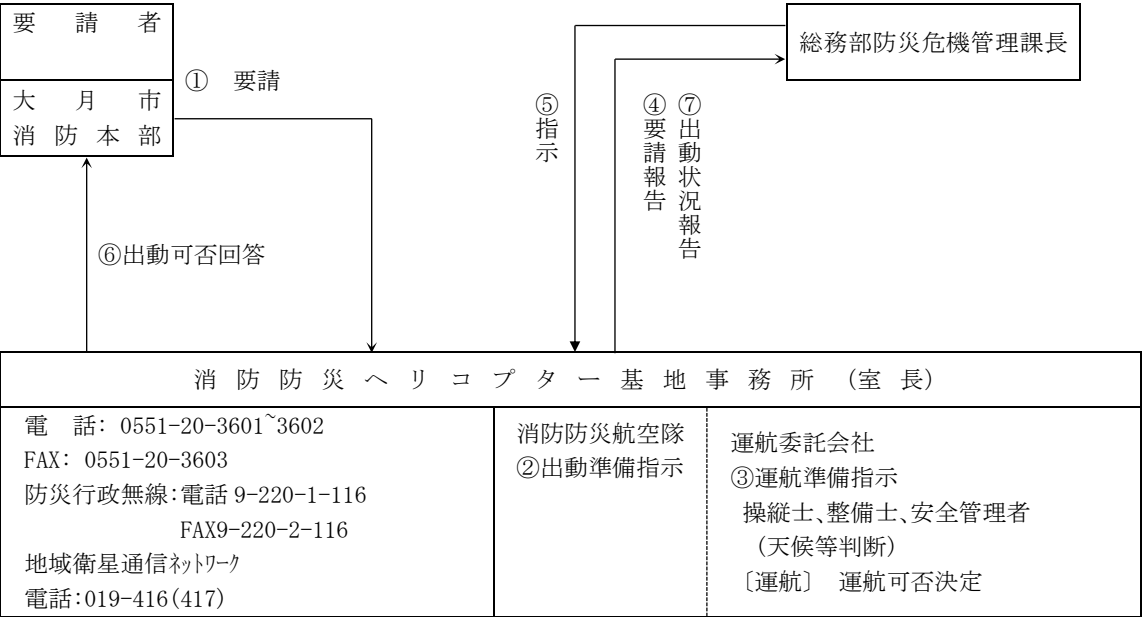
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

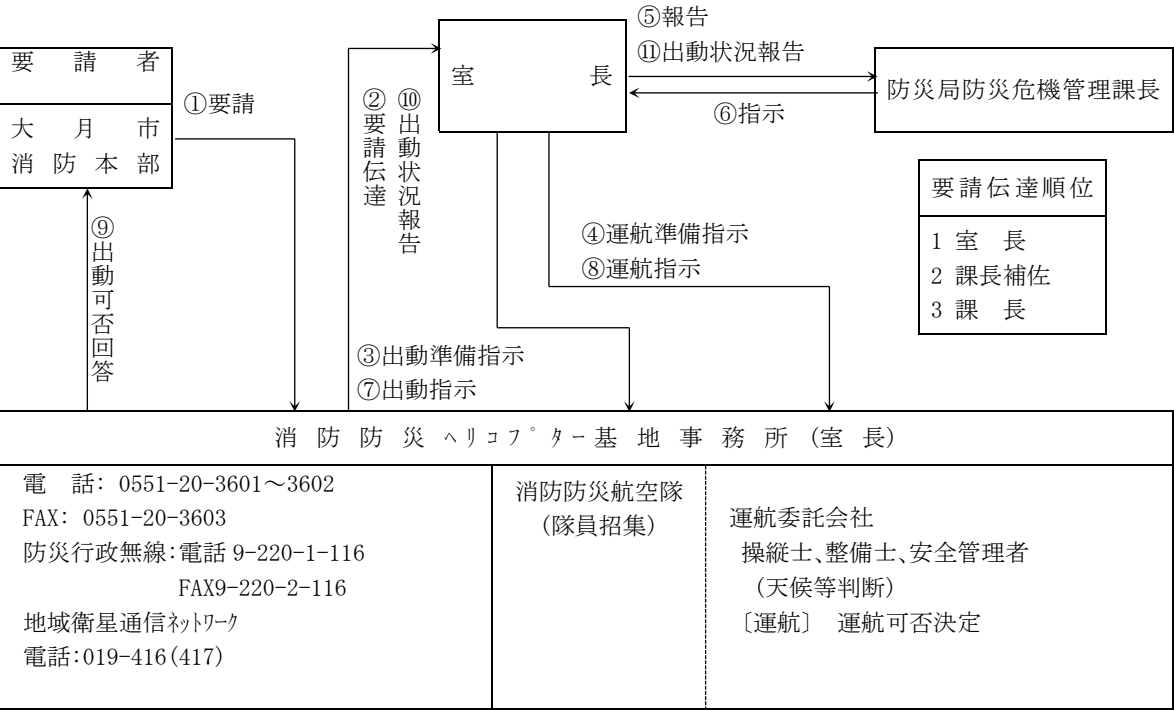
別表 1

緊急運航連絡系統図

1 緊急運航連絡系統図

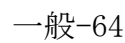


2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



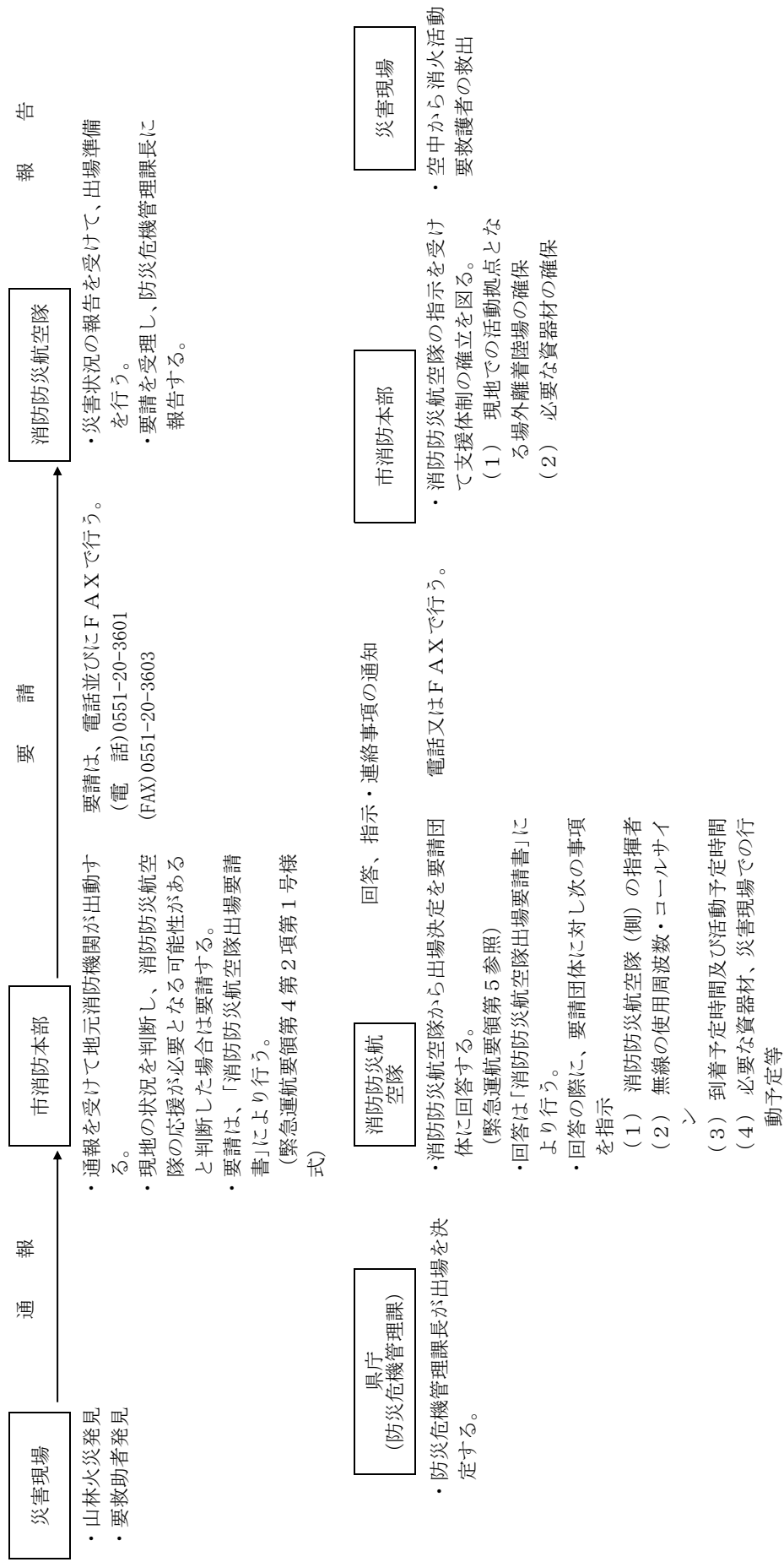
（夜間の場合） 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

救急搬送の流れ (転院搬送の場合) ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第4節 応援協力要請計画

総務管理課

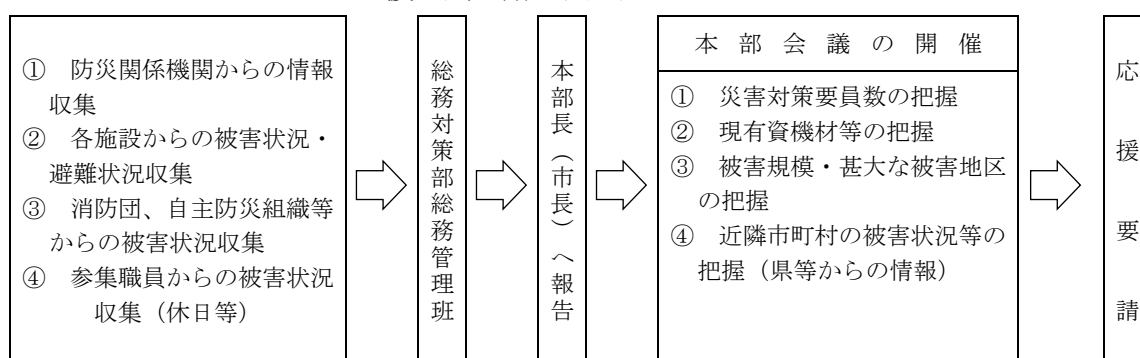
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、本章第8節「被害情報等報告計画」により被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はまず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。
(災害対策基本法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を

記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定を締結している。

締結している協定は、資料編に掲げるとおりであるが、これら締結先の市に対し、協定に基づき応援を要請する。

なお、県内の締結市連絡先は、次のとおりである。

市 名	電話番号	衛星系番号
甲 府 市	055-237-1161	201
富 士 吉 田 市	0555-22-1111	202
都 留 市	0554-43-1111	204
韮 崎 市	0551-22-1111	207
南アルプス市	055-283-1111	390
甲 斐 市	055-276-2111	381
笛 吹 市	055-262-4111	321
北 杜 市	0551-42-2111	403
上 野 原 市	0554-62-3111	441
山 梨 市	0553-22-1111	205
甲 州 市	0553-32-2111	203
中 央 市	055-274-1111	385

資料編	・No.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No.28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32

2 消防応援の要請

(1) 県内への消防応援要請

市長又は消防長は、大規模災害で必要と認めるときは、資料編に掲げる協定に基づき、県内の他市町村又は消防長に対し、応援を要請する。

(2) 県外への消防応援要請

市長は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

資料編 ・ NO. 2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32

- ・ NO. 1 消防相互応援協定 資料-32
- ・ NO. 5 大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定 資料-32
- ・ No. 6、No. 7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 資料-32
- ・ 飛行場外離着陸場等一覧 資料-82
- ・ ヘリコプター主要発着場一覧 資料-82
- ・ 協定に基づくヘリポート 資料-82

3 郵便局に対する協力要請

市は、資料編に掲げるとおり大月郵便局と災害時における覚書を交わしている。このため、避難場所、物資集積場所等の用地及び避難先、被災状況等の情報の相互提供等、必要を認める場合は、協力を依頼するものとする。

資料編 ・ No. 3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市等との連絡を速やかに行うため、総務管理班に連絡窓口を設置する。

2 ヘリポートの確保

資料編に掲げるヘリポートにつき、ヘリコプターの発着に係る体制を整備する。なお、大月カントリークラブ及び花咲カントリー倶楽部については、協定に基づき施設の提供を要請する。

資料編 ・ NO. 6、NO. 7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 資料-32

- ・ 協定に基づくヘリポート 資料-83

3 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を一時集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
旧勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する。

資料編 ・ No. 3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32

4 宿舎等の手配

応援要請により動員された職員等の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩場所等作業に必要な体制を整える。なお、宿泊施設については、市内公共施設の中から、避難所、物資集積所等としての使用状況を考慮し、決定するものとする。

資料編 ・ 大月市防災拠点機能 資料-5

第5節 広域一時滞在計画

総務管理課	企画財政課
まちづくり創生課	特命推進課
会計課	議会事務局
短大事務局	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
教育委員会	消防本部
消防団	

第1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難のために必要な市長が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市長は、被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結に努めること等により、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、または、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

また、市・県の区域を超えた避難者については、知事からの協議による受け入れに努める。

第2 県内広域一時滞在

1 市長（協議元市町村長）の対応

（1）協議の実施

市長は、災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認めた場合は、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（2）知事への報告

（1）の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（3）協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（4）県内広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

2 市長（協議先市町村長）の対応

(1) 協議の実施

市長は、協議元市町村長又は知事より、1 (1) 又は第5の1の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(2) 受け入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(3) 県内広域一時滞在の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

3 知事の助言（山梨県）

市長からの求めに応じて知事は、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

第3 県外広域一時滞在

1 市長（協議元市町村長）及び知事の対応

(1) 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民の県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、他の都道府県知事（協議先知事）対して、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(2) 知事による当該他の都道府県知事との協議（山梨県）

市長より（1）の要求があったとき、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 内閣総理大臣への報告（山梨県）

（2）の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(4) 受け入れ決定の通知等（山梨県）

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、知事は速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(5) 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(6) 県外広域一時滞りの終了

市長は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

第4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

1 知事の対応（山梨県）

（1） 知事と市長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

（2） 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

（3） 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

2 知事から協議を受けた市長（協議先市町村長）の対応

（1） 被災住民の受け入れ

協議を受けた市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

（2） 受け入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

（3） 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

第5 知事による協議等の代行及び特例（山梨県）

1 広域一時滞在（県内）の協議等の代行

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、第2の1に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐ。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

2 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より第3の1

（1）の要求がない場合にあっても、第3の1（2）に準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

総務管理課

災害時において、公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があり、災害の状況から直ちに対処しなければならない状況であって、他の機関では対処不能、若しくは能力が十分でないため自衛隊で対処する必要性がある場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の概要

1 範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては派遣基準である「公共性」・「緊急性」・「非代替性」の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「住民の心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

2 活動内容

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
被災者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・積込等
消 防 活 動	消防機関に協力（航空機等を含む）（消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対する応急医療及び防疫（薬剤等は通常関係機関が提供）
人員及び物資 の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
そ の 他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

第2 災害派遣要請依頼

1 災害派遣要請の依頼

市長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 提出（連絡）先 防災局防災危機管理課
- (2) 提出部数 1部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由
 - イ 派遣を希望する機関
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 資料-155

2 部隊への直接通知及び自主派遣

市長は、知事への派遣要請の要求ができない場合は、直接、防衛大臣、東部方面特科連隊等の長に被害の状況等を通知する。当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合には、その要請を待たずに部隊等を派遣できる。

市長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知する。

部隊名	連絡責任者		電話番号 (FAX兼)	防災行政無線
	時間内	時間外		
陸上自衛隊東部方面 特科連隊 (〃 北富士駐屯地)	災害担当	駐屯地当直司令	0555-84-3135(内線238) 3136(内線353)	(衛星系)916-435 (地上系)95-420-532

3 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、独自の判断によって出動することができる。

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務管理課に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿营地（※厳寒期当は屋内施設）
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) ヘリコプター離着陸場

2方向に障害物のない広場（UH-1型 1機約50メートル×50メートル）

資料編	・ NO. 6、NO. 7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 資料-32
	・ 飛行場外離着陸場等一覧 資料-82
	・ ヘリコプター主要発着場一覧 資料-82
	・ 協定に基づくヘリポート 資料-82
	・ 自衛隊宿泊予定施設 資料-82

第4 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、住民の心の安定、住民生活の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊長と協議して行う。

第5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 必要な資機材の購入費、借上料及び修繕費
- 2 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 3 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第7節 予報及び特別警報・警報・注意報等の伝達計画

総務管理課

第1 防災気象情報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確認度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の

		増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクのを再確認等避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（３） 特別警報の発表基準

現象	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（４） 警報・注意報基準一覧表

府県予報区		山梨県	
市町村等をまとめた地域		東部(大月市)	
一次細分区域		東部・富士五湖	
警報	大雨	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
		16	141
	洪水	流域雨量指数基準	複合基準
		桂川流域=59.3 葛野川流域=29.1 笹子川流域=22.6	-
	暴風(平均風速)	20m/s 以上	
	暴風雪(平均風速)	20m/s 以上 雪を伴う	
	大雪	12 時間降雪の深さ 30cm 以上	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		11	101
	洪水	流域雨量指数基準	複合基準
		桂川流域=47.4 葛野川流域=23.2 笹子川=18	笹子川流域=表面雨量指数 9 流域雨量指数 14.4
	強風(平均風速)	12m/s 以上	
	風雪(平均風速)	12m/s 以上雪を伴う	
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm 以上	

雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	河口湖特別地域気象観測所で最小湿度 25%以下で実効湿度 50%以下
融雪	－
濃霧(視程)	100m 以下
霜(最低気温)	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下
なだれ	1. 表層なだれ:24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ:積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ 24 時間降水量が 20mm 以上
低温(最低気温)	夏期:最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下または河口湖特別地域気象 観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期:最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下、河口湖特別地域気象観測 所で-10℃以下
着氷	著しい着氷が予想される場合
着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm 以上

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

(5) 特別警報・警報・注意報の切替・解除

特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

(6) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（土砂災害、浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

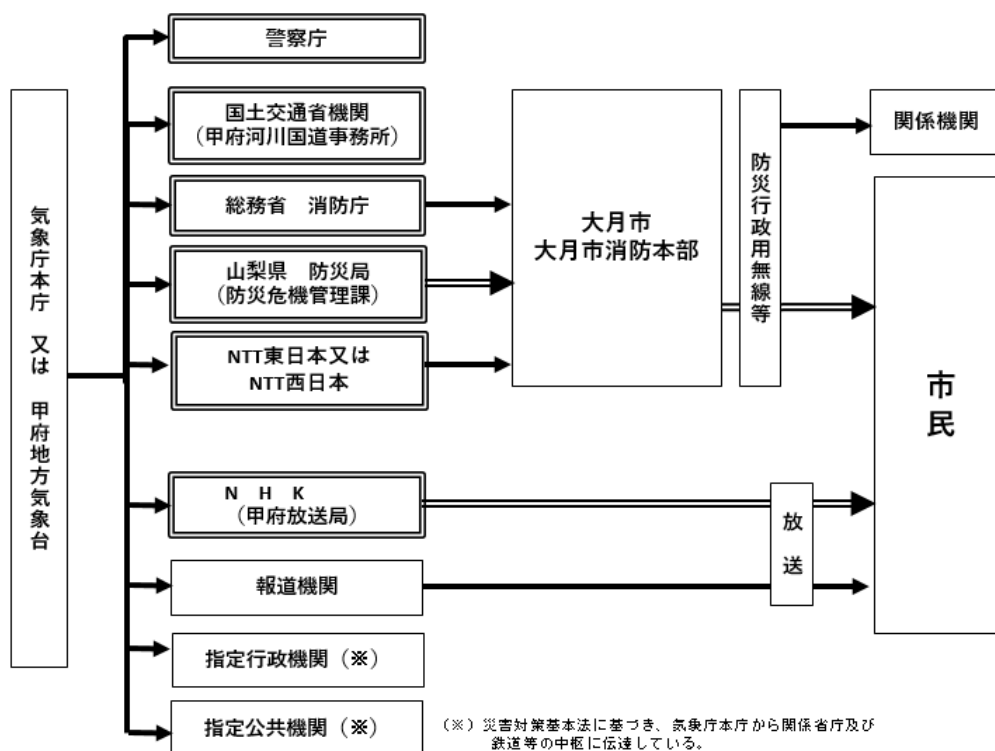
種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(7) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量、山梨県では100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

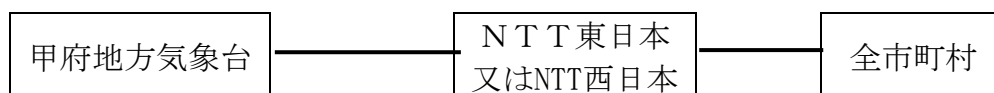
(8) 甲府地方気象台の伝達経路



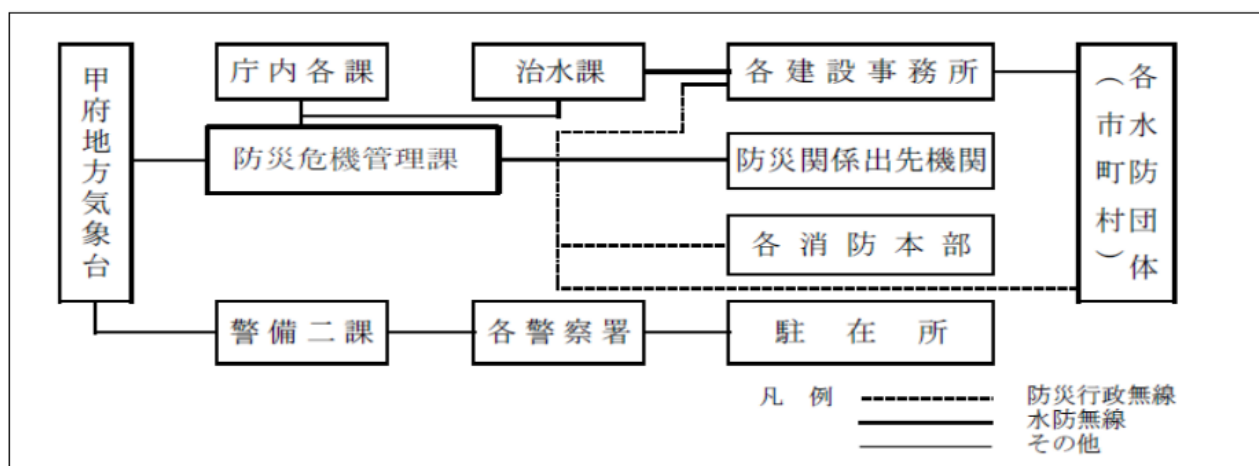
で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

➡ の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(9) NTTの扱う警報の伝達
扱う警報の種類：気象警報、洪水警報



(10) 県の伝達



2 県と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害いつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示等の発令判断や住民の

自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

（１）土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

（２）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

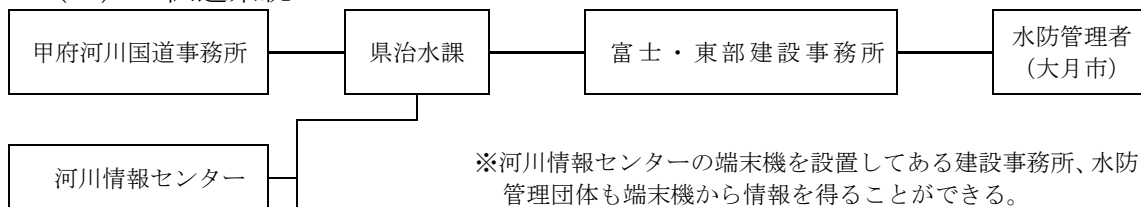
基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山梨県県土整備部と甲府地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

3 国土交通省及び県の機関が発表する警報（水防警報）

（１）水防警報の種類

待機、準備、出動、解除、情報の５種類とする。

（２）伝達系統



（３）本市において水防警報が行われる河川

水系	河川名
相模川	桂川

水防警報の対象となる基準観測所

	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
桂川強瀬	1.60m	2.80m	3.60m	4.20m	4.20m

4 市が発令する火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

＜警報の基準＞

- ① 県知事から火災気象通報を受けたとき。
- ② 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

※火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。通報の基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準を用いる。

第2 特別警報・警報・注意報等の伝達

1 市役所部内の伝達

特別警報・警報・注意報等の伝達にあたっては本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については防災行政無線及び電話等を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) メールマガジン「おおつき 防災安全メール」
- (5) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

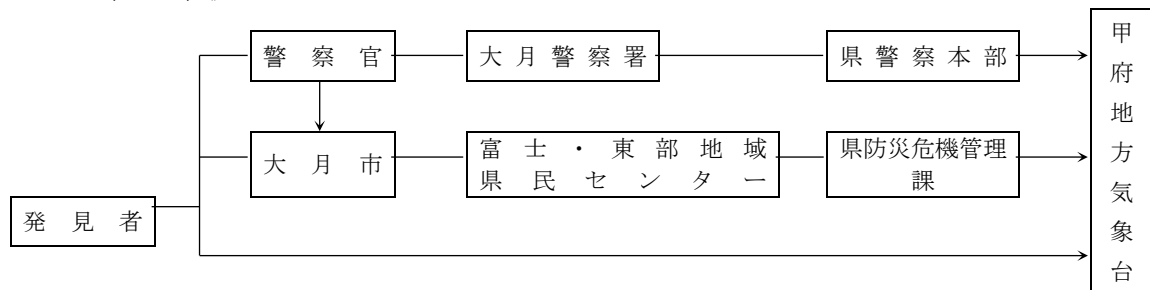
- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

3 伝達系統



第8節 被害状況等報告計画

各課共通

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠なものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 各部における調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当班は、次のとおりとする。

担当			協力団体等	調査事項
対策部	班	調査責任者		
総務対策部	総務管理班	総務管理課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 市庁舎等の被害
	短大班	短大事務局長		短大の被害
市民生活対策部	税務班	税務課長	市政協力委員・自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
	市民班	市民課長	各施設管理者	各出張所の被害、火葬場 ごみ処理、し尿処理施設の被害
	福祉介護班	福祉介護課長	民生委員、各施設 管理者	総合福祉センター、介護関係施設等福祉 施設の被害
	子育て健康 班	子育て健康課 長	各施設管理者	保育所（園）、認定こども園、学童クラ ブ、医療機関
産業建設対策部	産業観光班	産業観光課長	農業委員、クレイ ン農業協同組合、 大月市森林組合、 大月市商工会	農産物、林産物、農林業施設、農地及び 山林の被害 岩殿山ふれあいの館等産業観光施設の 被害
	建設班	建設課長	大月市建設協会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土 木施設の被害
	地域整備班	地域整備課長	各施設管理者 指定工事店	下水道施設の被害 簡易水道、浄水施設等水道施設の被害
教育対策部	学校教育班	学校教育課長	各学校長、各施設 管理者	小・中学校、学校給食センター等学校教 育施設の被害
	社会教育班	社会教育課長	各施設管理者	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体 育館、公民館等施設の被害
消水防対策 部	消防本部班	消防総務課長 警防課長		消防施設の被害

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、別表に掲げるとおりの調査班を編成して、消防団、自主防災組織の協力を得て、調査にあたる。

3 郵便局との連携強化

市は、大月郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、大月郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・ No. 3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32

4 関係機関からの情報収集

市は、大月市消防本部、大月警察署、富士・東部建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

6 被害報告についての協力

市災害対策本部は、その所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する（災害対策基本法第21条）。

第2 情報のとりまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務管理班長がとりまとめ、総務対策部長により本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

資料編 ・ 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第4号） 資料-114
・ 市町村行政機能チェックリスト 資料-121

〈県への報告先〉

名 称	電話番号	FAX番号	衛星系無線番号	所 在 地
富士・東部地域県民センター	0554-45-7800	0554-45-7804	420-2021	都留市田原 2-13-43
総務部防災危機管理課	055-223-1590	055-223-1429	200-2511	甲府市丸の内 1-6-1

〈消防庁への報告先〉

区分 回線別	通常時 ※消防庁応急対策室		夜間・休日等 ※消防庁宿直室
	電 話		
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

消防防災無線	電 話	96-7527	96-7782
	F A X	96-7537	96-7789
ネットワーク 地域衛星通信	電話	916-048-500-727	916-048-500-7782
	F A X	916-048-500-7537	916-048-500-7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

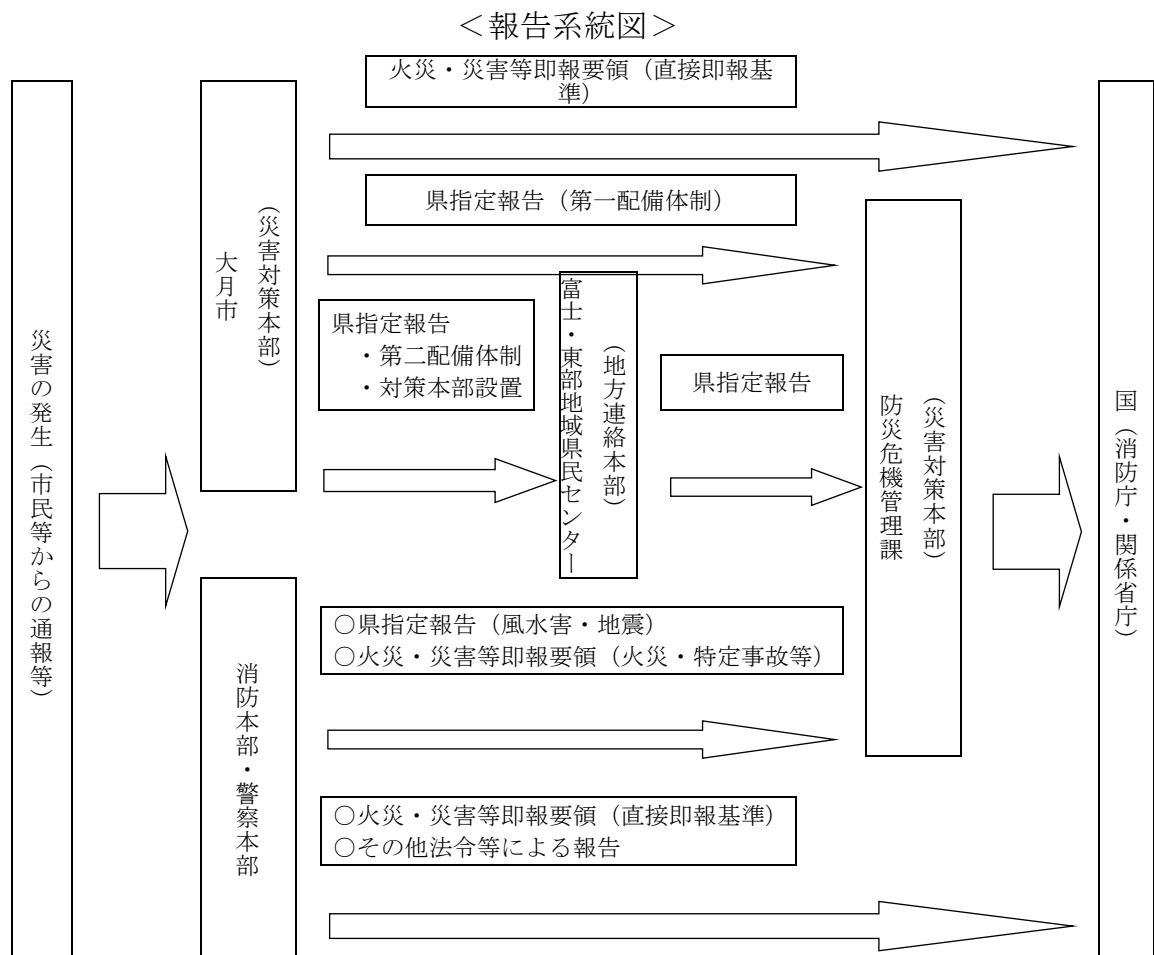
市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 被害報告の方法

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行う。



（1） 県指定に基づく被害報告

ア 様式

県指定に基づく被害報告は、次の様式によるものとする。

- （ア） 市町村被害状況票（様式3-4-2）
- （イ） 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（様式3-4-5）
- （ウ） 避難所開設状況一覧表（様式3-4-6）

イ 報告ルート

(ア) 注意配備態勢（大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、震度 4 の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報		市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市農務事務所	市→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→防災危機管理課 →ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(イ) 第一配備態勢（大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	→保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課 市 →保健福祉事務所→環境整備課→防災危機管理課
農水産物	市	市→農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市農務事務所	市→農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市林務環境事務所	市→林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

(ウ) 災害警戒本部、災害対策本部態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	市民・自主防災組織 事業者・管理者 市	市民等→市災害対策本部→地方連絡本部→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会	商工会→商工総務課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係 各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外 各管理者→管財課 →防災危機管理課

(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告

ア 様式

災害報告取扱要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとし、報告にあたっての判定基準は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」によるものとする。

(ア) 災害確定報告（様式第1号）

(イ) 災害中間年報（様式第2号）

(ウ) 災害年報（様式第3号）

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号） 資料-113
・被害程度の判定基準等 資料-153

イ 被害状況等の報告

市は、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ウ 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が当初は軽微であっても、2都県以上にまたがるもので、一の都県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの

エ 報告の種類、期日等

(ア) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	様式第1号	1部
災害中間年報	12月20日	様式第2号	1部
災害年報	4月30日	様式第3号	1部

(イ) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(ウ) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

ア 様式

火災・災害等即報要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとする。

(ア) 火災等即報（様式第1号、様式第2号）

(イ) 救急・救助事故報告（様式第3号）

(ウ) 災害即報（様式第4号その1、その2）

資料編 ・ 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第4号） 資料-115

イ 報告手続

- (ア) 「第2 即報基準」（山梨県地域防災計画資料編Ⅰ。以下「即報基準」という。）に該当する火災又は事故（以下（ア）において「火災等」という。）が発生した場合には、市（消防本部）は、火災等に関する即報を県に対し行うものとする。
- ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が行うものとする。
- (イ) 「即報基準」に該当する災害が発生した場合には、市（消防本部）は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (ウ) 「第3 直接即報基準」（山梨県地域防災計画資料編Ⅰ）に該当する火災・災害等が発生した場合には、市（消防本部）は、第一報を県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市（消防本部）は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (エ) 市（消防本部）は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。

第4 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第5 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 被害程度の判定基準等 資料-152

別表 被害調査班編成表

班 名	班 長	調査区番号	調 査 区
笹 子 班	笹子出張所長	1	白野、原、吉久保
		2	アミダ海、黒野田
		3	追分
初 狩 班	初狩出張所長	4	下一の1、下一の2
		5	下二の1、下二の2
		6	藤沢
		7	側子、丸田
		8	神戸、立河原
大 月 班	指名された職員	9	大月1丁目（除く、琴平自治会）
		10	大月2丁目（含む、大月1丁目琴平自治会）
		11	大月3丁目
		12	駒橋1丁目
		13	駒橋2丁目
		14	駒橋3丁目
		15	御太刀1丁目
		16	御太刀2丁目
		17	沢井
		18	下花咲
		19	富士見台
		20	上花咲
		21	青木原、久保、前沢
		22	小佐野、沢中、下原
		23	上真木、上、下
		24	間明野
		25	桑西
		26	恵能野
賑 岡 班	指名された職員	27	浅利
		28	強瀬（川隣を含む）
		29	岩殿、神倉、ゆりヶ丘
		30	上畑倉、下畑倉
		31	東奥山、日影
		32	宮の沢、菅沼、中村
		33	遅能戸、金山
七 保 班	七保出張所長	34	下和田
		35	大島
		36	葛野
		37	奈良子、矢竹

		3 8	林、用沢
		3 9	田無瀬、瀬戸 1
		4 0	瀬戸 2
		4 1	瀬戸 3、4
		4 2	駒宮
		4 3	上和田、小金沢
		4 4	下浅川、浅川 1、2
猿 橋 班	猿橋出張所長	4 5	津成、太田
		4 6	久保、小田
		4 7	小沢、朝日小沢
		4 8	幡野、田中
		4 9	小倉、梨木
		5 0	東町、霞町、行原
		5 1	横町、仲町、寿町、小柳町
		5 2	伊良原、恋路、天神森
		5 3	殿上 1、2、3、4、5、6
		5 4	桂台 1、2、3 丁目
富 浜 班	富浜出張所長	5 5	山谷、中野
		5 6	堀の内、遠山
		5 7	坂尻、下中、下宮
		5 8	上東、上中、上西、寺向、横吹
		5 9	駅南
		6 0	峰沢、大久保
		6 1	小向、袴着
		6 2	宮谷上、中
		6 3	宮谷下、新道
		6 4	下畑、小篠
梁 川 班	梁川出張所長	6 5	斧窪、彦田、立野
		6 6	西村、綱本、上原、中原、下原
		6 7	中野、金畑、塩瀬
		6 8	新倉、清水大保呂

第9節 広報計画

総務管理課	秘書広報課
市民課	消防団

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、住民の心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務管理班及び秘書広報班において行う。ただし、笹子、初狩、七保、猿橋、富浜、梁川の各出張所にあつては、本部からの通知を受け、住民への広報を行う。

第2 広報の方法

市防災行政無線、有線放送、広報車、電話、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等や、市ホームページ・SNSにより迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口を市民班及び各出張所に設置するため、人員の配置等体制の整備を図る。

資料編	・市防災行政無線設置状況 資料-75
	・有線放送 資料-76

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第8節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により市民生活対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、秘書広報班が撮影することとするが、関係部・班が撮影したものも収集し保管する。また、必要により、民間人、関係機関からの資料提供を受ける。

第4 広報内容

広報は、総務管理班及び秘書広報班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政無線、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、高齢者・障害者等の避難行動要支援者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の指示等、避難路及び避難場所案内
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 報道機関に対する放送要請

市長は、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
N H K 甲 府	S58.7.1	(055)222—1313	9-220-1-058	放送部
山 梨 放 送	S58.7.1	昼(055)231—3232 夜(055)231—3250	9-220-1-066	報道局
テ レ ビ 山 梨	S58.7.1	昼(055)232—1114 夜(055)266—2966	9-220-1-067	放送部
エ フ ェ ム 富 士	H2.2.28	(055)228—6969	9-220-1-068	

資料編 ・ 放送局への放送要請様式 資料-158

第6 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をN T Tが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第10節 災害通信計画

総務管理課

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線（地上系・衛星系）

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線、有線放送

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線及び有線放送を活用し通信の確保を図る。

- (3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

資料編 ・市防災行政無線設置状況 資料-76
・有線放送 資料-77

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	大月市消防本部	=	NTT回線
市	↔	大月警察署	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線
市	↔	自主防災組織	=	NTT回線・防災行政無線（同報系）・広報車・有線放送

第2 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。

- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1 通の通報文は本文 200 字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) NTT 東日本株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) NTT 東日本株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において NTT 東日本株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第3 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、甲府地方気象台及び県から次の災害情報を取得することができる。

- 1 甲府地方気象台ホームページに掲載される最新の気象情報
- 2 県ホームページに掲載される最新の気象情報
- 3 県防災ポータルに掲載される災害情報に関する各種情報

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載するとともにメールマガジンやフェイスブックを通して、広く住民に周知するものとする。

甲府地方気象台 HP	山梨県 HP	山梨県防災ポータル	大月市 HP
			

第4 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線団体に対して防災行政無線で市内に一斉に依頼し、情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第5 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第6 衛星携帯電話の配備、利用

市は、地震や豪雨等により道路が寸断された場合に、孤立するおそれのある集落との連絡手段を確保するため、災害時に強い衛星携帯電話を整備する。

第 1 1 節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画

福祉介護課	子育て健康課
建設課	

第 1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

1 安全確保

福祉介護班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、各避難行動要支援者をまず身近な地区避難所に避難誘導し、その避難所に「避難行動要支援者専用スペース（福祉避難室）」を設定して収容する。

2 安否確認

福祉介護班は、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成し、実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 自主防災組織の調査に基づく報告○ 民生委員の調査に基づく報告○ 福祉関係団体等の調査に基づく報告○ 避難者名簿に基づく報告○ 富士・東部保健所その他関係機関の調査に基づく報告 |
|---|

第 2 避難所の避難行動要支援者に対する応急支援

福祉介護班は、避難所担当班等を通じて、避難所の避難行動要支援者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第 3 福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送

1 福祉避難所等の確保

福祉介護班は、必要と認めるときは、指定福祉避難所である総合福祉センター、又デイサービスセンターやまゆりを避難行動要支援者専用の福祉避難所として開設し、緊急受け入れを要請する。

上記施設のみでは不足するときは、協定福祉避難所の開設を要請するほか、県と協議し、社会福祉施設等に福祉避難所を設置する。

資料編	・指定福祉避難所	資料-97
	・協定福祉避難所	資料-97

2 福祉避難所等への移送

福祉介護班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに避難行動要支援者を移送する。この際、避難行動要支援者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第4 避難行動要支援者への各種支援

福祉介護班、子育て健康班は、富士・東部地区医療救護対策本部、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の避難行動要支援者に対し、次のような支援を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等○ ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援○ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援○ チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等 |
|---|

第12節 消防計画

総務管理課	産業観光課
建設課	消防本部
消防団	

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 大月市消防本部

資料編に掲げるとおり、本市では、小菅村と丹波山村を管内に加え、大月市消防本部を常備消防として設置している。

2 大月市消防団

本市の消防団は、資料編に掲げるとおり、現在8分団、団員定数750名で編成されている。しかしながら、昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

資料編	・消防組織一覧	資料-84

第2 活動体制の確立

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

1 消防本部（署）の活動

消防本部（署）は、次の点に留意して消火活動を行う。

- (1) 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- (2) 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区と

して確保する。

- (3) 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- (4) 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- (5) 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

出火防止	・状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ・出火時は、市民の協力をえて、初期消火を行う。
消火・救急救助	・火災時は、消水防対策部と協力し、消火活動を行う。 ・火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	・避難指示がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防ぎょ計画では必ずしも万全を期することができないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、消防ポンプ車の運用については、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る等いかなる火災の事象にも応じられるよう、計画を樹立するものとする。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時において、市消防本部及び消防団の消防力のみでは消防活動に不足を生じる場合は、県内市町村及び消防機関で締結している「山梨県常備消防相互応援協定書」、「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

資料編	・No.1 消防相互応援協定 資料-32 ・No.2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が町を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定締結市町に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

- (1) 応援部隊の集結場所の指定
 - ア 応援部隊の集結場所を指定する。
 - イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

- (2) 応援部隊の水利の誘導
 - ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
 - イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。
- 5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

 - (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。
 - ア 道路地形及び水利の状況
 - イ 公園、空地、路面の有無
 - ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
 - エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無
 - (2) 防ぎょ計画の設定要件
 - ア 出動部隊数
 - イ 消防署又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
 - ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
 - エ 各部隊の進入担当方面
 - オ 使用放水口及び所要ホース数
 - カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
 - キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法
- 6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を樹立するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。
- 7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水压等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

 - (1) 平常時の統制計画
 - (2) 減水時の統制計画
 - (3) 断水時の統制計画
- 8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておく、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を樹立するものとする。

 - (1) 飛火防ぎょ部隊の編成
 - ア 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

(ア) 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。

(イ) 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

イ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。

(ア) 消防団若しくは自衛消防隊をもってこれにあてる。

(イ) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第4 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本編本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎょ対策

林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を定めるとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域
- (3) 携行する消防資器材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資器材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第5節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第13節 水防計画

総務管理課	産業観光課
建設課	消防本部
消防団	

本計画は、水防法（昭和24年法律第139号）第33条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、池、沢、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第1 水防組織

山梨県水防計画に基づき、大月市水防管理団体として、大月市水防本部を次のとおり設置する。ただし、大月市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

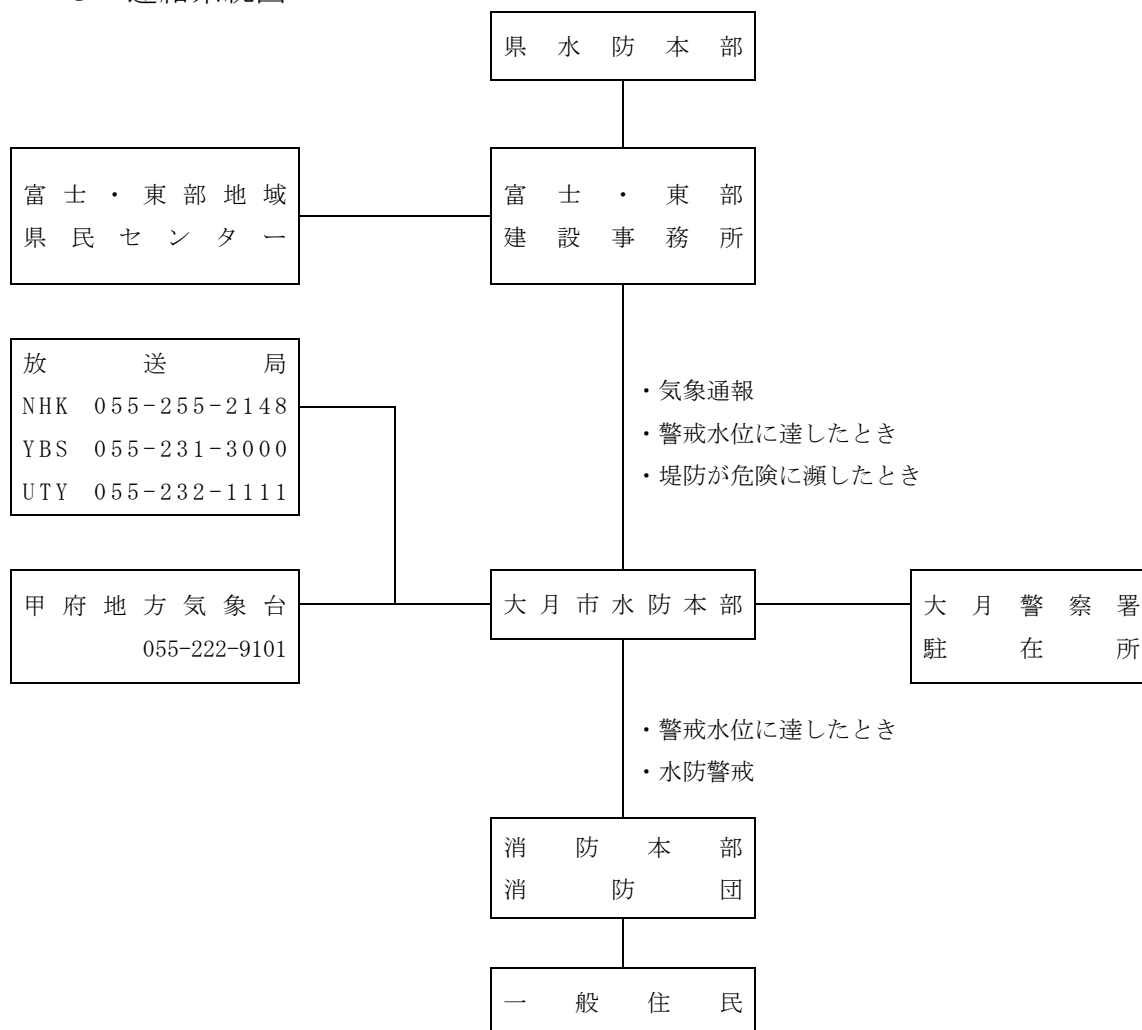
1 組織系統

水防本部	庶務係	気象情報の収集、警報の広報 警戒区域の状況調査、被害調査 緊急対策樹立 庁内、甲府地方气象台、山梨県、大月警察署等との連絡、情報の収集 防資材の調達
	作業係	水防工法の指導及び水防作業
	輸送係	車両の確保及び現場への水防資材輸送

2 分担職員

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長	
本部員	警防課	警防課長
	消防総務課	消防総務課長
	消防署	署長
	市	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長
庶務係	警防課課	警防救急担当
	消防総務課	予防担当
	市	総務管理課、建設課、産業観光課
作業係	消防署	署員
輸送係	消防署	署員
	市	建設課、産業観光課

3 連絡系統図



第2 水防区域

1 水防区域分担

資料編 ・ 水防区域分担 資料-89

2 重要水防区域

資料編 ・ 重要水防区域一覧 資料-74

第3 設備、資機材等の整備

1 水防倉庫及び資機材

資料編 ・ 水防倉庫一覧 資料-99

2 資機材の確保

資材の確保のため水防区域近在の竹木等を調査するとともに、各農家等及び関係倉庫の手持数を調査し、緊急時の補給に備えること。また、備蓄資材の使用損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくこと。

第4 巡視及び警戒

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施すると

もに、所轄建設 事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、「決壊・漏水等の通報」の措置を講じなければならない。

- 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第5 通信連絡

1 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話、電報の通信を要する主なる系統は本節「3 連絡系統図」によるものとする。

2 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法を取り、受報者の確認を得るものとする。

- (1) 水防本部指示
- (2) 洪水予報及び水防警報

3 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、おおむね次に掲げるもののほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送及びテレビ山梨より、連絡するものとする。

☐ 県防災行政無線	☐ 電報
☐ 一般電話	☐ 自動車、鉄道
☐ 警察電話	☐ 自転車
☐ 警察超短波無線	☐ 徒歩
☐ J R 専用電話	

第6 出動及び作業

1 水防本部の水防非常配備

(1) 本部員の非常配備

水防本部の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとする。

(2) 水防団及び消防団の水防非常配備

水防本部は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

待 機	水防団との連絡員を本部に置き、団長はその後の状況により、一般団員を直ちに次の段階に入らせるような状態に置くものとする。 ☐ 水防に関係のある気象の予報、注意及び警報が発表されたとき。 ☐ 水防警報（待機）が発令されたとき ☐ その他、水防管理者が必要と認めたとき。

準 備	水防団の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所へ団員を派遣するとともに、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ○ 水防警報（準備）が通知されたとき。 ○ その他、水防管理者が必要と認めたとき。
出 動	水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 ○ 水防警報（出動）が発令されたとき。 ○ その他、水防管理者が必要と認めたとき。
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき

（３） 報告

水防本部は、次の場合、富士・東部建設事務所に報告するものとする。

- 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。
- 危険が増して水防作業を開始したとき。
- 堤防その他の異常を発見したとき。

２ 水防作業

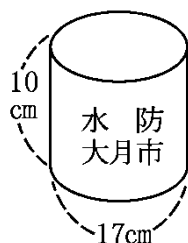
- （１） 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水地域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。
- （２） 水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

3 水防のため出動する車の標識及び信号

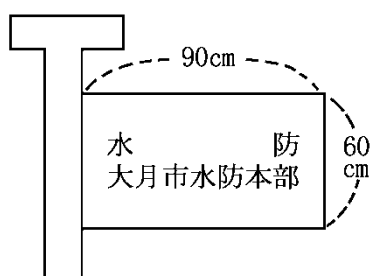
(1) 水防標識

水防作業を正確迅速かつ規則正しく行うため、次の標識を用いる。

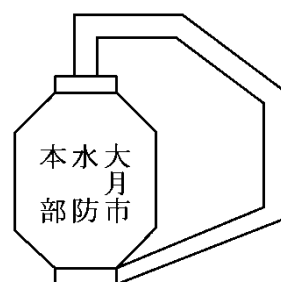
ア 水防員の腕章



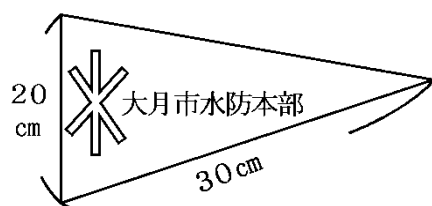
イ 水防本部標識 昼間



夜間



ウ 水防自動車標識



(2) 水防信号

種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン 信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

注1) 信号は適宜の時間継続すること。

2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。

3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政無線により周知する。

4 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長は、直ちに富士・東部建設事務所長及び隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

5 避難のための立退

(1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者、知事、その命を受けた県の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、大月警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を富士・東部建設事務所に報告する。

6 水防非常配備の解除

(1) 水防管理団体

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、水防非常配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防団

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第7 水防訓練

指定水防管理団体である本市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防期間及び水防協力団体その他水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第8 水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、資料編に掲げる「水防活動実施報告書」により富士・東部建設事務所長に報告するものとする。

<報告事項>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○天候の状況並びに警戒中の水位観測表○水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所○警戒出動及び解除命令の時刻○水防団の出動及び人員○水防作業の状況○堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果 |
|--|

- 使用資材の種類及び数量並びにその消耗量及び員数
- 水防法第28条による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 応援の状況
- 居住者出動の状況
- 警察関係の援助の状況
- 現場指導の官公署指名
- 立退の状況及びそれを指示した事由
- 水防関係者の死傷
- 殊勲者及びその功績
- 殊勲水防団とその功績
- 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

資料編 ・ 水防関係様式（様式1） 資料-104

第9 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第41条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は、相互協議による。

2 公用負担

（1） 公用負担権限

水防管理者は、水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土、石、竹、木、その他資材の使用並びに収用

ウ 車両、その他運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物、その他障害物の処分

（2） 公用負担命令権限証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては、資料編に掲げる「公用負担命令権限証」を携行しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（様式2） 資料-106

（3） 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、資料編に掲げる「公用負担命令書」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

資料編 ・ 水防関係様式（様式3） 資料-106

（4） 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第10 資料の提出及び立入

水防法第49条の規定により、大月市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、資料編に掲げる「身分証明書」を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（様式4） 資料-106

第14節 雪害対策計画

福祉介護課	建設課
消防本部	消防団

大雪による市民の安全と交通の確保を図るため、国、県、市並びに関係機関の相互連携により、除雪作業の調整を行い除雪の円滑化を図る。

また、生活道路の除雪については、受益者並びに住民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとして、安全な地域住民の生活の確保と孤立化の防止に努める。

第1 平常時の対策

関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

- 1 道路、鉄道の耐雪強化
 - (1) 除雪体制の強化
 - (2) 除雪機械等の整備
 - (3) 雪害対策に係る訓練の実施

- 2 雪に強いまちづくりの推進

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止する取り組みは、地震対策にも有用であるため、地域が一体となった雪にも強いまちづくりを促進する。

- (1) 建物周辺にオープンスペースの確保に努める。
 - (2) 建築物の配置には雪への考慮の視点を心がける。
 - (3) 地域ごとの除雪機械等の整備
 - (4) 豪雪に対する市民の意識づけ、雪害予防知識の普及のための広報活動を実施する。

第2 交通対策

- 1 道路交通対策

- (1) 道路交通対策に関する体制

対策本部	本部長	産業建設部長
		副部長 建設課長
本部職員	建設課職員及び本部長が命じたもの	

(2) 体制と対策は次表による

	体制発令基準	業務内容	通行規制他
準備体制		対策体制の確立	
注意体制	・路面が凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる可能性がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合	・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・積雪深が10cmを超えた場合及び特に必要と認めた場合の除雪作業開始の指示 ・路面凍結のおそれがある場合の、凍結防止剤散布の指示	・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線
警戒体制	・路面が凍結等により、一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、更に降雪のおそれがある場合 ・積雪があり、気象台から大雪警報が発表された場合	・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・積雪深が20cmを超えた場合及び特に必要と認めた場合の除雪作業開始の指示 ・路面凍結のおそれがある場合の、凍結防止剤散布の指示	・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線 ・一時的、部分的交通規制に実施
非常態勢	・気象情報等により、豪雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・積雪深が30cmに達し、交通が広範囲にわたり混乱を生じた場合	・路面状況に関する情報収集と的確な把握 ・除雪作業の継続を支持 ・路面凍結のおそれがある場合の凍結防止剤散布の指示	・テレビ、ラジオへの広報依頼 ・防災無線 ・交通規制、通行止を実施

(3) 効果的かつ公平に除雪を進めるための除雪指針（雪害マニュアル（道路除雪編）から）

ア 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路(10cm 以上、15cm 以上、20cm 以上)、その他の1, 2級市道及び路線延長が500mを超えるもの(50cm 以上)、その他除雪を必要とする路線(1m以上)に分けて指定路線(別表)を選定し、除雪する。

イ 除雪の優先順位

市民生活に必要不可欠な交通量の多い幹線道路(国道、県道、主要市道)、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。

ウ その他

(ア) 除雪は、市民生活に必要最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。

(イ) 積雪量に応じて、圧雪、1車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。

(ウ) 農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

資料編 ・ 雪害マニュアル道路除雪編 資料-22

2 鉄道輸送及びバス運行の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限に止めるため、除雪及び除雪体制の確立、整備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。また、バス業者は、国、県、市が行う除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第3 地域生活の確保

1 市の対策

- (1) 生活道路等の除雪を円滑に実施するため、自治会が行う除雪に対し小型除雪機の整備の助成を行う。

資料編 ・ 大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱 資料-20

(2) 孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講じる。

- ア 食料の緊急補給等及び急病人等に対する通信連絡の確保について、関係機関と協力体制を整備し、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。
- イ 住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。
- ウ 緊急交通を確保するため四輪駆動車等の配備に努める。

2 地域の対策

- (1) 消防機械器具の保全整備
- (2) 防火水槽、消火栓等周辺の除雪および水利確保
- (3) 地域ぐるみの防火活動の推進
- (4) 一人暮らし老人等への支援対策
- ア ボランティアによる雪かき支援、協力体制の確立
- イ 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援活動体制の確立
- (5) 非常持出品の確保
- 寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。
- (6) 農業共済制度への加入促進
- (7) 住民参加型除排雪方法の確立
- 住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即した、住民も参加した除排雪方法を確立する。

3 電気・通信の確保

電気と通信は、日常生活の安定に欠くことのできないものであるため、電力会社及び通信会社の協力により電気・通信の確保を図る。

第15節 原子力災害応急対策計画

中部電力（株）浜岡原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合（大月市が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策とする。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節の対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条の規定に基づき、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、主務官庁、所在都道府県、所在市町村等に通報することになっており、この場合において、所在都道府県及び関係周辺都道府県は、関係周辺市町村にその旨を通報することとしている。

市は、県を通じて情報の収集に努める。

2 原子力緊急事態宣言発出時

迅速な情報収取体制を整え、県を通じて情報の収集を行うとともに、市が行う応急対策について県と調整を行う。

第2 活動体制の確立

1 原子力災害警戒連絡会議の開催

市は、中部電力浜岡原子力発電所において特定事象が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

なお、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要があると認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、市災害予防本部に準ずるものとする。

2 原子力災害警戒本部の設置

市は、内閣総理大臣が、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において原子力緊急事態宣言を発出した場合で市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、市災害対策本部に準ずるものとする。

第3 緊急時モニタリング活動

県は、国からの指示に従い、緊急時モニタリングを実施する。緊急時モニタリングは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成された緊急時モニタリングセンターの指揮のもとに行われる。

第4 市・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害により他市町村から当市へ避難者の受け入れについては、県からの協議により、本章第5節広域一時滞在計画により受け入れを行うこととして、一時避難所を確保するとともに、状況に応じた避難者の受け入れに努める。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣は、法第15条に基づいて、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、原子力災害対策指針の基準を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことを指示することとなっている。

万一、当市に対して同法に基づく指示があった場合、県及び市（情報班）は、住民等に対して正確かつきめ細かな情報の提供を行う。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、外国人、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口を設置するなど、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行う。

第16節 緊急輸送計画

総務管理課	建設課

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

ア 市保有の車両等

イ 公共的団体の車両等

ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）

エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務管理班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務管理班に依頼するものとする。

総務管理班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であ

ることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本編本章第 1 7 節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務管理班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、災害時における相互援助に関する協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により（社）山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編	・市有車両一覧 資料-78
	・No. 8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No. 28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No. 52 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 資料-32

2 列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合又は列車によることのほうが効率的であり適当と思われる場合は、J R 東日本（株）に要請し、列車による輸送を行うものとする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編本章第 3 節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第 6 節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

資料編	・No. 6、No. 7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書 資料-32
	・飛行場外離着陸場等一覧 資料-82
	・ヘリコプター主要発着場一覧 資料-82
	・協定に基づくヘリポート 資料-82

4 賃金職員等による輸送

1 から 3 までによる輸送が不可能な場合は、賃金職員等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本編本章第 3 1 節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第 4 緊急輸送路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

1 第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起・終点
高速道路	-	中央自動車道（西宮線）	市内全線
	-	中央自動車道（富士吉田線）	市内全線

一般国道（指定区間）	20	国道 20 号	市内全線 大月 BP 現道部（駒橋交差点（大月市）～大月インター入口交差点（大月市））除く
	139	国道 139 号	富士見バイパス北交差点 ～国道 20 号交点（大月橋東詰交差点）

2 第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起・終点
一般国道（指定区間）	20	国道 20 号	大月 BP 現道部（駒橋交差点～大月インター入口交差点）
一般国道（指定外）	139	国道 139 号	国道 20 号交点（駒橋地内高月橋入口交差点）～東京都境
市町村道	-	大月市道公園通り線	国道 20 号交点～桂川ウエルネスパーク園路交点
	-	大月市道猿橋東町線	国道 20 号交点～県道小和田猿橋線交点

第 17 節 交通対策計画

総務管理課	建設課
消防本部	警察署

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第 1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- （１） 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。
また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。
- （２） 上記調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。
- （３） 市本部は、調査班等から収集した情報を大月警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

資料編	・自主防災組織一覧	資料-6

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては大月警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
	大月警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を産業建設対策部長に指示して行い、大月警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 大月警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 大月警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。

この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、大月警察署長に通知するものとする。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制 資料-81

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。
ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との

協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。
また、インターネットにより情報提供を行う。

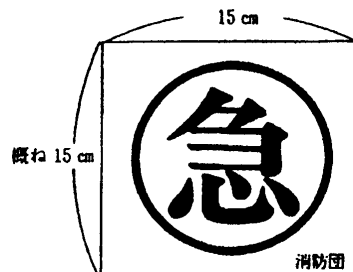
第4 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務管理班）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。

※標識中の「消防団」の個所は「作成団体名及び責任者職氏名」を記載する



（通行車両の責任者（総務管理班）が作成して貼付す

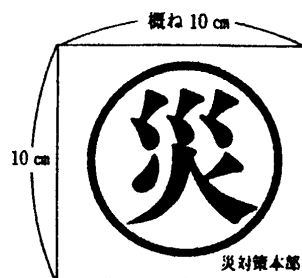
2 災害復旧等の出動の取扱い

（1） 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部地域県民センター、富士・東部建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

（2） 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	055-226-3835
中日本高速道路（株）東京支社	03-5776-5600



（通行車両の責任者（総務管理班）が作成して貼付する。）

（3） 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

（4） 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務管理班）が作成した右の表示を通行車両の責任者（総務管理班）が貼付する。

※標識中の「災害対策本部」の個所は「作成団体名及び責任者職氏名」を記載する

第6 緊急通行車両の確認申請

1 災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、大月警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急通行車両の確認証明書を交付する。

2 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- (4) 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- (5) 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- (7) 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害発生を防ぎ、又は拡大の防止のための措置に従事するもの

3 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編	・市有車両一覧（消防本部除く） 資料-78
	・緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書 資料-154

第18節 災害救助法の適用計画

各課共通

市における被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第1 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。

2 被害の認定基準	市	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。
3 災害救助法の適用申請	市長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各対策部長にその旨を通知する。
4 救助の実施	市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。
5 救助活動の記録と報告	市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。
	市長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第2 災害救助法の適用

- 1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、市長は救助を行う。

- 2 県の支弁及び負担

(1) 県の支弁及び負担：救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。

(2) 国庫負担：県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合には、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

- 3 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- (1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
15,000人以上30,000未満	50世帯

- (2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
15,000人以上30,000未満	25世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき

- (4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

- (5) 半焼、半壊等は滅失世帯の2分の1、床上浸水等は3分の1として換算する

第3 被害の認定基準

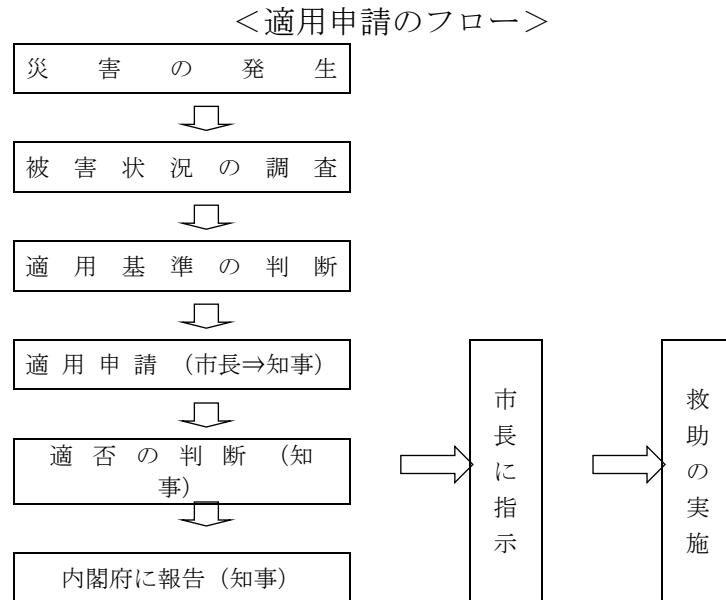
- 1 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」による。

- 2 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ・ 被害程度の判定基準等 資料-153

第4 災害救助法の適用申請

- 1 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



第5 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第6 災害救助法による救助の基準

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ供与を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり360円以内

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- (ア) 住宅が全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

- (ア) 県に要請しプレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- (イ) 敷地は、あらかじめ市が定めた場所とする。
- (ウ) 設置は、直営又は請負等とする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均 29.7m ²	1戸当たり 7,089千円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

エ 供与期間

建築工事が完了した日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 739千円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 358千円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣府に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,390円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

(3) 支出できる費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与(貸与)を受ける者

ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与(貸与)の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(4) 医療の期間

災害発生日から14日以内

(5) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

7 助産

(1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死者及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前後の処置

ウ 必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

医療救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

- (1) 救出を受ける者
 - ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
 - イ 災害のため、生死不明の状態にある者
- (2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費
- (3) 救出期間

災害発生の日から 3 日以内

9 障害物の除去

- (1) 対象
 - ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 - イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
 - ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
 - エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。
- (2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1 世帯当たり 143,900 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

10 死体の搜索

- (1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、各般の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 搜索期間

災害発生の日から 10 日以内
- (3) 費用

搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

- (1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- (2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間

災害発生の日から 10 日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当たり 3,700 円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1 体当たり 5,900 円以内
検 案 の 費 用	医療救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 遺体の埋葬

- (1) 遺体の埋葬を行うとき。
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大 人 (12 歳 以上)	小 人 (12 歳 未 満)	備 考
1 体 当 り 232,200 円 以 内	1 体 当 り 185,700 円 以 内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

1.3 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	対 象	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1箇月以内	小学校児童	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費
		中学校生徒	
		高等学校生徒	正規の授業で使用する教材実費
文房具、通学用品	災害発生の日から15日以内	小学校児童	1人当たり 5,500 円以内
		中学校生徒	1人当たり 5,800 円以内
		高等学校生徒	1人当たり 6,300 円以内

1.4 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、市長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び医療救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
被災者の避難	定めていないが1日位	
医療 助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 "	
被災者救出 飲料水の供給	災害発生の日から3日 " " 7日 "	

物資の輸送配分	〃 15日 〃 〃 1箇月 〃 〃 10日 〃 〃 7日 〃 〃 14日 〃	(教科書以外の学用品) (教科書) (被服、寝具) (食料、調味料) (医薬品)
死体の捜索	〃 10日 〃	
死体の処理	〃 10日 〃	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ・山梨県災害救助法施行細則（別表） 資料-25

・災害救助法 救助事務の処理に必要な帳簿書式 資料-126

第7 災害救助事務手順

本表は、市における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。

あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や市の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実施事項	内 容	担当部・班
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	●総務対策部企画財政班 ○総務対策部まちづくり創生班 ○総務対策部特命推進班 ○総務対策部会計班 ○総務対策部議会事務局班 ○総務対策部短大事務局班 ○教育対策部学校教育班 ○教育対策部社会教育班 ○産業建設対策部産業観光班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	●市民生活対策部市民班 ●市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部子育て健康班 ○産業建設対策部産業観光班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	●総務対策部総務管理班 ●消水防対策部消防署班
	被害状況調査体制の確立	1 地区の消防団及び自主防災組織による調査を行うにあたり、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	●総務対策部総務管理班 ○各対策部各班

災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市役所の地区担当責任者の出動、被害調査班による調査 被災世帯調査原票（様式1）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式3）の作成	●総務対策部総務管理班 ○各対策部各班
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○火災・災害速報要領に基づく報告 市 → 防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○火災・災害速報要領に基づく報告 市→富士・東部地方連絡本部（地域県民センター）→県災害対策本部 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	●総務対策部総務管理班
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用申請	市→防災危機管理課	●総務対策部企画財政班
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	●総務対策部企画財政班 ○総務対策部まちづくり創生班 ○総務対策部特命推進班 ○総務対策部会計班 ○総務対策部議会事務局班 ○総務対策部短大事務局班 ○教育対策部学校教育班 ○教育対策部社会教育班 ○産業建設対策部産業観光班
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ	●消水防対策部消防署班
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	●市民生活対策部市民班 ○市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部福祉介護班 ○教育対策部社会教育班
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ	●産業建設対策部地域整備班
	医療・助産	県医療救護対策本部（医務課、富士・東部保健所）への医療救護班の派遣要請等	●市民生活対策部子育て健康班
		1 北都留医師会、大月市歯科医師会、大月市薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	●市民生活対策部子育て健康班
	死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	●消水防対策部消防署班

	死体の処理	遺体安置所の確保、処理の実施	●市民生活部市民班
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給	●市民生活対策部市民班
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	●市民生活対策部子育て健康班 ●消水防対策部消防署班
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	●市民生活対策部市民班 ○市民生活対策部税務班 ○市民生活対策部子育て健康班 ○産業建設対策部地域整備課班
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	●教育対策部学校教育班
	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	●産業建設対策部建設班
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	●市民生活対策部福祉介護班 ○総務対策部会計班
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 電話報告、後で文書報告	●総務対策部総務管理班
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	●市民生活対策部福祉介護班
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	●産業建設対策部建設班 ○産業建設対策部地域整備班 ○総務対策部企画財政班
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工 左官等雇上	●産業建設対策部建設班 ○産業建設対策部地域整備班 ○総務対策部企画財政班
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に 要請	●総務対策部企画財政班
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開 始	●市民生活対策部福祉介護班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	●市民生活対策部福祉介護班
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開 始	●市民生活対策部福祉介護班
	確定報告	文書報告	●総務対策部総務管理班

●は主担当、○は副担当を示す。

資料編 ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第4号）資料-116
・各種救助に係る様式（様式1～様式3）資料-122

第9 災害救助法による報告事項及び書類整備

救助の種類	様式番号	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿（入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く） ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類（備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書）
応急仮設住宅	様式4	ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前（原状復旧時に必要になる） ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真（工事報告） ・救助実施記録日計票（日々の入居状況の整理） ・住まいの確保状況調査（日々報告）
炊き出しの給与	様式5	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊き出し受払簿（日毎の給与数が分かるもの、応援自治体除く）、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 （備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書）
飲料水の供給	様式6	ア 救助実施記録日計票 イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 （備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書）
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 （注）法による物資と義援物資は	・申込書（=被災者の被害の程度（全壊・半壊、床上浸水）及び必要な物品を確認した書類）、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等

		実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	
医療	様式8	ア 医療救護班 (1) 救助実施記録日計票 (2) 医薬品衛生材料受払簿 (3) 救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類
	様式9	(1) 救助実施記録日計票 (2) 医薬品衛生材料受払簿 (3) 救護班活動状況（写） (4) 病院、診療所医療実施状況及び (5) 診療報酬に関する証拠書類 (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
助産	様式10	ア 救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支出証拠書類 （注）医療救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、医療救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の搜索	様式11	〔被災者の救出〕 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出用関係支出証拠書類 〔死体の搜索〕 ア 救助実施記録日計票 イ 搜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の搜索状況記録簿 エ 死体搜索用関係支出証拠書類	略

住宅の応急修理	様式12	ア 救助実施記録日計票 イ 住宅の応急修理記録簿 ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類	①応急修理申込書 （資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む） ②り災証明書 ③修理見積書 ④修理依頼書（市町村→業者宛） ⑤応急修理決定通知書（市町村→被災者宛） ⑥工事完了報告書 ⑦修理前、修理中及び修理後の写真（カラー） ⑧支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式13	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式14	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	り災証明書、学用品の支払い根拠資料（請求書、納品書等）
埋葬及び死体の処理	様式15 様式16	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式17	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、り災証明書、請書・請求書・支払い根拠書類、除去前、除去中及び除去後の写真（カラー）
輸送	様式18		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式18②		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類

従事命令関係	様式19	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式20	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式21	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式22	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用（取り上げて使う）することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式23	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

資料編 ・ 災害救助法 救助事務の処理に必要な帳簿書式（様式 3-1～様式 23） 資料-127

第 19 節 避難計画

総務管理課 企画財政課
まちづくり創生課 特命推進課
会計課 議会事務局
短大事務局 福祉介護課
子育て健康課 産業観光課
教育委員会 消防本部
消防団

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の指示等

1 避難の実施責任者等

避難の実施責任者等避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第5項
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合	公安委員会	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	大月警察署長	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	大月警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	大月警察署長	水防法第29条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難の指示等の周知・誘導

(1) 住民への周知

避難の指示等の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に高齢者、障害者等避難行動要支援者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。

(2) 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示し行う。ただし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部もしくは全部を除いた避難の指示を行う

＜明 示 事 項＞

☐ 避難対象地域 ☐ 避難先 ☐ 避難経路	☐ 避難の指示の理由 ☐ その他必要な事項

＜避難の指示等の伝達方法＞

- | |
|---|
| ☐ 市防災行政無線及び有線放送による放送
☐ メールマガジン「おおつき防災安全メール」
☐ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達
☐ 広報車による伝達
☐ 緊急速報メール |
|---|

＜避難行動要支援者に配慮した伝達方法＞

- | |
|---|
| ☐ 市防災行政無線による放送
☐ 消防団、自主防災組織による戸別伝達 |
|---|

3 関係機関等への連絡

(1) 知事への報告

避難の指示等を行った場合には、速やかに知事に報告する。

(2) 警察、消防機関等への連絡

住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。

(3) 施設管理者等への連絡

避難所として指定している学校等の施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

第2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の指示等の違い

避難の指示等は、対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

(2) 避難の実施責任者等

	実施者	実施の基準	措 置	根拠法
ア	市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のための特に必要と認められるとき。	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害対策基本法第63条第1項
イ	水防団長、水防団員、消防職員	水防上緊急の必要がある場合		水防法第21条第1項
ウ	消防吏員、消防団員	火災の現場、水災を除く場合		消防法第28条第1項
エ	警察官	上記ア、イ、ウの実施者が現場にいない場合又は依頼された場合		災害対策基本法第63条第2項ほか

オ	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	上記ア、エの実施者がその場に行かない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。	災害対策基本法第63条第3項

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難の指示等を行う場合の基準を、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報等により定める。

2 避難情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、土砂災害警戒区域等の住民に避難情報を発令する体制の確立に努める。

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	【災害のおそれあり】 災害リスクのある区域等の高齢者等(※)が危険な場所から避難すべき状況。 ※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者	○高齢者等は危険な場所から避難する。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難所準備をしたり、自主的に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	【災害のおそれ高い】 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○危険な場所から全員避難する。 (立退き避難が必要な者は、立退き避難する。立退き避難が危険な場合は、自宅の2階又は崖等から最も離れた窓の少ない部屋に退避する。)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生又は切迫（必ず発令される自情報ではない）】	○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である状況。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

<避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報>

避難情報	山地、河川、水路、内水等の状況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予想される場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき ・「大雨警報」または「洪水警報」が発表されたとき ・深城ダム管理事務所より、緊急放流（非常用洪水吐からの越流）の事前通知があったとき
【警戒レベル4】 避難指示	・近隣で浸水が拡大した場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひ

	び割れ)を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・近隣で浸水が床上に及んでいる場合 ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)を発見したとき ・深城ダム管理事務所より、緊急放流(非常用洪水吐からの越流)の開始1時間前(概ね)の通知、または、緊急放流開始の通知があったとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害が発生または切迫している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報(※必ず出される情報ではない) ・「大雨特別警報」が発表されたとき

3 避難の誘導

(1) 住民等の誘導

避難の方法としては、消防団、自主防災組織と連携し、できるだけ集団避難を行うものとする。自力で避難することが困難な者については、自主防災組織による介助により安全かつ迅速な避難を行う。

対 象	担 当
市民	消防署班、消防団、警察官、自主防災組織等 在宅の避難行動要支援者は、地域住民と連携し行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

4 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。

第4 避難場所と避難所

1 区分と考え方

避難行動について、避難場所を「集合地」と「指定緊急避難場所」に分け、避難所については、「地区避難所」と「指定避難所」に区分する。

なお、その考え方は、次のとおりである。

避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

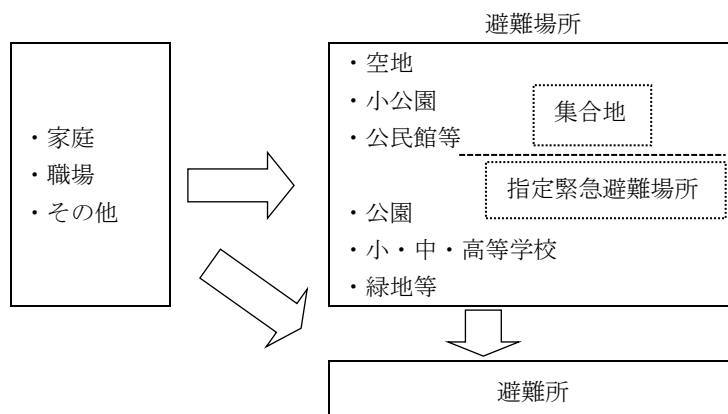
区 分		概念(区分の考え方)
避難場所	集合地	自主防災組織ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空地」、「小公園」、「公民館」等の広場をいう。 ※集合地が「指定緊急避難場所」と同じという自主防災組織等もある。

	指定緊急避難場所	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「小・中・高等学校グラウンド」、「公園」等をいう。 ※自主防災組織等によっては「集合地」が「指定避難場所」と同じ場合もある。
避難所	地区避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○ 山崩れ・がけ崩れ等の危険が見込まれるところはできる限り避ける。 ○ 建築物は、できるかぎり耐震・耐火性の高い建物をできる限り選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。
	指定避難所	

資料編 ・ 指定緊急避難場所と指定避難所 資料-93
・ 地区避難所 資料-94

2 避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次のとおり避難する。



第5 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。
不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。
- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	・ NO. 3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32
	・ No. 8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・ No. 18 大規模地震等の災害時における創価学会大月池田文化会館施設の地区避難所使用に関する申し合わせ事項確認書 資料-32
	・ NO. 28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32
	・ 指定緊急避難場所と避難所一覧 資料-92

(4) 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、市災害対策本部に報告を行う。市災害対策本部は、県に対し、報告を行う。

資料編	○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式 3-4-2, -5, -6） 資料-109

2 自主避難への対応

市民から自主避難したい旨の申し出があった場合、市は、地区避難所の施設を提供する。

3 避難所の管理

(1) 避難所への職員派遣

それぞれの避難所に企画財政班、まちづくり創生班、特命推進班、会計班、議会事務局班、短大班、産業観光班、学校教育班、社会教育班の職員（以下この章において「避難所派遣職員」という。）を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。
なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(4) 女性や子供の安全確保

市は、指定避難所等における女性や子供に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するトイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(5) 感染症対策

市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや

動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 家庭動物の受け入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

4 避難所の運営

(1) 運営担当

避難所の運営は、災害初期では避難所派遣職員が担当する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、ボランティア、自主防災組織の協力を得て、避難者自身による自主運営の避難所運営委員会で行うように努める。

なお、過去の災害では避難所運営に女性の意見が反映されにくく、その結果として、多くの避難所では、女性への配慮が十分に行われない状況が見受けられたため、避難所運営委員会の構成にはあたっては、女性の参画に十分配慮することとする。

(2) 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを、市災害対策本部に送付する。

(3) 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保安全管理

(4) 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を市民班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

(5) 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、企画財政班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

(6) 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。なお、高齢者、障害者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

(7) 外部支援者等との連携

市は、避難所運営について、専門性を有したN資料-O・ボランティア

ア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

第6 福祉避難所の開設

避難所生活が長期に及ぶ場合、避難行動要支援者にあつては、福祉避難所を開設し、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、当該施設へ移送し、必要なスタッフを確保する。

資料編	・指定福祉避難所	資料-97
	・協定福祉避難所	資料-97

第7 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。学校については、「山梨県学校防災指針」（令和7年3月）を参考とする。

第8 孤立集落への対応

県、市は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

第9 市・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、市・県の区域を超えた避難者について、本章第5節「広域一時滞在計画」により、知事からの協議による受け入れに努める。

第20節 医療助産計画

子育て健康課

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対応できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 医療救護班の編成

- 1 災害拠点病院である地方独立行政法人大月市立中央病院においては、主に患者受入を行うため派遣が困難場合も想定されるため、医療救護班の編成する際には、北都留医師会、大月市歯科医師会、大月市薬剤師会（以下「大月市三師会」という。）に対して医療救護班の派遣を要請する。

医 療 救 護 班 の 編 成	北都留医師会（医師、看護師） 大月市歯科医師会、大月市薬剤師会 日赤奉仕団

- 2 大月市三師会からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合、速やかに地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じ県保健医療救護対策本部（医務課）へ派遣を要請する。

【大月市三師会連絡先】

名称(設置場所)	所在地	電話番号	FAX 番号
北都留医師会	大月市駒橋一丁目 2-36	0554-22-1117	
大月市歯科医師会	大月市富浜町鳥沢 261	0554-26-2272	
大月市薬剤師会	大月市大月二丁目 12-34	0554-22-0049	

【富士・東部地区医療救護対策本部連絡先】

設置場所	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
富士・東部保健所	富士吉田市上吉田一丁目 2-5	(0555) 24-9035	(0555) 24-9037	衛星系 430-3050

資料編	・ No. 20 災害時の医療救護活動に関する協定書 資料-32 ・ No. 21 災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書 資料-32 ・ No. 22 災害時の歯科医療救護に関する協定書 資料-32 ・ 医療救護班応援要請書 資料-161

第3 医療救護所の設置基準

市は、以下の基準等を目安に医療救護所を設置・運営するものとする。

1 設置基準

- (1) 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- (2) 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- (3) 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれる

とき。

- (4) 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- (5) 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要
なとき

2 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- (1) 特に被害の甚大な地域
- (2) 傷病者が多数見込まれる地域
- (3) 医療施設の稼働率の低い地域
- (4) 避難所となる学校等の場所
- (5) 傷病者が集まりやすい場所
- (6) 二次災害を受けにくい場所
- (7) 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- (8) ライフラインの確保しやすい場所
- (9) トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- (10) 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

3 医療救護所の役割

- (1) 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (2) 軽症患者の受入れ及び処置
- (3) 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

3 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に周知する。

4 設置の報告

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に基づき医療救護所を設置した場合には、速やかに設置内容（以下の事項）についてEMISに入力するとともに、併せて管轄保健所に報告する。

- (1) 設置場所（医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等）
- (2) 医療救護班の必要性の有無（必要な医師、看護師の数等具体的な内容）
- (3) ライフラインの確保状況（電気、ガス、水道等）
- (4) 医薬品等の必要性の有無（必要なものを具体的に明示）

資料編 ・ 市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書 資料-162

5 災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断した場合には、保健所等と協議のうえ共同して医療救護所を設置する。

第4 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の応急医療救護業務は次のとおりである。

1 医療救護班

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 助産救護
- (4) 死亡の確認及び遺体検案

2 歯科医療救護班

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (3) 警察機関等の要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- (4) その他必要な措置

3 薬剤師班

- (1) 傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所等及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理及び納入
- (3) 前各号に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理及び消毒方法等防疫対策などの情報提供及び薬学的指導

第5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。地方独立行政法人大月市立中央病院は災害拠点病院に指定されている。災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

2 災害拠点病院の役割

- (1) 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- (2) 重症患者の受入れ
- (3) DMA Tの派遣
- (4) 広域搬送への対応
- (5) DMA T等医療救護班の受入れ
- (6) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

3 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、本節末尾の別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

4 医療機関救護業務

災害時の医療機関での応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送

- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

5 歯科医療活動

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

6 医薬品の確保

市は、医療救護活動のために必要とする医薬品及び医療資機材は、予め備蓄しておく。不足する場合は、大月市薬剤師会の協力を得て調達を行う。また、市内において調達が困難な場合は、富士・東部地区医療救護対策本部へ供給要請を行い必要物品・必要量を確保する。

7 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、県救護本部（障害福祉課）に対して精神科救護班の派遣要請、精神科病院の空床の確保等を要請する。

(1) 治療中断した被災患者への診療機会の提供

(2) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化（心的外傷後ストレス症候群＝PTSD）してきたケースへの対応

(3) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応

第6 地域保健活動

市は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、医療救護班のほかに、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

1 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

2 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

3 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理

を行う。

4 保健師等チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

5 管理栄養士チーム・JDA-DAT

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

6 災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

第7 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

- (1) 搬送手段
 - ア 救急車
 - イ 庁用車両
 - ウ 自家用車両
 - エ 消防防災ヘリコプター

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、大月警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第8 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の

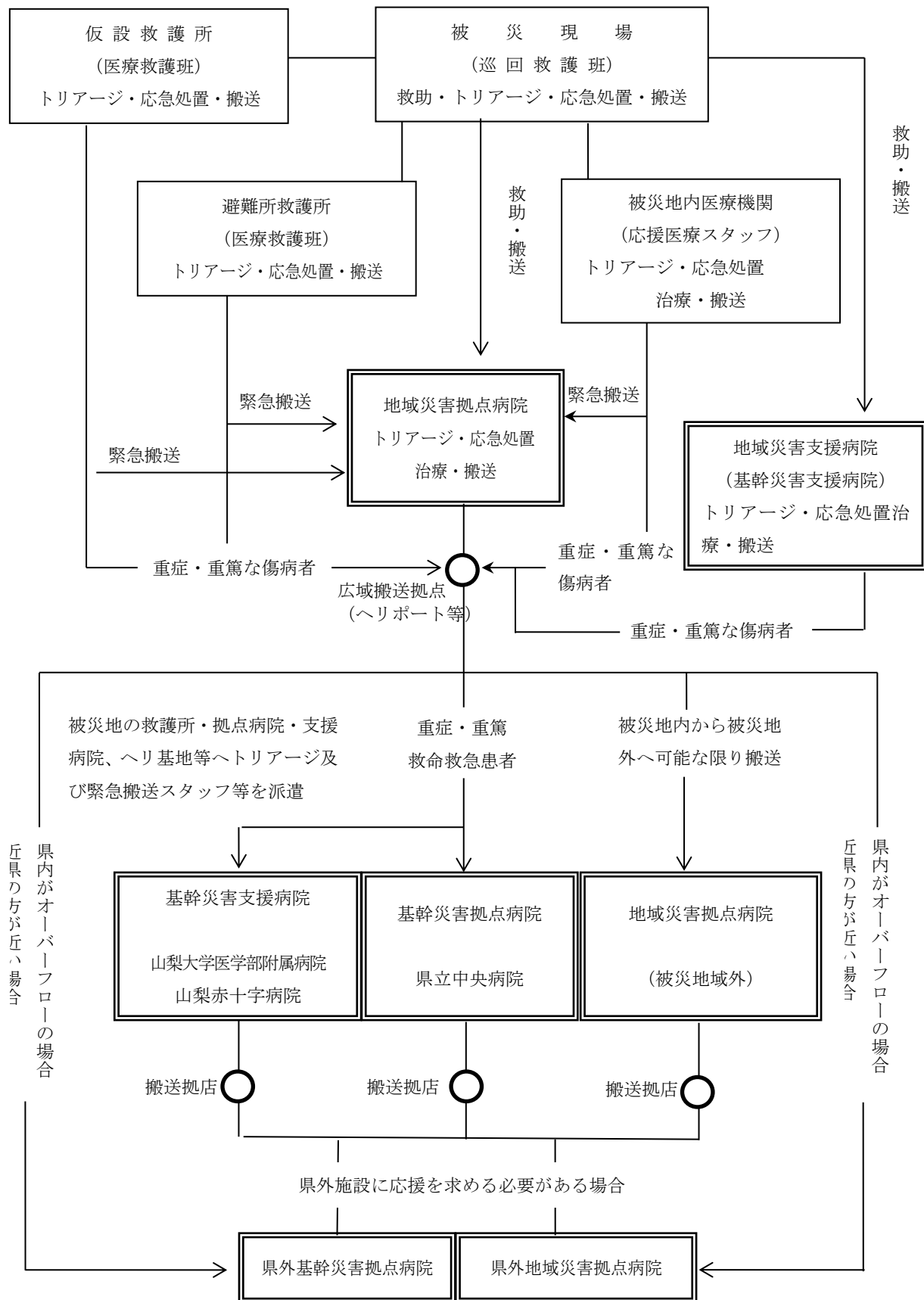
収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市（担当：子育て健康班）は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。なお、情報提供は、市防災行政無線、市ホームページ、各種SNS、広報車、掲示板への掲示等によるものとする。
 - ア 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
 - イ 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。
 - ア 被災入院患者の氏名
 - イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ウ 診療機能に関する情報全般

別図（「応急医療救護活動及び後方医療救護活動体制」）
被災現場側から見た応急医療救護体制



第21節 防疫計画

子育て健康課	市民課

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

子育て健康班は、北都留医師会の協力を得て防疫組織を編成し、富士・東部保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

（1） 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第15条に定めるところに従って行うものとする。

（2） ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

（3） 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

（4） 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に

保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線・有線放送による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

ア 感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

イ 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材及び薬剤の調達

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資器材を利用する。

なお、散布については、状況に応じて住民組織や市民の協力を得て行うものとする。

2 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編 ・ 市内薬局一覧 資料-11

・ NO.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32

・ No.28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32

第22節 食料供給計画

税 務 課	市 民 課
福祉介護課	産業観光課

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 現に食物を得られないという状況が発生した者
- 2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品等とするものとする。
- 3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

 - (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米200g（精米180g）とし、乾パンについては、115gを1食分とする。
 - (2) 乳児用粉ミルク、離乳食

乳児用粉ミルク、離乳食については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

乳児用粉ミルク 乳児1日あたり140g
離乳食 乳児あたり1日あたり 3食

第3 食料の供給計画

- 1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、地震編第1章第4節「被害想定」による避難者数を参考とする等、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。
- 2 米穀の確保
 - (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
 - (2) 各自主防災組織においては、災害発生を想定して、常時自主防災組織の人口に相応した自主的な「非常米」の備蓄米を確保しておくものとする。
 - (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。
 - (4) 協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼する。
 - (5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続に基づき、市長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、市長が行うものとする。

資料編 ・No.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32 ・No.28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32

- 3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

山梨県は締結する「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」に基づき、災害救助法が適用された場合、農林水産省総合食料局長は、知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、関東農政局甲府地域センターに対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食料供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

- (1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、市の備蓄品を放出し、不足する場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、大月市商工会等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

資料編	・ No. 9 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・ No. 10 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・ No. 44 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・ 食料等備蓄の状況 資料-992

- (2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び大月市商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

①	被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳、離乳食など、また寒い時期には温かなものなど）。
②	特定の食料を受け付けないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。
③	梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出し場所は、避難所となる学校の家庭科教室（調理室）、学校給食センター、公民館等を使用する。また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市職員をもってあてるほか、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

3 その他炊き出しの方法

- (1) 自主防災倉庫、市備蓄倉庫の調理器具等を活用する。
- (2) 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- (3) 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

資料編	・ No. 9 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・ No. 10 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・ No. 34 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書 資料-32
	・ 食料等備蓄の状況 資料-99
	・ 市備蓄倉庫 資料-100
	・ 自主防災倉庫 資料-101

第5 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、市民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第23節 生活必需物資供給計画

税 務 課	市 民 課
福祉介護課	産業観光課

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）付を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料等）

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所管理職員が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、市民班に報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 市内業者等からの調達

市は、市内農協及び大月市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記（1）によるのみでは必要な生活必需物資が被災者に供給でき

ない場合は、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に斡旋を要請する。

調達時の留意点

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の性別、年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ・ No. 8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
・ No. 28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32
・ NO. 44 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資の集積及び供給

食料並びに生活必需品等の救援物資及び調達品（以下「物資等」という。）の一時集積場所を次のとおり定め、市役所（本部設置場所）、ヘリポート、県で定めた緊急輸送道路等と結ぶ道路を緊急に啓開すべき道路とし、第1に啓開を図るものとする。

<救援物資・調達物資等一時集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
大月市勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	—

緊急輸送道路については、一般災害編第3章第17節「緊急輸送計画」第4「緊急輸送路の確保」に定めるところによる。

第4 避難所における物資等の供給

1 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。ただし、災害救助法が適用になった場合は、知事の指示により調達するものとする。

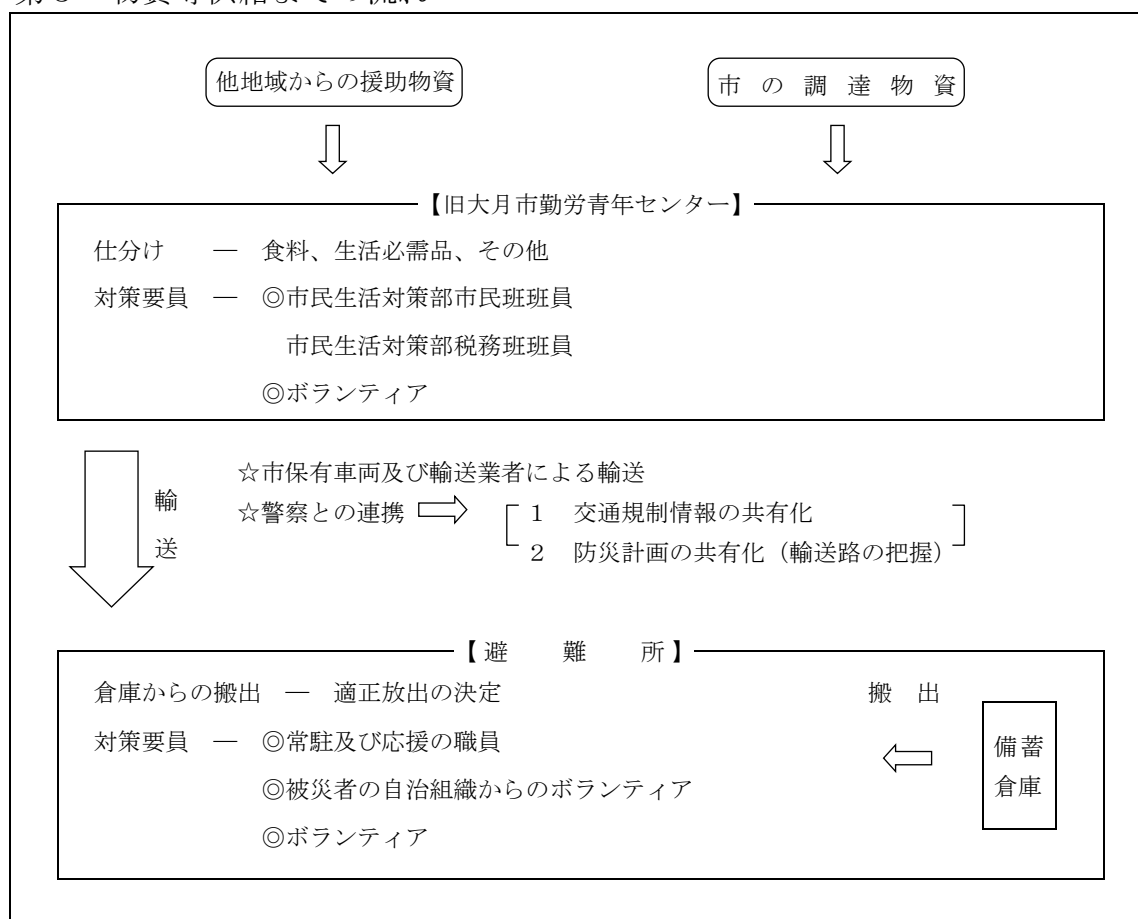
対 策 部 ・ 班		実 施 内 容
主	副	
市民生活対策部市民班	市民生活対策部税務班	・ 物資等の確保、供給、緊急輸送 ・ 炊き出しの実施、支援 ・ 物資集配拠点の設置 ・ 物資等の受入れ、仕分け等
総務対策部総務管理班	—	・ 市有車両、民間車両の確保、調達、配車

2 物資等が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアや、（社）山梨県トラック協会等に協力を要請し、行う。

- 3 震災による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心掛ける。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 テレビ・ラジオの設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

第5 物資等供給までの流れ



第6 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以下の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第24節 給水計画

地域整備課

本市の水道水は、次表のとおり、簡易水道と上水道により、供給されている。

種別	給水区域
上水道	大月 1丁目 2丁目 3丁目
	御太刀 1丁目 2丁目
	駒橋 1丁目 2丁目 3丁目
	大月町 沢井 下花咲 上花咲
	賑岡町 強瀬（川隣を含む。） 岩殿 ゆりヶ丘 神倉 畑倉 日影 東奥山 浅利の一部
	七保町 下和田 大島 葛野 田無瀬 林 駒宮 下瀬戸
	猿橋町 殿上 桂台 小柳町 寿町 仲町 横町 東町 霞町 小倉 梨木 田中 伊良原 四季の丘 天神森 小田 太田 岡 久保 津成 小篠の一部
	富浜町 堀の内 下鳥沢 上鳥沢 寺向 峰沢 大久保 宮谷原 宮谷新道 袴着 小向 横吹 鳥沢駅南 坂尻 遠山 中野の一部 山谷
	梁川町 斧窪 彦田 西村・綱本 原 清水大保呂 新倉
簡易水道	笹子町 追分 黒野田 阿弥陀海 吉久保 原 白野
	初狩野 立河原 神戸 側子 下初狩 藤沢 日向 丸田
	大月町 真木（恵能野を除く。）
	賑岡町 西奥山の一部 浅利の一部
	七保町 上和田 八坪 奈良子の一部
	猿橋町 幡野 小篠 小沢 小篠の一部
	富浜町 宮谷 中野の一部
	梁川町 下畑 立野 塩瀬 中野・金畑

災害のためこれらの水道水が、枯渇、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、上水道については、東部地域広域水道企業団と連携し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 給水活動

地域整備班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

1 給水需要の調査

地域整備班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動の準備

地域整備班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するとき
は、次のように給水活動の準備を行う。

＜給水活動の準備事項＞

活 動 計 画 作 成	○ 給水方法 ○ 給水量 ○ 資機材の準備 ○ 人員配置 ○ 広報の内容・方法 ○ 水質検査等		
給 水 目 標 (1 人 1 日 当 た り)	○ 飲料水の確保が困難なとき	3 ℓ (飲料水)	
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水 できるとき	1 4 ℓ (飲料水＋雑用水)	
資 機 材 等 の 確 保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応 援 要 請	市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、富士・東部保健所に応援を 要請する。		

3 給水方法

災害により水道の使用が不能な場合には、地域整備班は次により給水活動を実施する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

(3) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

または、山梨県が協定を結ぶ「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」に基づき県に応急給水依頼（経費は市負担）により調達する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編 ・ No. 8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
・ No. 28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32
・ No. 44 災害時における救援物資の提供に関する協定書 資料-32

4 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

5 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、県が定める「応援要請FAX様式」を用いて、富士・東部保健所に応援要請をするとともに、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

地域整備班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、市民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 富士・東部保健所への被害報告

地域整備班は、県が定める「災害発生報告書」を用いて、県防災行政無線、FAX、電話等により、速やかに富士・東部保健所に報告するものとする。

3 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により、簡易水道施設災害復旧等に関する協定に基づき、市指定給水装置工事事業者の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、県が定める「応援要請FAX様式」を用いて、富士・東部保健所に応援要請。または、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ・ No. 17 簡易水道施設災害復旧等に関する協定書 資料-32

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、有線放送、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、有線放送、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 大月市災害時協力井戸の活用

飲料水以外の用途に使用できる水を提供することができる井戸を登録することにより、災害において水道による給水が困難となった場合に、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図るため、利用する。

第25節 教育計画

子育て健康課 教育委員会

災害により被災した教育施設又は児童・生徒（以下この節において「生徒等」という。）、が、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び生徒等に対する学用品の供与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の協力を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合は知事の補助機関として市長が、市教育委員会及び各学校等長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校等の一部が被災した場合	① 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ② 二部授業の実施
学校等の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校等の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校等、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮設校舎の建築
市内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校等、公民館等の公共施設の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1) から (3) までの方法が講じられない場

合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

＜応急教育の内容＞

学習に関する 教育内容	① 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に 関する指導	① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、便所等の衛生指導 ④ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	① 生徒等の相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ③ 専門家と連携し、生徒等の心のケア対策を行う。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、学校長は、災害の規模、生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 生徒等への対応

学校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 安全の確保

風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、生徒等の安全を確保する。

また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防署班等と連携の上、生徒等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとするが、電話不通の場合は、市防災行政無線、有線放送、広報車等により周知するものとする。

(3) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(4) 下校時の危険防止

下校途中における危険を防止するため、生徒等に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

生徒等を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校等で保護する。

(1) 校内保護

学校長は、災害の状況により生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 安否の確認

市教育委員会は、災害が発生したときは、学校長を通じて生徒等、教職員の安否の確認を行う。

また、生徒等が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や生徒等への連絡を行う。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長は、市教育委員会と協議し、生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。

(2) 被災生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所と認められる場合には、学校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。

(2) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校の家庭科教室（調理室）の施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、炊き出しの調整に留意する。

(3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、学校長は市及び市教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

市教育委員会は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、生徒等に対する教科書及び学用品の供付は、災害救助法に基づいて行うも

のとする。

第5 保育園児の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防署班等と連携の上、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、園児を保育所にて保護する。

3 安否の確認

子育て健康班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第6 応急保育

子育て健康班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第26節 災害廃棄物処理計画

市 民 課	産業観光課
建 設 課	地域整備課

災害により発生した倒壊家屋災害廃棄物・災害時のごみ及びし尿の処理を円滑かつ迅速に進め、被災地の衛生状態の保持、復旧活動の推進のため適切処理を行うべき内容を整理し、災害時の環境保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は市長が主体となって行うものとするが、被害が甚大で市で処理することが不可能な場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 実施方法

大月市災害廃棄物処理計画（令和5年3月）に準ずる。

第27節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

企画財政課	建 設 課
地域整備課	福祉介護課

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理

を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたる。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

(ア) 特定の資産のない失業者

(イ) 特定の資産のないひとり親家族

(ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

(エ) 特定の資産のない勤労者

(オ) 特定の資産のない小企業者

(カ) (ア) から (オ) までに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の建設場所を次のとおり選定する。

＜応急仮設住宅建設予定地＞

名 称	所 在 地	面 積(m ²)	予定戸数(戸)
旧初狩小学校	大月市初狩町中初狩 21	5,267	33
猿橋近隣公園	大月市猿橋町猿橋 351-2	2,002	28
総合体育館駐車場	大月市富浜町鳥沢 602-1	2,047	18
宮谷新道(馬の背)	大月市富浜町宮谷 9-2	2,764	22
総合グラウンド(野球場)	大月市七保町下和田 979-2	23,972	114

なお、この場合の選定基準は、次のとおりである。

(1) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所

(2) 交通の便、学校教育の便を考慮した場所

(3) 被災者の生業の見通しが立つ場所

(4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

3 建設資機材及び業者の確保

(1) 市は、木材業者及び市建設業者と協力して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。

(2) 諸職工組合(大工、左官、建具、ブリキ職、配線工)組合員は、市長から出役要請を受けた組合長からの指示を受けて、作業にあたるも

のとする。

(3) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(4) 応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4 入居者の選考

入居者の選考は建設班で行う。選考にあたっては、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

5 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

6 福祉仮設住宅の設置

高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を福祉仮設住宅として、必要に応じ設置することができる。

建設、供給においては、次の点に留意する。

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

7 福祉仮設住宅での支援

福祉介護班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

8 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を必要に応じ設置することができる。

9 公営住宅の確保

建設班、企画財政班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅の空き家の確保、供給に努める。

10 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第28節 救助・救出計画

市 民 課 消 防 本 部
消 防 団

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

1 行方不明者名簿の作成

市民班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

＜行方不明者名簿＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市役所に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。○ 行方不明者名簿には、住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記載する○ 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。○ 行方不明者名簿は、警察署にも提供する。 |
|---|

2 救助活動の実施

(1) 救助隊の編成

消防署班は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。また、災害の規模、状況等に応じて市職員等を増強する。

(2) 救助活動の実施

救助隊の隊長は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

3 救出资器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」、「大規模災害発生時における相互応援に関する協定書」等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が困難な場合には、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。ただし、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官

に対して、要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に行う。

資料編	・No. 8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No. 28 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No. 44 災害時相互応援協定書 資料-32

第4 自主防災組織及び地域住民による初期活動

1 救出活動

(1) 自主防災組織は、災害が発生したときは、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防署班等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

(2) 地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

資料編	・市備蓄倉庫 資料-100
	・自主防災倉庫 資料-101

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 避難行動要支援者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、避難行動要支援者の安全確保を図る。

第5 救急活動の実施

消防署班は、負傷者の救急救助活動を最優先として、救急活動を行う。

<救急活動の内容>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 救助現場から救護所又は市内の病院等まで、救急車で傷病者を搬送する。○ 傷病者が多数発生したときは、警察署、自主防災組織等に搬送を要請する。○ 自主防災組織は、市防災倉庫及び自主防災倉庫の簡易式担架を活用し、搬送する。○ 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。○ 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。 |
|--|

第29節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

市 民 課	子育て健康課
消 防 団	

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないと

きは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は市民班において行方不明者名簿を作成するほか、相談窓口を設置し、大月警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救命等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するように努めるものとする。

2 搜索活動

搜索活動は、消防署班のほか大月警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び大月警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

4 漂着死体の取り扱い

漂着死体は、次のように取り扱う。

- (1) 死体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- (2) 死体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置所に輸送するものとする。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

大月警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体安置所の開設

本部長は、別表に掲げる寺院のうちから適当と思われる場所を選定し、遺体安置所を開設するものとする。

遺体安置所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

資料編 ・ No. 39 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 資料-32

第5 埋・火葬

1 埋火葬許可書

市民班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

市民班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

- (1) 大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

県は、市の要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図る。

- (2) 引取人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に埋葬する。
- (3) 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

別表 寺院

番号	町 名	名 称	所 在 地	連絡先	対 象 地 区
1	笹子	普明院	笹子町黒野田 1722	25-2332	笹子町
2	笹子	宝林寺	笹子町白野 467	25-2030	〃
3	初狩	法雲寺	初狩下初狩 1000	25-6355	初狩町
4	初狩	自徳寺	初狩下初狩 3777	22-6063	〃
5	大月	福正寺	大月町真木 4129	22-0807	真木
6	大月	正念寺	大月町真木 2053	22-5170	〃
7	大月	善福寺	大月町真木 945	22-0254	〃
8	大月	西方寺	大月町花咲 2106	22-2240	花咲
9	大月	無辺寺	大月二丁目 9-20	23-1745	大月、沢井
10	大月	行願寺	大月一丁目 20-21	22-1780	大月
11	大月	光照寺	駒橋一丁目 4-16	22-2833	駒橋
12	賑岡	光炎寺	賑岡町浅利 892	23-0418	賑岡町
13	賑岡	浄照寺	賑岡町奥山 1047	22-4138	〃
14	賑岡	安楽寺	賑岡町強瀬 790	23-0293	〃
15	賑岡	全福寺	賑岡町強瀬 425	22-0922	〃
16	賑岡	真蔵院	賑岡町岩殿 160	22-0172	〃
17	賑岡	法幢寺	賑岡町畑倉 1115	22-1183	〃
18	賑岡	威徳寺	賑岡町畑倉 2163	22-4687	〃
19	賑岡	東光寺	賑岡町奥山 2817	22-2147	〃
20	七保	金龍寺	七保町瀬戸 50	24-7138	七保町
21	七保	福泉寺	七保町葛野 1695	22-1913	〃
22	七保	涼泉寺	七保町葛野 1895	...	〃
23	七保	常光寺	七保町葛野 2592	...	〃
24	七保	宝林寺	七保町瀬戸 63	22-0906	〃
25	七保	宗安寺	七保町浅川 1006	24-7329	〃
26	七保	花井寺	七保町下和田 1219	23-1536	〃
27	猿橋	長心寺	猿橋町小沢 1274	23-1349	猿橋町
28	猿橋	照光院	猿橋町小沢 202	23-0351	〃
29	猿橋	妙楽寺	猿橋町藤崎 619	22-6027	〃
30	猿橋	福泉寺	猿橋町藤崎 997	22-1632	〃
31	猿橋	養福寺	猿橋町小篠 563	26-2239	〃
32	猿橋	心月寺	猿橋町猿橋 606	22-0871	〃
33	猿橋	大椿寺	猿橋町殿上	...	〃
34	猿橋	円行寺	猿橋町殿上 3	22-0633	〃
35	富浜	正覚寺	富浜町宮谷 769	23-1738	富浜町
36	富浜	宝全寺	富浜町宮谷 1032	22-4674	〃
37	富浜	円福寺	富浜町鳥沢 2117	26-5458	〃
38	富浜	瑞光寺	富浜町鳥沢 1539	26-5617	〃
39	梁川	全昌寺	梁川町綱の上 938-2	26-2132	梁川町
40	梁川	円通寺	梁川町立野 458	26-3325	〃
41	梁川	瑞淵寺	梁川町塩瀬 622	26-2416	〃

第30節 障害物除去計画

建設課

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上で、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、緊急輸送道路（本編本章第16節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、建設班が担当し、市内建設業者等に請負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請す

る。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、次に掲げる集積場所に一時保管する。

名 称	所 在 地
まるたの森クリーンセンター周辺	初狩町中初狩地内

資料編 ・ No. 4 災害時における応急対策業務に関する協定書 資料-32

第3 1 節 生活関連事業等の応急対策計画

総務管理課 消 防 本 部
消 防 団

第1 簡易ガス施設応急保安対策

簡易ガス事業者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、各簡易ガス供給地点を巡回点検して、以下の対策を講ずるものとする。

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき。

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第2 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 一般消費者向け広報
- (3) 応急復旧資機材の調達
- (4) 復旧要員の派遣

第3 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

2 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

3 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

第4 市長の措置

- 1 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- 2 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、大月市消防本部及び大月警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- 3 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、大月市消防本部により、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- 4 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第3 2節 労働力確保計画

総務管理課

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 労働力の確保

- 1 富士吉田公共職業安定所大月出張所は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。
 - (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
 - (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
 - (3) 必要により他の職業安定所へ求人連絡を行う。
 - (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、予め居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。
- 2 市長は、富士吉田公共職業安定所大月出張所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第2 災害応急対策求人について

- 1 雇上げ方法
市長は、大月公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。
 - (1) 職種別所要求人の数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 作業時間、賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設の状況
 - (5) 必要とする期間
 - (6) その他必要な事項

第3 その他

- 1 これら災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。
- 2 大月公共職業安定所長は、第2の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について富士・東部地方連絡本部長（富士・東部地域県民センター所長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第33節 住民生活安定事業計画

総務管理課	会計課
税務課	福祉介護課
産業観光課	

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可能な特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	支給なし	支給なし

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額			
	複数世帯		単数世帯	
	全壊・ 大規模半壊	中規模半壊	全壊・ 大規模半壊	中規模半壊
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	100万円	150万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	50万円	75万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	25万円	37.5万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び 金融機関名	資金名	融資 対象	使 途	限度額	利率	期間	担 保 等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復 旧貸付	地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者 災害救助法発動地域のうち公庫(金庫)が特に指定した		既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 一般 7,500万円以内	基準金利ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む)	必要に応じて担保・保証人を求める	特別利率を適用する場合は市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸 付			(1)一般貸付 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2)特別貸付 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (3)生活衛生貸付 一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に1災害3,000万円(組合等は5,000万円)を加えた額	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める	(1)一般貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む) (2)特別貸付 各融資制度に定められた期間内 (3)生活衛生 貸付運転資金10年以内(据置期間については各融資制度に定められた期間内)設備資金各融資制度に定められた期間内 (2年以内の措置期間を含む)		1 直接被害者は原則として市町村長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復 旧資金			定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む)		

山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策 (経済危機・災害復旧関係)	する直接又は間接に被害を被った中小企業者 政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在	事業資金	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 (一企業限度額 5,000 万円)	1.50%	設備資金 10 年以内 (1 年以内の据置期間を含む) 運転資金 10 年以内 (1 年以内の据置期間を含む)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	<u>直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要</u>

2 信用保証について

(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 災害関係保証に係る中小企業者 1 人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

第 3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度 (建築住宅課)

1 新築住宅 400 万円、18 年償還 (うち 3 年据置)

2 改修住宅 200 万円、11 年償還 (うち 1 年据置)

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 災害発生時の旧公庫の基準金利と同率

第 4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者 (法人を含む) で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500 万円以内 (個人・法人とも)
貸付利息	無利子 (県・市町村・JA が負担) ※保証料も JA 負担
据置期間	1 年以内 (復旧資金は 3 年以内)
償還期限	5 年以内 (復旧資金は 10 年以内)

資金源	JA

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林産施設損失額 50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円(連合会 5,000 万円) 激甚災害の場合、農協 5,000 万円(連合会 7,500 万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の 50%以上の者)に対しては年 3 % 以内、他の者に対しては年 6.5%以内又は年 5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和7年8月18日現在）

借入対象	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、地域における継続的な農地利用を図る者、集落営農組織
資金の用途	災害被害、法令に基づく行政処分、社会的・経済的環境の変化等により、農林漁業経営の再建、経営の維持安定に必要な資金災
限度額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の 6/12 に相当する額、又は粗収入の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年 1.15～2.00%
据置期間	3 年以内
償還期限	15 年以内
資金源	㈱日本政策金融公庫

第5 災害援護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯(原則、官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	制限なし
資金の種別	福祉資金 (災害援護資金)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅 200万円以内 事業開始 285万円 事業継続 143万円
貸付期間	7年以内(うち災害状況に応じて2年以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据置)	住宅 7年以内 2年据置 開始 7年以内 2年据置 継続 7年以内 2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	半年等
貸付利率	年 1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年 1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年 1.0%(保証人が要る場合は無利子)
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	大月市(県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

第6 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。
県・市・日本赤十字社大月支部・共同募金会大月市支会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第7 罹災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

資料編 ・ No. 19 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 資料-32

第8 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援装置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。被災者支援業務の迅速化・効率化のため

め、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県から被災者に関する情報の提供を受けるものとする。

1 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第90条の3に基づき被災者の援護を行うための基礎となる情報を記録した台帳を作成に努めるものとし、市（市民班）においては、被災者に関する情報を整理した台帳をとりまとめる。

なお、市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求めることとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家被害等の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク その他（連絡先、世帯構成等同施行規則に定める事項）

(2) 被災者台帳の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）ものとして、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な利用目的となる場合を除いて情報提供を行うこととする。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

2 安否情報の提供等

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいての回答に努める。

市（市民班）は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報の確認に努めるものとする。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を内部で利用し、必要に応じて関係自治体、消防機関、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めることとする。

第4章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧対策計画作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

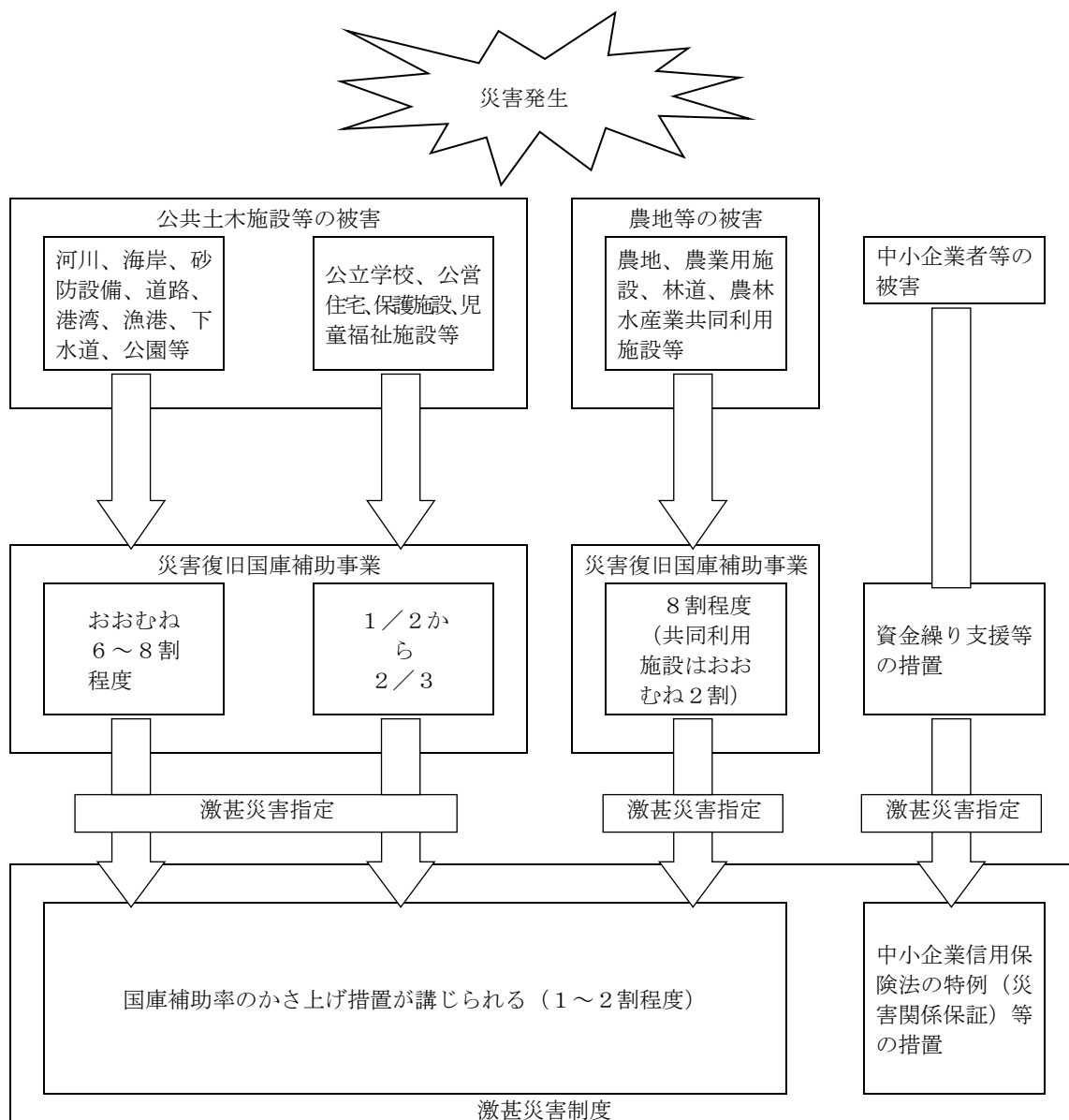
第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

- 1 知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受

- ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

<激甚災害制度の仕組み>



地震編

目 次

地震編

第1章 地震編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第2節 大月市の特質と過去の地震災害.....	9
第3節 想定地震.....	10
第4節 被害想定.....	11
第2章 地震災害予防計画	26
第1節 防災組織の充実.....	26
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	26
第3節 大震火災対策の推進.....	28
第4節 生活関連施設の安全対策の推進.....	30
第5節 建築物災害予防計画.....	34
第6節 防災施設・資機材の整備計画.....	36
第7節 広域応援体制整備計画.....	36
第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進.....	37
第9節 災害ボランティア活動環境の支援計画.....	41
第10節 防災訓練に関する計画.....	42
第11節 要配慮者対策の推進.....	43
第3章 地震災害応急対策計画	46
第1節 応急活動体制.....	46
第2節 職員配備計画.....	50
第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画.....	56
第4節 応援協力要請計画.....	56
第5節 広域一時滞在計画.....	56
第6節 自衛隊災害派遣要請計画.....	56
第7節 地震災害情報等の収集伝達計画.....	56
第8節 被害状況等報告計画.....	59
第9節 広報計画.....	62
第10節 災害通信計画.....	64
第11節 消防計画.....	64
第12節 緊急輸送計画.....	67
第13節 交通対策計画.....	68
第14節 被災建築物応急危険度判定計画.....	68
第15節 被災宅地危険度判定計画.....	70
第16節 災害救助法の適用計画.....	72
第17節 避難計画.....	72
第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画.....	74
第19節 医療助産計画.....	74
第20節 防疫計画.....	74

第21節	食料及び生活必需物資供給計画	74
第22節	給水計画	74
第23節	教育計画	74
第24節	災害廃棄物処理計画	76
第25節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	76
第26節	救助・救出計画	76
第27節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	78
第28節	障害物除去計画	78
第29節	生活関連施設の応急対策計画	78
第30節	労働力確保計画	80
第31節	民生安定事業計画	80
第4章	南海トラフ地震に関する事前対策計画	81
第1節	計画作成の趣旨	81
第2節	南海トラフ地震臨時情報等について	81
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	83
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	84
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	86

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等と連携し、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の連携し、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

（1）地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教

- 訓を伝承する活動の支援
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成、指導
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
- (2) 地震防災応急対策
 - ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
 - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
 - オ 避難の指示等
 - カ 被災者の救助その他の保護
 - キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
 - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置、応急危険度判定の実施
 - ス 被災宅地本部の設置、被災宅地危険度判定の実施
 - セ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
 - ソ 市の施設等の安全措置及び応急復旧
 - タ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - チ 他機関への応援要請
 - ツ アからチまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎの措置
- (3) 災害復旧対策
 - ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

- (1) 地震災害予防対策
 - ア 地震防災に関する組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難指示等
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置

- (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - カ 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (5) 気象庁（甲府地方气象台）
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会を運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更等を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行う。

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 通信施設等の整備
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
- エ 官庁施設の災害予防措置
- オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- カ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ク 災害時における復旧資材の確保
- ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
 - (コ) 巨大な津波への備え
- ス 首都直下地震対策計画
 - (ア) 首都中枢機能の継続
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - (エ) 被災状況等の把握
 - (オ) 被災者の救命・救助
 - (カ) 被害の拡大防止・軽減
 - (キ) 被災した地方公共団体支援
 - (ク) 被災者・避難者の生活支援
 - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
 - (コ) 強い揺れへの備え
 - (サ) 巨大な津波への備え
- セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - カ 防災関係資器材の点検・整備
 - キ 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 地震災害警戒本部会議への参加
 - イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - ウ 災害派遣初動の準備
 - エ 災害等情報の収集
 - オ 通信の確保
 - カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
- (1) 東日本旅客鉄道(株)(山梨統括センター)
 - ア 南海トラフ地震に関する情報等の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) NTT東日本(株)(山梨支店)、(株)NTTドコモ山梨支店
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (3) 日本赤十字社(山梨県支部)
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会(甲府放送局)
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動

エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道

(5) 中日本高速道路(株)(東京支社)

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

ア 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関連する情報の伝達

イ 利用者への広報

ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備

エ 緊急輸送を確保するための措置

(6) 東京電力パワーグリッド(株)(大月支社)

ア 電力供給施設の災害予防措置

イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配

ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(7) 日本通運(株)(山梨支店)

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保

ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

(8) 日本郵便(株)(大月市内郵便局)

ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

オ 郵便局窓口業務の維持

カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)

キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用

ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)

ア 地域住民に対する各種情報等の報道

イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立

ウ 日本放送協会に準ずる措置

(2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会)

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配

ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

(3) ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社

団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、（社）山梨県エルピーガス協会）

- ア ガス供給施設の保安整備
- イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
- ウ 被災地に対するガス供給体制の確立

(4) 北都留医師会（大月地区）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ウ 助産救護
- エ 死亡の確認及び死体の検案

7 大月警察署

- (1) 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) クレイン農業協同組合、大月市森林組合
 - ア 農林産物の災害応急対策の指導
 - イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - ウ 農林業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - エ 農林産物の供給調整体制の確立
- (2) 大月市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 大月市歯科医師会
 - ア 歯科医療救護活動
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 死体の検案の協力
 - エ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
- (5) 大月市薬剤師会
 - ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
 - イ 医薬品の調達、供給
 - ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
- (6) 大月市建設協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力

- オ 加盟各事業者との連絡調整
- (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
 - キ 避難設備の整備及び避難訓練の実施
 - ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ケ 避難者の受け入れ準備
- (8) 学校
 - ア 児童生徒に対する南海トラフ地震に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - エ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - オ 応急医薬品の整備
 - カ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - キ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - ク 火気使用及び実験学習の中止
- (9) 大月市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (10) 山梨県防犯協会大月支部・大月交通安全協会
 - ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (11) 自主防災組織
 - ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力
 - オ その他応急対策全般についての協力

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 資料-1

第2節 大月市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「大月市の概況」を準用する。

第3節 想定地震

第1 想定地震

1 山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）

（1） 県は、山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の10種類の地震を想定した。

ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

イ 首都直下地震（M7クラス立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

ウ 糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

エ 糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

オ 曽根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

カ 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

キ 身延断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

ク 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

ケ 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

コ 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第4節 被害想定

第1 想定地震等の概要

想定地震の概要は、次のとおりである。

対象地震	地震規模M (Mw)	30年以内の発生確率
南海トラフの巨大地震（東側ケース） 海溝型	M9 クラス(9.0)	70～80%※ ¹
首都直下地震M7（立川市 直下） 海溝型	M7 クラス(7.3)	70%程度※ ²
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間 活断層	7.4(6.8)	0.9～8%
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 活断層	7.6(7.0)	ほぼ 0～0.1%
曾根丘陵断層帯 活断層	7.3(6.8)	1%
身延断層 活断層	7.0(6.5)	不明
塩沢断層 活断層	6.8(6.4)	4%以下
扇山断層 活断層	7.0(6.5)	—※ ³
富士川河口断層帯 活断層	A:7.2(7.3) ※ ⁴ B:8.3(7.8) ※ ⁴	10～18%または 2～11%※ ⁵
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ） 海溝型	M8 クラス(8.0)	ほぼ 0～6%

※1：南海トラフの地震の震源域でM8以上の巨大地震が発生する確率であり、必ずしもM9クラスが70～80%の確率で発生することを意味したものではありません。

※2：南関東地域のどこかでM7程度の地震が発生する確率であり、必ずしも立川市直下で地震が発生することを意味したものではありません。

※3：扇山断層は国（地震調査研究推進本部）による主要活断層帯の長期評価対象外です。

※4,5：富士川河口断層帯：地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載しています。国による長期評価M8.0とは異なります。発生確率については長期評価では、過去の活動時期などについて、2つの可能性が考えられることから、2つのケースに分けて評価されています。

第2 主な調査項目

- 1 構造別年代別建物棟数
- 2 建物被害
- 3 屋外転倒物・落下物
- 4 時間帯別屋内・屋外人口
- 5 人的被害
 - (1) 死者
 - (2) 負傷者
 - (3) 負傷者のうち重傷者
 - (4) 要救助者
- 6 ライフライン被害
 - (1) 上水道被害
 - (2) 下水道被害
 - (3) LPガス被害
 - (4) 電力被害
 - (5) 通信（固定電話）被害
 - (6) 携帯電話不通ランク
- 7 生活への影響

- (1) 避難者
- (2) 備蓄物資需要量
- (3) 応急住宅需要量
- (4) 空き家被害
- (5) 別荘被害
- (6) 別荘の人的被害
- (7) 災害関連死被害（建物全壊棟数と関連死の比率）
- (8) 災害関連死被害（直接死者数と関連死の比率）
- (9) 災害関連死被害（避難者数の比率）
- 8 災害廃棄物
- 9 その他の被害
 - (1) 危険物施設被害
 - (2) 防災上重要施設被害
 - (3) 文化財被害
 - (4) 帰宅困難者
 - (5) 斜面災害被害箇所数

第3 想定結果

1 構造別年代別建物棟数

木造							非木造			計
不明	～1950	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～	不明	～1981	1982～	
3, 196	121	1, 894	2, 282	2, 204	2, 202	1, 385	67	1, 049	2, 045	16, 445

2 建物被害予測結果

ケース	対象地震	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬5時8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	6	84	277	10	23	-	95	306
	首都直下地震M7（立川市直下）	1	4	162	446	12	26	-	174	476
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	-	-	3	17	0	1	-	4	18
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	-	-	0	0	0	1	-	2	13
	曾根丘陵断層帯	1	6	192	344	10	24	-	203	373
	身延断層	-	-	-	-	0	0	-	0	0
	塩沢断層	0	1	0	3	5	11	-	5	14
	扇山断層	0	1	689	980	15	32	-	704	1,013
	富士川河口断層帯	0	1	340	716	2	4	-	342	721
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	1	6	2,229	2,257	23	41	261	2,514	2,305

3 屋外転倒物・落下物予測結果

対象地震	ブロック塀等被害数 (件)	自動販売機の転倒数 (台)	屋外落下物が生じる建物数（棟）
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	124	0	1
首都直下地震M7（立川市直下）	191	1	5
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	-	-	-
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	-	-
曾根丘陵断層帯	268	1	26
身延断層	-	-	-
塩沢断層	27	0	-
扇山断層	548	2	113
富士川河口断層帯	3	-	-
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	1201	4	607

4 時間帯別屋内・屋外人口

人口	5時			12時			18時		
	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口
22,632	22,632	22,417	215	20,426	19,543	883	21,731	19,842	1,889

5 人的被害予測結果

(1) 死者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち屋内収容物					
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	5	0	0	1	0	0	6
	首都直下地震M7（立川市直下）	10	0	0	1	0	0	11
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0	0	－	－	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	0	0	0	－	0
	曾根丘陵断層帯	12	0	0	1	0	0	13
	身延断層	－	0	0	0	－	－	0
	塩沢断層	0	0	0	0	0	－	0
	扇山断層	40	1	0	1	0	0	41
	富士川河口断層帯	21	0	0	0	0	－	21
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	132	4	10	2	0	0	144

(2) 負傷者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち屋内収容物					
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	60	4	0	1	0	0	61
	首都直下地震M7（立川市直下）	101	6	0	1	0	0	102
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	4	0	0	0	－	－	4
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	2	0	0	0	0	－	2
	曾根丘陵断層帯	89	9	0	1	0	0	90
	身延断層	－	0	0	0	－	－	0
	塩沢断層	1	1	0	0	0	－	1
	扇山断層	273	20	0	1	0	0	274
	富士川河口断層帯	175	1	0	0	0	－	175
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	730	60	6	2	0	0	739

(3) 負傷者のうち重症者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち屋内収容物					
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	8	1	0	0	0	0	9
	首都直下地震M7（立川市直下）	16	1	0	1	0	0	16
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0	0	－	－	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	0	0	0	－	0
	曾根丘陵断層帯	18	2	0	1	0	0	19
	身延断層	－	0	0	0	－	－	0
	塩沢断層	0	0	0	0	0	－	0
	扇山断層	65	4	0	1	0	0	65
	富士川河口断層帯	32	0	0	0	0	－	32
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	206	13	2	1	0	0	210

(4) 要救助者

ケース	対象地震	要救助者数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	13
	首都直下地震M7（立川市直下）	24
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0
	曾根丘陵断層帯	35
	身延断層	－
	塩沢断層	0
	扇山断層	107
	富士川河口 断層帯	55
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	361

6 ライフライン被害

(1) 上水道被害予測結果

対象地震	断水人口（人） 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	2,136	1,892	890	26
首都直下地震M7（立川市直下）	3,057	2,743	1,382	73
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	8	6	2	－
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	23	18	6	－
曾根丘陵断層帯	4,940	4,600	2,885	429
身延断層	0	0	0	－
塩沢断層	620	532	226	3
扇山断層	9,032	8,576	5,864	1,008
富士川河口断層帯	171	137	48	0
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	16,754	16,326	13,049	3,670

(2) 下水道被害予測結果

対象地震	機能支障人口（人） 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1,741	1,144	207	81
首都直下地震M7（立川市直下）	2,113	1,463	331	91
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	48	28	2	2
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	121	72	6	6
曾根丘陵断層帯	3,072	2,378	869	143
身延断層	2	1	0	0
塩沢断層	1,093	666	74	55
扇山断層	4,981	4,048	1,645	219
富士川河口断層帯	747	443	38	38
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	10,623	9,792	6,027	859

(3) LPガス被害予測結果

対象地震	漏洩被害件数（件）
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	3
首都直下地震M7（立川市直下）	21
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	－
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	－
曾根丘陵断層帯	28
身延断層	－
塩沢断層	0
扇山断層	68

富士川河口 断層帯	-
(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	114

(4) 電力被害予測結果

対象地震	機能支障人口 (人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	8,509	970	3	-
首都直下地震M7 (立川市直下)	10,268	1,429	9	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間	83	3	-	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	241	9	-	-
曾根丘陵断層帯	11,285	2,733	44	-
身延断層	2	0	-	-
塩沢断層	3,850	280	0	-
扇山断層	15,163	5,308	89	-
富士川河口断層帯	1,642	72	-	-
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	20,452	12,180	517	-

(5) 通信 (固定電話) 被害予測結果

対象地震	機能支障人口 (人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	8,535	973	3	0
首都直下地震M7 (立川市直下)	10,299	1,433	9	0
糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間	83	3	0	0
糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	242	10	0	0
曾根丘陵断層帯	11,319	2,741	45	0
身延断層	2	0	0	0
塩沢断層	3,861	280	0	0
扇山断層	15,208	5,324	89	0
富士川河口断層帯	1,647	72	0	0
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	20,514	12,216	519	0

(6) 携帯電話不通ランク予測結果

対象地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	C	E	E	E
首都直下地震M7 (立川市直下)	B	E	E	E
糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間	E	E	E	E
糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	E	E	E	E
曾根丘陵断層帯	B	E	E	E
身延断層	E	E	E	E
塩沢断層	E	E	E	E

扇山断層	A	D	E	E
富士川河口断層帯	E	E	E	E
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	A	A	E	E

携帯電話の不通ランク (東京都 (2022))

ランク A	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 50%以上となる地域
ランク B	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 40%以上となる地域
ランク C	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 30%以上となる地域
ランク D	停電率、不通回線率の少なくとも一方が 20%以上となる地域
ランク E	停電率、不通回線率がいずれも 20%未満となる地域

7 生活への影響

(1) 避難者数予測結果

ケース	対象地震	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
		避難者数			避難者数			避難者数		
			うち 避難 所内	うち 避難 所外		うち 避難 所内	うち 避難 所外		うち 避難 所内	うち 避難 所外
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	188	113	75	363	182	182	188	56	131
	首都直下地震M7 (立川 市直下)	328	197	131	592	296	296	328	99	230
	糸魚川－静岡構造線断層 帯中南部区間	8	5	3	8	4	4	8	2	6
	糸魚川－静岡構造線断層 帯南部区間	5	3	2	6	3	3	5	2	4
	曾根丘陵断層帯	351	210	140	984	492	492	421	126	295
	身延断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層	10	6	4	64	32	32	10	3	7
	扇山断層	1,163	698	465	2,339	1,169	1,169	1,163	349	814
	富士川河口断層帯	607	364	243	607	303	303	607	182	425
	(参考) 首都直下地震M 8 (相模トラフ)	3,869	2,321	1,547	6,164	3,082	3,082	3,869	1,161	2,708

(2) 備蓄物資需要量予測結果

対象地震	飲料水（リットル）			食料（食）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	5,400	2,600	80	540	1,000	540
首都直下地震M7（立川市直下）	7,900	4,000	210	950	1,700	950
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	20	0	－	20	20	20
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	50	20	－	10	10	10
曾根丘陵断層帯	13,000	8,300	1,200	1,000	2,800	1,200
身延断層	0	0	－	0	0	0
塩沢断層	1,400	610	10	30	170	30
扇山断層	25,000	17,000	2,900	3,400	6,700	3,400
富士川河口断層帯	390	140	0	1,700	1,700	1,700
（参考）首都直下地震M8 （相模トラフ）	47,000	38,000	11,000	10,000	17,000	11,000

対象地震	育児用粉ミルク（グラム）			毛布（枚）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	70	140	70	220	350	110
首都直下地震M7（立川市直下）	130	230	130	380	570	190
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	10	10	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	10	0	0
曾根丘陵断層帯	140	380	160	400	950	240
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断層	0	20	0	10	60	10
扇山断層	450	910	450	1,300	2,200	670
富士川河口断層帯	240	240	240	700	580	350
（参考）首都直下地震M8 （相模トラフ）	1,400	2,300	1,400	4,200	5,700	2,100

対象地震	携帯・簡易トイレ（回）			乳児・小児用おむつ（枚）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	80	70	0	10	30	10
首都直下地震M7（立川市直下）	190	170	10	30	50	30
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	－	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	－	0	0	0
曾根丘陵断層帯	340	600	40	30	80	30
身延断層	0	0	－	0	0	0
塩沢断層	0	0	0	0	0	0
扇山断層	2,100	2,900	250	90	180	90
富士川河口断層帯	20	10	0	50	50	50
（参考）首都直下地震M8 （相模トラフ）	13,000	17,000	2,900	280	460	280

対象地震	大人用おむつ（枚）			生理用品（枚）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	10	10	10	30	60	30
首都直下地震M7（立川市直下）	10	20	10	50	100	50
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	0	0	0
曾根丘陵断層帯	10	40	20	60	160	70
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断層	0	0	0	0	10	0
扇山断層	40	90	40	190	380	190
富士川河口断層帯	20	20	20	100	100	100
（参考）首都直下地震M8 （相模トラフ）	140	230	140	590	980	600

(3) 応急仮設住宅需要予測結果

対象地震	応急住宅 必要戸数 (戸)	供給可能 戸数 (戸)	応急住宅 不足数 (戸)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	20	480	-
首都直下地震M7 (立川市直下)	40		-
糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間	0		-
糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	0		-
曾根丘陵断層帯	50		-
身延断層	0		-
塩沢断層	0		-
扇山断層	140		-
富士川河口断層帯	70		-
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	440		-

(4) 空き家被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	18	-	58
	首都直下地震 M7 (立川市 直下)	33	-	90
	糸魚川ー静岡 構造線断層帯 中南部区間	1	-	3
	糸魚川ー静岡 構造線断層帯 南部区間	0	-	2
	曾根丘陵断層帯	39	-	71
	身延断層	0	-	0
	塩沢断層	1	-	3
	扇山断層	133	-	192
	富士川河口 断層帯	65	-	136
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	427	49	436

(5) 別荘被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1	-	3
	首都直下地震M7 (立川市直下)	2	-	5
	糸魚川ー静岡構造線断層帯中南部区間	0	-	0
	糸魚川ー静岡構造線断層帯南部区間	0	-	0
	曾根丘陵断層帯	2	-	4
	身延断層	0	-	0
	塩沢断層	0	-	0
	扇山断層	7	0	10
	富士川河口断層帯	4	-	7
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	23	3	24

(6) 別荘の人的被害予測結果

ケース	対象地震	死者	負傷者	重傷者
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	1	0
	首都直下地震M7（立川市直下）	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0
	曾根丘陵断層帯	0	1	0
	身延断層	0	0	0
	塩沢断層	0	0	0
	扇山断層	1	4	1
	富士川河口 断層帯	0	3	0
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	2	11	3

(7) 災害関連死被害予測結果（建物被害全壊棟数と関連死の比率）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	2
	首都直下地震M7（立川市直下）	2	4
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	5
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	0
	扇山断層	6	16
	富士川河口断層帯	3	8
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	23	58

(8) 災害関連死被害予測結果（直接死者数と関連死の比率）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	1
	首都直下地震M7（立川市直下）	2	2
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	2
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	0
	扇山断層	6	7
	富士川河口 断層帯	3	4
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	23	24

(9) 災害関連死被害予測結果（避難者数の比率）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	4
	首都直下地震M7（立川市直下）	0	6
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	1	10
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	1
	扇山断層	2	23
	富士川河口 断層帯	0	6
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	4	60

8 災害廃棄物予測結果

ケース	対象地震	揺れ・液状化による 災害廃棄物（t）	火災による 災害廃棄物 （t）	合計（t）
冬 5 時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	16,265	－	16,265
	首都直下地震M7（立川市直下）	28,437	－	28,437
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	782	－	782
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	458	－	458
	曾根丘陵断層帯	28,438	－	28,438
	身延断層	－	－	－
	塩沢断層	128	－	128
	扇山断層	110,379	－	110,379
	富士川河口 断層帯	55,256	－	55,256
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	308,087	21,610	329,697

9 その他の被害

(1) 危険物施設被害予測結果

対象地震	危険物件数	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	111	－	－	－
首都直下地震M7（立川市直下）		－	0.00	0.11
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		－	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間		－	－	－
曾根丘陵断層帯		－	0.00	0.06
身延断層		－	－	－
塩沢断層		－	－	－
扇山断層		－	0.02	0.44
富士川河口断層帯		－	－	－
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		0.00	0.14	1.86

(2) 防災上重要施設被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災		
								風速 8 m		
		震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	17	4	12	1	-	-	2	-	-	-
首都直下地震M7（立川市直下）		2	10	4	-	-	2	-	-	-
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		1	-	-	-	-	-	-	-	-
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間		1	-	-	-	-	-	-	-	-
曾根丘陵断層帯		4	7	5	1	-	2	-	-	-
身延断層		-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩沢断層		11	4	-	-	-	-	-	-	-
扇山断層		1	4	6	5	-	1	-	-	-
富士川河口断層帯		12	-	-	-	-	-	-	-	-
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		-	1	5	7	4	2	1	1	-

(3) 文化財被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災		
								風速 8 m		
		震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
首都直下地震M7（立川市直下）		-	3	-	-	-	1	-	-	-
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		-	-	-	-	-	-	-	-	-
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間		-	-	-	-	-	-	-	-	-
曾根丘陵断層帯		1	1	-	-	-	-	-	-	-
身延断層		-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩沢断層		1	1	-	-	-	-	-	-	-
扇山断層		-	2	1	-	-	1	-	-	-
富士川河口断層帯		1	-	-	-	-	-	-	-	-
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		-	-	1	2	-	1	-	1	1

(4) 帰宅困難者数予測結果

県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
1, 125	198	1, 323	381	54	435

(5) 斜面災害被害箇所数

対象地震	急傾斜地の崩壊				地すべり				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	25	301	270	0	0	0	26	1	6	158	71
首都直下地震M7（立川市直下）	6	75	366	150	0	0	0	26	1	21	157	57
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	175	422	0	0	0	26	0	0	76	160
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	223	246	0	0	0	22	0	0	90	76
曾根丘陵断層帯	28	67	310	192	0	0	0	26	14	42	133	47
身延断層	0	0	175	422	0	0	0	26	0	0	76	160
塩沢断層	0	0	214	383	0	0	0	26	0	1	90	145
扇山断層	61	189	224	123	0	0	0	26	15	79	98	44
富士川河口断層帯	0	0	184	413	0	0	0	26	0	1	77	158
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	367	201	27	2	0	0	0	26	139	83	14	0

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

総務管理課	まちづくり創生課
産業観光課	建設課
地域整備課	消防本部

市は、関係機関と連携して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 市街地の整備等

地域整備課は、災害に強い市街地の形成のため、各種事業等を推進する。

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市行動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、駅を拠点とした周辺整備、市街地整備事業を推進する。

特に、大月駅周辺や鳥沢駅南地区では、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮した土地区画整理事業を推進する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

3 宅地開発の規制

県は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、安全な宅地造成の指導、監督に努め、地域整備課は、県の災害防止に協力する。

第2 建築物の安全化

1 建築物の不燃化

（1）防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、JR大月駅周辺の市街地2.6haが防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物または防火構造の建築物の建築を促進する。

（2）市営住宅の不燃化

建設課は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、

不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

2 建築物の耐震化

関係各課は、各建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等による耐震診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物の耐震化

防災上重要な公共施設について耐震性・耐火性を備えた施設への改築、補強等の耐震改修に努める。

(2) 一般建築物等の耐震化

耐震改修の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置の指導を行う。自動販売機の転倒、看板等の落下、落下物ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。

第3 道路・橋りょうの整備

建設課、産業観光課は、災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、国道20号、139号が市内幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

第4 水害予防対策の推進

1 河川の整備

建設課は、河川の重要水防箇所等に対し、関係機関と連携し、河川構造物の整備、改修を推進する。

資料編 ・ 重要水防区域一覧 資料-74

2 水防体制の強化

総務管理課、建設課、消防本部は、消防団、関係機関と連携し、水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

＜水防体制の強化事項＞

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

3 平常時の巡視

建設課消防本部は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、予想される危険区域を平常時に巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第5 土砂災害予防対策の推進

1 危険区域の指定、整備

建設課、産業観光課は、県に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

第3節 大震火災対策の推進

総務管理課 消防本部 消防団

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

1 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

4 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

資料編 ・ 地区別危険物施設数 資料-88

5 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

6 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 講習会、講演会等による一般啓発
- (3) 報道機関等による防火思想の普及
- (4) 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第2 消防力の強化

消防本部は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

1 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

2 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

3 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

資料編 ・ 消防力の整備状況 資料-85
・ 防火水槽設置状況 資料-85
・ 消防資機材保有状況 資料-87

第3 家庭に対する指導

市及び消防本部は、自主防災組織等を通して、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具、感震ブレーカー及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

総務管理課 地域整備課
消防本部

上水道、簡易水道、下水道、電気、ガス、電話等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 水道施設安全対策

地域整備課及び関係機関は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 不足資器材の調達

不足資器材等の調達は、市指定給水装置工事事業者または、他の水道事業者に応援を要請する。

第2 下水道施設安全対策

地域整備課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

1 下水道施設の現況

本市の下水道普及の状況は、令和7年3月31日現在次のようになっている。

人	口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
21,153人		4,450人	2,834人	21.0%	63.7%

2 公共下水道事業の推進

道路整備や上水道整備などの市街地整備と整合を図りつつ、事業認可区域内の下水道整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大に努め、市街地の環境保全と河川や地下水の水質汚濁防止を図る。

3 山間地の下水道整備

山間地における処理については、地域の特性に配慮しつつ、合併処理浄化槽の整備を推進する。

4 公共下水道の加入促進及び水洗化の推進

下水道の整備効果が円滑に得られるよう、整備区域内の加入促進及び水洗化

の向上に努める。

5 事業投資の効率化

下水道整備事業の経営基盤を確立するため、道路整備事業などの他の基盤整備と連携した事業展開を進め、効率的な事業投資に努める。

6 桂川流域下水道との連携

本市の下水道事業は、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業であるため、山梨県と連携を図りながら事業を推進する。

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド（株）大月支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等为防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 特設公衆電話の設置
- 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻ひ状態を防止するため、NTT東日本（株）山梨支店が開設する災害用伝言ダイヤル「171」の利用案内等の周知に努める。

〔録音するとき〕

家族の安否や避難先を録音するとき

1 7 1 にダイヤルする。
(ガイダンスが流れる)



録音の場合**1** 暗証番号を利用する場合**3**
(ガイダンスが流れる)



被災地の方はご自宅の電話番号を
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤルしてください。

0 X X X X X X X X X

(ガイダンスが流れる)



ダイヤル式電話機

(ガイダンスが流れる)



プッシュ式電話機

1 #

(ガイダンスが流れる)



〔再生するとき〕

家族の安否や避難先を再生するとき

1 7 1 にダイヤルする。
(ガイダンスが流れる)



再生の場合**2** 暗証番号を利用する場合**4**
(ガイダンスが流れる)



被災地の方はご自宅の電話番号を
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤルしてください。

0 X X X X X X X X X

(ガイダンスが流れる)



ダイヤル式電話機

(ガイダンスが流れる)



プッシュ式電話機

1 #

(ガイダンスが流れる)





(ガイドンスが流れる)

(ガイドンスが流れる) (ガイドンスが流れる)

(ガイドンスが流れる)

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

6 防災訓練の実施

本章第10節「防災訓練に関する計画」により、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な防災訓練を年1回以上実施するものとする。

第7 鉄道施設安全対策

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - ア 橋梁の維持、補修
 - イ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - エ 建設設備の維持、補修
 - オ 通信設備の維持
- (2) 地震計の設置
地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
- (3) 緊急地震速報による早期列車停止
緊急地震速報受信に自動的に走行中の全列車に緊急地震速報を発信し、乗務員は列車を安全に停止させる措置をとるとともに地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

- 3 要員の確保
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる市役所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施してきたので、緊急度や優先順位を定め、建替計画や耐震補強を推進する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震対策はもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

第2 建築物の耐震計画（大月市耐震改修促進計画の促進）

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した地震被害想定調査によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

そのため、住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と協力して、こうした所有者等の取り組みを支援するとともに、住宅・建築物の所有者、県、市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を分担し、耐震化の促進に努める。

1 一般建築物の耐震性向上

(1) 住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保する。特に、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等は、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

建設課等に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じるほか、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進する。

2 公共建築物の耐震性向上

(1) 市有施設の耐震診断結果を基に、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

(2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の耐震化を推進する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況からも、ブロック塀の安全対策の必要性が改めて指摘されています。

ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう、市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対して適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導していく。

また、規定に沿ったブロック塀を造ることも必要だが、ブロック塀に代えて生け垣などを設け、緑のある安全で安心なまちづくりを形成することも重要であるため、通学路沿い、避難場所周辺、公道に面した住宅等の生け垣化を啓発、推奨していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対策実施者	措 置 等

横断歩道橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機	所有者・管理者	転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。
危険建物	所 有 者	倒壊のおそれのあるものは取り壊しを行う。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市及び消防本部は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

総務管理課

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援

体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・No.1 消防相互応援協定 資料-32
	・No.2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32
	・No.3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32
	・No.4 災害時における応急対策業務に関する協定書 資料-32
	・No.6 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定 資料-32
	・No.7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定 資料-32
	・No.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No.9 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・No.10 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・No.11 災害時における救援物資の提供に関する協定書 資料-32
	・No.12 特設公衆電話設置に関する覚書 資料-32
	・No.15 災害時相互応援協定書 資料-32

第2 協定の充実等

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直し、充実に努めるとともに、平常時からの連携強化に努める。特に、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結について、検討するものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務管理班に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

総務管理課	子育て健康課
産業観光課	教育委員会
消防本部	消防団

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市を始めとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが「自分の命は自分

で守る」との「自助」の意識を持ち、自分の生命、身体、及び財産は、自分で守るということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。あわせて、住民が「自分の住む地域は自分で守る」との「共助」の考え方にに基づき、隣保協同の精神をに基づく自主防災組織を結成し平常時から顔の見える関係を築くことで、「支えある絆を育むこと」や、「安心できる環境をつくること」が重要である。

また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市を始めとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。その際、男女共同参画の視点からの災害対応について理解が深められるよう努めるものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び南海トラフ地震臨時情報発表時対策に万全を期すため、次の事項について防災に関する教育を行うものとする。

内 容	方 法
・地震に対する基礎知識 ・南海トラフ地震臨時情報発表に基づく措置及び情報伝達 ・市が実施している地震対策と課題 ・地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等） ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・非常持出袋の用意、3日間から1週間程度の食料や飲料水、簡易トイレ等の生活必需品の備蓄 ・その他 年度当初に各所属等において実施する職場研修等により、上記事項に関する防災対策について周知徹底を図る。	・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市を始めとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

内 容	方 法
・南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識 ・危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識 ・南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法 ・南海トラフ地震臨時情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識 ・防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要 ・住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備 ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識	・広報紙の活用 ・防災ホームページの活用 ・ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布 ・新聞、テレビ、ラジオ ・防災行政無線、CATVの活用 ・SNSの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料の作成、配布 ・防災資機材・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災・気象情報のインターネット等への配信

2 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本旅客鉄道（株）、NTT東日本（株）、中日本高速道路（株）、東京電力パワーグリッド（株）、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 住民の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力
- 5 3日間から1週間程度の食料や飲料水、簡易トイレ等の生活必需品の備蓄

第4 自主防災組織の役割

大規模地震の際には、次のような状況により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路が遮断され、消防活動等が困難になる。
- (3) 各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災組織の充実強化を推進する。

1 方針

自主防災組織の育成は、第一義的には市の責務であるが、組織の性格及び地域差等によりその組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかしながら

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要である。また、これらの防災活動を行うにあたり、住民各自がばらばらに行動するので、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねてさらに強力なものとするように努める。

2 自主防災組織の編成

本市における自主防災組織は、自治会を単位として現在165団体が組織されているが、その編成は、各地域の実情に合わせたものとするが、おおむね次のような内容のものとする。

会 長	情報連絡班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難
	給食給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

3 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初 期 消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情 報 連 絡 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 〃 班
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 〃 班

4 非常時の役割

対 策	内 容	担 当

消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は初期消火班出動	全 員 〃 初 期 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報連絡班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 連 絡 班 〃 〃 〃 〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給 食 給 水 班 〃 〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐火、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と連携した訓練の実施

事業所の行う訓練又は南海トラフ地震臨時情報発表時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民と連携のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を総務管理課に設置する。

第9節 災害ボランティア活動環境の支援計画

一般災害編第2章第14節「災害ボランティア支援計画」を準用する。

第10節 防災訓練に関する計画

総務管理課	福祉介護課
子育て健康課	消防本部
消防団	

防災訓練については、一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用するものとするが、海溝型の南海トラフ地震や、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期すものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第1 南海トラフ地震防災訓練

毎年1回南海トラフ地震の臨時情報発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、市がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

第2 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

第3 個別防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に南海トラフ地震臨時情報発表された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難の指示等の実施、消防本部による消防相互応援等を含む訓練

4 応急対策訓練の実施

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な下記内容の防災訓練を年1回以上実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策

第 1 1 節 要配慮者対策の推進

総務管理課	企画財政課
市民課	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
建設課	地域整備課
教育委員会	消防本部
消防団	

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第 2 章第 1 3 節「要配慮者対策の推進計画」の定めによるものとする。

第 1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、設備機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を 3 日から 1 週間程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災組織と連携した訓練を実施する。

第2 観光客及び外国人対策

地理に不案内な観光客や、災害に対する知識に乏しく日本語の理解も不十分な外国人に対し、平常時から基礎的な防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

第3 幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児、児童、生徒の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童、生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童、生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が動員される状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

- (2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方
災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため
地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。
- (3) 地震防災教育の指導内容の概要
 - ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
 - イ 災害ボランティア活動の進め方
 - ウ 応急救護、看護の実践的学習
 - エ 防災訓練のあり方

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各 課 共 通

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章「一般災害応急活動体制」の定めるところによる。

第1 災害対策本部設置前の警戒体制、災害対策本部の設置等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2 災害対策本部の所掌事務
災害対策本部の所掌事務は、下記のとおりとする。

注1) 時期区分は次のとおりである。

初動：災害警戒又は発生～

応急：3日目～

復旧：8日目～

注2) ●は主担当、○は副担当を示す。

部（部長）名	班（班長）名	時期区分			分掌事務
		初動	応急	復旧	
総務対策部 (総務部長)	総務管理班 (総務管理課長)	●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
		●			本部会議の開催
		●			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		●			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		●			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		●			災害応急対策全般の調整
		●			気象情報、地震情報等の収集伝達
		●			県、関係機関との災害情報の交換
		●			住民組織（自主防災組織等）との連絡調整
		●			市域の災害情報の取りまとめ
		●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
		●			警戒区域の設定
		●			避難の指示等
		●			緊急通行車両の確認申請
		●			車両、燃料の確保、配車
			●		公共施設、公共空地の利用調整
		○			職員の動員配備

		○			土砂災害の警戒活動
	秘書広報班 (秘書広報課長)	●			本部長指示による被災地の現地調査
		●			災害広報
		●			報道機関への協力要請、報道対応
		●			災害に関する写真、ビデオ等による記録
		●			職員の動員配備
			●		職員の給食、衛生管理
				●	見舞者等への応接、秘書
		○			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		○			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		○			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		○			災害応急対策全般の調整
				○	復興計画の企画立案
	企画財政班 (企画財政課長)	●			避難所の開設
		●			災害救助法の適用申請
			●		避難所の運営と支援
				●	災害応急対策に係る財政措置
				●	災害救助費関係資料の作成、報告
				●	復興計画の企画立案
		○			旅行者、滞在者の安全確保
				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入居者選定
	まちづくり創生班 (まちづくり創生課)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	特命推進班 (特命推進課長)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	会計班 (会計課長)	○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
				○	義援金の受け入れ、保管、配分
	議会事務局班 (議会事務局長)	●			議員との連絡調整
		○			避難所の開設
			○		避難所の運営と支援
	短大班 (短大事務局長)	●			学生の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
市民生活対策部 (市民生活部長)	税務班 (税務課長)	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			●		物資集配拠点の設置
			●		民間建物等の被害調査
				●	罹災証明
		○			食料の確保、供給
		○			生活物資の確保、供給
			○		炊き出しの実施、支援

		○		物資の受け入れ、仕分け等
市民班 (市民課長)	●			被災者台帳の作成と安否情報の提供
	●			食料の確保、供給
	●			生活物資の確保、供給
	●			納棺用品等の確保
	●			大月都留広域事務組合との連絡調整
	●			仮設トイレの設置
		●		炊き出しの実施、支援
		●		物資の受け入れ、仕分け等
		●		被災者相談
		●		遺体の埋葬
		●		し尿の処理
		●		生活ごみの処理
		●		動物の保護、収容（家畜を除く）
			●	がれきの処理
	○			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
		○		物資集配拠点の設置
		○		被災地の防疫
(出張所)	○			所管区域内の住民組織（自主防等）との連絡調整
	○			所管区域内の災害情報の取りまとめ
	○			所管区域内の災害広報
		○		所管区域内の被災者相談
福祉介護班 (福祉介護課長)	●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認
	●			遺体の収容、安置
		●		ボランティアの活動支援
		●		避難所の要配慮者に対する応急支援
		●		福祉避難所の開設、運営
			●	要配慮者への各種支援
			●	義援金の受け入れ、保管、配分
			●	災害弔慰金等の支給
		○		炊き出しの実施、支援
			○	福祉仮設住宅の供給
子育て健康班 (子育て健康課長)	●			医療救護所の設置、医師会、歯科医師会、薬剤師会への派遣要請
	●			富士・東部保健所への医療救護班の派遣要請、連絡調整
	●			医療救護活動の支援
	●			医薬品、資機材の確保
		●		被災地の防疫
	●			保育園児の安全確保、安否確認
	●			学童クラブ利用者の安全確保・安否確認
			●	応急保育
	○			生活物資の確保、供給
		○		ボランティアの活動支援
		○		物資の受け入れ、仕分け等

	保健師班 (保健師・栄養士等)		○		被災者相談
			○		福祉避難所の開設、運営
		●			災害時期に応じた進捗管理、保健師の体制調整
		●			健康課題に関する情報の整理・全体の分析
		●			施策の検討、支援チームへのオリエンテーション
		●			各種団体・保健所との連絡調整
		●			住民の健康課題の把握・個別の支援調整
	産業建設対策部 (産業建設部長)	産業観光班 (産業観光課長)	●		土砂災害の警戒活動
			●		旅行者、滞在者の安全確保
				●	食料、生活物資等の安定供給及び価格の指導
				●	商工業関係の被害状況調査及び応急対策
				●	観光関係の被害状況調査及び応急対策
				●	農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策
				●	林産物及び水産施設の被害状況調査及び応急対策
				●	家畜及び畜産施設の被害状況調査及び応急対策
				●	家畜の保護、収容
			○		交通情報の収集、道路規制等の交通対策
			○		道路交通の確保
			○		避難の指示等
			○		避難所の提供と開設
				○	避難所の運営と支援
				○	がれきの処理
	建設班 (建設課長)		●		土砂災害の警戒活動
			●		警戒区域の状況把握、報告
			●		交通情報の収集、道路規制等の交通対策
			●		道路交通の確保
			●		住家、河川等の障害物の除去
				●	福祉仮設住宅の供給
				●	応急仮設住宅の建設等
				●	応急仮設住宅の入所者選定
				●	被災住宅の応急修理
			○		避難の指示等
			○		水害の警戒活動
				○	被災建築物の応急危険度判定
				○	被災宅地の危険度判定
	地域整備班 (地域整備課長)		●		被災建築物の応急危険度判定
			●		被災宅地の危険度判定
			●		飲料水の確保、供給
			●		東部地域広域水道企業団との連絡調整
			○		食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
				○	物資の受け入れ、仕分け等
				○	住家、河川等の障害物の除去
				○	福祉仮設住宅の供給

				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入所者選定
				○	被災住宅の応急修理
教育対策部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
	社会教育班 (社会教育課長)	○			食料、生活物資、資機材の緊急輸送
		○			臨時ヘリポートの設置
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
			○		炊き出しの実施、支援
消水防対策部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長) (警防課長)	●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
		●			臨時ヘリポートの設置
		●			消防団との連絡調整
		●			避難誘導
				●	罹災証明（火災関係）
		○			気象情報、地震情報等の収集伝達
	(消防署長)	●			消火活動
		●			救助活動
		●			救急活動
		●			遺体の搜索
		○			避難の指示等
各班共通					班内職員の動員配備 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各班の応援

注 1) 時期区分は次のとおりである。

初動：災害警戒又は発生～

応急：3日目～

復旧：8日目～

注 2) ●は主担当、○は副担当を示す。

第 2 節 職員配備計画

各 課 共 通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 2 節「職員配備計画」の定

めるところによる。

(再掲)

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

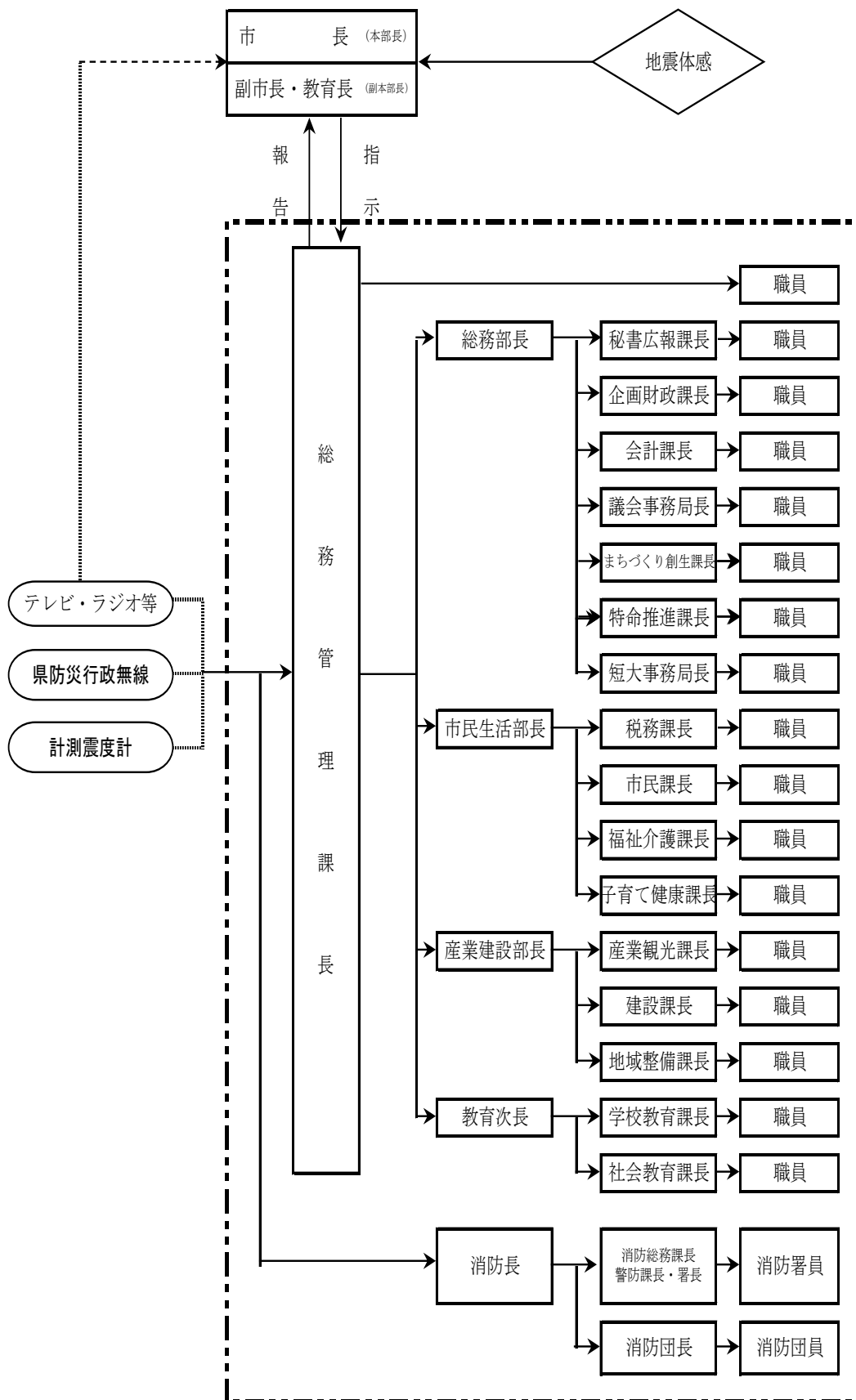
組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	注意配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報	・ 災害情報の収集を行う ・ 事態の推移に伴い、速やかに第1配備に移行できる態勢を整える	総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の自宅待機
	第1配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき、または火口周辺警報:噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき。	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる態勢を整える	・ 部等長 ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員 ・ 次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害警戒本部	第2配備	① 大月市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 次の特別警報の1以上が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ② 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ③ 噴火警報:噴火警戒レベル4またはレベル5が発表されたとき。 ④ その他市長が必要と認めたとき	・ 情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢	・ 部等長 ・ 総務管理課職員全員 ・ 全課等長及び長が指名する職員 ・ その他、情勢に応じて増員してくものとする
災害対策本部	第3配備	① 大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④ 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第1 勤務時間内における配備

1 動員伝達

- (1) 大規模地震が発生した場合、総務管理課長は、本部長（市長）の指示により配備態勢を決定し、各部課長等にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防長は消防団長にも伝達する。
- (2) 各部課長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



- (3) 初動期における緊急措置
各部長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。
- (4) 配備体制
各部課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

第2 勤務時間外における配備

1 勤務時間外の初動体制

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
各震度に対応した配備基準に従い、該当の要員は所属勤務場所に参加し、あらかじめ定められた所掌業務を行う。
- (2) 宿直者の対応
宿直者は、総務管理課職員や初動体制職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。
- (3) 初動体制職員
市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員（徒歩30分以内で参集できる職員）を、あらかじめ初動体制職員として指名しておく。初動体制職員は、勤務時間外に市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに登庁し、緊急対策班を編成して、各種情報収集、報告等初動体制にあたるものとする。
- (4) 地区担当職員
指名を受けた地区担当職員は、市域で震度6弱以上の地震を観測したときは災害対策本部の指示を待つことなく、あらかじめ定められた地域対策支部に参加する。
- (5) 自主参集
震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに各自の所属先に参集するものとする。
なお、震度5弱、5強の地震により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

2 参集途上の措置

- (1) 被害状況等の把握
職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

資料編：参集途上で見かけた被害状況報告書 資料-107

- (2) 緊急措置
職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。
- (3) 参集場所

各職員は、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なときは、最寄りの出張所もしくは避難所へ参集する。

(4) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、カメラ等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

第3 自主参集後の初動体制

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	震度6弱以上の地震が発生した時には全職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。 資料編：参集途上で見かけた被害状況報告書 資料-108
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、各自の所属先に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの出張所若しくは避難所に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 (3) 参集の報告 参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。 <pre> graph LR A[参集した職員] -- 参集報告 --> B[各班長] B -- 報告 --> C[各対策部長] C -- 報告 --> D[総務対策部長] D -- 報告 --> E[本部長] </pre>
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長は、被害状況を総務管理班に集約する。
6 緊急対策班の編成	初動体制職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防本部、警察等と連絡）
- 2 市役所庁舎の被害状況の確認
- 3 災害対策本部員会議開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、ヘルメット、ビブス等）
- 4 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 5 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 6 避難所の開設（住民の避難状況、避難所の被災状況の把握）
- 7 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

第4 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、総務対策部長に要請するものとする。

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、要請により、他の対策部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。
- (3) 大規模災害が発生した場合で職員の参集率が低い場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第4節 応援協力要請計画

一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」を準用する。

第5節 広域一時滞在計画

一般災害編第3章第5節「広域一時滞在計画」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務管理課

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけ

けその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に係る地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

種 類	内 容
ア 震 度 速 報	発表基準：震度3以上 内容：地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
イ 震 源 に 関 す る 情 報	発表基準：震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） 内容：「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。。
ウ 震源・震度情報	発表基準 ・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表時または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時 内容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。 ・国外で発生した大規模噴火を覚地した場合にも発生することがある。
エ 推計震度分布図	発表基準：震度5弱以上 内容：観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
オ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 内容：地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級等や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
カ 遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 内容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～

	2 時間程度で発表
キ そ の 他 の 情 報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 内容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 地震解説資料

県内で震度 5 弱以上を観測した場合や地震による顕著な影響・被害が発生した場合、地震発生後一定期間掲載される。

(3) 緊急地震速報（警報）

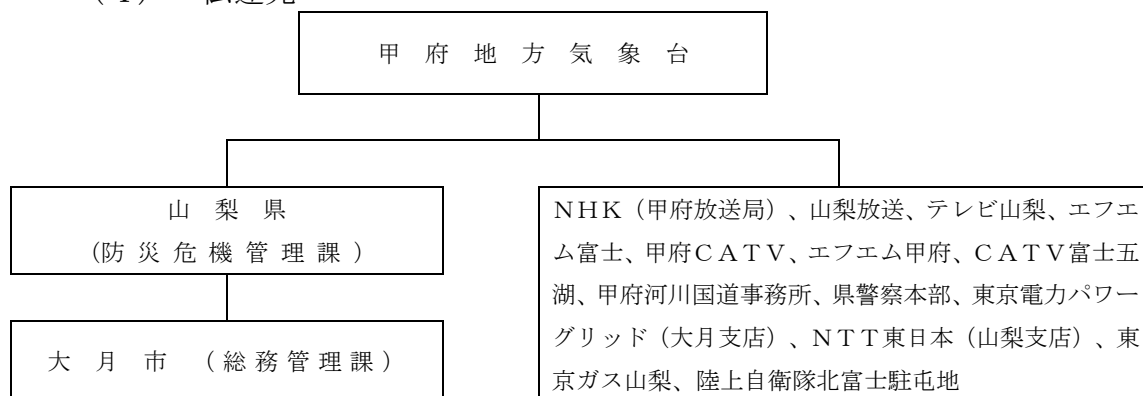
気象庁は、強い揺れ（震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 以上の揺れがを予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所付近では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(4) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

(1) 伝達内容は、次のとおりとする。

- ア 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- イ 地震防災応急対策の指示

(2) 指示内容を例示すると、次のとおりである。

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、市政協力委員長等を通じて市役所に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第8節 被害状況等報告計画

各 課 共 通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 各職員、総務管理班等による情報収集

各職員、総務管理班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

(ア) 初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務管理班	県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。	
	住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
	消防署班に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県防災危機管理課及び総務省消防庁に報告する。	
秘書広報班	本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。	
地域対策支部	所管区域内の災害情報の収集を行う。 特に事前指名された地区担当職員は、震度 6 弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務管理班に報告する。	

(イ) 被害概況、活動状況の報告

関係各班は必要に応じて被害概況・活動状況を総務管理班に報告する。

なお、災害当初においては次の項目のうち①～⑤の情報収集に努める。

①人 的 被 害	②火 災 の 発 生 状 況
③家 屋 等 の 被 災 状 況	④市民の行動・避難状況
⑤土砂災害等の発生状況	⑥道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
⑦医 療 救 護 関 係 情 報	⑧その他必要な被害報告

イ 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地 震 に 関 す る 情 報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火 災 の 発 生 状 況	消防本部、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防本部、大月警察署、市内医療機関（北都留医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	N T T 東日本（株）山梨支店、（株）N T T ドコモ山梨支店、東京電力パワーグリッド（株）大月支店、（社）山梨県エルピーガス協会、地域整備課、東部地域広域水道企業団
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、中日本高速道路（株）東京支社大月保全・サービスセンター、東日本旅客鉄道(株)大月駅、富士山麓電気鉄道（株）、富士急山梨バス(株)
⑤ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、消防団
⑥ 住 民 の 避 難 状 況	施設管理者、自主防災組織、大月警察署
⑦ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	教育委員会、施設管理者、北都留医師会

ウ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市災害対策本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの地域対策支部（各出張所）に報告する。

エ 郵便局との情報の相互提供

市は、大月郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、大月郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

オ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

資料編 ・No.3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当班は、次のとおりとする。

担当			協力団体等	調査事項
対策部	班	調査責任者		
総務対策部	総務管理班	総務管理課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 市庁舎等の被害
	短大班	短大事務局長		短大の被害
市民生活対策部	税務班	税務課長	市政協力委員長・ 自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
	市民班	市民課長	各施設管理者	各出張所の被害 ごみ処理、し尿処理施設の被害
	福祉介護班	福祉介護課長	民生委員、各施設 管理者	総合福祉センター、介護関係施設等福祉 施設の被害
	子育て健康 班班	子育て健康課 長	各施設管理者	保育所（園）、認定こども園、学童クラ ブ
産業建設対策部	産業観光班	産業観光課長	農業委員、クレイ ン農業協同組合、 大月市森林組合、 大月市商工会	農産物、林産物、農林業施設、農地及び 山林の被害 岩殿山ふれあいの館等産業観光施設の 被害
	建設班	建設課長	大月市建設協会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土 木施設の被害
	地域整備班	地域整備課長	各施設管理者 指定工事店	下水道施設の被害 簡易水道、浄水施設等水道施設の被害

教育対策部	学校教育班	学校教育課長	各学校長、各施設管理者	小・中学校、学校給食センター等学校教育施設の被害
	社会教育班	社会教育課長	各施設管理者	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体育館、公民館等施設の被害
消水防対策部	消防本部班	消防総務課長 警防課長		消防施設の被害

イ 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により建設班を中心に調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報のとりまとめ

総務管理班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

地域対策支部は、所管区域内の災害情報をとりまとめ、総務管理班を支援する。

活動期	留意点
初動活動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

第3 災害情報の報告等

一般災害編第3章第8節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

第9節 広報計画

総務管理課	秘書広報課
消防団	

一般災害編第3章第9節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、住民の心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務管理班及び秘書広報班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送（資料編に掲げる広報文例による。）
- 2 メールマガジン「おおつき 防災安全メール」による広報
- 3 市のホームページ、インターネットによる広報
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災組織を通じての広報
- 7 報道機関への協力要請による広報

資料編 ・ 地震発生に伴う広報文例 資料-83

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難場所や避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

住民の心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、状況に応じオートバイ等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

CATVへ障害者や外国人に対する放送（手話通訳・字幕入放送・文字放送、外国語放送）を依頼するとともに、これらの放送を視聴するよう広報を行う。

また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力に

よる外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアと連携し戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。
特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

＜震災時に有効な広報手段及びその特色＞

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
市防災行政無線	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難場所・避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。 また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット	被 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能
C A T V	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル（171）」をNTTが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第10節 災害通信計画

一般災害編第3章第10節「災害通信計画」を準用する。

第11節 消防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防計画」の定めによるものとする。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

第2 震災被害

第1に掲げるような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

- 1 初期活動
大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり活動体制を整える。
 - (1) 高所監視
 - (2) 車両等の安全確保
 - (3) 被害状況の把握及び報告
 - (4) 消防車の出動準備
- 2 消火活動
 - (1) 大地震は、人命に対する多様な危険現象を複合的に発生させるが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。
したがって、大地震時においては、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力をあげて火災の早期鎮圧及び延焼防止を図らなければならない。
 - (2) 大規模火災又は爆発事故が発生し、消防各部の活動では効果が得られないと判断した場合は、速やかに災害対策本部長に増強隊を要請するとともに、消防団との積極的な協力活動を実施するものとする。
 - (3) 火災の延焼が拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、近接市町に応援を要請するものとする。
 - ア 応援部隊の集結場所の指定
 - (ア) 応援部隊の集結場所を指定する。
 - (イ) 集結場所には、地元の誘導部員を派遣しておく。
 - イ 応援部隊の水利の誘導
延焼阻止線に最も近いしかも安全な道路を選んで誘導する。
- 3 防火水利
大地震時には、消火栓の使用は不可能と予想されるので、自然流水、防火水槽又はプール等の水利を有効に利用して消火活動にあたるものとする。
- 4 救出・救助活動
大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱などが複合し、大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、防火活動に優先して行うものとする。
- 5 避難路の確保
 - (1) 大地震時においては、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾

注し、安全な避難路を確保するものとする。

- (2) 火災現場における避難誘導は、消防隊が消防団、地域住民の協力を得て、安全な一定区域まで行うものとする。

第3 地震発生時の警防対策

1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近接住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防本部等との連絡に努めるものとする。

(2) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(3) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

(4) 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配意するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

(2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の

広報に当たる。

第4 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

第5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第6 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

また、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編	・No.1 消防相互応援協定 資料-32
	・No.2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第12節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第16節「緊急輸送計画」を準用する。

第 1 3 節 交通対策計画

一般災害編第 3 章第 1 7 節「交通対策計画」を準用する。

第 1 4 節 被災建築物応急危険度判定計画

地 域 整 備 課

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより人的被害を与える可能性がある。そこで、大地震発生後の救命・救急・消防活動を併せて、建築行政の役割として、被災した建築物の応急的な安全性の判定を行う必要がある。

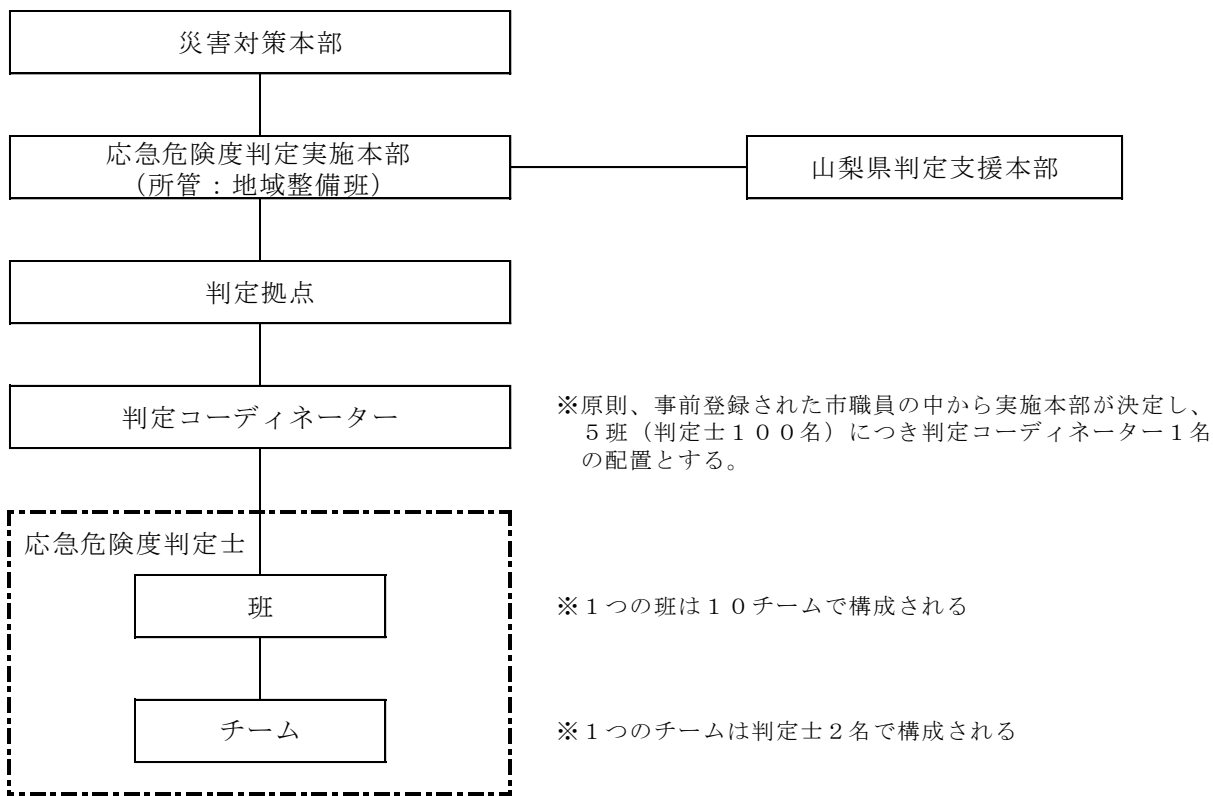
このため、市は、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の危険度を調査する。

第 1 応急危険度判定実施本部の設置

災害対策本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を地域整備班に設置し、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行う。

なお、被災建築物の応急危険度判定が必要と認める大規模地震の目安としては震度 5 弱以上とし、震度 6 弱以上の場合はいかなる建物被害が発生する可能性が高いことから応急危険度判定を実施するものとする。

1 応急危険度判定実施本部の組織



2 応急危険度判定実施本部の業務

実施本部長は、地域整備課長とし、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務を行う。

- (1) 地震発生時の情報収集
- (2) 応急危険度判定実施本部及び判定拠点の設置
- (3) 判定作業計画等の作成
- (4) 判定時配付チラシ等、判定資機材の準備
- (5) 判定拠点毎の応急危険度判定士・判定コーディネーターの人数決定
- (6) 山梨県判定支援本部への応急危険度判定士及び資機材の支援要請
- (7) 市民への広報
- (8) 応急危険度判定士の参集要請及び派遣要請
- (9) 応急危険度判定士の受入れ、参集判定員名簿の作成・管理
- (10) 判定活動環境の整備（移動手段、応急危険度判定士の食事、宿泊施設等の確保）
- (11) 応急危険度判定士の災害補償
- (12) 応急危険度判定の実施
- (13) 応急危険度判定に関する問い合わせ等、相談窓口の開設
- (14) 応急危険度判定実施結果の総集計、資料整理
- (15) 山梨県判定支援本部への報告

第2 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、原則事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき応急危険度判定士の指導・支援を行う。

【判定コーディネーターの業務内容】

- ・ 応急危険度判定実施の準備（判定業務に必要な資料の作成、調査区域の設定等）
- ・ 応急危険度判定士の受入れ準備（実施本部が作成・準備した判定資機材を班毎に配付準備）
- ・ 応急危険度判定士の受付（判定実施日ごとに当日受付）
- ・ 判定資機材等の配付及び回収
- ・ 応急危険度判定士の判定作業の説明（担当調査区域、判定実施方法、移動手段、集合時間等）
- ・ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業

参集した応急危険度判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼り付ける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	黄色	この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。

調査済	青色	この建築物は使用可能です。

第 1 5 節 被災宅地危険度判定計画

地 域 整 備 課

大規模な地震又は降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保しなければならない。

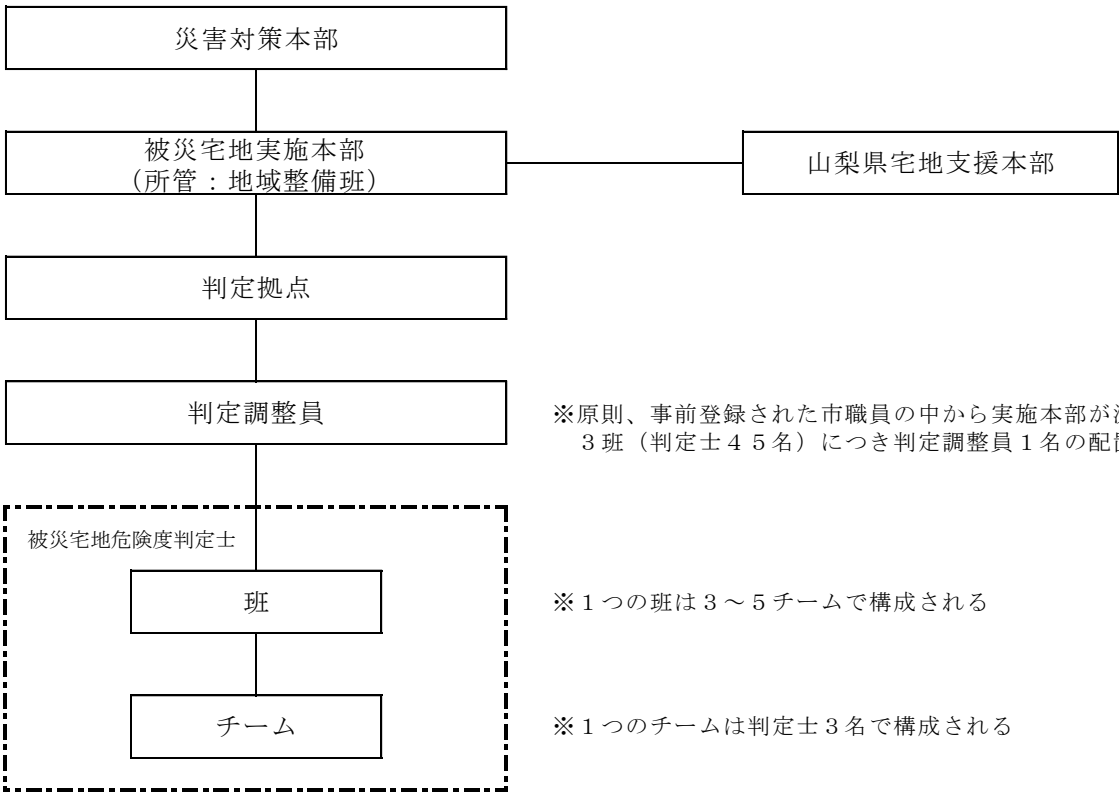
そこで市は、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地の危険度を調査する。

第 1 被災宅地実施本部の設置

災害対策本部長は、大規模な地震又は降雨等が発生し、宅地が大規模かつ広範囲に被災し宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地実施本部を設置し、被災宅地危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行うものとする。

なお、被災宅地危険度判定が必要と認める大規模地震の目安としては震度 5 弱以上とし、震度 6 弱以上の場合は、宅地に何かしらの被害が発生する可能性が高いことから、危険度判定を実施するものとする。

1 被災宅地実施本部の組織



2 被災宅地実施本部の業務

実施本部長は、地域整備課長とし、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務

を行う。

- (1) 災害発生時の情報収集
- (2) 被災宅地実施本部及び判定拠点の設置
- (3) 被災宅地危険度判定実施の決定及び宣言
- (4) 被災宅地危険度判定実施計画書の作成
- (5) 判定拠点毎の判定士・判定調整員の人数決定
- (6) 山梨県宅地支援本部への判定士及び資機材の支援要請
- (7) 市民への広報
- (8) 被災宅地危険度判定士の参集要請及び派遣要請
- (9) 被災宅地危険度判定士の受入れ、参集被災宅地危険度判定士名簿の作成・管理
- (10) 被災宅地危険度判定活動環境の整備（移動手段、被災宅地危険度判定士の食事、宿泊施設等の確保）
- (11) 被災宅地危険度判定士の災害補償
- (12) 被災宅地危険度判定の実施
- (13) 被災宅地危険度判定に関する問い合わせ等、相談窓口の開設
- (14) 被災宅地危険度判定実施結果の総集計、資料整理
- (15) 山梨県宅地支援本部への報告

第2 判定調整員

判定調整員は、原則事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定調整員は、マニュアルに基づき被災宅地危険度判定士の指導・支援を行う。

【判定調整員の業務内容】

- ・被災宅地危険度判定実施の準備（判定業務に必要な資料の作成、調査区域の設定等）
- ・被災宅地危険度判定士の受入れ準備（実施本部が作成・準備した判定資機材を班毎に配付準備）
- ・被災宅地危険度判定士の受付（判定実施日ごとに当日受付）
- ・判定資機材等の配付及び回収
- ・被災宅地危険度判定士の判定作業の説明（担当調査区域、判定実施方法、移動手段、集合時間等）
- ・判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業

参集した被災宅地危険度判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」のいずれかの判定ステッカーを、宅地等の見やすい場所に貼り付ける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険宅地	赤色	この宅地に入ることは危険です。
要注意宅地	黄色	この宅地に入る場合は十分注意してください。
調査済宅地	青色	この宅地の被災度は小さいと考えられます。

第16節 災害救助法の適用計画

一般災害編第3章第18節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第17節 避難計画

総務管理課	企画財政課
まちづくり創生課	特命推進課
会計課	議会事務局
短大事務局	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
教育委員会	消防本部
消防団	

一般災害編第3章第19節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、地域住民の意見を取り入れた避難計画策定への配慮、防災訓練の実施や防災マップの作成配布等により、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難の指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、避難誘導に努める。その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスの閉止や電

気のブレーカーを落とした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの指定避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 指定避難所と指定緊急避難場所一覧 資料-92

・ 地区避難所 資料-93

3 避難所への職員派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員の情報に基づき、開設可能な施設の中から、避難所として開設する必要性が高いと認められる施設を順次選定し避難所派遣職員を派遣して、避難所の開設に必要な業務に従事させるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 避難行動要支援者の保護

一般災害編第3章第20節「避難計画」第7「福祉避難所の開設」に定めるところにより、福祉避難所を開設して、避難行動要支援者の保護に努める。

6 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレを開放するほか、市備蓄の簡易トイレの使用、協定に基づく応援要請等により仮設トイレを確保し、設置する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況 資料-99

・ 市備蓄倉庫 資料-100

・ No.8 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32

・ No.51 災害時における循環型バイオ水洗トイレ等の供給に関する協定書 資料-34

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、男女両方が参画する避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画

一般災害編第3章第11節「要配慮者、避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第19節 医療助産計画

一般災害編第3章第20節「医療助産計画」を準用する。

第20節 防疫計画

一般災害編第3章第21節「防疫計画」を準用する。

第21節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第3章第22節「食料供給計画」及び第23節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第22節 給水計画

一般災害編第3章第24節「給水計画」を準用する。

第23節 教育計画

教育委員会

一般災害編第3章第25節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連

絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 ・ 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、家庭科教室（調理室）の稼働の可否については必ず報告するものとする。 6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒 不在時	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第24節 災害廃棄物処理計画

一般災害編第3章第26節「災害廃棄物処理計画」を準用する。

第25節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第3章第27節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。

第26節 救助・救出計画

市	民	課	子育て健康課
消	防	本	部
消	防	団	

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第29節「救助・救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や心肺蘇生法等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、トランシーバー、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防本部への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

(4) 緊急消防援助隊出動要請

災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編 ・ №8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、北都留医師会と連携の上、その災害特性を把握した上で活動し、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定するため、トリアージタグを用いてトリアージを実施する。

(3) 医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえ、重症者を被災現場から救護所または後方医療機関へ搬送する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を利用するとともに、自主防災組織、地域住民に協力を要請する。

後方医療機関へ搬送する場合は、医師会、県災害対策本部の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を用いるとともに、必要に応じて自衛隊及び県ヘリコプターによる搬送を要請する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施

できるようにする。

第 2 7 節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第 3 章第 2 9 節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第 2 8 節 障害物除去計画

一般災害編第 3 章第 3 0 節「障害物除去計画」を準用する。

第 2 9 節 生活関連施設の応急対策計画

一般災害編第 3 章第 3 1 節「生活関連事業等の応急対策計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

総務管理課	地域整備課
消防本部	消防団

第 1 上水道施設応急対策

地域整備課及び東部地域広域水道企業団は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設、簡易水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

地域整備課及び東部地域広域水道企業団が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時富士・東部保健所及び関係機関に情報提供する。

3 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

4 富士・東部保健所への被害状況報告

県が定める「災害発生報告書」を用いて、県防災行政無線、FAX、電話等により、速やかに富士・東部保健所に報告するものとする。

5 工事業者等への協力要請

「災害時における復旧支援協力に関する協定」により、応急復旧工事に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）を公益社団法人日本下水道管路管理業協会（窓口は関東支部山梨県部会）へ協力を要請する。

6 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

7 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ・ No.17 簡易水道施設災害復旧等に関する協定書 資料-32

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

地域整備課が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

地域整備課は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

(5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

地域整備課は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

1 県内の電力は、千葉県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。

2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第4 簡易ガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとと

もに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

- 2 販売施設等は、安全点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、そ通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話（株）山梨支店長が定める東日本電信電話（株）東京事業部災害等対策実施細則に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

N T T東日本（株）山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

（1） 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

（2） 応急復旧

- ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

（3） 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第30節 労働力確保計画

一般災害編第3章第32節「労働力確保計画」を準用する。

第31節 住民生活安定事業計画

一般災害編第3章第33節「住民生活安定事業計画」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードに付記する条件
地震発生等 から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○ 1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日から1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の

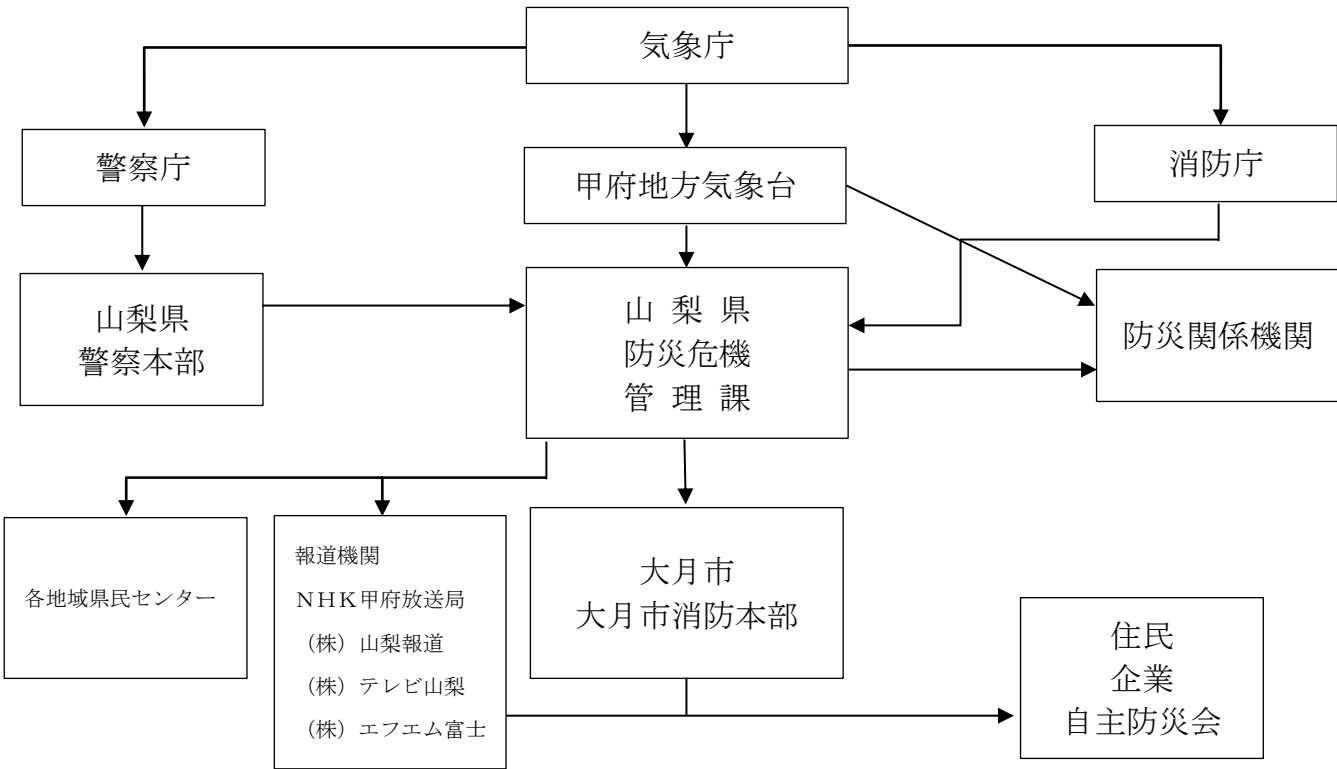
地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は、以下のとおり。



2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの市の対応

組織	配備	情報名	主な活動内容	配備要員
		南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 情報収集 ・ 連絡体制の確認等	・ 総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の配備
災害警戒本部	第2配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 応急対策の確認など、地震への備えを徹底 ・ 市民への広報	・ 災害警戒本部体制
災害対策本部	第3配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 応急対策の確認など、地震への備えを徹底 ・ 市民への広報	・ 災害対策本部体制

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市の広報手段等については、本編第3章第9節「広報計画」、による。

2 問い合わせ対応

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を総務管理課に設置する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 避難所の運営

本編第3章第17節「避難計画」による。

第4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と連携して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、視聴覚障がい者等も情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

第5 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

第6 交通

1 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。
なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

第7 市が管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

2 各施設に共通する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
＜留意事項＞

来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際にとるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を各施設が事前に検討すること。

避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を職員等が併

せて伝達するよう各施設が事前に検討すること。

- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視

3 個別事項

- (1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (2) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- (4) 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第9
2 (1) に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等については、本編第3章第17節「避難計画」によるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市の広報手段等については、本編第3章第9節「広報計画」、による。

2 問い合わせ対応

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を総務管理課に設置する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震波を除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対策をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

富士山火山編

目 次

富士山火山編

第1章 総論	1
第1節 地域防災計画・富士山火山編の概要	1
第2節 活火山としての富士山	1
第3節 富士山との共生	1
第4節 富士山の現況等	1
第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性	3
第6節 本市において想定される火山災害と影響想定	11
第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	20
第2章 災害予防計画	25
第1節 防災組織の充実	25
第2節 災害に強いまちづくり	25
第3節 防災関連施設・地域防災力等の把握	26
第4節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	26
第5節 防災訓練	27
第6節 火山専門家との連携体制の整備	28
第7節 自主防災活動	28
第8節 各施設等の防災対応力の向上	29
第9節 避難活動体制の整備	29
第10節 災害ボランティア支援体制の整備	31
第11節 要配慮者支援体制の整備	31
第12節 医療救護体制の整備	32
第3章 災害応急対策計画	33
第1節 応急活動体制	33
第2節 職員配備計画	33
第3節 情報の伝達・収集・広報	35
第4節 避難行動	38
第5節 避難所の開設・運営	42
第6節 避難区域・警戒区域の見直し	42
第7節 一時帰宅の実施	42
第8節 交通応急対策	43

第9節	食料及び生活必需品の調達	43
第10節	飲料水の確保、給水活動	43
第11節	社会秩序安定のための活動	44
第12節	降灰対策	44
第13節	被害拡大防止対策	45
第14節	災害救助法の適用計画	45
第15節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	45
第16節	残留者・行方不明者等の搜索	45
第17節	要配慮者支援対策	45
第4章	継続災害・復旧・復興計画	46
第1節	計画の方針	46
第2節	激甚災害の指定に関する計画	46
第3節	継続災害	46
第4節	風評被害発生時の防止対策	46
第5節	恒久住宅等の供給・再建	47
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	47
第7節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	47

第1章 総論

第1節 地域防災計画・富士山火山編の概要

この計画は、市民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山避難基本計画（令和5年」（以下「避難基本計画」という。）に基づき、市、県、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5,600年間の間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500Km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

- 1 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火

山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。

富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d（約2,300年前以降）に分けられている。

なお、宮地（1988）等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

噴火年代区分

年代区分		時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前～ 約17,000年前	-	爆発的噴火 複数回の山体崩壊 ^{※2}
富士宮期		約17,000年前～ 約8,000年前	-	溶岩の大量流出
須走期	須走-a 期	約8,000年前～ 約5,600年前	（静穏期）	小規模な火砕物の噴出（富士黒土層 ^{※3} の主要部分形成）
	須走-b 期	約5,600年前～ 約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生（現在の円錐形の火山体の形成）
	須走-c 期	約3,500年前～ 約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊 ^{※2}
	須走-d 期	約2,300年前～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火（宝永噴火）

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層

2 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～8年（西暦864～866年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（西暦1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。

800(延暦19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864(貞観6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083(永保3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1707(宝永4.11.23)	末明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)

第3 富士山における噴火の特徴

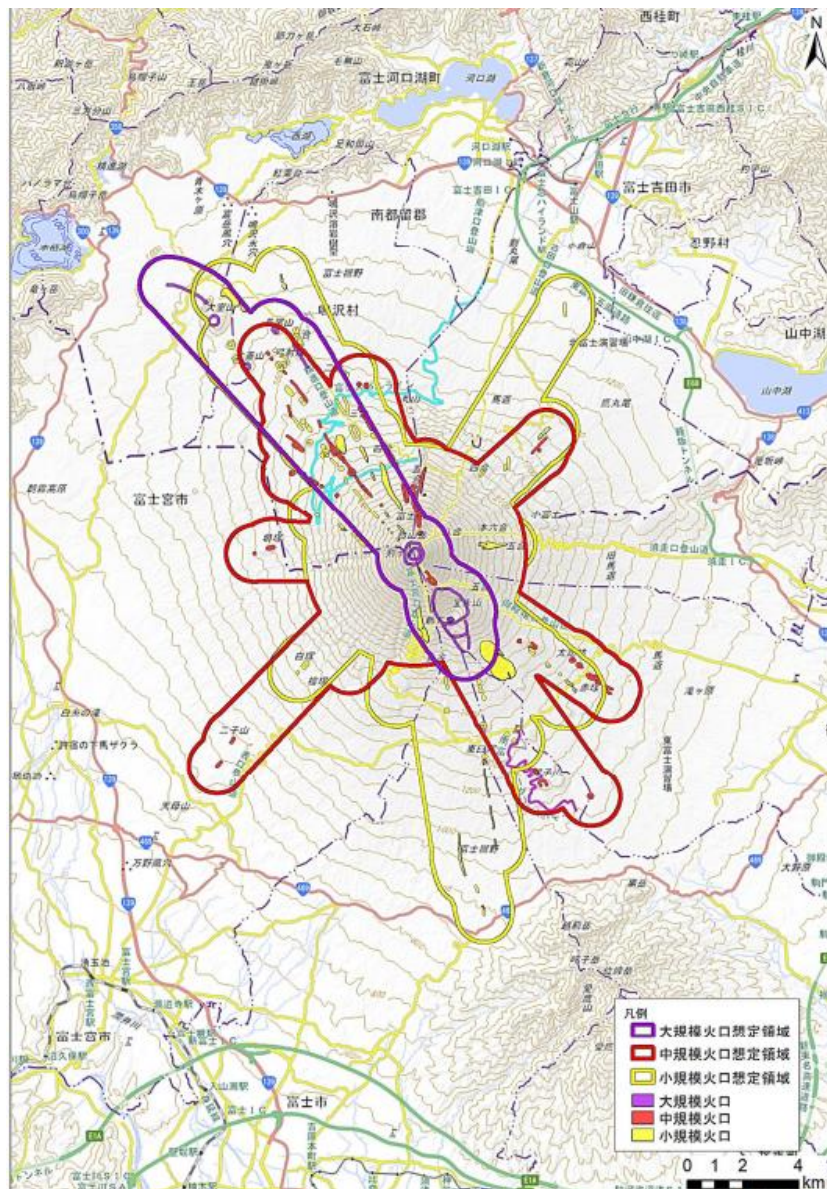
噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- 1 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 2 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- 3 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2,300年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性

第1 想定火口範囲

協議会の富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたとおり、約5,600年前以降、これまでに噴火した火口と、その関係性や地質調査の状況に基づき、火口が今後形成される可能性が高い範囲（これまでに形成された火口や、それらの火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域、山頂から半径4km以内の全領域）を想定火口範囲とする。



出典：富士山ハザードマップ想定火山口範囲 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

火山性地震	火山体およびその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。
火山性微動	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張	マグマの貫入等により、山体の一部が膨張する現象である。
火山ガス・噴気	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

2 富士山で想定される噴火現象とその解説

火口形成	火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。 噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、想定火口範囲のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に想定火口範囲のエリア外への避難とする。
火砕流・火砕サージ	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、噴火前に影響範囲外に事前に避難する必要がある。
大きな噴石	気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えと考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km～4kmの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチの軽石が到達した。
溶岩流	火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さであり、流下状況に合わせた段階を踏んだ避難が可能である。
融雪型火山泥流	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、大量の泥流が流れると、谷をあふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから積雪期には建物の倒壊または2階への浸水のおそれがある地域では噴火前の立ち退き避難が必要となる。
降灰	噴火によって火口から上空に放出された火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、地表に降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあり、降灰堆積厚によっては、堅牢な建物への避難が必要となる。
小さな噴石	直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降下する噴石のことであり、火口から10km以上離れた地域まで到達することがある。直

	径10cm程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であるため、屋内に退避し安全を確保する必要がある。 また、直径10cmを超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因にもなるため、注意が必要である。
降灰後土石流	山の斜面に積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象であり、少量の降雨でも発生し、広範囲に流出するおそれがある。 なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火終息後、長期間にわたって発生することがあるため、注意を要する。10cm以上の降灰が生じ、かつ時間雨量10mmを超える降雨が生じた場合には、溪流付近からは速やかに立ち退く必要がある。

3 避難対象エリアの設定

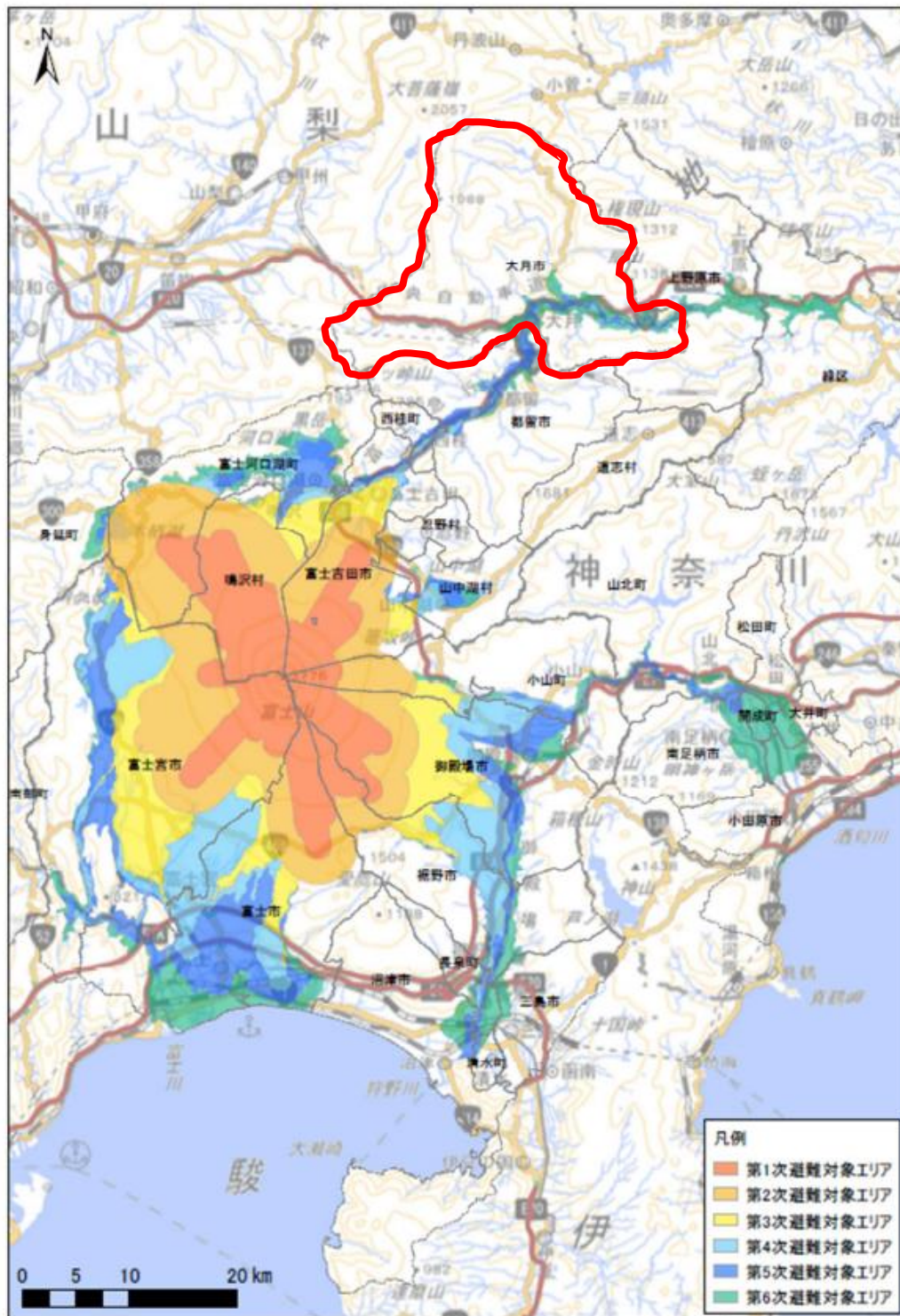
避難基本計画では、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分している。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流等や大きな噴石が到達する可能性がある範囲とし、第3次から第6次避難対象エリアは、溶岩流の到達時間により設定がされている。

本市は、第5次及び第6次避難対象エリアとなっている、

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

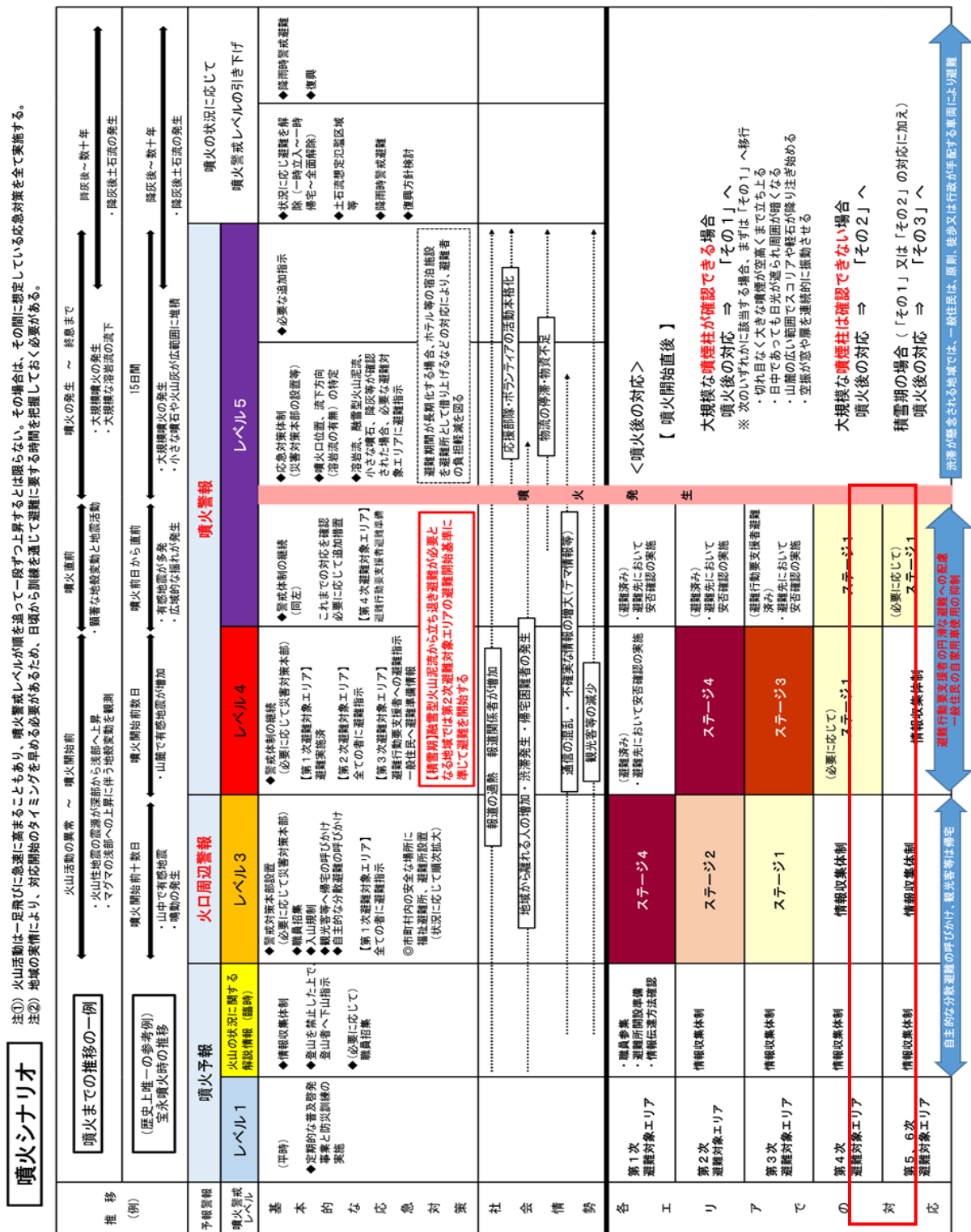
出典：溶岩流等避難対象エリアの設定 富士山火山避難基本計画（令和5年）



出典：溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア 富士山火山避難基本計画（令和5年）

4 噴火シナリオと避難対応ステージ

避難基本計画では、平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオを作成し、その避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」と区分しており、これらを表記する。



出典：富士山火山の噴火シナリオ 富士山火山避難基本計画 (令和5年)

噴火後の対応（その1）		噴火直後は、火口位置及び溶岩流流下の有無を確認し、流下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	噴火後の対応（その1）	火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない。 (降灰による建物倒壊や火災を除外)ただし、小さな噴石は高速で落下するため、ヘルメット等で身体の保護が必要。車のフロントガラスが破損する場合もある。
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)		車両のスタックによる道路設備が失われると、その後の応急対策が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)		停電・断水・物流の停滞により生命・身体に危険が及ぶ患者は安全なエリアまで避難させる。
第4次避難対象エリア		噴灰に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。
第5、6次避難対象エリア		
第5、6次避難対象エリア		

噴火後の対応（その2）		噴火直後は、第3次避難対象エリアのうち、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、離脱行動をとる。
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	噴火後の対応（その2）	噴火の状況（溶岩流の流下規模）により避難の拡大・縮小を行う。
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)		火山灰の影響が少ないうちでも、避難は往來または行政が誘導する車両により避難することで、深刻な交通渋滞の発生を抑制するとともに、確実な避難が期待できる。
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)		溶岩流が流下した土地は、発震前と同じ用途で使用することは困難。
第4次避難対象エリア		このため、溶岩流流下エリアについては、避難指示解除後も、仮設住宅など移住先を確保する必要があることに留意する。
第5、6次避難対象エリア		噴灰に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。
第5、6次避難対象エリア		

噴火後の対応（その3）		融雪型火山泥流に続いて、溶岩流が流下する可能性があるため、溶岩流の流下方向では、必要に応じて避難を開始する。
第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み)	噴火後の対応（その3）	積雪期には、河川区域内からの立ち退きを徹底する。
第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み)		融雪型火山泥流の流下後は、堆積物により車両での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルート上の指定や移動のための車両手配を実施する。
第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み)		
第4次避難対象エリア		
第5、6次避難対象エリア		
第5、6次避難対象エリア		

出典：富士山火山の噴火シナリオ（噴火発生後の対応） 富士山火山避難基本計画（令和5年）

避難対応 ステージ	一般住民	避難行動 要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

出典：避難対応ステージ 富士山火山避難基本計画（令和5年）

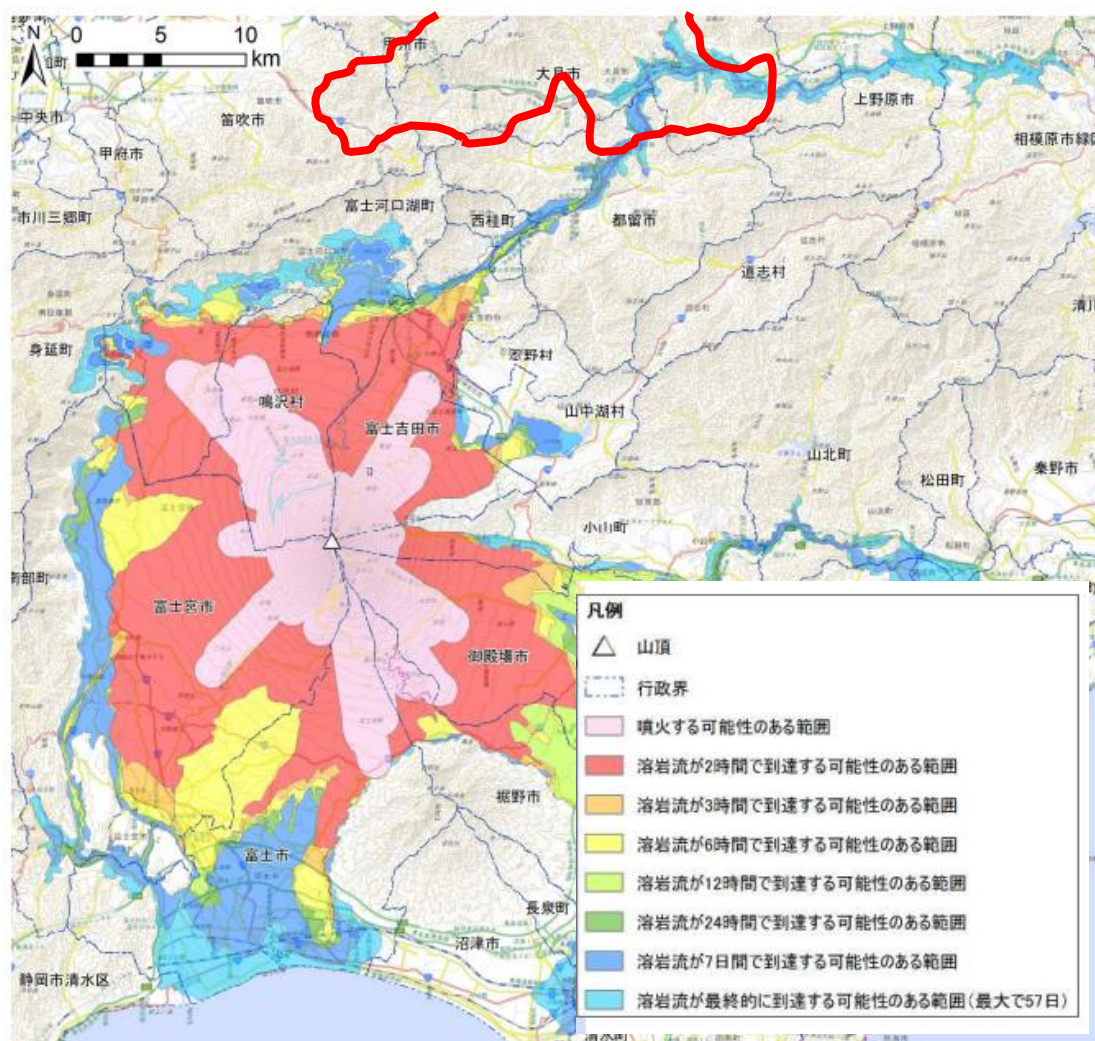
※噴火前の対応は、噴火形態に関わらず同一であることに留意する。

第6節 本市において想定される火山災害と影響想定

富士山噴火の想定について、平成16年6月に富士山火山防災協議会において富士山ハザードマップが作成され、その後の富士山に関する各種調査研究により、現在のハザードマップの想定火口範囲や溶岩流等の火山現象の影響想定範囲が拡大する可能性が明らかになったため、令和3年3月26日に、ハザードマップの改定が行われた。

市域に影響する現象は、次のとおりである。

火山現象	本市への被害想定
溶岩流	桂川（相模川）に沿って、溶岩流が最短で36時間以内の到達が想定される
降灰	市南部において約10cm、北部において約2cmの堆積が想定される
小さな噴石	直径1～5cm以上の、噴石が市内各地に落ちてくる想定がされる
降灰後土石流	降灰が1cm以上堆積し、時間10mm以上の降雨があった場合、土砂災害警戒区域等において、土石流の発生が想定される



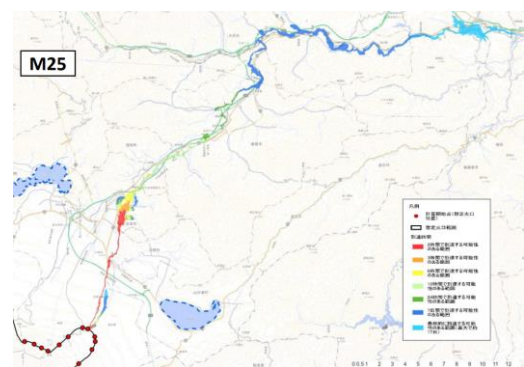
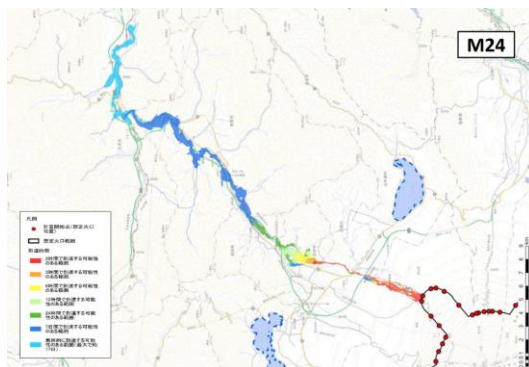
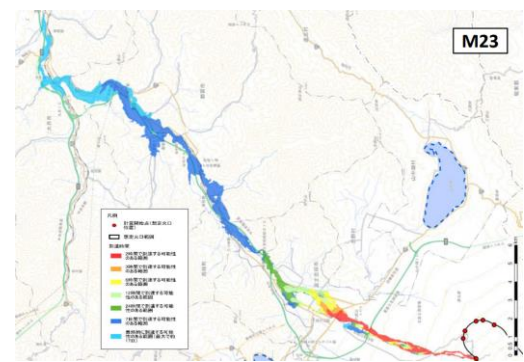
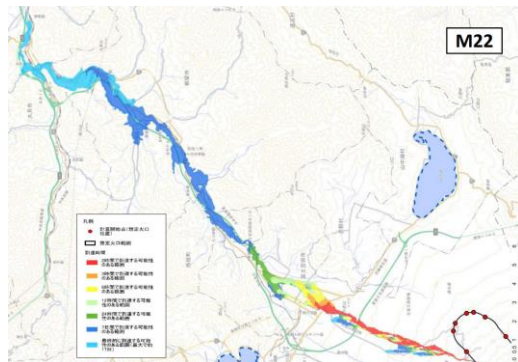
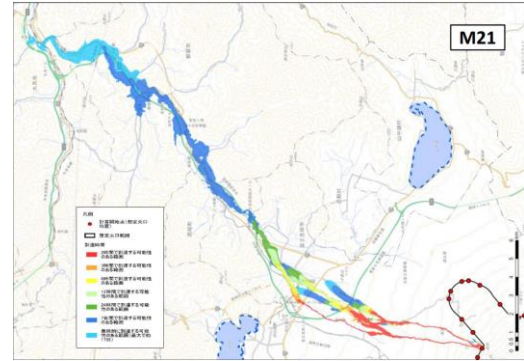
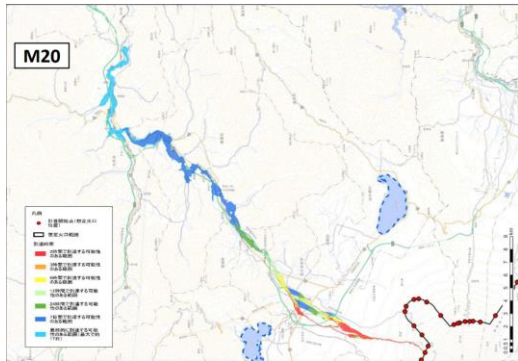
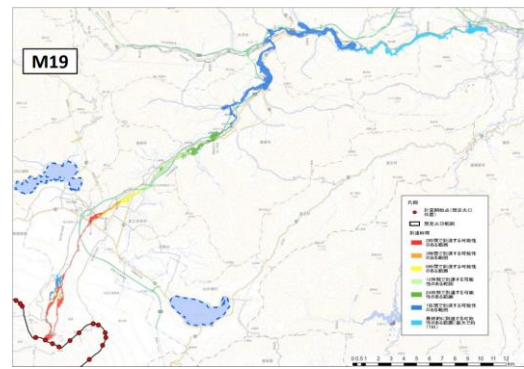
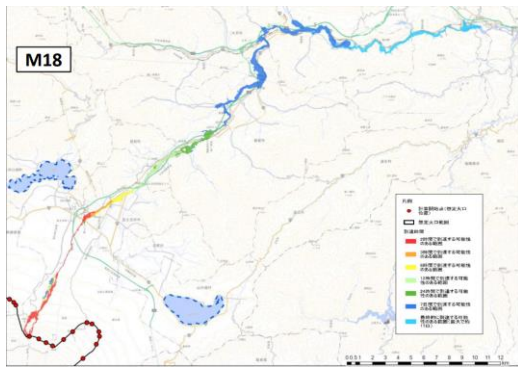
※出典：溶岩流可能性マップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

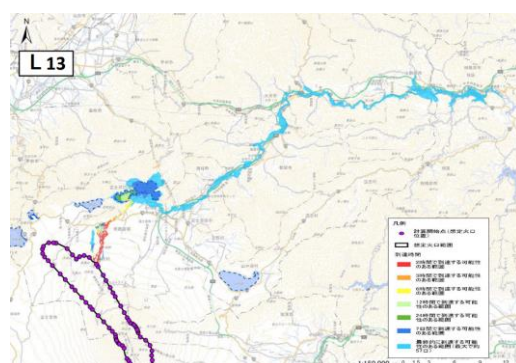
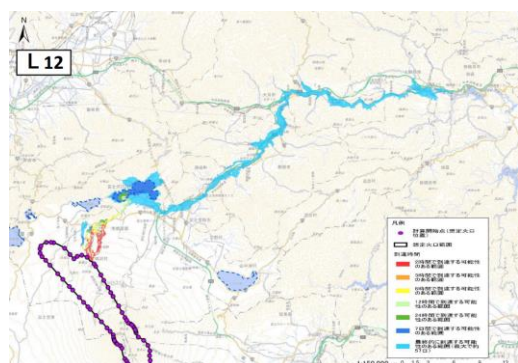
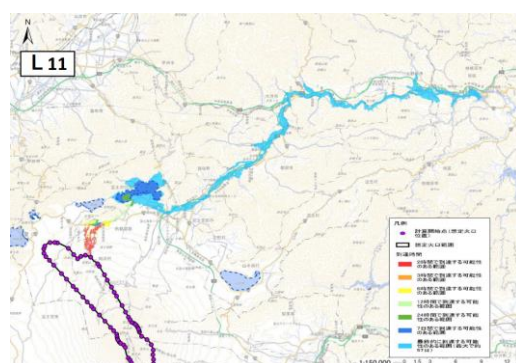
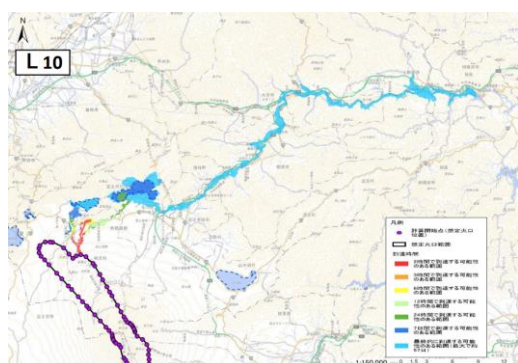
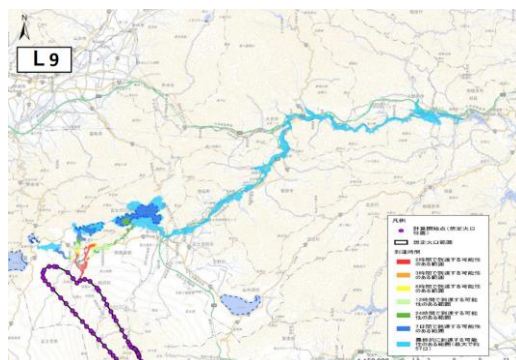
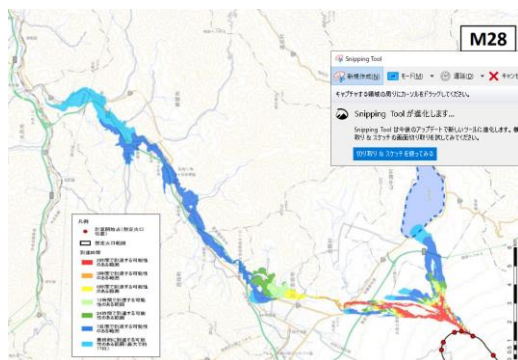
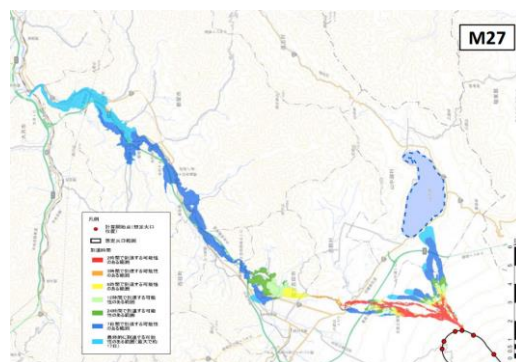
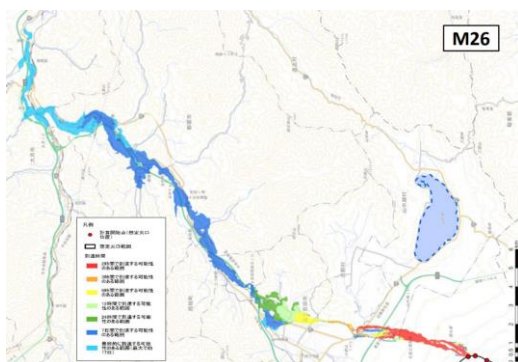
※溶岩流ドリルマップ

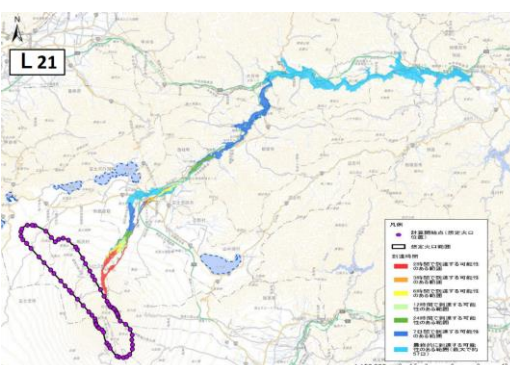
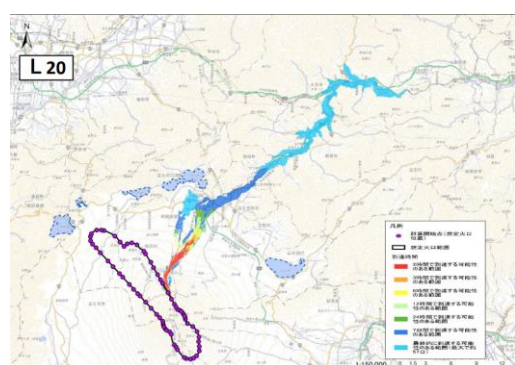
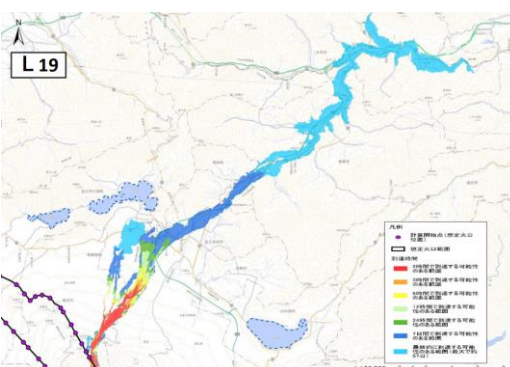
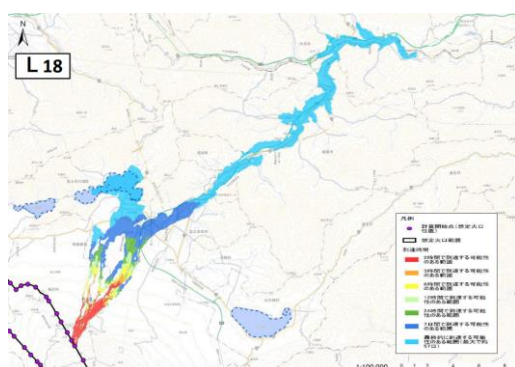
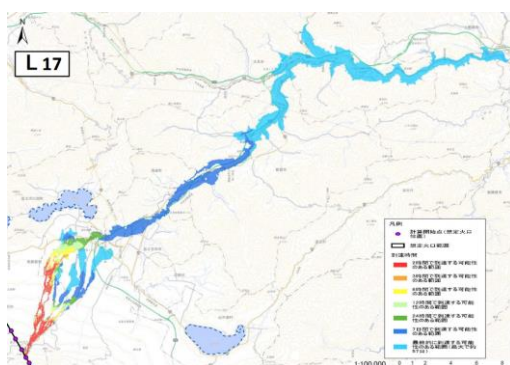
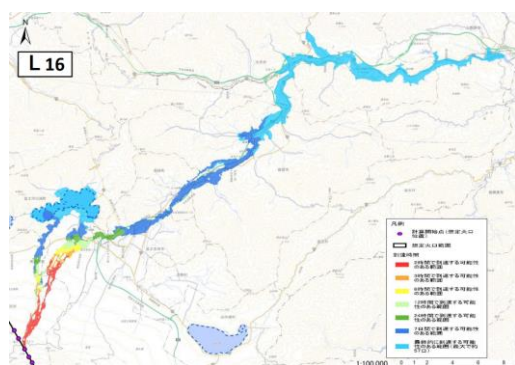
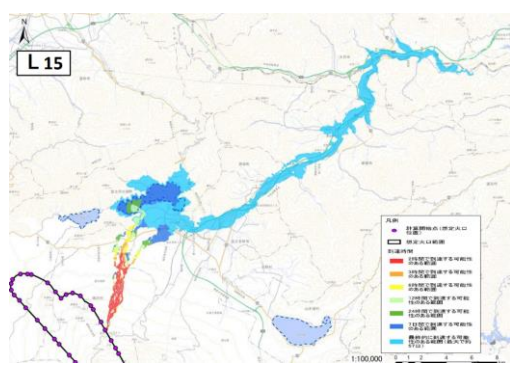
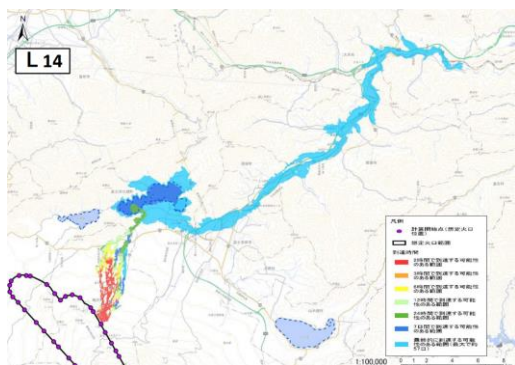
溶岩流ドリルマップは、噴火の規模ごと、火口ごとのシミュレーション結果をもとに個々の噴火口から流出した場合に、どこまで到達するかを具体的に示した図であり、住民の避難や交通規制など防災対応を検討する際に基礎となる。全252枚作成されており、本市に溶岩流が到達するとされている溶岩流ドリルマップは、以下のとおりである。

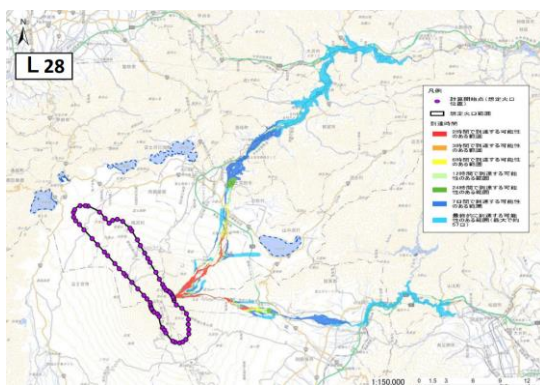
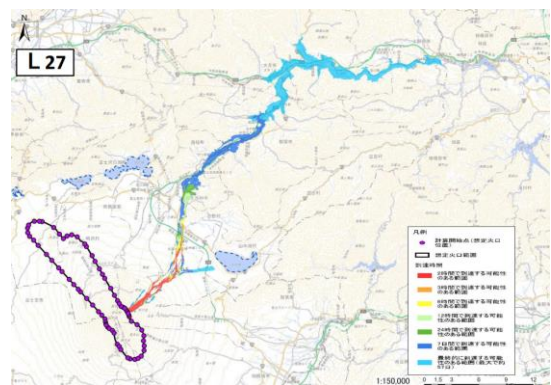
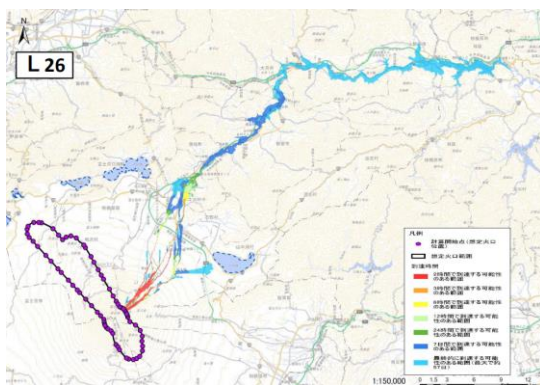
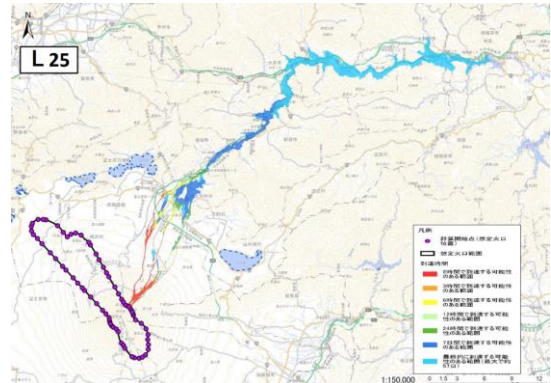
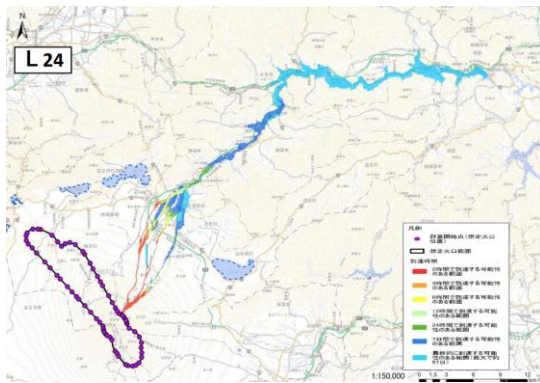
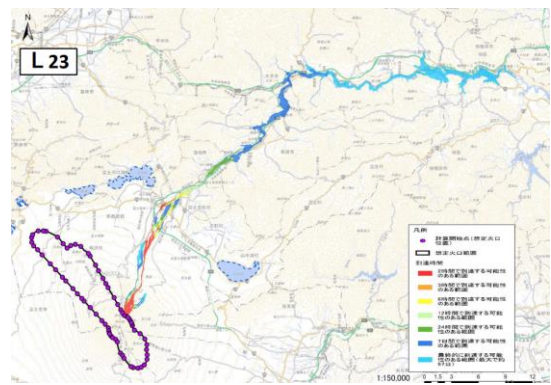
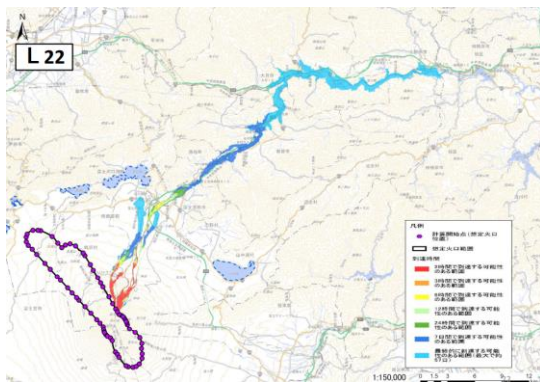
No	ドリルマップ	到達時間
1	M18	7日間で到達する可能性のある範囲
2	M19	7日間で到達する可能性のある範囲
3	M20	7日間で到達する可能性のある範囲
4	M21	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
5	M22	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
6	M23	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約17日)
7	M24	7日間で到達する可能性のある範囲

8	M25	7 日間で到達する可能性のある範囲
9	M26	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 17 日)
10	M27	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 17 日)
11	M28	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 17 日)
12	L9	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
13	L10	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
14	L11	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
15	L12	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
16	L13	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
17	L14	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
18	L15	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
19	L16	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
20	L17	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
21	L18	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
22	L19	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
23	L20	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
24	L21	7 日間で到達する可能性のある範囲
25	L22	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
26	L23	7 日間で到達する可能性のある範囲
27	L24	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
28	L25	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
29	L26	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
30	L27	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)
31	L28	最終的に到達する可能性ある範囲(最大で約 57 日)





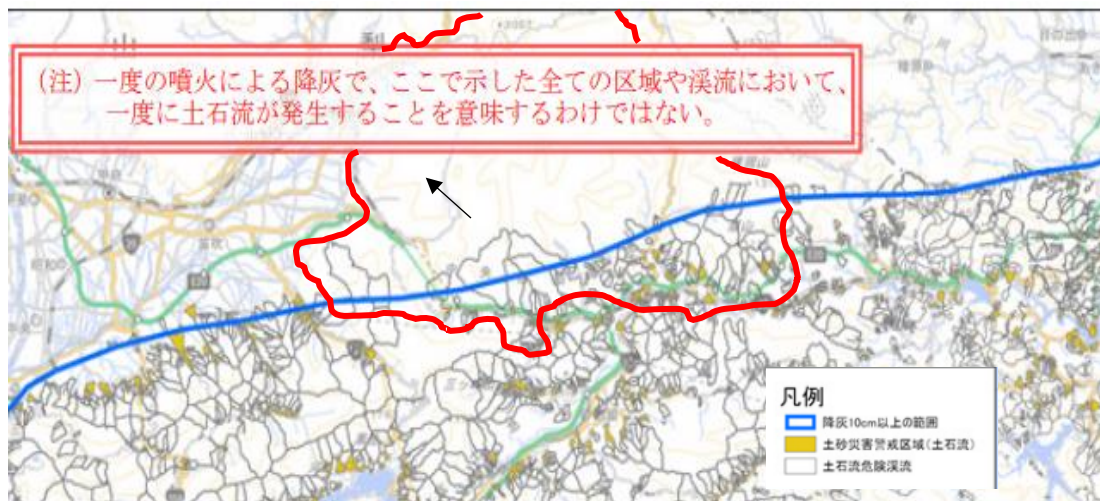




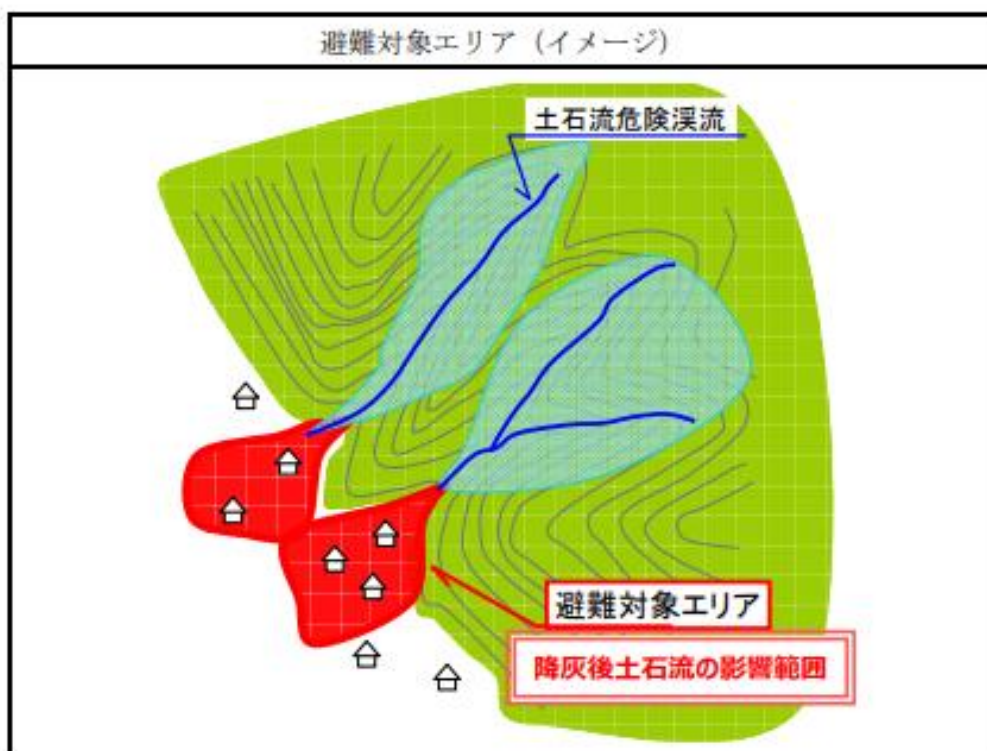
※出典：中規模噴火流ドリルマップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）
大規模噴火流ドリルマップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）



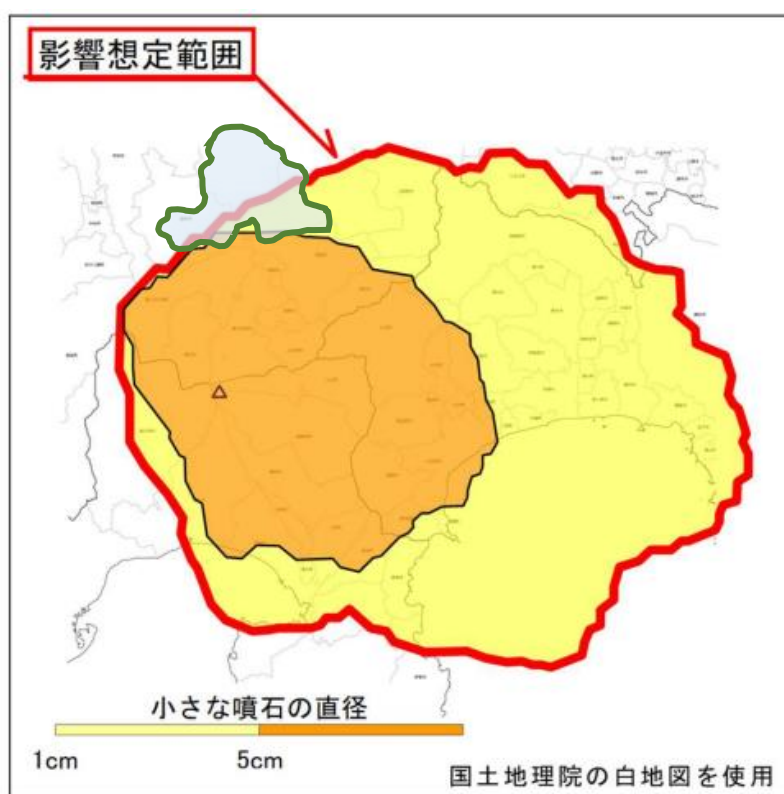
※出典：降灰の影響想定範囲 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）
（宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図）



※出典：降灰後土石流可能性マップ 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）



※出典：降灰後土石流の影響想定範囲と避難対象エリアのイメージ 富士山火山避難基本計画（令和5年）



※出典：小さな噴石の影響想定範囲 富士山火山避難基本計画（令和5年）

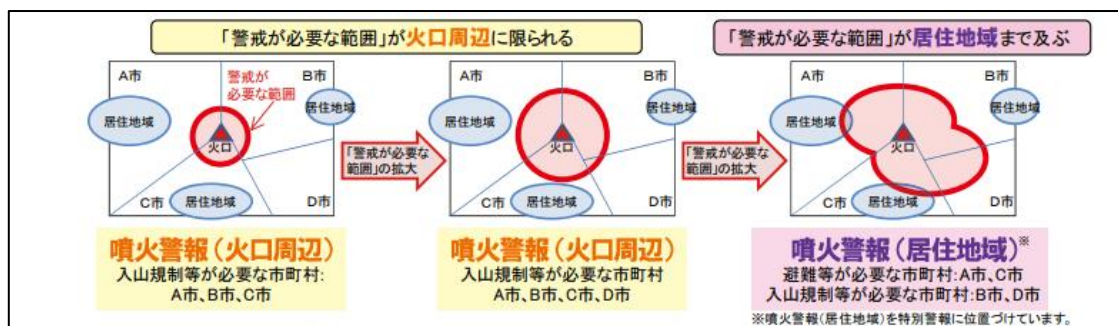
第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予測される場合やその危険が及び範囲拡大が予想される場合に、火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置付けられる。



※出典：噴火警報・予報の対象範囲 気象庁ホームページ

2 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。



平成19年12月1日運用開始
令和5年3月29日改定

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	●噴火が発生。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日噴火開始：翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ●体を感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 宝永(1707年)噴火の事例 貞観噴火(864～866年)：北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●宝永(1707年)噴火の事例 12月15日朝～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 宝永(1707年)噴火の事例 噴火開始数日前～：地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。観光客等は帰宅。	●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前)：山中のみで体を感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等 ^{※2} を発表してお知らせする)
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。

※1 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2 レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性が低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>



※出典：富士山の噴火警戒レベルリーフレット(令和5年3月29日改正)

5 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等 に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山^{注1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

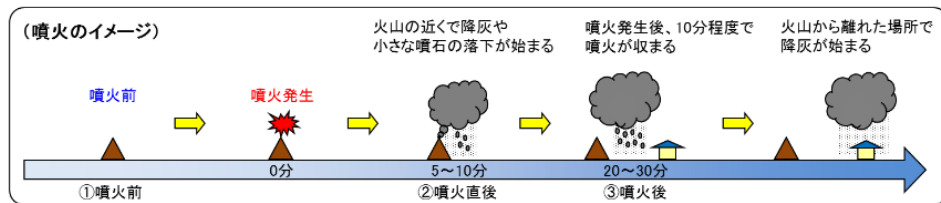
ア 噴火が発生した火山^{注2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

イ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰息を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、提供。

注1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表

注2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。



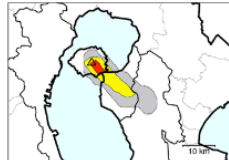
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



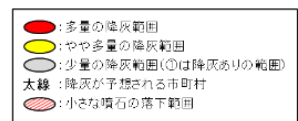
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

※出典：降灰予報情報発表の流れ 気象庁ホームページ

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

※出典：降灰量階級表 気象庁ホームページ

6 火山現状に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(※)

ウ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(4) 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章 第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくり

総務管理課	市民課
福祉介護課	子育て健康課
地域整備課	教育委員会

第1 安全な土地利用

- 1 市は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の要配慮利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- 2 市は、火山噴火による危険が差し迫った状況にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。
- 3 市は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく噴火現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

市は、公共施設、避難所となる施設並びに学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、施設内より集塵した降灰の仮置き場の確保及び設備の洗浄に努めるものとする。

第3節 防災関連施設・地域防災力等の把握

総務管理課	福祉介護課
子育て健康課	消防本部
消防団	

市は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- 4 火山災害時における避難所の状況
- 5 避難ルート、避難場所等の状況
- 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 7 広域防災拠点、ヘリポート
- 8 通年の気象データ
- 9 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

第4節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

総務管理課	産業観光課
教育委員会	

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

市は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに避難基本計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。

- 1 広報誌・ホームページ等の活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- 3 社会教育の場の活用
- 4 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- 5 シンポジウムや講演会等の開催
- 6 ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

防災関係機関等の災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

第3 観光客・観光事業者に対する普及・啓発

- 1 市は、観光協会と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- 2 市は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画の周知を図る。

第4 教職員等への普及活動

市は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

市は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

- 1 火山に対する一般的知識
- 2 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- 3 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 火山災害予防措置
- 5 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難所、避難路等に関する知識
- 6 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 避難基本計画

第5節 防災訓練

総務管理課

第1 市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練にあたっては、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織、事業者等が参加する訓練を積極的に実施する。

なお、富士山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなどの実践的なものとなるよう工夫する。

- 1 総合防災訓練
- 2 関係自治体との合同防災訓練
- 3 住民（自主防災組織）における避難訓練
- 4 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- 5 徒歩等での避難訓練
- 6 噴火警報・火山情報等の伝達訓練
- 7 通信障害を想定した災害対応訓練
- 8 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- 9 個別訓練（家族会議等）

第2 市民

市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対策の体得に努める。

第6節 火山専門家との連携体制の整備

総務管理課

- 1 市は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的な知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う

第7節 自主防災活動

総務管理課

避難範囲内の自主防災組織は、市と連携して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- 1 富士山ハザードマップ及び市で定めた防災避難マップに基づく噴火現象の影響予想範囲の確認
- 2 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- 3 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- 4 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 5 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- 6 要配慮者に対する支援方法の検討

7 噴火を想定した防災訓練の実施

第8節 各施設等の防災対応力の向上

福祉介護課	子育て健康課
教育委員会	

第1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

1 要配慮者利用施設の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移動体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

- (2) 市との連携のもと、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織との日常的に連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

2 市

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第9節 避難活動体制の整備

総務管理課	企画財政課
まちづくり創生課	特命推進課
会計課	議会事務局
短大事務局	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
教育委員会	消防本部
消防団	

第1 避難のための体制の整備

- 1 市は、火山災害から市民の生命及び財産等を守るため、市内各地区へ避難するための避難計画の策定に努めるとともに、噴火被害が広範囲に及んだ場合の市外への避難も想定した計画とすること。
- 2 市は、高齢者等避難、避難指示により、住民等が市内の各地区に分散して避難することに備え、事前に関係施設と避難者の受け入れなど必要な事項について連携をとれる体制の整備に努める。
- 3 市は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村への避難が必要となる人口・車両数等の把握に努める。

- 4 市は、市外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- 5 市は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- 6 市は、市内各地区に避難するための避難計画を策定する際、必要に応じ県と連携を図り、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- 7 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、富士急行(株)は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第2 避難所の整備

市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定するものとし、特に次の点に留意するものとする。

- 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、噴火状況に応じて安全性の確認を行う。
- 2 要配慮者の避難については、できる限り再避難をさける地域とする。
- 3 大量の降灰を想定して、鉄筋コンクリート造等の堅固建物の確保に努める。
- 4 指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- 6 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第3 避難経路の設定

- 1 市は、速やかに住民が避難できるように、徒歩等での避難に要する時間、火山災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定するとともに、土砂災害の発生状況や避難可能な道路の把握、避難対象者への伝達方法をあらかじめ定めておくなど、事前対策の充実に努める。
- 2 市は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。また、除灰した火山灰の仮置き場の確保に努める。

第10節 災害ボランティア支援体制の整備

一般災害編第2章第14節「災害ボランティア支援計画」を準用する。

第11節 要配慮者支援体制の整備

一般災害編第2章第13節「要配慮者対策の推進計画」を準用するほか、次の火山災害特有の対策を実施する。

1 要配慮者支援体制

- (1) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (2) 入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、スタッフ及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。
- (3) その他、各施設においては、富士山火山避難基本計画に記載された社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項等を参考に体制整備に努める。

2 人材確保

- (1) 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。
- (2) 県は、障害者団体等と連携して、必要に応じて、要配慮者の支援に必要な人材の確保に関する支援体制の構築に努めるものとする。

3 乳幼児・児童・生徒の避難体制整備

富士山火山避難基本計画に定めるとおり第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

- (1) 休校後の引き渡し等については、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を予め検討しておくものとする。
- (2) 避難対象エリア外の施設においても、大規模な降灰が生じた場合には影響が及ぶため、同様に休校措置を検討することが望ましい。
- (3) 「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、教職員及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。

第 1 2 節 医療救護体制の整備

一般災害編第 3 章第 2 0 節「医療助産計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各 課 共 通

第1 基本方針

- 1 市、県及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- 3 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるように各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- 4 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 災害対策本部設置前の警戒体制、災害対策本部の設置等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2節 職員配備計画

一般災害編第3章第2節「職員配備計画」を準用する。

(再掲)

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	注意配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報	・ 災害情報の収集を行う ・ 事態の推移に伴い、速やかに第1配備に移行できる態勢を整える	総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の自宅待機
	第1配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき、または火口周辺警報:噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき。	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる態勢を整える	・ 部等長 ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員 ・ 次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害警戒本部	第2配備	① 大月市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 次の特別警報の1以上が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ② 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ③ 噴火警報:噴火警戒レベル4またはレベル5が発表されたとき。 ④ その他市長が必要と認めたとき	・ 情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢	・ 部等長 ・ 総務管理課職員全員 ・ 全課等長及び長が指名する職員 ・ その他、情勢に応じて増員してくものとする
災害対策本部	第3配備	① 大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④ 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3節 情報の伝達・収集・広報

総務管理課

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

1 気象庁

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての火山情報を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等についての知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

2 県

- (1) 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。
- (2) 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。
- (3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査¹を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 市

- (1) 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、防災行政無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山客等に周知徹底を図る。

4 道路管理者

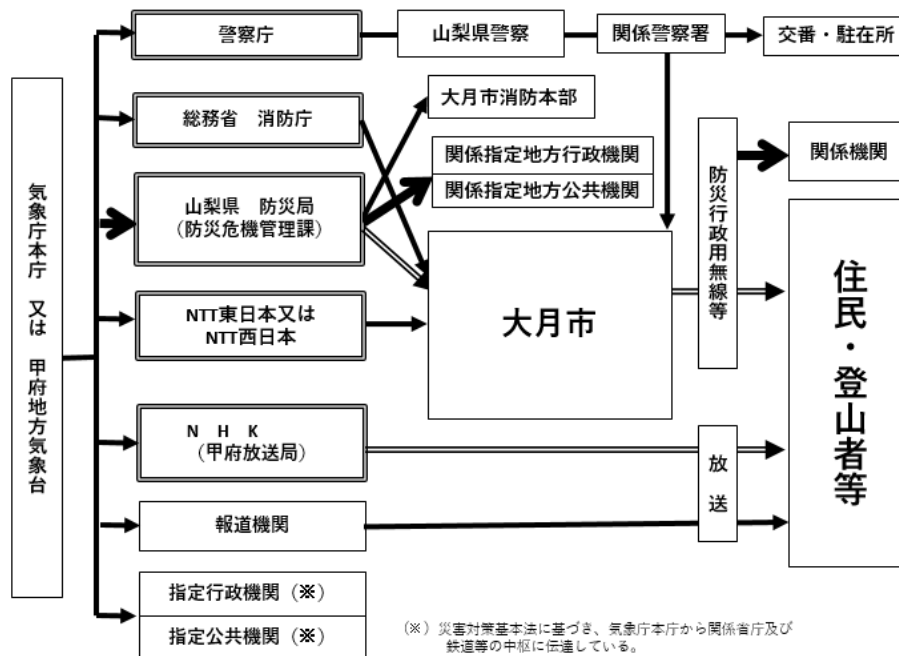
火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置により伝達に努める。

¹緊急調査： 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第29条第1項に基づき、国土交通省、又は県が行う緊急調査。噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰その他これらに類するものが堆積し、その後降雨に伴い発生する土石流により、重大な土砂災害の発生が想定されるか否かを判断するもの。

5 伝達系統

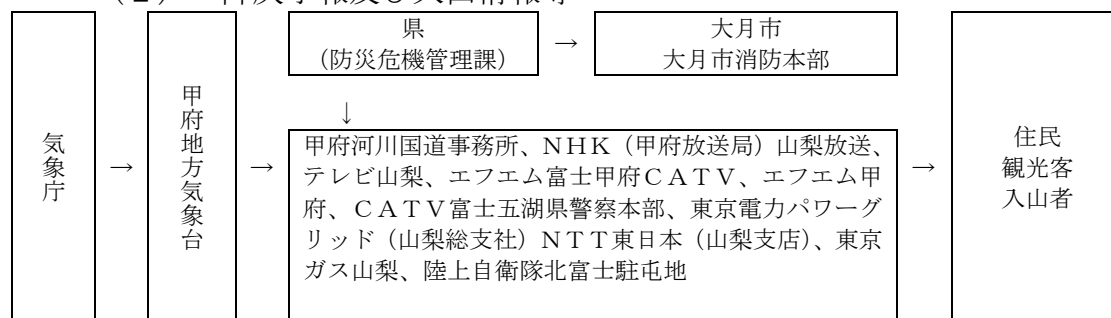
気象庁から発表される噴火警報、噴火予報、降灰予報及び火山情報等の伝達経路を示す。

(1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



- で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9号の規定に基づく法定伝達先。
- の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- 太線及び二重線の経路は、活動火山対策特別措置法第12条によって、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

(2) 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- 市は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼

びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。

- 3 県、市及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第3 避難に関する情報伝達

- 1 市長は、高齢者等避難、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線放送、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- 2 市は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに行う。
- 3 市は、避難の指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

市は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するように努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- 1 被害状況の確認
 - (1) 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
 - (2) 市は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
- 2 情報の伝達

市は、防災行政無線放送又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

市は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のため総務管理課に窓口を設ける。

第4節 避難行動

総務管理課

第1 基本方針

噴火の始まる前には、地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難の指示等

1 市長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、「本節 第7 噴火現象に応じた避難活動」に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに高齢者等避難、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

2 知事

市長が高齢者等避難、避難指示の全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難の指示等を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を市長に報告する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市の職員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第3 避難の指示等の内容

高齢者等避難、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

<明 示 事 項>

☐ 避難対象地域	☐ 避難の指示の理由
☐ 避難先	☐ その他必要な事項
☐ 避難経路	

第4 警戒区域の設定

1 市長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地域区域から退去を命ずることができる。

2 知事

市長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は市長等から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官その場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

第5 住民等が実施する自衛措置

1 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむ得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

2 避難行動要支援者等（介護者を含む。）、は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。

第6 噴火前の自主的な分散避難

避難基本計画では、噴火警戒レベル1「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時点から噴火警戒レベル3までの段階では、地域に関わらず自家用車での避難が可能としており、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の早い段階での自主的な分散避難を積極的に呼びかかっていることとしている。

第7 噴火現象に応じた避難活動

市長は、火山専門家から助言等を受け火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

火山現象	火山活動 の状況	避難対象 範囲	市長の避難対応		
			住民に対して		一時滞在者 に対して (観光客等)
			一般住民	要配慮者及び 避難行動要支 援者	
溶岩流	本市へ溶岩流の到 達が予測されると き	溶岩流の影 響想定範囲	溶岩流の流下状況を見て、避難指示を発令する。		
降灰	噴火が発生し、降 灰が予測されると き	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	降灰が確認された とき		屋内への避難の呼びかけを発出		
	降灰深が30cm を超える予測され るとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
降灰後 土石流	降灰後、降雨が予 想されているとき	土石流危険 溪流・土砂 災害警戒区 域	状況に応じ、避難指示を発令する。		
	国交省または県が 行う「緊急調査」の 結果、国交省また は県から「土砂災 害緊急情報」が発 表されたとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
	1cm以上の降灰 が生じ、かつ時間 雨量10mmを超 える降雨が生じた とき				
小さな 噴石	噴火が発生し、噴 石が予測されると き	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	噴石の落下が確認 されたとき		屋内への避難の呼びかけを発出		

第8 広域一時滞在

1 基本的な考え方

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とし、状況によっては市外への広域一時滞へ避難の拡大をする。

これまでは、溶岩流からの避難は、自家用車等による避難を基本としていた

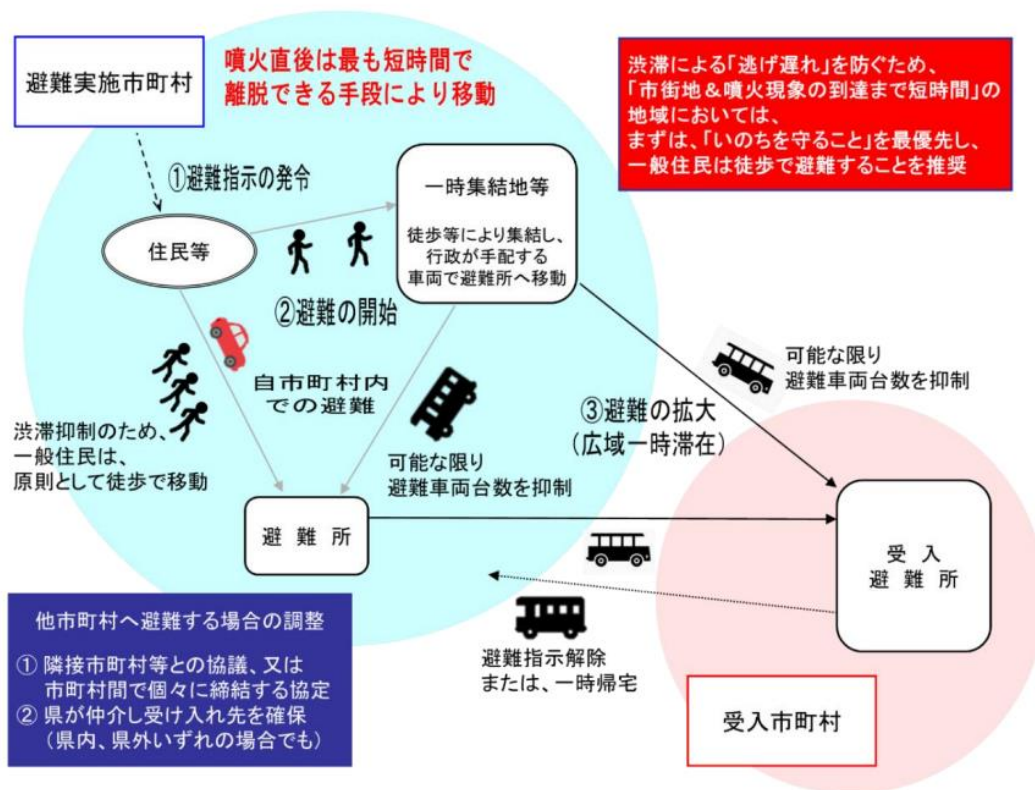


図 広域避難の受入調整フロー

が、富士山ハザードマップの改定により、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、一般住民は、徒歩により避難所（場所）等へ移動し、必要に応じて行政が手配する車両により更なる移動を行うことを基本とする。

なお、市外への避難は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

第5節 避難所の開設・運営

総務管理課	企画	財政課
まちづくり創生課	特命	推進課
会計課	議会	事務局
短大事務局	福祉	介護課
子育て健康課	産業	観光課
教育委員会	消防	本部
消防団		

第1 避難所の開設

- 1 市長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- 2 市長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、噴火現象に適した避難所を開設する。
- 3 市長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

第2 避難所の運営管理

一般災害編第19節避難計画第6「避難所の開設及び運営」を準用する。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

総務管理課

- 第1 市長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際、必要に応じ県に助言を求めるものとする。
- 第2 県は市長が避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う際に、必要に応じて専門的な知識を持つ、関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行う。

第7節 一時帰宅の実施

総務管理課

- 第1 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協

力を得て、十分な安全対策を講じるものとする。

第2 市長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ県に助言を求めるものとする。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 交通応急対策

総務管理課	建設課
消防本部	警察署

第1 火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置について広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第2 市は、交通規制が予定される場合、および実施された場合、その内容の広報（周知）の徹底を図る。

1 山梨県地域防災計画による基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第9節 食料及び生活必需品の調達

一般災害編第3章第21節「食料供給計画」・第22節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第10節 飲料水の確保、給水活動

一般災害編第3章第24節「給水計画」を準用する。

第11節 社会秩序安定のための活動

市	民	課	消	防	本	部
警	察	署				

第1 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2 市、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次被害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第12節 降灰対策

総	務	管	理	課	市	民	課
建	設	課	地	域	整	備	課

第1 降灰予報等の周知

市は、降灰があった場合、県などの関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰予報の情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

第2 市民が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとする。

第3 降灰の回収

民有地の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。なお、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について県等と事前に検討を行う。

第4 陸上交通の復旧

1 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。

2 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第5 水道事業者の対応

水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第 1 3 節 被害拡大防止対策

総務管理課	地域整備課
産業観光課	建設課

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

第 1 市・国・県・防災関係機関

緊急減災対策砂防計画が策定されたことから、以下の減災対策を実施することとする。

- 1 溶岩流・土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- 2 危険範囲からの危険物等の搬出
- 3 洪水氾濫防止（築堤）
- 4 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第 2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）を実施する。

第 1 4 節 災害救助法の適用計画

一般災害編第 3 章第 1 8 節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第 1 5 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第 3 章第 2 6 節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。

第 1 6 節 残留者・行方不明者等の搜索

一般災害編第 3 章第 2 7 節「救助・救出計画」を準用するほか、噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第 1 7 節 要配慮者支援対策

一般災害編第 3 章第 1 1 節「要配慮者、避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 計画の方針

一般災害編第4章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第3節 継続災害

総務管理課	建設課

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 市

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2 県

- 1 危険性の緊急調査の実施
- 2 土石流・泥流対策の緊急工事

第4節 風評被害発生時の防止対策

総務管理課	産業観光課

第1 市は、正確な情報の把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。

第2 市は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第5節 恒久住宅等の供給・再建

建 設 課

第1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。

第2 市は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建と供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

市 民 課 税 務 課

市は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

市は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

資料編

目 次

資料編

〔防災関係機関〕	1
○防災関係機関及び連絡先一覧.....	1
○大月市防災会議委員名簿.....	4
○大月市防災拠点機能.....	5
○自主防災組織一覧.....	6
○医療機関一覧.....	10
〔条例等〕	13
○大月市防災会議条例.....	13
○大月市災害対策本部条例.....	15
○大月市地震災害警戒本部条例.....	16
○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱.....	17
○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱.....	20
○雪害マニュアル道路除雪編.....	22
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	25
〔協定等〕	32
○災害相互応援協定等一覧.....	32
〔災害危険箇所〕	35
○地すべり防止区域一覧.....	35
○急傾斜地危険区域一覧.....	35
○土石流危険渓流一覧.....	38
○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧.....	42
○土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設一覧.....	63
○浸水想定区域内の要配慮利用施設一覧.....	64
○山地災害危険地一覧.....	64
○重要水防区域一覧.....	74
〔通信・輸送・広報〕	75
○市防災行政無線設置状況.....	75
○連絡通話装置付き屋外拡声子局.....	75
○有線放送.....	76
○市内で利用可能な無線施設.....	77
○市有車両一覧（消防本部除く）	78
○異常気象時における道路等通行規制.....	81
○飛行場外離着陸場等一覧.....	82
○ヘリコプター主要発着場一覧.....	82
○協定に基づくヘリポート.....	82
○自衛隊宿泊予定施設.....	82
○地震発生に伴う広報文例.....	83
〔消防・水防〕	84

○消防組織一覧.....	84
○防火水槽設置状況.....	85
○飲料水兼用耐震性貯水槽.....	85
○消防防災施設等整備計画.....	86
○消防資機材保有状況.....	87
○地区別危険物施設数.....	88
○水防区域分担.....	89
○甲府地方気象台観測施設（市内設置）.....	89
○雨量観測所及び水位観測所.....	90
〔避難・備蓄〕	92
○避難場所と避難所一覧.....	92
○指定福祉避難所一覧.....	97
○協定避難所一覧.....	97
○協定福祉避難所一覧.....	97
○食料等備蓄の状況.....	99
○水防倉庫一覧.....	99
○市備蓄倉庫.....	100
○自主防災倉庫.....	101
〔文化財〕	102
○文化財一覧.....	102
〔様式〕	104
○水防関係様式.....	104
○参集途上で見かけた被害状況報告書.....	107
○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式 3-4-2, -5, -6）	109
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第 1 号～様式第 3 号）	112
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式（様式第 1 号～様式第 4 号）...	115
○市町村行政機能チェックリスト.....	121
○各種救助に係る様式（様式 1 ～様式 3）	122
○災害救助法 救助事務の処理に必要な帳簿書式（様式 3-1～様式 23）	126
○被害程度の判定基準等.....	152
○緊急通行車両の標章及び確認証明書.....	154
○自衛隊災害派遣要請依頼書.....	155
○放局への放送要請様式.....	157
○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1	160
○医療救護応援要請書.....	161
○市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書.....	163

〔防災関係機関〕

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 市関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市役所本庁舎	大月 2-6-20	0554-22-2111	0554-23-1216	地上系：9-220-1-012 衛星系：200-206
大月市役所花咲庁舎	大月町花咲 1608-19	0554-22-2111	0554-20-1533	
笹子出張所	笹子町黒野田 1351-1	0554-25-2301	0554-20-2501	
初狩出張所	初狩町中初狩 100	0554-25-6051	0554-20-2502	
七保出張所	七保町林 943-2	0554-24-7018	0554-20-2000	
猿橋出張所	猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	0554-20-1015	
富浜出張所	富浜町鳥沢 1979-1	0554-26-5301	0554-20-3000	
梁川出張所	梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	0554-20-3001	
中央病院	大月町花咲 1225	0554-22-1251	0554-22-3765	地上系：9-220-1-090

2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1590	055-223-1429	地上系：2511 衛星系：200-2515
富士・東部地域県民センター	都留市田原 2-13-43	0554-45-7801	0554-45-7804	地上系：9-420-2021 衛星系：420-2001
富士・東部建設事務所	大月町花咲 1608-3	0554-22-7800	0554-22-7818	地上系：9-430-7006 衛星系：440-7005
富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9032	0555-24-9037	地上系：9-430-3050 衛星系：430-3050

3 警察

名 称	所 在 地	電話番号
大月警察署	大月町真木 197-3	0554-22-0110
大月駅前交番	大月 1-21-16	0554-22-5009
笹子駐在所	笹子町黒野田 1324	0554-25-2305
初狩駐在所	初狩町中初狩 198-9	0554-25-6502
七保駐在所	七保町葛野 2368-1	0554-23-5110
猿橋駐在所	猿橋町猿橋 191-5	0554-22-0529
富浜駐在所	富浜町鳥沢 2757	0554-26-5433
梁川駐在所	梁川町綱の上 710-5	0554-26-2133

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
大月市消防本部（消防署）	大月町花咲 1608-19	0554-22-0119	0554-23-0119	(地)9-220-1-039 (衛)200-444

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
関東農政局 (甲府地域センター)	甲府市丸の内 1 - 1 - 18 甲府合同庁舎 10F	055-254-6055	055-254-6008	地上系：220-1-048
甲府地方気象台	甲府市飯田 4-7-29	055-222-9101	055-222-9101	
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336	055-252-9935	地上系：220-1-046
国土交通省甲府河川国道 事務所大月出張所	大月市駒橋 1-7-32	0554-22-2411	0554-23-3576	
国土交通省甲府河川国道 事務所大和国道出張所	甲州市大和町初鹿野 字日川原 1655-3	0553-48-2514	0553-48-2814	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135	0555-84-3135	(地)9-220-1-051 (衛)200-435

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道(株) 大月駅	大月市大月 1-1-1	
東日本旅客鉄道(株) 大月保線技術センター	大月市大月 1-1-2	
N T T 東日本(株) 山梨支店	甲府市朝気 3-21-15	055-237-0554
(株)N T T ドコモ 山梨支店	甲府市丸の内 2-31-3	055-236-1321
東京電力パワーグリッド(株) 大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-882
猿橋郵便局	大月市猿橋町殿上 423-5	0554-22-1255
大月郵便局	大月市御太刀 1-13-1	0554-22-0042
鳥沢郵便局	大月市富浜町鳥沢 395-2	0554-26-5054
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田 1-6-1	055-251-6711
日本放送協会 甲府放送局	甲府市飯田 3-10-20	055-255-2148
中日本高速道路(株) 東京支社大月保全・サー ビスセンター	大月市大月町花咲 223	0554-22-2151

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1114

(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア 105	055-228-6969
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7100
富士急行(株)富士急大月駅	大月市大月 1 丁目 1-1	0554-22-0029
富士急山梨バス(株) 大月営業所	大月市猿橋町猿橋 184-6	0554-22-6600
(社)山梨県トラック協会	石和町唐柏 1000-7	055-262-5561
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田 1-4-1	055-228-4171

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
クレイン農業協同組合 大月支店	初狩町下初狩 735-6	0554-20-2677	0554-25-2271
大月市森林組合	大月町花咲 1669-11	0554-22-4111	
山梨県建設業協会 大月支部	都留市上谷六丁目 7-29 富士・東部建設会館内	0554-43-7111	0554-45-3147
大月市建設協会	大月市大月町花咲 1669-9	0554-23-0383	0554-23-0978
大月市商工会	大月市御太刀 1-14-24	0554-22-1648	0554-22-1628
大月市社会福祉協議会	山梨県大月市大月町花咲 10	0554-23-2001	0554-22-2861
大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	0554-20-2651	0554-20-2655
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田 415	0554-22-0099	0554-22-5472

○大月市防災会議委員名簿

区分	機 関 等 名	職 名	防災会議条例第 3 条第 5 項関係
会長	大月市	市 長	
委員	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	所 長	1 号
〃	国土交通省甲府河川国道事務所大和国道出張所	所 長	1 号
〃	甲府地方気象台	台 長	1 号
〃	富士・東部地域県民センター	所 長	2 号
〃	大月警察署	署 長	3 号
〃	大月市	副市長	4 号
〃	大月市	総務部長	4 号
〃	大月市	市民生活部長	4 号
〃	大月市	産業建設部長	4 号
〃	大月市教育委員会	教育長	5 号
〃	大月市教育委員会	教育次長	5 号
〃	大月市消防本部	消防長	6 号
〃	大月市消防団	団 長	6 号
〃	東京電力パワーグリッド㈱大月支社	支社長	7 号
〃	中日本高速道路㈱東京支社大月保全・サービスセンター	所 長	7 号
〃	富士山麓電気鉄道(株)	管理駅長	7 号
〃	富士急バス(株)大月営業所	所長	7 号
〃	N T T 東日本㈱山梨支店	支店長	7 号
〃	東日本旅客鉄道㈱大月駅	駅 長	7 号
〃	北都留医師会大月地区	会 長	8 号
〃	大月市防災士会	会 長	8 号
〃	大月市立大月短期大学	準教授	8 号
〃	大月市社会福祉協議会	会 長	9 号
〃	大月市男女共同参画推進委員会	委員長	9 号
〃	地方独立行政法人大月市立中央病院	事務部長	9 号

○大月市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎
	地域対策支部	6出張所
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊駐屯地	中学校等の体育館
	ボランティアセンター	総合福祉センター
医療救護	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	大月市立中央病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	中央自動車道、国道20号線、139号線、市道2路線
	物資集配拠点	勤労青年センター、総合グラウンド
	ヘリコプター主要発着場	笹子河川親水公園、総合グラウンド
避難対策	指定避難所	小中学校等の施設
	地区避難所	公民館等の施設
	協定避難所	市内各事業者の施設
避難行動要支援者対策	指定福祉避難所	総合福祉センター、デイサービスセンターやまゆり
	協定福祉避難所	市内介護施設等
生活救援	市備蓄倉庫	小中学校等の15箇所
	給水拠点	指定避難所、飲料水兼用耐震性貯水槽等
	炊き出し場所	学校給食センター、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、6出張所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	猿橋近隣公園、総合体育館駐車場、宮谷新道（馬の背）、総合グラウンド（野球場）、旧初狩小
清掃活動	がれきの集積場所	初狩町中初狩 （まるたの森クリーンセンター周辺）
死体対策	遺体安置所	寺院
水防対策	水防（資機材）倉庫	消防署、七保、笹子の3箇所

○自主防災組織一覽

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉 庫
笹子町					
白野	白野	白野	S 56. 3. 1	H 8	H 8
原	原	原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
吉久保	吉久保	吉久保	S 56. 3. 1	H 9	H 9
阿弥陀海	アミダ海	アミダ海	S 56. 3. 1	H 8	H 8
黒野田	黒野田	黒野田	S 56. 3. 1	H 9	H 9
追分	追分	追分	S 56. 3. 1	H 9	有
笹子町計		6			
初狩町					
下初狩一	下一の 1	下 一	S 56. 3. 20	S 60	有
	下一の 2				
下初狩二	下二の 1	下 二	S 56. 3. 10	S 60	有
	下二の 2				
		万楽園		H 9	H 8
藤沢	藤沢	富士見沢	S 56. 3. 10	H 8	H 8
側子	側子 1	側子	S 56. 3. 23	H 8	H 8
	側子 2				
神戸	神戸	神戸	S 56. 3. 1	S 58	有
立川原	立川原	立川原	S 56. 3. 1	H 9	H 9
丸田	丸田	丸田	H 9. 9. 16	H 9	H 9
初狩町計		8			
大月					
(殿上一)	発電所				
駒橋三丁目	横尾 1	横尾第 1	S 56. 9. 19	S 59	S 60
	横尾 2	横尾第 2	S 55. 12. 25	H 8	H 8
駒橋二丁目	駒下	駒下	S 56. 8. 29	H 9	H 9
	駒中	駒中	S 60. 7. 20	H 9	有
駒橋一丁目	駒上	駒上	S 60. 8. 5	H 8	H 8
	宮本	宮本	S 60. 8. 1	H 9	S 61
	駒七	駒七	S 60. 7. 1		
御太刀一丁目	御太刀 1	御太刀第 1	S 56. 9. 1		
	御太刀 2	御太刀第 2	S 56. 8. 30	S 56	有
	御太刀 3	御太刀第 3	S 56. 3. 10	H 9	有
	御太刀 4	御太刀第 4	S 56. 9. 1		
御太刀二丁目	御太刀 5	御太刀第 5	S 56. 9. 1		
	御太刀 6	御太刀第 6	S 56. 3. 20	H 9	H 9
大月一丁目	神明 1	神明第 1	S 56. 8. 1	H 9	H 9
	神明 2	神明第 2	S 56. 3. 1	H 9	有
	広月	広月	S 56. 3. 10	H 9	有
	大松	大松町	S 56. 6. 20	H 9	H 9
大月二丁目	南天神	南天神	S 56. 9. 10	H 9	H 9
	琴平	琴平町	S 56. 8. 1	S 59	有
	栄町	栄町	S 56. 6. 2	S 56	有
	本町 1	本町第 1	S 56. 3. 10	H 12	H 12
	本町 2	本町第 2	S 56. 7. 2	H 9	H 10
	天王	天王町	S 56. 3. 15	H 9	有
	仲町	仲町	S 56. 3. 15		
	坂瀬	坂瀬	S 63. 1. 18		
大月三丁目	北天神 1	大月三丁目	H 8. 9. 2	H 8	H 8
	北天神 2		H 18. 6. 17	H 18	H 18
	リバーサイド	リバーサイド	H 8. 2. 1		
沢井	沢井	沢井	S 60. 9. 1	H 9	H 8

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
下花咲一	下花咲第1	下花咲	S 56. 3. 20	H 9	H 8
下花咲二	下花咲第2				
	美堂	美堂	S 56. 6. 9	H 9	H 8
	美堂団地				
	花咲団地				
上花咲	上花咲	上花咲	S 56. 3. 15	H 9	有
富士見台	富士見台第1	富士見台	S 60. 8. 10	H 9	S 59 有
	富士見台第2		S 60. 8. 20		
	富士見台第3		S 60. 4. 1		
	富士見台第4		S 60. 4. 1		
	富士見台第5		S 60. 4. 1		
	富士見台第6		S 60. 4. 1		
	富士見台第7		S 60. 4. 1		
NEC寮					
前沢	前沢	前沢	S 57. 9. 1	H 9	H 8
久保	久保	久保	S 57. 9. 1	H 9	H 9
青木原	青木原	青木原	S 57. 11. 6	H 7	有
小佐野一	小佐野一	小佐野一	S 58. 2. 28	S 58	有
小佐野二	小佐野二	小佐野二	S 57. 9. 1	H 9	H 9
下原	下原	下原	S 57. 9. 1	H 9	有
沢中	沢中	沢中	S 57. 9. 1	H 9	有
上真木上	上真木上	上真木	S 57. 8. 27	H 9	H 9
上真木下	上真木下		S 57. 8. 23		
間明野	間明野	間明野	S 57. 8. 20	H 8	H 8
桑西	桑西	桑西	S 57. 8. 20	H 8	有
恵能野	恵能野	恵能野	H 9. 4. 1	H 9	H 11
大月計		43			
賑岡町					
浅利	浅利	浅利	S 56. 3. 6	H 9	H 8
浅利住宅	浅利住宅	浅利団地	S 55. 12. 7	H 8	H 10
西奥山	西奥山	西奥山	S 57. 3. 1	H 9	H 8
強瀬	強瀬	強瀬	S 55. 9. 1	H 9	H 10
	(川隣)				
岩殿	岩殿	岩殿	S 59. 9. 1	S 56	有
神倉	神倉	神倉	S 56. 3. 1	H 9	H 9
下畑倉	下畑倉	下畑倉	S 56. 8. 29	H 9	H 6 東電
畑倉住宅	畑倉住宅				
上畑倉	上畑倉	上畑倉	S 56. 3. 29	S 56	有
日影	日影	日影	S 56. 4. 1	S 58	S 59
東奥山	東奥山	東奥山	S 56. 2. 5	S 59	S 60
石動団地	石動団地	石動団地	H 9. 4. 1	H 9	H 9
ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	ゆりヶ丘	H 7. 9. 1	H 7	H 7
賑岡町計		12			
七保町					
下和田一	下和田第1	下和田第1	S 56. 3. 10	H 9	有
下和田二	下和田第2	下和田第2	S 56. 3. 15	H 9	H 7
下和田三	下和田第3	下和田第3	S 56. 3. 10	H 9	H 7
下和田四	下和田第4	下和田第4	S 56. 3. 15	S 56	H 7
下和田五	下和田第5	下和田第5	H 4. 4. 1	H 8	H 7
	下和田第6	下和田第6	H 21. 3. 31	H 20	H 20
大島	大島	大島	S 56. 3. 15	H 9	H 7
葛野一	葛野1	宮元	S 58. 2. 13	H 9	H 9
		下組	S 59. 11. 3	S 60	有
		上村	S 57. 10. 1	H 9	H 9
		戸並	S 59. 10. 10	H 9	H 9
葛野二	葛野2	石原	S 59. 10. 20		
		倉崎上組	S 59. 9. 16	H 9	有
		倉崎下組	S 59. 10. 10	H 9	有

行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
葛野三	葛野3	小泉	S 59. 10. 6	H 9	H 9
		和田原	S 59. 10. 30	H 9	H 9
		沖組	S 59. 10. 21	H 9	H 9
田無瀬	田無瀬	田無瀬	届出無し		
林	林	林	S 60. 11. 13	H 9	H 9
奈良子一	奈良子1	奈良子第1	S 56. 5. 10	H 8	H 8
奈良子二	奈良子2	奈良子第2	S 56. 5. 10	H 9	H 9
		奈良子矢竹	S 57. 10. 10	H 9	H 7
浅川一	浅川1	浅川第1	S 58. 4. 1	H 9	H 9
浅川二	浅川2	浅川第2	S 58. 4. 1	H 9	H 9
下浅川	下浅川	下浅川	S 58. 4. 1	H 9	H 9
瀬戸一	瀬戸1	瀬戸第1	S 57. 12. 1	H 9	H 9
瀬戸二	瀬戸2	瀬戸第2			
		吉平	H 11. 4. 1	H 11	H 11
		小姓	H 11. 4. 1	H 11	H 11
瀬戸三	瀬戸3	瀬戸第3	S 56. 4. 1	H 11	有
瀬戸四	瀬戸4	瀬戸第4		H 9	H 7
		川津畑	H 11. 4. 1	H 11	H 11
上和田	上和田	上和田	S 56. 4. 1	H 9	H 9
小金沢	小金沢	小金沢	S 56. 3. 10	H 8	有
駒宮	駒宮	駒宮	S 56. 3. 22	H 9	有
七保町計		35			
猿橋町					
小篠	小篠	小篠	S 56. 3. 14	H 9	H 9
津成	津成	津成	S 56. 1. 1	S 58	有
太田	太田	太田	S 56. 3. 1	H 9	H 9
久保	久保	久保	S 56. 4. 1	H 9	H 9
小田	小田	小田	S 56. 4. 18	H 9	H 9
四季の丘	四季の丘	四季の丘	S 58. 9. 5	S 58	S 60
恋路団地	恋路団地	恋路団地	H 6. 4. 1	H 8	有
伊良原	伊良原	伊良原	S 56. 3. 1	H 9	有
朝日小沢	朝日小沢	朝日小沢	S 60. 3. 1	H 9	H 9
小沢	小沢	小沢	S 58. 2. 1	H 9	H 9
幡野	幡野	幡野	S 56. 4. 1	S 56	有
田中	田中	田中	S 56. 4. 1	H 9	H 9
小倉	小倉	小倉	S 56. 3. 15	H 9	H 9
梨木	梨木	梨木	S 56. 8. 1	S 58	有
東町	東町	東町	S 56. 3. 12	S 56	有
霞町	霞町	霞町	S 56. 4. 1	H 15	H 15
行原	行原	行原	S 62. 4. 1	H 9	H 9
横町	横町	横町	S 56. 5. 10	H 9	有
仲町1	仲町1	仲町1	S 56. 4. 1	H 9	H 9
仲町2	仲町2	仲町2	S 56. 3. 15	H 9	有
寿町	寿町	寿町	S 56. 4. 1	H 9	H 9
小柳	小柳	小柳	S 56. 4. 1	H 9	有
アツクメ	アツクメ	アツクメ	H 21. 1. 21		
殿上1	殿上2	殿上1	S 56. 7. 22		
殿上2		殿上2	S 56. 7. 1	H 9	H 9
殿上3	殿上3	殿上3	S 56. 6. 1	H 9	有
殿上4	殿上4	殿上4	S 56. 6. 1	H 9	H 9
殿上5	殿上5	殿上5	S 58. 8. 1	H 9	H 10
殿上6	殿上6	殿上6	S 62. 3. 22	H 8	有
天神森	天神森	天神森	H 8. 8. 13	H 8	H 8
桂台一丁目	桂台	桂台自主防災会	H 11. 4. 1	H 11	有
桂台二丁目					
桂台三丁目					

猿橋町計		31			
行政区	自治会名	自主防災組織	結成年月日	整備状況	
				資機材	倉庫
富浜町					
山谷	山谷	山谷	S 58. 8. 29	H 9	H 9
中野	中野	中野	S 56. 7. 11	H 9	H 9
堀の内	堀の内	下鳥沢防災会	H 9. 1. 15 合同結成	H 9	H 9
遠山	遠山				
県営	県営			S 56	有
坂尻	坂尻			H 8	H 8
下中	下中			H 9	H 9
下宮	下宮				
上東	上東			S 56. 8. 1	H 9
上中	上中	S 56. 4. 1	H 9	S 61	
上西	上西	S 56. 3. 25	H 9	H 9	
寺向	寺向	寺向	S 56. 9. 1	S 56	有
峰沢	峰沢	峰沢	S 56. 4. 1	H 9	有
大久保	大久保	大久保	S 58. 4. 1	H 9	H 9
小向	小向	小向	H 18. 10. 1	H 18	H 18
袴着	袴着	袴着	S 57. 7. 25	H 9	H 9
宮上	宮上	宮谷	S 56. 4. 1	H 9	H 9
宮中	宮中				
宮下	宮下				
新道	新道				
横吹	横吹	横吹	S 60. 7. 1	S 61	有
駅南	駅南	駅南	S 60. 4. 1	H 8	有
富浜町計		14			
梁川町					
斧窪	斧窪	斧窪	H 9. 2. 4	H 8	H 8
	仲間沢	(仲間沢)			
	殿畑	(殿畑)			
彦田	彦田	彦田	S 59. 8. 11	H 9	有
	桑原	桑原	S 61. 12. 8	H 9	H 10
西村・綱本	西村	西村	S 56. 3. 23	H 9	H 9
	綱本	綱本	S 57. 10. 1	H 8	H 8
原	上原	上原	S 57. 10. 1	H 9	H 9
	中原	中原	S 56. 1. 1		
	下原	下原	S 56. 1. 15		
新倉	新倉東	新倉東	S 61. 12. 8	H 9	有
	新倉西	新倉西	S 61. 12. 8		
清水・大保呂	清水・大保呂	清水・大保呂	S 61. 12. 8	H 9	H 9
中野・金畑	中野・金畑	中野・金畑	S 61. 12. 8	H 9	有
塩瀬	塩瀬	塩瀬	S 61. 12. 8	S 58	有
立野	立野上	立野上組	S 61. 12. 8	H 9	H 9
	立野下	立野下組	S 61. 12. 8		
下畑	下畑	下畑	S 61. 12. 8	H 9	H 9
梁川町計		16			
合計		165			

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111	629	重篤な救急患者の受入れ 県外基幹施設との連携 医療スタッフ全県派遣

2 基幹災害支援病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	055-273-1111	606	県立中央病院とともに 重篤な救急患者の受入れ 医療スタッフ全県派遣
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-2222	224	富士北麓・東部医療圏を 広域カバー 医療スタッフ全県派遣

3 地域災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数
独立行政法人 大月市立中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251	144

4 地域災害支援病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数
都留市立病院	都留市つる 5-1-55	0554-45-1811	140
上野原市立病院	上野原市上野原 3504-3	0554-62-5121	135

5 北都留医師会大月市内医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
共立診療所さるはし	猿橋町殿上 587-1	0554-20-1311	0554-20-1321
黒田医院	猿橋町猿橋 249-2	0554-22-0811	0554-23-2474
進士医院	御太刀 1-8-19	0554-22-0150	0554-22-5025
すぎたに眼科	御太刀 1-15-15 オサダ電気ビル 1F	0554-37-0193	
(医)すずき整形外科医院	御太刀 2-8-8	0554-22-6500	0554-22-6500
稚枝子おおつきクリニック	大月 1-8-5	0554-56-7766	0554-20-1266
賑岡診療所	賑岡町畑倉 1197-4	0554-22-0466	0554-22-0488
(医)はちすか整形外科クリニック	駒橋 1-2-36	0554-22-1117	0554-22-1117
初狩クリニック	初狩町中初狩 108-1	0554-25-3211	0554-25-3212
花田医院	初狩町下初狩 3290	0554-25-6035	0554-25-6168

(医)富士厚生クリニック	大月 1-17-23	0554-22-1450	0554-23-2540
藤本医院	猿橋町伊良原 91-1	0554-22-8155	0554-22-8156
(医)堀田医院	大月 1-5-20	0554-22-0113	0554-22-0111
真木医院	大月町真木 2185-1	0554-22-5060	0554-22-5060
武者医院	大月 1-15-18	0554-23-1166	0554-23-3596
わたなベクリニック	猿橋町猿橋 184	0554-22-2428	0554-22-2428

※ 五十音順

6 大月市内歯科医療機関

医 療 機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岩崎歯科医院	富浜町鳥沢 261	0554-26-2272	0554-26-2500
遠藤歯科医院	御太刀 1-15-11	0554-23-4182	0554-30-0082
岡歯科医院	御太刀 1-12-20	0554-23-0123	0554-23-0125
小泉歯科医院	七保町葛野 1510-1	0554-22-7000	0554-22-7373
坂本歯科医院	猿橋町猿橋 204-18	0554-23-3730	
佐藤歯科クリニック	大月町花咲 1271-31	0554-23-0852	0554-23-0856
シライ矯正歯科 クリニック	大月 1-13-30	0554-23-4187	
進士歯科医院	御太刀 1-8-19	0554-22-0135	0554-23-3736
遠山歯科医院	猿橋町猿橋 619	0554-22-0536	
賑岡診療所	賑岡町畑倉 1197-4	0554-22-0466	
干潟歯科医院	大月 3-1-23	0554-22-0676	
布施歯科医院	大月 1-6-14	0554-22-1100	0554-22-1100
宮田歯科医院	猿橋町殿上 363	0554-22-4848	0554-37-4096
山本歯科医院	大月 1-20-8	0554-22-0302	

※ 五十音順

7 市内薬局一覧

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
秋山薬局	富浜町鳥沢 1955	0554-26-5316	0554-26-5346
あすなろ大月薬局	猿橋町殿上 587-5	0554-20-1301	0554-20-1302
梅沢薬局	猿橋町猿橋 47	0554-23-1155	0554-23-1190
大月調剤薬局	大月町花咲 1264-4	0554-22-5002	0554-22-5021
小俣薬局	御太刀 1-3-5	0554-22-0151	0554-22-0151
広明堂薬局	大月 1-11-23	0554-22-0487	0554-22-2208
中央調剤薬局	大月町花咲 1264-3	0554-22-3325	0554-20-1125
東京薬局	富浜町鳥沢 2732	0554-26-5327	0554-26-3476
初狩富士薬局	初狩町中初狩 110-2	0554-25-2701	0554-56-8803

古沢薬局	大月 1 -6-11	0554-23-0032	0554-23-0032
真木調剤薬局	大月町真木 2182	0554-22-1587	0554-23-6851
安留薬局	大月 2-12-34	0554-22-0049	0554-23-3306

※ 五十音順

〔条例等〕

○大月市防災会議条例

(昭和37年12月20日)
(条 例 第 41 号)

最近改正 平成 24 年条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大月市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大月市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大月市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は35人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則 (平成6年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害対策本部条例

(昭和37年12月20日)
(条 例 第 42 号)

最近改正 平成 24 年条例第 27 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大月市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部の長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月24日)
(条 例 第 28 号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、大月市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつてあてる。

(1) 山梨県警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の消防長及び消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大月市災害時要援護者登録制度実施要綱

(平成17年9月1日)
大月市告示第53号)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、一人暮らし高齢者などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要援護者)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望する者であつて、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 身体障害者のうち、肢体不自由の障害の程度が1級から3級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (4) 寝たきり高齢者
- (5) 認知症高齢者
- (6) その他援護を必要とする者

(地域支援者)

第3条 この要綱において「地域支援者」とは、前条に定める要援護者を普段から見守り、災害時等においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者であつて、要援護者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(要援護者の登録)

第4条 市長は、次条の規定により、要援護者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第5条 要援護者は、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（別記様式。以下「申請書兼登録台帳」という。）に、災害時等において支援を受けるために必要な個人情報を記載して、市長に提出するものとする。

なお、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者を記載する場合には、あらかじめその者の同意を得なければならない。

- 2 市長は、要援護者を登録するに当たっては、記載された地域支援者から前項の規定による同意について、確認を行うものとする。
- 3 市長は、申請書兼登録台帳に要援護者が希望する地域支援者の記載がない場合には、自主防災組織、地区社会福祉協議会及び地区担当民生委員に当該要援護者の情報を提供し、地域支援者の選定を依頼するものとする。この場合においても、市長は前項の規定による同意について確認を行うものとする。
- 4 前2項の確認を終えた要援護者に係る申請書兼登録台帳は、これを登録台帳とする。

(登録台帳の保管)

第6条 登録台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか自主防災組織、地区社会福祉協議会、地区担当民生委員及び地域支援者、（以下「自主防災組織等」という。）がそれぞれ保管する。

(自主防災組織等による支援)

第7条 自主防災組織等は、要援護者に対し、登録台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(自主防災組織の義務)

第8条 自主防災組織等は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

2 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接、又は民生委員を通じて市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告により登録台帳記載事項に変更が生じたことを知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 自主防災組織等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(事業の委託)

第11条 市長は、当該事業の運営を社会福祉法人大月市社会福祉協議会に委託することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

(あて先)

大 月 市 長

私は、災害時に援護が必要になるため、大月市災害時要援護者の登録を申請します。

つきましては、下記事項が地域支援者、地区担当民生委員、地区社会福祉協議会及び自主防災組織（自治会）、へ情報提供されることに同意します。

○太枠は必ず記入してください。その他は記入できる範囲で結構です。

フリ 氏 名	男・女			作成日	年 月 日	
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 歳			血液型	A・B・O・AB	
住 所	大月市			電 話		
				F A X		
家族構成 (本人含む)	人	本人の状況 ※区分番号を記入		自主防災組織 (自治会)の名称		
緊急 連絡 先	氏 名		住所及び電話番号			続 柄
			住所：			
			☎ 携帯			
			住所：			
		☎ 携帯				

※ 区分番号 —あてはまる次の番号を全て記入—

(1) 身体障害者（肢体は3級以上、視覚・聴覚は2級以上）	(4) 寝たきり高齢者
(2) 知的障害者（A判定の人）	(5) 認知症の高齢者
(3) 65歳以上で一人暮らしの高齢者	(6) その他援護を必要とする者

1. 身体障害（肢体・視覚・聴覚）・知的障害等の内容	
2. 現在必要としている保健、医療、福祉サービス等	
3. 特記事項	

- 身体・知的障害者は障害手帳の内容を、また介護認定を受けている人はその内容を記載
- 人工透析を受けているなど、保健、医療、福祉サービスに関して留意すべき事項を記載
- 援護が必要となる主な理由、本人との意思疎通の方法（意思疎通が困難な場合）などの事項について記載

あなたが希望する地域支援者を記載してください。（記載に際しては、必ず本人の同意を得てください。）

地 域 支 援 者	氏名	地 域 支 援 者	氏名
	住所		住所
	電話		電話

○大月市小型除雪機購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、冬期の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除雪機を購入する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市道及び生活関連道路の除雪を行う自治会等の団体とし、個人が使用するものは補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、小型除雪機1台あたりの購入費の2分の1以内（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、大月市小型除雪機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて毎年度8月末日までに市長に申請しなければならない。

- （1） 見積書
- （2） カタログ
- （3） 除雪実施箇所位置図

（交付額の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、大月市小型除雪機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第6条 申請者は、購入後すみやかに大月市小型除雪機購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 購入した小型除雪機の写真
- （3） その他市長が必要とする書類

（補助金の請求及び交付）

第7条 交付決定を受けた申請者は、前条に規定する補助金実績報告書を提出後、市長に大月市小型除雪機購入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

（譲渡等の禁止）

第8条 この要綱の補助金の交付により取得した小型除雪機は、当該小型除雪機を取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

○雪害マニュアル道路除雪編

大月市地域防災計画 雪害マニュアル（ 道路除雪編 ）

1. 目的

この道路除雪編は、市道等の道路における、冬期の降雪、積雪に対し、早期に効率的な除雪を進め、市民の生活、安全を守ることを目的とする。

具体的には、大月市が中心となり、市民による除雪、業者による除雪、各関係機関との調整など、効果的かつ公平に除雪を進めるための指針とする。

2. 背景

従来の除雪対応は、1、2級市道など幹線道路については除雪業者で対応し、集落内及び生活関連道路の除雪は住民で行うこととしてきたが、人口減少、住民の高齢化による除雪力の低下、また、公共事業の減少や社会構造の変化により、除雪を請負う建設業者および作業員の減少で、市内の除雪力全体が低下し、積雪による市民生活への影響が大きくなっている。

さらに、1mを超える記録的な積雪により、交通網の寸断や長期に及ぶ住民の孤立化などが課題となった。

大雪は、台風、集中豪雨といった降雨災害と比べ、市全域に同時に積雪被害が発生するため、行政がすべての公道の除排雪を行うことには限界がある。このため、市、業者、市民及び関係機関がそれぞれの役割を確認し、連携して除雪対応に取り組む必要がある。

3. 言葉の定義

除雪・・・市道など公道の積雪を排除し、車両、歩行者の通行が安全に行えるよう通路を確保すること。

圧雪・・・積雪量が50cmを超えるような場合、一度に除雪を行わずに歩行者、緊急車両が通行可能な程度に雪を押さえて通路を確保すること。

一車線確保・・・圧雪から、さらに除雪を進め、路面が見える状態で全路線について1車線を確保し、部分的にすれ違いが可能な待避スペースを確保すること。

拡幅除雪・・・1車線確保から、さらに通常の車線幅が確保できるまでに除雪を進めた状態にすること。

排雪・・・拡幅除雪などの際、路肩スペースで雪が処理できない場合、ほかの置場（排雪場）までダンプトラックを利用し、運搬し処理すること。

機械除雪・・・タイヤショベル（ホイールローダ）、グレーダー、バックホウなどの重機により除雪を行うこと。主に建設業者が行う。

住民除雪・・・住民が生活する地域の道路をスコップなどで除雪すること。

ボランティアや消防団などの組織によるものも含む。

凍結防止剤散布・・・除雪が完了し、溶けだした水により路面が凍結するのを防止するために塩化カルシウム、塩化マグネシウム等を散布すること。

凍結が予想される夜間、早朝にあわせ夕方散布を原則とする。

指定路線・・・あらかじめ積雪量に応じて、指定する除雪契約業者が除雪を行う路線。主に幹線道路。

協力業者・・・除雪契約建設業者以外で除雪に使える重機を所有し、事前に市に登録し、積雪時に除雪対応する業者。

4. 行政の役割

国、県、市は道路管理者として、あらかじめ指定路線について除雪業者を選定のうえ契約し、大雪情報をもとに、早い段階から除雪に対応できるよう待機及び出動態勢を整えるよう除雪契約業者を指導する。

○国、山梨県

国道20号及び国道139号、並びに市内の県道の除雪を行う。

○大月市

- (1) 高速道路、国道、県道の各道路管理者との調整（雪害対策会議の実施）を行い、除雪路線及び進捗状況の確認を行う。また、大雪警報発令時など必要に応じて交通規制の時間等の確認を行い、適切なタイミングで規制を実施し、防災担当部署を通じ広報する。
- (2) 積雪量による除雪指定路線を決定し、市民に公表、周知する。
また、除雪契約業者等の保有重機の種類・数量、オペレーターの人員の確認を行い、適切な除雪方法を指導する。
- (3) 除雪の実施は、「7. 除雪の方法」に従い、除雪契約業者により指定路線の除雪を行う。
また、条件により協力業者による除雪費用の助成等を行う。
- (4) 路面のスリップ防止対策として、最低気温が-1℃以下になると予想される場合、あらかじめ指定した箇所（交通量が比較的多く、急勾配、カーブの箇所）に凍結防止剤を散布する。
- (5) 住民除雪への助成、支援を行い、住民除雪の推進を図る。
- (6) 排雪場所の確保を行い、市街地や住宅地の排雪にあたり市民、業者にこれの利用を促す。（公共施設駐車場、河川敷、学校校庭など）
- (7) 最新の除雪状況を防災無線、HP、SNSなどを利用し、市民に周知し、交通混乱を防止する。
- (8) 道路、防災、福祉などの担当相互の連絡、調整を図り、市民の安全確保・除雪の推進に努める。（災害対策本部による対応）
また、除雪業務に精通する職員の育成、資質向上を勧める。

5. 業者の役割

○除雪契約業者

- (1) 除雪に備え、重機の配備、オペレーターの手配を行い、市からの指示に従い、若しくは規定に基づき大雪情報をもとに早い段階から除雪、排雪、凍結防止剤散布などの作業が行えるよう出動態勢を万全に整える。
- (2) 「7. 除雪の方法」により、適切な除雪を行う。
- (3) 必要に応じ、他市、他県から重機の支援、業者の支援を受けられるような体制を整える。また、業者ごとに相互支援を行い、効率的に適切な除雪を行う。

○協力業者

- (1) 事前に市に登録しておくことで、積雪時に区長など地区代表者の要請により、除雪を行う。積雪量による除雪費用を市に請求することができる。
- (2) 除雪を行う場合は、区長など地区代表者の意見を聞きながら優先度を考慮するとともに、公平性を保ち、適切な除雪を行う。

6. 市民の役割

- (1) 自宅の玄関先、幹線道路までつながる地区内道路、歩道、生活道路については、地域住民の積極的な参加により、除雪を行う。
- (2) 地域住民の人力での作業が困難な場合は、協力業者等に支援を要請し、市からの補助を受けることができる。
- (3) 独居老人、要支援者など、除雪が困難な者の支援を行う。
- (4) 必要に応じ、市から「8. 住民除雪支援」を受けることができる。
- (5) 除雪マナーの啓発、相互監視を行う。（道路や水路に支障となる雪を捨てない、積雪時に路上駐車をしない、屋根からの落雪対策を行う、むやみに車で外出しないなど）
- (6) 除雪業者の作業に積極的に協力し、道路隣接地などに排雪場所を提供する。

7. 除雪の方法

(1) 市道の除雪基準

積雪量に応じて主要幹線道路（10cm以上、15cm以上、20cm以上）、その他の1，2級市道及び

路線延長が 500m を超えるもの（50cm 以上）、その他除雪を必要とする路線（1m 以上）に分けて指定路線（別表）を選定し、除雪する。

- （2）除雪の優先順位は、市民生活に必要不可欠な交通量の多い幹線道路（国道、県道、主要市道）、病院や重要な公共施設をつなぐ路線、水道、電気などライフラインの確保に必要な路線を中心に選定する。
- （3）除雪は、市民生活に必要最小限の路線について進めることとし、一集落一路線確保を原則とする。また、除雪に時間を要し、長期の孤立化が予想される場合は速やかに避難所等の利用を勧める。
- （4）除雪を行う業者は、契約書に従って積雪量計測、作業前、作業中、完成の写真を撮影し、市の担当監督員に提出すること。
- （5）積雪量に応じて、圧雪、1 車線確保、拡幅除雪、排雪を行い、原則としてスタッドレスタイヤでの走行が可能な状況とすること。
- （6）除雪にあたっては毎日の作業の進捗状況を確認するため担当監督員に報告を行う。
- （7）農林道の除雪については、指定路線を除き、農林業従事者などの受益者による除雪を原則とする。

8. 住民除雪支援（別途補助金交付要綱による）

市は住民の高齢化などにより、住民除雪が困難となっている地域や除雪距離が長く、生活に支障が出る地域に対し、補助金等の支援を行う。

- （1）地域などで使用する小型除雪機の購入支援を行う。購入費用の 1 / 2 以内とし、最大で 10 万円を限度として補助する。
- （2）指定路線以外の市道についても、地区で保有する重機の運転費用（燃料、リース代等）及び協力業者の作業に対し、積雪量による規定に応じてかかる費用の 1 / 2 以内、または全額を補助する。
- （3）路面のスリップ防止対策として地区に凍結防止剤を配布する。

9. 終わりに

積雪による災害は、市民の生命・財産にも影響をおよぼし、交通障害だけでなく、住民間のトラブル発生にもつながる。

これらを理解のうえ、行政、市民が一体となって、適切で迅速な除雪を行うことが必要であり、この指針は、除雪をスムーズに進めることが目的としているが、状況に応じた臨機応変な態勢をとることも重要である。

平成 26 年 6 月

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 令和6 令和年規則第 40 号

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、一人一日当たり三百五十円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内の額とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百三十円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (1) 被服、寝具及び身の回り品
 - (2) 日用品

(3) 炊事用具及び食器

(4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季四月から九月まで	一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、三〇〇円
冬季十月から三月まで	三二、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
夏季四月から九月まで	六、五〇〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇〇円
冬季十月から三月まで	一〇、四〇〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇〇円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

- (一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。
- (二) 助産は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。
- (四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
 - (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内の額とする。
 - (3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。
- (二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - (1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (イ) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり七十一万七千円
 - (ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十四万八千円
 - (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。

- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - (1) 生業費 一件当たり 三万円
 - (2) 就職支度金 一件当たり 一万五千円
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - (1) 貸与期間 二年以内
 - (2) 利子 無利子
- (五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- (三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 教科書代
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - (イ) 小学校児童 一人当たり五千二百円
 - (ロ) 中学校生徒 一人当たり五千五百円
 - (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり六千円
- (四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的处理程度のものを行う。
- (二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
 - (1) 棺(附属品を含む。)
 - (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (3) 骨つば及び骨箱
- (三) 埋葬のために支出することができる費用は、一体当たり二十二万六千円以内の額(死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十八万八千円以内の額)とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千六百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千七百円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十四万円以内の額とする。
- (三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- (二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

- (三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万五千七百円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万七千八百円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千二百円
- (4) 救急救命士 一人一日当たり一万四千七百円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万七千五百円
- (6) 大工 一人一日当たり二万八千九百円
- (7) 左官 一人一日当たり二万九千五百円
- (8) とび職 一人一日当たり二万七千九百円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を

〔協定等〕

○災害相互応援協定等一覧

No.	締結日	名称	締結先	概要
1	S30.10.10	消防相互応援協定	富士東部管内の市町村	消防相互応援
2	S61.6.1	山梨県常備消防相互応援協定	県内消防本部、消防署設置市町及び一部事務組合	大規模火災等における消防相互応援
3	H9.9.17	災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書	大月郵便局	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い・援護対策、相互の用地・施設の提供
4	H13.7.16	災害時における応急対策業務に関する協定書	大月市建設協会	道路、河川等の施設の機能の確保及び回復にかかる業務
5	H17.4.3	大月市・上野原市・小菅村・丹波山村消防相互応援協定	上野原市、小菅村、丹波山村	消防相互応援
6	H17.6.1	災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書	(株)大月カントリークラブ	緊急離着陸場等の使用協力
7	H17.6.1	災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書	(株)花咲カントリー倶楽部	緊急離着陸場等の使用協力
8	H19.1.12	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	県内 13 市	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般
9	H20.6.9	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ダイエー H28.3 月 イオン大月店へ承継	災害時における物資供給業務
10	H20.6.9	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)公正屋	災害時における物資供給業務
11	H20.7.1	災害時における救援物資の提供に関する協定書	コカコーラ・セントラルジャパン(株)	救援物資の提供(災害対応型のメッセージボード登載の自動販売機の飲料水)
12	H29.9.4	災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置及び利用に関する覚書	NTT東日本(株)山梨支店	り災者の通話手段の確保を目的に特設公衆電話を設置
13	H22.2.10	大月市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店大月支社	停電事故時の防災無線放送による広報依頼
14	H23.3.7	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時の各種情報の交換
15	H24.5.7	災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	食料、資機材、車両、施設の提供及び職員の派遣等、応急復旧にかかる全般
16	H25.2.13	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	市内の福祉関係施設 13 か所	要配慮者の福祉避難所への受入れ
17	H25.7.19	簡易水道施設災害復旧等に関する協定書	大月市給水工事指定業者組合	被災した水道施設の早期復旧にかかる業務

18	H25.10.31	大規模地震等の災害時における 創価学会大月池田文化会館施設 の地区避難所使用に関する申し 合わせ事項確認書	創価学会山梨県事務局	避難所としての施設提供
19	H25.11.18	災害時における被害家屋状況調 査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会、公益社 団法人山梨県公共嘱託登記、土地 家屋調査士協会	災害時の被害家屋の状況調 査の協力体制
20	H26.5.15	災害時の医療救護活動に関する 協定書	北都留医師会	医療救護活動への協力
21	H26.5.15	災害時における応急医薬品等の 優先供給及び医療救護活動に関 する協定書	大月市薬剤師会	応急医薬品等の優先供給及 び医療救護活動への協力
22	H26.9.5	災害時の歯科医療救護活動に関 する協定書	大月市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力
23	H27.6.30	災害時の医療救護活動に係る医 療資機材の入れ替えに関する協 定書	市立中央病院	医療用資機材等の定期的な 入れ替えへの協力
24	H27.11.6	災害に係る情報発信等に関する 協定	ヤフー株式会社	災害時の各情報の発信
25	H28.3.15	富士山火山噴火時における忍野 村の広域避難に関する覚書	忍野村	富士山噴火時における広域 避難者の受け入れ
26	H28.3.28	災害時における避難所及び避難 場所としての使用に関する協定	山の都福祉会	避難所及び避難場所として の施設提供
27	H28.3.28	災害時要援護者の福祉避難所へ の受入れに関する協定書	山の都福祉会(サンコート大月 及 び スカイコート大月)	要配慮者の福祉避難所への 受入れ
28	H28.3.31	大規模災害時における相互応援 に関する協定書	甲州街道沿道各市(12 市)	食料、資機材、車両、施設 の提供及び職員の派遣等、 応急復旧にかかる全般
29	H28.9.7	災害時における家庭系一般廃棄 物の収集運搬に関する協定書	都留市、大月都留広域事務組合、 大月都留環境事業協同組合	家庭系一般廃棄物の収集運 搬
30	H28.11.24	災害時における畳の提供に関す る協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト 実行委員会	災害時の畳の提供
31	H29.4.12	災害時要援護者の福祉避難所へ の受入れに関する協定書	山の都福祉会(サンコート大月サテ ライト)	要配慮者の福祉避難所への 受入れ
32	H29.5.11	大規模災害時における被災者支 援に関する協定	山梨県行政書士会	被災者支援のための行政書 士業務
33	H29.8.28	災害時における協力に関する協 定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助 協会	施設等の提供 遺体の収容に係る物資の 提供
34	H30.4.5	災害時におけるLPガスの供給等 に関する協定	山梨県エルピーガス協会大月地区	災害時の LP ガスの調達及 び供給
35	H30.5.28	大規模災害時における法律相談 業務に関する協定	山梨県弁護士会	被災者支援のための法律相 談業務の開催

36	H30.7.19	災害時における避難所及び避難場所としての使用に関する協定	山陽精工株式会社	避難所等としての施設提供
37	H30.11.2	災害時における無人航空機による被害調査の支援に関する協定	株式会社テック・エンジニア	無人航空機による空撮調査
38	R1.11.1	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	山梨県司法書士会	被災者等相談のための司法書士業務
39	R2.3.11	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力
40	R3.9.29	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	協力関係の構築(連絡体制の構築等)
41	R4.3.23	災害時等における山梨県立やまびこ支援学校の避難所及び避難場所の利用に関する協定	山梨県立やまびこ支援学校	避難所等としての施設提供
42	R4.5.19	山梨県における広域避難等に関する協定書	山梨県及び県内 13 市 8 町 6 村	広域避難等の実施体制の構築
43	R4.12.21	災害時における要配慮者の福祉避難所への受入れに関する協定	社会福祉法人多幸福社会	要配慮者の福祉避難所への受入れ
44	R4.12.21	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クスリのサンロード	救援物資の供給
45	R5.3.28	災害時等における避難所及び避難場所の利用に関する協定	株式会社卯月林業	避難所等としての施設提供
46	R5.4.14	真木川発電所活用における地域協力協定書	鉄建建設株式会社 R5.12 TK アクアグリーン株式会社へ継承	真木川発電施設等の活用した大月町真木地区への協力
47	R5.5.24	災害時における井戸の使用に関する協定書	桂川漁業協同組合	生活用水確保のための井戸の使用
48	R5.12.5	災害時における相互協力に関する協定書	山梨トヨタグループ	機材物資等(車両・冷暖房機器)の貸与
49	R6.8.11	地域防災力の向上に係る相互協力に関する協定書	大月市防災士会	平常時及び災害時における相互の連携及び協力
50	R6.9.13	追分第一発電所活用における地域協力協定書	合同会社アレテー R7.3 月 日本アンプル合同会社へ継承	追分第一発電所活用した防災・減災の推進
51	R6.12.20	災害時における循環型バイオ水洗トイレ等の供給に関する協定書	株式会社美空	水洗トイレ等の供給及維持管理
52	R7.2.14	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人山梨県トラック協会郡内支部	災害時における物資等の緊急輸送
53	R7.3.26	災害時における要配慮者の福祉避難所への受入に関する協定	セントケア大月・郡内共立福祉医療会・中田屋	要配慮者の福祉避難所への受入れ
54	R7.4.24	災害福祉活動に関する連携協定書	市社会福祉協議会・ライオンズクラブ	災害時における福祉活動に必要な物資・人的支援
55	R7.8.25	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会(関東支部山梨県部会)	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務

〔災害危険箇所〕

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域指定状況

(令和6年8月1日現在)

市 名	林 政 関 係 (林 野 庁 所 管)			土 木 関 係 (国 土 交 通 省 所 管)		
	箇 所	面 積	区 域 名	箇 所	面 積	区 域 名
大 月 市	2	29.14	近ヶ沢、鳥沢	2	18.11	駒宮、奥山

○急傾斜地危険区域一覧

1 急傾斜地崩壊危険区域

(令和6年8月1日現在)

市 名	箇所数	面 積	指 定 区 域 名
大 月 市	55	42.436	間明野・浅利入口・葛野・田無瀬・富士見台・坂瀬・矢坪・川津畑・駒宮・小沢・大島・藤沢・御太刀二丁目・下花咲・上平・草木・富士見台・斧窪・霞町・堀の内・立川原・関屋・下和田・麓山の1・用沢・草木の2・関屋の2・大西・大月二丁目・鳥沢・上真木・浅川の2・横尾・吉久保・塩瀬・麓山の2・六ツ原・堀之内・伊良原・駒宮の2・横吹・西畑・上和田の2・仲町・鳥沢Ⅱの3・仲町の1・斧窪・浅利入口の1・仲町の2・殿畑・中村・彦田の3・小柳・上畑倉の3・大寺山ー1

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(令和6年8月1日現在)

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	
間明野	大月	大月	真木	間明野原	昭和 52.01.17	0009	2.00	
浅利入口	大月		大月三丁目	川久保	昭和 56.03.26	0134	0.32	
葛野	大月	七保	葛野	和田原 他	昭和 56.03.26	0135	0.51	
田無瀬	大月	七保		タミセ 他	昭和 56.03.26	0136	1.09	
富士見台	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和 57.04.08	0183	0.22	
坂瀬	大月		大月二丁目	坂瀬 他	昭和 57.04.08	0184	0.16	
矢坪	大月	七保	瀬戸	矢坪	昭和 58.07.14	0359	2.16	
川津畑	大月	七保	瀬戸	川ツ畑	昭和 58.07.14	0360	0.77	
駒宮	大月	七保	駒宮	沢はた 他	昭和 59.06.18	0280	0.33	
駒宮	大月	七保	駒宮	中ノ土 他	昭和 62.08.13	0306	0.72	
小沢	大月	猿橋	小沢	千手 他	昭和 60.05.09	0184	0.98	
大島	大月	七保	葛野	中原 他	昭和 60.05.09	0185	0.53	
藤沢	大月	初狩	下初狩	砂原	昭和 60.05.09	0186	0.14	
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 06.02.17	0160	0.08	

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	
御太刀二丁目	大月		御太刀二丁目	御立原	平成 16. 03. 15	0124	0. 57	
下花咲	大月	大月	花咲	下川戸 他	昭和 62. 03. 31	0116	1. 25	
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 04. 08. 24	0327	0. 24	
下花咲	大月	大月	花咲	堂地	平成 12. 03. 30	0176	0. 18	
上平	大月	七保	瀬戸	上平	昭和 63. 10. 13	0456	1. 42	
草木	大月	七保	瀬戸	宮原	昭和 63. 10. 13	0457	1. 80	
草木	大月	七保	瀬戸	陣出	平成 02. 11. 15	0561	1. 46	
富士見台別	大月	大月	花咲	堂地	昭和 63. 10. 13	0458	0. 50	
斧窪	大月	梁川	綱之上	斧窪	平成 02. 02. 08	0045	0. 19	
霞町	大月	猿橋	猿橋	切添 他	平成 02. 02. 08	0052	1. 22	
堀の内	大月	富浜	鳥沢	北堀ノ内	平成 02. 11. 15	0562	0. 45	
立川原	大月	初狩	中初狩	立川原	平成 04. 10. 15	0409	0. 28	
関屋	大月	大月	大月	関谷他	平成 04. 10. 15	0412	1. 19	
関屋	大月	大月	大月	関屋他	平成 12. 03. 30	0177	0. 35	
下和田	大月	七保	下和田	屋なほ 他	平成 04. 10. 15	0413	0. 15	
麓山の 1	大月	七保	瀬戸	麓山 他	平成 07. 03. 13	0096	1. 59	
用沢	大月	七保	奈良子	用沢	平成 08. 02. 29	0117	0. 54	
草木の 2	大月	七保	瀬戸	小性	平成 08. 02. 29	0118	0. 48	
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 09. 03. 31	0139	0. 34	
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44	
大西	大月	猿橋	猿橋 他	大西 他	平成 11. 03. 25	0134	0. 50	
大月二丁目	大月		大月二丁目他	下原 他	平成 11. 03. 25	0135	1. 23	
鳥沢	大月	富浜	鳥沢	南堀ノ内	平成 12. 03. 30	0175	0. 18	
上真木	大月	大月	真木	松ノ木畑 他	平成 12. 03. 30	0178	0. 55	
浅川の 2	大月	七保	浅川	東河原 他	平成 13. 03. 22	0132	0. 90	
横尾	大月	大月	駒橋三丁目他	横尾 他	平成 13. 09. 17	0415	0. 47	
吉久保	大月	笹子	吉久保	上平	平成 15. 02. 17	0087	0. 20	
塩瀬	大月	梁川	塩瀬	下原大割	平成 15. 10. 06	0495	0. 88	
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 88	
麓山の 2	大月	七保	瀬戸	井戸地 他	平成 15. 10. 06	0496	0. 00	
六ツ原	大月	七保	瀬戸	六ツ原	平成 17. 03. 28	0171	0. 74	
堀之内	大月	富浜	鳥沢	前田西堀ノ内	平成 18. 03. 20	0155	1. 85	
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 18. 03. 20	0156	0. 15	
伊良原	大月	猿橋	猿橋	真渡	平成 19. 05. 17	0189	1. 46	
駒宮の 2	大月	七保	駒宮		平成 20. 09. 04	0391	0. 16	
関屋の 2	大月	大月	大月	関谷 他	平成 21. 03. 12	0082	0. 44	
横吹	大月	富浜	鳥沢	寺窪	平成 21. 11. 03	0334	0. 16	
西畑	大月	賑岡町	賑岡町強瀬	西山	平成 23. 3. 28	159	0. 10	
上和田の 2	大月	七保町	七保町瀬戸	上和田	平成 23. 3. 28	160	0. 62	
仲町	大月	猿橋町	猿橋町猿橋	犬猿橋、橋尻	平成 23. 3. 28	161	0. 29	
鳥沢Ⅱの 3	大月	富浜町	富浜町鳥沢	人倉、舟ヶ本	平成 23. 3. 31	188	0. 19	

指定区域名	市	町名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	
鳥沢Ⅱの3	大月	富浜町	富浜町鳥沢	人倉、舟ケ本	平成 23. 3. 31	188	0. 00	
仲町の1	大月	猿橋町	猿橋	真渡、大猿橋、	平成 24. 9. 13	326	0. 16	
藤沢	大月	初狩町	下初狩	砂原、丸畑	平成 24. 12. 20	452	0. 10	
斧窪	大月	梁川町	綱ノ上	斧窪	平成 25. 3. 14	87	0. 15	
浅利入口の1	大月	大月	大月三丁目	川久保	平成 25. 7. 1	227	0. 32	
仲町の2	大月	猿橋町	猿橋	大猿橋	平成 25. 7. 1	228	0. 06	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	上平、西畑ケ	平成 28. 7. 28	262	0. 22	
中村	大月	賑岡町	奥山	中村	平成 28. 8. 4	269	1. 54	
彦田の3	大月	梁川町	綱ノ上	彦田下、綱本	平成 30. 4. 5	116	0. 25	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	浅倉、殿畑	平成 30. 9. 6	262	0. 23	
小柳	大月	猿橋町	猿橋	大猿橋、大西、 アツクメ	平成 30. 9. 6	263	0. 05	
松山	大月	大月町	花咲	堂地、松山、和原	平成 30. 9. 6	261	1. 06	
上畑倉の3	大月	賑岡町	畑倉	タヤ、まきや	令和 1. 7. 18	55	0. 21	
小柳	大月	猿橋町	猿橋	大西、アツクメ	令和 2. 6. 25	205	0. 01	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	殿畑ケ	令和 2. 8. 17	239	0. 04	
殿畑	大月	賑岡町	強瀬	殿畑ケ	令和 5. 2. 2	29	0. 17	
大寺山-1	大月	七保町	瀬戸	大寺	令和 6. 2. 19	32	1. 19	
綱の上	大月	梁川町	綱の上	福德	令和 6. 10. 10	243	0. 12	
計		55 (73)					42. 436	

○土石流危険溪流一覧

(平成25年4月1日現在)

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
桂川	井戸入沢	大月市 金畑	6	0	
〃	塩瀬中村沢	〃 中野	0	2	集会所
〃	上神戸沢	〃 下畑	8	0	
〃	小篠沢	〃 小篠	55	3	消防詰所
〃	峯沢	〃 津成	13	2	消防詰所
〃	菖蒲沢	〃 久保	10	0	
〃	藤崎沢	〃 〃	12	1	公民館
〃	水船沢	〃 小田	38	2	公民館
〃	石原沢	〃 〃	16	1	小学校
小沢川	幡野川の2	〃 幡野	7	0	
〃	小沢川の4	〃 小沢	2	1	寺院
〃	小沢川の2	〃 朝日小沢	6	0	
〃	小沢川	〃 〃	14	2	公民館
〃	小沢川の1	〃 〃	6	2	公民館
〃	礼金沢	〃 小沢	5	0	
〃	話手沢	〃 〃	19	3	消防詰所
〃	戸化沢	〃 〃	15	2	消防詰所
〃	三ツ石沢	〃 田中	10	0	
〃	南田中沢	〃 〃	14	2	公民館
〃	北田中沢	〃 〃	7	1	
桂川	寺之上沢	〃 殿上	6	2	駅舎
〃	桧沢	〃 〃	19	1	
〃	熊沢	〃 〃	44	8	駅舎
〃	唐沢	〃 駒橋三丁目	24	7	発電所
〃	棚沢	〃 〃	16	2	
〃	西棚沢	〃 〃	42	2	発電所
〃	テントウ沢	〃 駒橋二丁目	20	2	公民館
〃	延命沢	〃 〃	46	3	
〃	中山沢	〃 駒橋一丁目	126	16	図書館
〃	林宝沢	〃 大月一丁目	137	11	幼稚園
〃	献上沢	〃 大月二丁目	59	2	小学校
〃	地藏久保沢	〃 沢井	8	0	
〃	高畑沢	〃 〃	8	1	集会所
〃	宮ノ沢川	〃 〃	11	0	
笹子川	花咲東沢	〃 上花咲	8	0	
笹子川 〃	花咲西沢	〃 〃	5	0	

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	上花咲東沢	〃	16	8	医院
〃	上花咲西沢	〃	11	1	
〃	寒場沢	〃	25	4	
〃	八田川	〃	72	1	公民館
〃	宮川の1	〃	11	0	
〃	滝の沢川	〃	8	0	
〃	滝の沢川の1	〃	14	0	
〃	子の神沢	〃	6	0	
〃	唐沢	〃	29	1	公民館
〃	唐沢の1	〃	11	1	J R 中央本線
〃	初沢	〃	0	1	J R 中央本線
〃	押出沢	〃	24	5	公民館
〃	沢利沢	〃	26	9	駅舎
〃	辰巳沢	〃	10	3	変電所
〃	庭洞沢	〃	32	2	公民館
〃	唐沢	〃	28	5	消防詰所
〃	米沢	〃	5	4	発電所
〃	屋影沢	〃	4	3	J R 中央本線
〃	大鹿川	〃	8	1	J R 中央本線
〃	中峯沢	〃	26	4	保育所
〃	平栗沢	〃	11	3	公民館
〃	西ノ沢	〃	8	0	
〃	砂原沢	〃	17	0	
〃	藤沢川	〃	28	2	公民館
〃	上ノ田沢	〃	12	7	変電所
〃	大ノ田沢	〃	33	6	
真木川	沢中沢	〃	0	2	処分場
〃	恵能野川	〃	10	0	
〃	カナフリ沢	〃	7	1	
〃	切目沢	〃	13	0	
〃	東沢	〃	6	0	
〃	男川沢	〃	0	1	老人福祉施設
〃	兄川	〃	26	2	小学校
〃	弟川	〃	26	2	小学校
〃	男川沢の1	〃	24	1	小学校
〃	男川沢の2	〃	0	2	
笹子川	花咲沢	〃	43	1	
浅利川	シナギ沢	〃	5	0	
〃	上平沢	〃	19	1	公民館
浅利川	サスヒラ沢	〃	5	1	小学校

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	岩下沢	〃	9	0	
〃	宮の沢	〃 杉沼	5	0	
〃	賑岡西奥山沢	〃 西奥山	0	1	寺院
〃	戸沢	〃 戸沢	5	0	
〃	賑岡中村下沢	〃 中村	0	1	
〃	奥山中村沢	〃	3	1	
〃	金山下沢	〃 金山	2	1	宿泊施設
〃	金山上沢	〃	2	1	宿泊施設
〃	土沢	〃	0	1	宿泊施設
〃	東沢	〃	4	2	宿泊施設
〃	沢上沢	〃 浅利	5	0	
葛野川	天神沢	〃 ゆりヶ丘	16	0	
〃	中の倉沢	〃 下畑倉	4	2	教習所
〃	尻尾沢	〃 上畑倉	53	6	郵便局
大沢	西奥山沢	〃 日影	7	0	
〃	ホフリ沢川	〃 東奥山	15	0	
〃	大沢川の1	〃	4	1	宿泊施設
葛野川	タムセ沢	〃 田無瀬	15	2	公民館
奈良子川	林沢川	〃 林	7	0	
〃	トチクボ沢	〃	17	1	集会所
〃	用沢川	〃 用沢	8	0	
〃	春日沢	〃	6	0	
〃	北矢竹沢	〃 矢竹	5	0	
〃	南中組沢	〃 中組	8	0	
〃	東沢	〃	9	3	保育所
葛野川	金竜沢の3	〃 下瀬戸	1	1	
〃	金竜沢の1	〃	16	3	寺院
〃	金竜沢の2	〃	20	2	集会所
〃	山下沢	〃 上平	12	0	
〃	吉平中沢	〃 吉平	5	1	
〃	陣出沢	〃	6	0	
〃	井戸池沢	〃 草木	11	2	公民館
〃	上井戸池沢	〃	28	5	小学校
〃	井戸池向沢	〃 井戸地	8	0	
〃	八坪沢の1	〃 麓山	7	2	消防詰所
〃	八坪沢	〃	11	2	消防詰所
〃	上矢坪沢	〃 八坪	14	1	消防詰所
〃	オモレ沢	〃 フモレ	7	0	
〃	南沢	〃 上和田	10	0	
葛野川	沢入沢	〃	40	3	小学校

幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公共 施設数	公共施設名称
〃	川村沢	〃 竹ノ向	1	3	宿泊施設
〃	駒宮沢	〃 駒宮	23	2	集会所
浅川	川久保沢	〃 浅川	3	2	
〃	宗安川	〃 〃	7	2	集会所
〃	西川	〃 〃	6	2	集会所
〃	西川の 1	〃 〃	5	1	保育所
〃	沖之沢	〃 〃	6	1	
〃	大入沢	〃 〃	6	0	
〃	竜滝沢	〃 〃	7	0	
葛野川	花鳥沢	〃 葛野	52	9	診療所
〃	中村沢	〃 〃	65	8	中学校
〃	戸並沢	〃 〃	64	2	寺院
〃	御岳沢	〃 〃	38	2	
〃	大田沢	〃 〃	21	1	
〃	猪久保沢	〃 大島	22	0	
〃	大滝沢	〃 〃	27	4	消防詰所
〃	堂の沢	〃 〃	26	5	公民館
〃	背戸の沢	〃 下和田	47	2	
〃	入の沢	〃 霞町	29	4	中学校
桂川	蛇滑沢	〃 東町	6	1	
〃	西方沢	〃 宮谷上	93	6	小学校
〃	袴着沢	〃 鳥沢	11	2	
〃	西峰沢	〃 峰沢	43	2	公民館
〃	峰沢	〃 〃	29	2	幼稚園
〃	軽沢川	〃 中野	41	5	集会所
〃	向山沢	〃 山谷	33	1	
〃	姥沢	〃 遠山	14	0	
〃	彦田沢	〃 彦田	6	4	駅舎
〃	桑田沢	〃 〃	7	1	駅舎
〃	西沢	〃 綱之上	27	1	市出張所
〃	八ツ曾根沢	〃 〃	44	4	保育所
〃	水無沢	〃 〃	3	1	
〃	綱之上東沢	〃 〃	0	1	
〃	カジヤ沢	〃 新倉	22	2	公民館
計	150		2,740	294	

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

(令和 7 年 3 月 2 4 日現在)

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	黒野田	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田の 2	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	追分Ⅱの 2	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	新田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	黒野田Ⅱ	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	阿弥陀海	○	笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	吉久保	○	笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
急傾斜地の崩壊	立河原	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-1	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山-5		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの 2	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの 3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅱの 4	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	代官山Ⅱ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	立河原Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	丸田Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神戸Ⅴ	○	初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-3		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢-4		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	万楽園-1	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	万楽園-2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱ	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの 2	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅱの 3	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの 2	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの 3	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	藤沢Ⅴの 4	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	日向Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	側子Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	万楽園Ⅴ	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桑西	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西の 3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野の 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	松ノ木畑	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木の 2-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木の 2-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	内屋敷	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅱの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの 3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの 4	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの 5	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅱの 6	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの 3	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの 4	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの 5	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	恵能野Ⅱの 6	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの 2-1	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅱの 2-2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	沢中Ⅱの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下原Ⅱの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下真木Ⅱ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	桑西Ⅲの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲ	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	間明野Ⅲの 2	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの4	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上真木Ⅴの5	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下原Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小佐野Ⅴの3	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴ	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	久保Ⅴの2	○	大月町真木	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	花咲	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲の2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	松山	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-1	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の2-2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	花咲の2	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台の1	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下花咲Ⅲ	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	富士見台Ⅴ	○	大月町花咲	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利入口-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-1		大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	天王町-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-1	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂瀬-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-2	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	浅利入口-3	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月二丁目		大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	関屋	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大月一丁目Ⅱ	○	大月	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	関屋Ⅴ	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴ	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴの2	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	沢井Ⅴの3	○	大月	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目		御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀一丁目	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱ	○	御太刀	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	御太刀二丁目Ⅱの2	○	御太刀	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋一丁目・駒橋一丁目Ⅲ	○	駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	駒橋三丁目Ⅱ	○	駒橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	岩下	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	サスビラの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの2	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの3	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅱの4	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	シナギⅡ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩下Ⅲ	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴ	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴの2	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅利Ⅴの3	○	賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	東奥山	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山の2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの3	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの4	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの5	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの6	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東奥山Ⅱの7	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下出Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	東原Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱ	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小和田Ⅱの2	○	賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	金山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山の3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村の2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	遅能登	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	杉沼-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 4	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 5	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 6	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 7	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱ-2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅱの 2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 8	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 9	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 10	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 11	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 12	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅱの 13	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの 2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	杉沼Ⅱの 3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の 2-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	奥山の 2-2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの 2	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの 3	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	戸沢Ⅴ	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 2	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 3	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 5	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 6	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 7	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 8	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 9	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 10	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 11	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 12	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 13	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 14	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 15	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中村Ⅴの 16	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金山Ⅴの 4	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	石動団地	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	西畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-4	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱ-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの2-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅱの3	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-1	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	殿畑-2	○	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	西畑-2	5	賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴ	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴの2	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	強瀬Ⅴの3	○	賑岡町強瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿-1・神倉Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿-2	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	神倉Ⅴ	○	賑岡町岩殿	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの2	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの3・岩殿Ⅱの4	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	岩殿Ⅱの4・強瀬Ⅲ	○	賑岡町岩殿	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉の3	5	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-1	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	日影Ⅱの2-2	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	下畑倉Ⅱ	○	賑岡町畑倉	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	上畑倉Ⅴ	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上畑倉Ⅴの2	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑倉Ⅴ	○	賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田-1	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-2	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田-3	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小萩Ⅱ	○	七保町下和田	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴ	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの2	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの3	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下和田Ⅴの4	○	七保町下和田	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	葛野の2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	葛野	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島の 2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島-2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	上落合Ⅱ	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱ		七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅱの 2	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	大島Ⅴ	○	七保町葛野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	大島-1		七保町葛野	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-1	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱ-2	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅱの 2	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴ	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴの 2	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	駒宮Ⅴの 3	○	七保町駒宮	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	田無瀬の 2-1	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬の 2-2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	田無瀬	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱ	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 2	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 3	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 4・林Ⅱの 5	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 6	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 7	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 8	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅱの 9	○	七保町林	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	林Ⅴ	○	七保町林	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹の内-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹の内-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田の 5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	中ブロー-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中ブロー2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	大寺山-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの2・竹ノ向Ⅱの4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅱの5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱ	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの2-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの3-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの4-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅱの5-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	オモレⅡ-4	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-1	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱ-3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの2	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪Ⅱの3	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	上平Ⅱ	○	七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
急傾斜地の崩壊	八坪の2-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	八坪の2-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	川津畑	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の1-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	麓山の2-3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	六ッ原-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	六ッ原-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の 3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の 2・小生Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木の 1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平・吉平Ⅱの 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平の 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	上平	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-1	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸-3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	小生Ⅱの 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	草木Ⅱの 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの 3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅱの 4	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱ	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの 3	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	下瀬戸Ⅱの 4	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	竹ノ向Ⅴの 2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	上和田Ⅴの 2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中風呂Ⅴの 2	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	麓山Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	川津畑Ⅴ	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	矢竹-1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹-2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組-1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組-2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	用沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	シロイハタⅡ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの 2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅱの 3	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱ・中組Ⅱの 2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの3・中組Ⅱの4	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	中組Ⅱの5	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅱの2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-1	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱ-2	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	用沢Ⅱの2・用沢Ⅲ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅲ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	菅沼Ⅲ	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	矢竹Ⅴ	○	七保町奈良子	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	川久保	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	家能-1	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	家能-2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の2	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-1	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の3-2	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川の4	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱ	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-1	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの2-2	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-1	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの3-2	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの4	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの5	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの6	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの7	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの8	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの9	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの10	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの11	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅱの12	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	吉平Ⅲ	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの2	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの3	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの4	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの5	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの6	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの7	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの8	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 9	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 10	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 11	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 12	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 13	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 14	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 15	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 16	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 18	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 19	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 20	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 21	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 22	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 23	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 24	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 25	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 26	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 27	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 28	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	浅川Ⅴの 29	○	七保町浅川	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Ⅴ	○	猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Ⅴの 2	○	猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Ⅴの 3	○	猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Ⅴの 4	○	猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	桂台Ⅴの 5	○	猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	殿上	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の 2-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上の 2-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	殿上Ⅱ-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の 2-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の 2-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東町-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東町-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東町-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町の 3・霞町Ⅱ の 2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横町	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	仲町		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	小柳-1	5	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小柳-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小倉-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の 3-1	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の 3-2	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の 3-3	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅱ	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大西	5	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴ		猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴの 2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	霞町Ⅴの 3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴ	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴの 2	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	幡野Ⅴの 3	○	猿橋町猿橋	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	田中	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の 2-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢の 2-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱ	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの 2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの 3-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの 3-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅱの 4	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	田中Ⅲ	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-1	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲ-2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小沢Ⅲの 2	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の 2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の 2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢の 2-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱ	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの 2-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの 2-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの3・ 朝日小沢Ⅱの4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-3	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-4	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの6-5	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅱの7-2	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	朝日小沢	○	猿橋町朝日小沢	H23. 3. 7	71
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴ	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの4	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの5	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの6	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの8	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの9	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	朝日小沢Ⅴの10	○	猿橋町朝日小沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-1	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-1	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原-2	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	伊良原の2	○	猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	猿橋の2-3	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小田・小田の2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	久保-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-1	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	太田Ⅱ-2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	藤崎Ⅱの2	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	津成Ⅱ	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴ	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの2	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの3	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの4	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	津成Ⅴの5	○	猿橋町藤崎	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-1	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅱ-2	○	猿橋町小篠	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅴ	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	小篠Ⅴの2	○	猿橋町小篠	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	宮谷-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 3・宮谷Ⅱ	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 4-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 4-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 4-3	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 4-4	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 5-1	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷の 5-2	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	宮谷Ⅱの 3	○	富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の 2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹の 3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	寺向	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	峰沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢・堀ノ内・鳥沢Ⅱの 2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	遠山		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	堀ノ内の 2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	山谷Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの 2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	中野Ⅱの 3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	坂尻Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	東遠山Ⅱの 2	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	横吹Ⅱ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱ・鳥沢Ⅱの 3	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	鳥沢Ⅱの 4	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	大久保Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	遠山Ⅲ	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	袴着	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	小向Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの 2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの 3	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	峰沢Ⅴの 4	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	中野Ⅴの 2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
急傾斜地の崩壊	堀ノ内Ⅴ	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	堀ノ内Ⅴの 2	○	富浜町鳥沢	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 4	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の 2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	彦田の 3	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱の上	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱ	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの 2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの 3-1	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	綱之上Ⅱの 3-2	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴ	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 4	○	梁川町綱の上	R1. 8. 1	61
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 5	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	斧窪Ⅴの 6	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Ⅴ	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Ⅴの 2	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	綱の上Ⅴの 3	○	梁川町綱の上	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	下畑	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下畑の 2	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	立野	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	立野Ⅱ	○	梁川町立野	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	下畑Ⅴ	○	梁川町立野	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	金畑	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬の 2	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	清水	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	清水Ⅱ	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
急傾斜地の崩壊	塩瀬Ⅴ	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	塩瀬Ⅴの 2	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	金畑Ⅴ	○	梁川町塩瀬	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Ⅴ	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Ⅴの 2	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
急傾斜地の崩壊	新倉Ⅴの 3	○	梁川町新倉	H23. 8. 11	317
土石流	辰巳沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	屋影沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	庭洞沢		笹子町黒野田	H18. 3. 23	163
土石流	唐沢	○	笹子町黒野田	H18. 3. 23	163

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	米沢	○	笹子町黒野田	H23. 8. 11	317
土石流	押出沢		笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
土石流	沢利沢	○	笹子町吉久保	H18. 3. 23	163
土石流	中峯沢	○	笹子町白野	H18. 3. 23	163
土石流	平栗沢	○	初狩町立河原	H18. 3. 23	163
土石流	下丸田沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	穴沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	子の神沢-2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	唐沢の 1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の 2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	初沢	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	滝の沢川の 1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-2		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-6		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-1		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-3	○	初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-5		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	宮川の 1-4		初狩町中初狩	H23. 3. 7	71
土石流	初沢の 1		初狩町中初狩	H23. 8. 11	317
土石流	藤沢川-4		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-7		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-6		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-1		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-3		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	砂原沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	上ノ田沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	大ノ田沢	○	初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-8		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-2		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	藤沢川-5		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	八田川		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	寒場沢		初狩町下初狩	H23. 3. 7	71
土石流	一沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	赤沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	屋澤沢	○	初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	大平沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	寺源沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	山中沢		初狩町下初狩	H23. 8. 11	317
土石流	兄川		大月町真木	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	東沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	弟川		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の 1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	遊仙沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢の 2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	カナフリ沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	切目沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	男川沢	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	沢中沢		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	恵能野川	○	大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-3		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲東沢-2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-1		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	上花咲西沢-2		大月町真木	H23. 3. 7	71
土石流	花咲東沢	○	大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	花咲西沢		大月町花咲	H23. 3. 7	71
土石流	宮ノ沢川		大月	H21. 11. 30	366
土石流	地蔵久保沢	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	高畑沢	○	大月	H21. 11. 30	366
土石流	献上沢		大月	H21. 11. 30	366
土石流	林宝沢-2		大月	H21. 11. 30	366
土石流	林宝沢-1		大月	H21. 11. 30	366
土石流	正ノ上沢		大月	H23. 8. 11	317
土石流	延命沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	テントウ沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	西棚沢	○	駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	棚沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	中山沢		駒橋	H21. 11. 30	366
土石流	ホフリ沢川		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の 1-1		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川の 1-2		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	大沢川		賑岡町奥山	H19. 8. 6	299
土石流	宮の沢の 2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山上沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	金山下沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡中村下沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	賑岡西奥山沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	戸沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	東沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の 1-1	○	賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	宮の沢の 1-2		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	戸沢南沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	土沢		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
土石流	奥山中村沢-4		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-3		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	中ザス沢		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-2		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	賑岡中村上沢		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	奥山中村沢-1	○	賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
土石流	岩下沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢下沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	サスヒラ沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	沢上沢-2		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	シナギ沢		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	上平沢	○	賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
土石流	ヒナタ沢		賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	向沢		賑岡町浅利	H23. 8. 11	317
土石流	中の倉沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	西奥山沢		賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	尻尾沢	○	賑岡町畑倉	H19. 8. 6	299
土石流	コオノ木沢		賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	新宮沢		賑岡町畑倉	H23. 8. 11	317
土石流	強瀬沢		賑岡町強瀬	H23. 3. 7	71
土石流	天神沢	○	賑岡町ゆりヶ丘	H23. 8. 11	317
土石流	背戸の沢-3		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-5		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-2		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-4		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	背戸の沢-1		七保町下和田	H21. 11. 30	366
土石流	御岳沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大田沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	堂の沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	猪久保沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	道神沢	○	七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大滝沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	中村沢		七保町葛野	H19. 8. 6	299
土石流	大境の沢		七保町葛野	H23. 8. 11	317
土石流	タムセ沢-1		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	林沢川		七保町林	H19. 8. 6	299

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	タムセ沢-2		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	サハト沢		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	トチクボ沢		七保町林	H19. 8. 6	299
土石流	南用沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の 2		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組西沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	足沢の 1		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	春日沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南矢竹沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	東沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	北矢竹沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	南中組沢	○	七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	用沢川		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	中組沢		七保町奈良子	H19. 8. 6	299
土石流	宝木野沢		七保町奈良子	H23. 8. 11	317
土石流	西川の 1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	原沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	東上平川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の 1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の 2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の 1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	上向沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の 3		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	風原沢の 3		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宗安川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	西川	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢-2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	家能川		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	沖之沢の 1		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	黒部沢の 2		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	宮谷沢	○	七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	川久保沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	龍滝沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	大入沢		七保町浅川	H19. 8. 6	299
土石流	東沢川		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	川村沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	井戸地向沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢の 1		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	山下沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	オモレ沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	八坪沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	南沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上井戸地沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	上八坪沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	沢入沢		七保町瀬戸	H18. 6. 29	357
土石流	吉平下沢		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の 3		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	吉平中沢		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の 2	○	七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	東沢の 1		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	金竜寺沢の 1		七保町瀬戸	H19. 8. 6	299
土石流	吉平沢	○	七保町瀬戸	H23. 8. 11	317
土石流	駒宮沢	○	七保町駒宮	H19. 8. 6	299
土石流	菖蒲沢		猿橋町桂台	H23. 8. 11	317
土石流	唐沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	寺之上沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	桧沢		猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-2	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	熊沢-1	○	猿橋町殿上	H21. 11. 30	366
土石流	幡野川の 2-2		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	入の沢	○	猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	幡野川の 2-1		猿橋町猿橋	H21. 11. 30	366
土石流	田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	三ツ石沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	東沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	南田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	札金沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	北田中沢		猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	話手沢	○	猿橋町小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の 3		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の 4		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の 2		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川の 1	○	猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	小沢川		猿橋町朝日小沢	H21. 11. 30	366
土石流	石原沢川		猿橋町伊良原	H21. 11. 30	366
土石流	水船沢	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	津成川	○	猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	藤崎沢川		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366
土石流	峯沢		猿橋町藤崎	H21. 11. 30	366

自然現象の種類	区域名	特別警戒 区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
土石流	蛇骨沢川-1		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	蛇骨沢川-2		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	西方沢		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-1		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-2		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-2		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	峰沢-1		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	袴着沢-3		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	西峰沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	姥沢		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	中野沢川		富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	向山沢	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	軽沢川	○	富浜町鳥沢	H21. 11. 30	366
土石流	斧窪沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	綱之上東沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	彦田沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	水無沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	桑田沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	ハツ曽根沢	○	梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	西沢		梁川町綱の上	H21. 11. 30	366
土石流	塩瀬中村沢		梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	清水沢	○	梁川町塩瀬	H21. 11. 30	366
土石流	カジャ沢	○	梁川町新倉	H21. 11. 30	366
土石流	カジャ沢		梁川町新倉	H21. 11. 30	366
地滑り	葛野		葛野	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-1		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-2		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-3		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	駒宮-4		駒宮	H19. 8. 6	299
地滑り	宮谷		富浜町宮谷	H21. 11. 30	366
地滑り	殿上		駒橋	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 A		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 B-3		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 C-1		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	沢井 C-2		大月町大月	H21. 11. 30	366
地滑り	杉沼		賑岡町奥山	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利- 1		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利- 2		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）	告示日	告示番号
地滑り	浅利-3		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	浅利-4		賑岡町浅利	H23. 3. 7	71
地滑り	奥山		賑岡町奥山	H23. 8. 11	317
計	853 箇所	763 箇所			

○土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設一覧

※「Y」イエローゾーン、「R」レッドゾーン

施設区分	施設名	住所	土砂災害の種類		
			土石流	地すべり	急傾斜地
障害者施設	知的障害者授産施設もえぎ寮	富浜町宮谷 1510-3	Y		
	スカイコート大月	賑岡町浅利 1108-1			Y
病院	大月市立中央病院	大月町花咲 1225			R
	富士厚生クリニック	大月 1-17-23	Y		
介護施設	大月富士見苑	大月町真木 4660	Y		
	地域密着型特別養護老人ホームサンコート大月	賑岡町浅利 1108-1			Y
	地域密着型特別養護老人ホームサンコート大月サテライト	賑岡町浅利 1108-6			Y
	介護老人保健施設ももくら	七保町下和田 2132-1	Y		
	福祉工房	賑岡町奥山 1833			Y
	共立デイサービスさるはし	猿橋町殿上 587-1	Y		
	デイサービスセンター「やまゆり」	富浜町宮谷 1518-1	Y		
	デイサービスセンター「ハッピーサークル」	七保町葛野 1574-2	Y	Y	
児童施設	くずはの森	七保町葛野 2467	Y		
	学童クラブ「やえざくらⅠ」 「やえざくらⅡ」	大月 2-8-32	Y		
	学童クラブ「なのはな」	七保町葛野 2345	Y		
	学童クラブ「ひまわりⅠ」	猿橋町伊良原 48	Y		
	学童クラブ「ひまわりⅡ」	猿橋町伊良原 37-1			Y
	令和にこにこ園	猿橋町殿上 308	Y		
小学校	大月市立初狩小学校	初狩町下初狩 1144	Y		
	大月市立大月東小学校	大月 2-7-43	Y		
	大月市立七保小学校	七保町葛野 2345	Y		
	大月市立猿橋小学校	猿橋町伊良原 48	Y		
中学校	大月市立大月東中学校	大月 2-15-11			Y
	大月市立猿橋中学校	猿橋町猿橋 567			Y
その他 学校関係	山梨県立都留高等学校	大月 2-11-20	Y		
	大月キリストの教会幼稚園	駒橋 1-9-14	Y		
	山梨県立やまびこ支援学校	猿橋町桂台 3丁目 3 1-1	Y		

○浸水想定区域内の要配慮利用施設一覧

施設区分	施設名	住所	浸水想定区域の種類
中学校	大月市立猿橋中学校	猿橋町猿橋 567	家屋倒壊等氾濫想定区域 【河岸浸食】
児童施設	学童クラブ「たきご」	初狩中初狩 100	浸水した場合に想定される水深 0.5～3.0m未満の区域

○山地災害危険地一覧

(平成30年3月1日現在)

1 崩壊土砂流出危険地区

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
1	大月町真木	棚子	無	無	無	無	0.11	無	2	1	国道
2	大月町真木	一ノ沢	有	無	無	無	1.00	無	18	1	林道
3	笹子町白野	滝子	有	無	無	無	7.39	未成	12	0	国道
4	初狩町中初狩	北方沢	有	無	無	無	2.82	一部概成	11	1	国道
5	初狩町中初狩	平栗沢	無	無	無	無	0.32	無	11	1	国道
6	初狩町中初狩	門和田	有	無	無	無	5.00	無	13	2	国道
7	笹子町吉久保	江戸之上	有	無	無	無	7.00	未成	25	0	国道
8	初狩町下初狩	奈良子沢	有	無	無	無	4.14	一部概成	9	0	無
9	初狩町下初狩	大平	有	無	無	無	1.72	無	17	7	国道
10	初狩町下初狩	入山	有	無	無	無	4.00	未成	20	5	国道
11	初狩町下初狩	山中沢	無	無	無	無	1.00	無	23	1	国道
12	大月町真木	大平	無	無	無	無	3.00	未成	6	1	国道
13	大月町真木	柏沢	無	無	無	無	1.00	無	27	3	国道
14	大月町花咲	後森	有	無	無	無	3.00	無	66	3	国道
15	大月町真木	石神原	有	無	無	無	13.00	未成	29	3	県道
16	大月町真木	トヤノ丸	有	無	無	無	6.00	未成	14	1	県道
17	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	2.44	一部概成	4	0	林道
18	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	1.67	一部概成	4	0	林道
19	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	4.00	無	5	0	県道
20	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	2.00	未成	0	0	県道
21	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	0.65	一部概成	0	0	県道
22	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	1.68	一部概成	7	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
23	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	0.23	一部概成	2	1	県道
24	大月町真木	下大久保	無	無	無	無	1.89	一部概成	5	0	県道
25	大月町真木	エノ能入	有	無	無	無	14.05	一部概成	4	0	無
26	大月町真木	間明野	有	無	無	無	1.00	未成	38	2	県道
27	大月町真木	大久保	有	無	無	無	3.20	未成	21	2	県道
28	大月町真木	エノ能入	無	無	無	無	3.00	無	7	0	無
29	初狩町下初狩	寒場沢	有	無	無	無	7.00	未成	100	1	国道
30	大月町真木	奥畑	有	無	無	無	1.00	未成	78	4	国道
31	笹子町白野	西輪外戸	有	無	無	無	9.00	未成	6	0	国道
32	笹子町白野	西輪外戸	有	無	無	無	11.00	未成	8	0	国道
33	笹子町白野	日影	有	無	無	無	3.00	未成	8	0	国道
34	初狩町中初狩	阿曾沢	有	無	無	無	7.00	未成	86	4	国道
35	初狩町下初狩	原入	有	無	無	無	2.75	一部概成	87	1	国道
36	初狩町下初狩	一ツ沢	有	無	無	無	6.00	未成	55	3	国道
37	初狩町中初狩	大柏	有	無	無	無	5.00	未成	126	12	国道
38	大月町花咲	六本木	有	無	無	無	0.38	一部概成	22	3	国道
39	大月町真木	倉子	有	無	無	無	3.55	一部概成	0	0	林道
40	初狩町中初狩	大柏	有	無	無	無	6.26	未成	36	1	県道
41	初狩町中初狩	近ヶ坂	有	無	無	無	10.15	一部概成	11	1	県道
42	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	5.00	未成	5	0	国道
43	笹子町黒野田	狩屋野	有	無	無	無	6.00	未成	3	0	国道
44	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	11.00	未成	9	1	国道
45	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	10.00	無	2	4	国道
46	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.68	一部概成	0	0	県道
47	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.58	一部概成	0	0	県道
48	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.51	一部概成	0	0	県道
49	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.14	一部概成	0	0	県道
50	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	2.33	一部概成	2	0	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
51	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	0.41	無	0	0	県道
52	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	11.00	無	4	0	国道
53	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	3.28	一部概成	7	0	国道
54	笹子町黒野田	千万歳	有	無	無	無	1.00	未成	10	0	国道
55	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	1.00	無	8	0	国道
56	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	0.75	一部概成	14	0	国道
57	笹子町黒野田	奥野	有	無	無	無	26.40	一部概成	9	0	国道
58	笹子町黒野田	穴沢	有	無	無	無	6.22	一部概成	13	0	国道
59	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	5.00	未成	19	1	国道
60	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	2.08	一部概成	11	1	国道
61	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	0.26	一部概成	24	4	国道
62	笹子町黒野田	辰己沢	有	無	無	無	0.48	一部概成	28	2	国道
63	笹子町吉久保	船橋	有	無	無	無	8.00	一部概成	3	0	国道
64	七保町瀬戸	竹平	有	無	無	無	11.00	未成	4	1	国道
65	七保町瀬戸	和田向	有	無	無	無	6.85	無	0	0	無
66	七保町瀬戸	峯山	有	無	無	無	20.00	未成	2	1	無
67	七保町駒宮	麻宇沢	有	有	無	無	6.74	一部概成	16	1	無
68	七保町浅川	コミ越	無	無	無	無	1.00	未成	7	0	県道
69	七保町浅川	上向	無	無	無	無	0.12	一部概成	3	0	県道
70	七保町浅川	上向	無	無	無	無	1.01	無	3	0	県道
71	七保町浅川	上向	有	無	無	無	2.04	無	4	0	県道
72	七保町浅川	平	有	無	無	無	0.29	無	7	0	県道
73	七保町浅川	平	有	無	無	無	0.61	一部概成	7	2	県道
74	七保町浅川	西の入	有	無	無	無	2.40	一部概成	7	1	県道
75	七保町浅川	西海戸	有	無	無	無	2.84	無	15	1	県道
76	七保町浅川	柿木平	有	無	無	無	2.19	一部概成	7	1	県道
77	七保町浅川	柿木平	有	無	無	無	4.91	未成	10	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
78	七保町浅川	宮谷沢	有	無	無	無	2.84	無	12	1	県道
79	七保町浅川		有	無	無	無	6.00	未成	9	0	県道
80	七保町浅川	日影コシ越	有	無	無	無	2.00	無	3	0	県道
81	七保町浅川	落合	無	無	無	無	1.00	無	6	2	県道
82	七保町葛野	小田良	有	無	無	無	12.00	未成	46	3	国道
83	七保町葛野	鹿久保	有	無	無	無	5.00	未成	198	12	県道
84	七保町瀬戸	唐沢	無	無	無	無	0.46	無	0	0	国道
85	七保町瀬戸	唐沢	有	無	無	無	2.21	無	0	0	国道
86	七保町瀬戸	唐沢	無	無	無	無	22.00	未成	0	0	国道
87	七保町瀬戸	大沢	有	無	無	無	5.08	一部概成	19	0	国道
88	七保町瀬戸	南沢	無	無	無	無	14.00	無	7	0	国道
89	七保町瀬戸	中風呂	無	無	無	無	0.91	一部概成	3	0	国道
90	七保町瀬戸	ヲモレ	無	無	無	無	12.00	無	30	0	国道
91	七保町瀬戸	麓山	有	無	無	無	2.00	未成	9	1	国道
92	七保町瀬戸	麓山	有	無	無	無	2.00	未成	4	2	国道
93	七保町瀬戸	井戸地	有	無	無	無	0.22	一部概成	5	0	国道
94	七保町瀬戸	井戸地	有	無	無	無	0.05	一部概成	1	0	国道
95	七保町瀬戸	北海戸	無	無	無	無	1.00	未成	6	0	国道
96	七保町瀬戸	北海戸	有	無	無	無	5.00	無	10	1	国道
97	七保町瀬戸	下瀬戸	無	無	無	無	2.00	未成	60	5	国道
98	七保町林	ウシカイ	無	無	無	無	2.00	未成	18	0	国道
99	七保町奈良子	宝木野	無	無	無	無	16.00	未成	19	2	無
100	七保町奈良子	北海戸	無	無	無	無	1.75	無	14	0	無
101	七保町奈良子	奈良子向	有	無	無	無	4.83	一部概成	4	0	無
102	七保町奈良子	菅沼	無	無	無	無	2.00	無	6	0	無
103	七保町奈良子	用沢	有	無	無	無	2.00	無	8	0	無
104	七保町林	用沢入	有	無	無	無	9.75	無	4	0	無

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
105	七保町林	用沢	有	無	無	無	1.00	無	4	0	無
106	七保町林	アヨウサハ	有	無	無	無	0.68	一部概成	7	0	国道
107	七保町林	上原	有	無	無	無	0.33	一部概成	16	1	林道
108	梁川町立野	梶矢沢	無	無	無	無	6.00	未成	71	0	県道
109	猿橋町小篠	蔵岳	有	無	無	無	10.00	未成	5	0	県道
110	梁川町綱の上	腰道上	無	無	無	無	1.00	無	0	0	国道
111	梁川町綱の上	腰道上	無	無	無	無	0.19	未成	15	0	国道
112	梁川町綱の上	姥沢	無	無	無	無	0.62	一部概成	17	0	国道
113	梁川町塩瀬	井戸入	有	無	無	無	2.92	無	0	0	国道
114	梁川町塩瀬	大保呂入	無	無	無	無	2.52	一部概成	0	0	林道
115	梁川町綱の上	荒神堂	有	無	無	無	2.00	未成	25	1	国道
116	梁川町綱の上	白金	無	無	無	無	4.00	未成	20	0	国道
117	梁川町綱の上	沢	無	無	無	無	1.00	未成	0	0	国道
118	梁川町新倉	高久保	無	無	無	無	2.00	未成	9	0	国道
119	梁川町新倉	裏山	無	無	無	無	6.00	未成	27	3	国道
120	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	1.86	未成	23	0	県道
121	猿橋町朝日小沢	ヲソ沢	有	無	無	無	5.00	未成	15	1	県道
122	猿橋町小沢	日向柴	有	無	無	無	1.00	未成	6	0	県道
123	猿橋町小沢	大堀	無	無	無	無	0.78	無	5	0	県道
124	猿橋町小沢	城口	有	無	無	無	9.00	無	17	0	県道
125	猿橋町小沢	与市村	有	無	無	無	1.70	一部概成	8	0	県道
126	猿橋町小沢	浜久保	有	無	無	無	0.80	一部概成	19	1	県道
127	猿橋町小沢	大久保	無	無	無	無	0.47	一部概成	7	0	県道
128	猿橋町殿上	七曲	有	無	無	無	1.00	未成	31	1	国道
129	猿橋町朝日小沢	無黒沢	無	無	無	無	3.00	未成	11	1	県道
130	猿橋町朝日小沢	長沢	無	無	無	無	2.00	未成	10	1	県道
131	猿橋町朝日小沢	桐木差	有	無	無	無	2.34	一部概成	8	1	県道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
132	猿橋町朝日小沢	井窪	有	無	無	無	13.00	未成	20	1	県道
133	猿橋町朝日小沢	軽米	無	無	無	無	0.24	一部概成	7	0	無
134	猿橋町朝日小沢	三ッ沢	有	無	無	無	11.00	未成	29	0	県道
135	猿橋町猿橋	向窪	有	無	無	無	7.00	未成	17	0	県道
136	猿橋町猿橋	松葉	無	無	無	無	0.64	一部概成	28	1	県道
137	猿橋町猿橋	奥河上	無	無	無	無	2.29	未成	18	0	県道
138	猿橋町猿橋	上山	無	無	無	無	5.00	一部概成	4	1	県道
139	猿橋町猿橋	河村沢	無	無	無	無	0.59	一部概成	5	1	県道
140	猿橋町猿橋	石原沢	無	無	無	無	4.00	無	31	3	県道
141	猿橋町藤崎	暮沼	無	無	無	無	0.22	一部概成	53	1	県道
142	猿橋町藤崎	城ノ山	有	無	無	無	7.00	一部概成	27	2	県道
143	猿橋町藤崎	赤沢入	有	無	無	無	3.53	未成	2	0	県道
144	猿橋町藤崎	恋沢	有	無	無	無	7.78	一部概成	10	0	県道
145	大月町大月	浦山	有	無	無	無	2.00	未成	12	0	国道
146	大月町駒橋	荒具	有	無	無	無	5.00	未成	13	0	国道
147	七保町林	宮の沢	有	無	無	無	1.14	一部概成	13	0	林道
148	賑岡町奥山	下川	有	無	無	無	2.00	無	29	0	国道
149	賑岡町奥山	東原	無	無	無	無	0.01	無	25	0	国道
150	七保町林	田無瀬	有	無	無	無	0.14	一部概成	11	2	国道
151	梁川町塩瀬	水アビト	無	無	無	無	11.00	無	0	0	林道
152	梁川町立野	境沢	無	無	無	無	2.00	未成	0	0	林道
153	梁川町立野	サナギサワ	無	無	無	無	16.00	未成	3	0	林道
154	梁川町綱の上	桑田	有	無	無	無	0.08	一部概成	8	2	国道
155	梁川町綱の上	彦田	有	無	無	無	0.06	一部概成	10	2	国道
156	大月町駒橋	棚沢	有	無	無	無	1.00	一部概成	41	1	国道
157	大月町駒橋	柳原	無	無	無	無	0.43	一部概成	10	1	国道
158	大月町駒橋	清水入	有	無	無	無	1.00	未成	35	0	国道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定地すべり	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
159	大月町駒橋	仲山	無	無	無	無	4.00	未成	38	2	国道
160	大月町駒橋	仲山	無	無	無	無	0.76	一部概成	111	13	国道
161	大月町大月	林宝山	有	無	無	無	6.00	未成	194	33	国道
162	大月町大月	献上地	無	無	無	無	0.41	一部概成	53	13	国道
163	大月町大月	正之上	無	無	無	無	0.71	一部概成	12	0	国道
164	大月町花咲		無	無	無	無	2.32	無	8	0	県道
165	賑岡町浅利	岩下	無	無	無	無	1.19	一部概成	35	3	県道
166	大月町花咲	岩下	有	無	無	無	2.34	未成	29	2	県道
167	賑岡町浅利	平石	有	無	無	無	2.96	一部概成	22	1	県道
168	賑岡町浅利	平石	有	無	無	無	0.85	一部概成	28	1	国道
169	賑岡町強瀬	西山	無	無	無	無	5.00	一部概成	8	2	国道
170	賑岡町岩殿	奥岩	無	無	無	有	4.00	未成	171	3	国道
171	賑岡町畑倉	沖峯山	有	無	無	有	6.00	未成	48	2	国道
172	賑岡町畑倉	まきや	有	無	無	無	0.68	一部概成	138	5	国道
173	賑岡町畑倉	サンコウ	有	無	無	無	0.74	一部概成	22	0	国道
174	賑岡町畑倉	竹ノ上	有	無	無	無	0.46	無	24	0	国道
175	賑岡町畑倉	切久保	有	無	無	無	1.35	無	4	0	国道
176	大月町真木	川原ザス	有	無	無	無	0.79	一部概成	1	0	県道
177	賑岡町奥山	切久保	無	無	無	無	0.25	無	9	0	国道
178	賑岡町奥山	ホフリ原	無	無	無	無	0.59	無	17	0	国道
179	賑岡町奥山	中さす	有	無	無	無	9.00	未成	4	0	県道
180	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	2.00	無	6	0	国道
181	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.44	一部概成	6	0	林道
182	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.68	一部概成	6	0	林道
183	賑岡町奥山	勘蔵	有	無	無	無	0.38	一部概成	6	0	林道
184	賑岡町奥山	助台	有	無	無	無	2.94	無	3	0	林道
185	七保町林	トチクボ	有	無	無	無	4.00	未成	30	4	国道

番号	大字	字	保安林等	防止区域指定 地すべり	他の法令等の 指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
186	賑岡町奥山	小和田	有	無	無	無	1.54	一部概成	26	1	国道
187	七保町葛野	桑原久保	有	無	無	無	4.49	無	44	2	県道
188	七保町下和田	フニウチ	有	無	無	無	1.62	無	45	0	県道
189	七保町下和田	花古	有	無	無	無	13.00	無	36	0	県道
190	梁川町綱の上	大坪	有	無	無	無	5.66	一部概成	8	0	国道
191	富浜町鳥沢	東遠山	無	無	無	無	12.00	未成	19	0	国道
192	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	3.23	一部概成	16	2	国道
193	富浜町鳥沢	扇山	有	無	無	無	2.85	一部概成	35	0	県道
194	富浜町鳥沢	峰沢	無	無	無	無	0.27	無	85	5	国道
195	富浜町鳥沢	扇山	無	無	無	無	5.48	未成	72	2	国道
196	富浜町宮谷	平栗	無	無	無	無	1.00	無	110	4	国道
197	富浜町宮谷	岩ノ下	有	無	無	無	1.46	無	26	6	国道
198	富浜町宮谷	小山久保	無	無	無	無	0.61	無	23	5	国道
199	猿橋町猿橋	上長尾	無	無	無	無	3.00	無	25	2	国道
200	七保町下和田	遠山	有	無	無	無	0.73	一部概成	39	0	県道
201	七保町下和田	地藏窪	有	無	無	無	0.71	一部概成	51	2	県道
202	七保町葛野	千駄久保	有	無	無	無	1.00	未成	20	1	県道
203	七保町葛野	桑原久保	有	無	無	無	2.45	一部概成	29	1	県道
204	七保町葛野	猪久保	有	無	無	無	1.00	未成	30	0	県道
205	賑岡町奥山	金場	有	無	無	無	3.00	未成	5	1	県道
206	賑岡町奥山	中さす	有	無	無	無	5.95	一部概成	4	1	県道
207	賑岡町奥山	本沢	有	無	無	無	5.75	一部概成	3	0	林道
208	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	9.57	一部概成	2	0	林道
209	賑岡町奥山	さす平	有	無	無	有	1.87	一部概成	3	0	県道
210	笹子町白野	大鹿	有	無	無	無	30.06	一部概成	8	0	国道
211	大月町真木	本沢	有	無	無	有	19.60	未成	1	0	県道
212	七保町奈良子	をくさん雁ヶ腹	有	無	無	有	23.11	未成	0	0	林道

番号	大字	字	保安林等	地すべり 防止区域指定	他の法令等の 指定	荒廃 状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	(道路除く) 公共施設	道路
213	七保町瀬戸	小金沢土室	有	無	無	無	52.42	一部概成	0	0	林道
214	富浜町鳥沢	長久保	無	無	無	無	6.00	無	4	0	国道
215	猿橋町桂台	菖蒲天神下	無	無	無	無	0.27	一部概成	7	0	県道
216	大月町花咲	六本木	有	無	無	無	1.53	一部概成	9	0	国道
217	大月町花咲	峰山	無	無	無	無	10.00	一部概成	54	2	国道
218	大月町花咲	藤久保	有	無	無	無	4.00	無	58	2	国道
219	七保町浅川	扇山	有	無	無	無	2.03	無	0	0	林道
220	笹子町白野	滝子	有	無	有	無	3.94	未成	3	0	国道
221	笹子町白野	中峯	有	無	無	無	2.37	一部概成	38	1	国道
222	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	1.94	一部概成	0	0	県道

2 山腹崩壊危険地区

番号	大字	字	保安林等	地すべり 防止区域 指定	他の法令等の 指定	荒廃 状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路
1	笹子町白野	石神戸上	無	無	無	無	3	無	0	0	無
2	笹子町白野	西峯	無	無	無	無	6	無	0	0	無
3	笹子町白野	中峯	無	無	無	無	6	無	0	0	無
4	賑岡町奥山	中村	無	無	無	無	3	一部概成	0	0	林道
5	賑岡町奥山	中村	有	無	無	有	6	一部概成	0	0	林道
6	賑岡町奥山	中村	有	無	無	無	8	一部概成	5	0	林道
7	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	1	一部概成	2	0	林道
8	大月町真木	神屋久保	有	無	無	無	10	一部概成	1	0	無
9	笹子町黒野田	笹子	有	無	無	無	7	一部概成	0	0	無
10	七保町瀬戸	竹ノ沢	有	無	無	無	8	無	2	0	無
11	七保町瀬戸	六ツ原	無	無	無	無	15	無	7	2	無
12	七保町駒宮	上坂	無	無	無	無	6	無	2	0	無
13	七保町浅川	上坂	無	無	無	無	8	無	3	0	県道
14	梁川町綱の上	西村	無	無	無	無	1	一部概成	6	0	林道
15	猿橋町藤崎	倉作	無	無	無	無	4	一部概成	0	0	無

番号	大字	字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設(道路除く)	道路
16	賑岡町奥山	小和田	有	無	無	無	11	一部概成	15	0	国道
17	梁川町立野	豆栗	無	無	無	無	2	無	0	0	林道
18	梁川町綱の上	新田	有	無	無	無	4	一部概成	12	0	無
19	大月町駒橋	柳原	無	無	無	無	13	一部概成	9	0	国道
20	大月町大月	献上地	有	無	無	無	2	一部概成	4	0	無
21	大月町大月	関屋	有	無	無	無	3	一部概成	18	0	無
22	富浜町鳥沢	上ノ山	無	無	無	無	13	無	1	0	無
23	賑岡町奥山	金場	無	無	無	無	13	一部概成	0	0	県道
24	七保町瀬戸	竹平	有	無	無	無	32	一部概成	0	0	国道
25	梁川町塩瀬	板木道上	無	無	無	無	9	一部概成	1	0	無
26	富浜町鳥沢	向山	無	無	無	無	16	無	0	0	無
27	猿橋町猿橋	梨木道上	無	無	無	無	2	一部概成	2	0	無
28	猿橋町桂台	大栗山	有	無	無	無	5	一部概成	48	0	無
29	猿橋町桂台	炭焼	無	無	無	無	2	一部概成	0	0	無
30	賑岡町奥山		無	無	有	無	5	一部概成	1	0	林道
31	賑岡町奥山		有	無	有	無	7	一部概成	4	0	県道

3 地すべり危険地区

大字	字	箇所番号 (市町村)	箇所番号 (地区)	危険度		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
				地すべり危険度	被災危険度									
中初	近ヶ坂	206	1	C	b1	c2	有	有	有	260	無	0	0	国道
瀬戸	宮原	206	2	A	a1	a2	有	無	有	10	一部概成	25	0	県道
鳥沢	西袴着	206	3	A	b1	a2	有	有	無	14	一部概成	70	1	県道

○主たる老朽ため池の所在地及び整備状況

(平成25年3月31日現在)

地 区 名	形 式	所 在 地	貯水量 m ³	整 備 及 び 老 朽 状 態
小 篠	土 堰 堤	大月市 猿橋町	141,000	S61～H2
小 田	〃	〃 猿橋町	910	漏水無
藤 沢	〃	〃 初狩町	300	〃

○重要水防区域一覧

1 河川、遊水池等で特に水防上警戒または防御に重要性を要する区域

河 川 名	位 置		左右 岸別	延 長 (m)	重 要 度		注意を要する理由	水 防 倉 庫
	大 字	字			階級	種 別		
笹 子 川	笹子町吉久保	地 内	左	150	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	大月市白野水防倉庫
葛 野 川	賑岡町強瀬	地 内	右	100	b	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七保町瀬戸	草 木	右	300	a	堤 防 高	堤防高不足	〃
相 模 川	猿橋町小篠	地 内	右	700	b	〃	〃	大月市水防倉庫
宮 川	初狩町中初狩	丸 田 地 内	左右	100 100	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
浅 利 川	賑岡町浅利	公 民 館 上	右	50	a	堤 防 高	堤防高不足	〃
〃	〃	上 平 地 内	右	50	b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃
笹 子 川	笹 子 町	笹子川橋上	左	260	a	堤 防 高	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	大 月 町	前沢橋上下	左右	125 125	a a	水衝箇所	堤防断面不足	大月市水防倉庫
〃	初 狩 町	法雲寺橋上	左右	200 500	a a	〃	護岸老朽	大月市白野水防倉庫
〃	〃	法雲寺橋下	左右	1,100 1,100	a a	洗掘箇所	〃	〃
〃	大 月 町	花 咲	右	200	a	〃	堤防断面不足	大月市水防倉庫
葛 野 川	七保町上手	紅 葉 橋 下	左	200	a	〃	〃	大月市葛野水防倉庫
〃	七 保 町	七 保 橋 下	左	400	b	堤 防 高	護岸老朽	〃
〃	賑 岡 町	百 蔵 橋 下	左右	300 260	b b	洗掘箇所	天然河岸崩壊	〃

〔通信・輸送・広報〕

○市防災行政無線設置状況

(1) 親局

呼 出 名 称	設 置 場 所	管理責任者	備 考
ぼうさいおおつき	大月二丁目 6 番 20 号	大月市長	

(2) 中継局

呼 出 名 称	設 置 場 所	管理責任者	備 考
ぼうさいおおつきかつらだい	猿橋町桂台 1-17-1 桂台中継局内	大月市長	

(3) 固定系（屋外子局）

呼 出 名 称	設 置 場 所	管理責任者	備 考
ぼうさいおおつき	市内各所	大月市長	

○連絡通話装置付き屋外拡声子局

名 称	設 置 場 所	管理責任者	備 考
ぼうさいおおつき まえざわさん さいそうしん	大月町真木 823-1	大月市長	
ぼうさいおおつき よしくぼ さいそうしん	笹子町吉久保 530		
ぼうさいおおつき しもあさかわ さいそうしん	七保町浅川 1706		
ぼうさいおおつき おもれ さいそうしん	七保町瀬戸 1617		
ぼうさいおおつき あさひおざわ さいそうしん	猿橋町朝日小沢 181-2		
ぼうさいおおつき にしむら さいそうしん	梁川町綱の上 1314-1		
ぼうさいおおつき あみだかい	笹子町黒野田 1349		
ぼうさいおおつき まみょうの	大月町真木 6542		
ぼうさいおおつき おそのうと	賑岡町奥山 1092		
ぼうさいおおつき ひかげ	賑岡町畑倉 261		
ぼうさいおおつき ならこ	七保町奈良子 24		
ぼうさいおおつき あさかわ	七保町浅川 1036		
ぼうさいおおつき かみわだ	七保町瀬戸 1866		
ぼうさいおおつき あさひおざわ	猿橋町朝日小沢 964		
ぼうさいおおつき さんや	富浜町鳥沢 5975		
ぼうさいおおつき にしむら	梁川町綱の上 1391		

○有線放送

設 置 場 所		設置年月日	放送区域	管 理 者
笹子町	原	S 34. 10. 30	原 部落一円	区長、市政協力委員長あるいは消防部長
笹子町	吉久保	S 41. 11. 4	吉久保	〃
笹子町	白野	S 35. 10. 10	白野	〃
笹子町	阿弥陀海	S 39. 3. 25	阿弥陀海	〃
初狩町	下初狩	S 44. 11. 1	下一、下二	〃
初狩町	中初狩	S 44. 7. 1	側子	〃
大月町	小佐野	S 38. 6. 12	小佐野	〃
大月町	横尾	S 37. 7. 18	横尾住宅	〃
賑岡町	上畑倉	・ ・ ・	上畑倉	〃
賑岡町	岩殿	S 45. 2. 1	神倉	〃
賑岡町	浅利	S 51. 4. 1	浅利団地	〃
七保町	下和田	S 39. 3. 27	寺原	〃
七保町	下和田	S 43. 12. 1	下和田団地	〃
七保町	大島	S 52. 9. 1	大島	〃
七保町	葛野	・ ・ ・	葛野	〃
猿橋町	小倉	S 37. 1. 9	小倉	〃
猿橋町	田中	S 34. 4. 1	田中	〃
猿橋町	幡野上	S 35. 4. 1	幡野上	〃
猿橋町	幡野下	S 39. 8. 1	幡野下	〃
猿橋町	小田	S 37. 2. 10	小田	〃
猿橋町	岡	S 36. 4. 1	岡	〃
猿橋町	久保	S 35. 2. 1	久保	〃
猿橋町	小篠	S 34. 3. 3	小篠	〃
猿橋町	小沢	S 37. 8. 1	小沢	〃
猿橋町	朝日小沢	S 40. 2. 23	朝日小沢	〃
猿橋町	仲町第 2	S 49. 7. 1	仲町第 2	〃
猿橋町	東町	S 41. 8. 1	東町	〃
猿橋町	殿上	S 53. 1. 20	殿上	〃
猿橋町	霞町	S 44. 5. 1	霞町	〃
猿橋町	小柳	S 45. 9. 1	小柳町	〃
富浜町	中野	・ ・ ・	中野	〃
富浜町	宮谷上	S 37. 8. 12	宮谷上	〃
富浜町	宮谷下	S 39. 4. 1	宮谷下	〃
梁川町	立野	S 47. 10. 30	立野下	〃
梁川町	綱之上	S 52. 3. 1	上中原・下原	〃
梁川町	塩瀬	S 52. 12. 20	塩瀬	〃
梁川町	彦田	S 53. 6. 7	彦田	〃

○市内で利用可能な無線施設

1 警察庁

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
大月	大月警察署	0554-22-0110		県内
高速大月	山梨県警察高速道路交通警察隊大月分駐隊	0554-22-1181		県内

2 国土交通省

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
建設大月	甲府河川国道事務所大月出張所	0554-22-2411	6	関東地方

3 県防災行政無線

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
防災大月消防	大月市消防本部	0554-22-0119		県内
防災大月	大月市役所	0554-22-2111		県内

4 消防無線

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
消防大月	大月市消防本部	0554-22-0119	40	市内

5 東京電力

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
東電駒橋工務	東京電力リニューアブルパワー(株)駒橋制御所	055-215-5440	34	県内
東電大月	東京電力パワーグリッド(株)大月支社	055-215-5440	31	県内

○市有車両一覧（消防本部除く）

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
秘書広報課	山梨 300-ゆ-6460	R3	小型乗用	プリウスα	市長車
	山梨 580-さ-711	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	
総務管理課	山梨 400-そ-565	H22	小型貨物	トヨタ プロボックス 4WD	
	山梨 400-そ-585	H22	小型貨物	マツダ ファミリアバン	
	山梨 501-さ-4427	H25	小型乗用	トヨタ カローラフィールダー	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 500-め-2698	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 530-す-6255	H23	小型乗用	ホンダ ステップワゴン	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 300-の-4320	H20	普通乗用	トヨタ ハイエースワゴン	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 580-ほ-7334	R1	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 580-ほ-7335	R1	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 480-す-4329	R2	軽貨物	ダイハツ ハイゼット トラック	
	山梨 301-す-1551	R6	普通乗用	プリウス PHEV	
	山梨 480-か-3461	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 400-せ-9210	H21	小型貨物	トヨタ プロボックス	
企画財政課	山梨 50-て-7203	H14	軽乗用	スズキ MRワゴン	
税務課	山梨 580-み-2679	R2	軽乗用	ダイハツ ミラ	
市民課	山梨 480-か-3629	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ	
	山梨 480-せ-6974	R5	軽貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	
子育て健康課	山梨 40-め-5787	H14	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ（保健指導者）	
	山梨 580-よ-5255	R6	軽乗用	スズキ ワゴンR	
	山梨 580-そ-8695	H23	軽乗用	マツダ キャロル	
福祉介護課	山梨 400-せ-9211	H21	小型貨物	トヨタ プロボックス	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 480-か-3631	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
	山梨 580-さ-712	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 580-す-5334	H22	軽乗用	ダイハツ ミラ	
	山梨 480-け-3239	H27	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
	山梨 580-ね-4911	H28	軽乗用	マツダ キャロル	
産業観光課	山梨 480-え-7284	H21	軽貨物	ダイハツ ハイゼット (軽トラ) 4WD	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 500-は-2795	H17	小型乗用	ホンダ HR-V	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 44-つ-359	H9	小型貨物	トヨタ タウンエース	
	山梨 480-え-7286	H21	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 480-か-3630	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
建設課	山梨 480-け-1702	H27	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 500-め-2697	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 480-か-3462	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ 4WD	
	山梨 483-さ-2015	H27	軽貨物	スズキ 軽トラ (ダンプ)	
	山梨 400-た-1114	H29	小型貨物	日野	緊急通行車両等 事前届出済
地域 整備課	山梨 480-あ-1081	H16	軽貨物	スズキ エブリィ	
	山梨 400-そ-584	H22	小型貨物	マツダ ファミリアバン	
	山梨 480-す-1650	R2	軽貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	
	山梨 480-せ-3838	R4	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ (軽トラ) 4WD	
	山梨 480-せ-9526	R5	軽貨物	スズキ スーパーキャ リートラック X 5MT 4WD	
	山梨 480-そ-5386	R6	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ デラックス	
まちづ くり 創生課	山梨 500-せ-2267	H12	小型乗用	トヨタ カリブ	
議会事 務局	山梨 300-ま-3918	H26	普通乗用	トヨタ カムリハイブリッド	議長車
教育委 員会	山梨 500-め-2699	H21	小型乗用	ホンダ インサイト	
	山梨 480-か-3355	H22	軽貨物	ダイハツ ハイゼット カーゴ	緊急通行車両等 事前届出済
給食セ ンター	山梨 100-さ-9358	H19	普通貨物	イズブ エルフ	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 100-さ-9433	H19	普通貨物	イズブ エルフ	緊急通行車両等 事前届出済
	山梨 580-さ-713	H21	軽乗用	ダイハツ ミラ	

平常時 管理 する課	登録番号	年式	車種	車名	備考
	山梨 44-ち-2727	H8	小型貨物	トヨタ ハイエース	緊急通行車両等 事前届出済
図書館	山梨 580-さ-724	H21	軽乗用	マツダ AZワゴン	
郷土 資料館	山梨 580-さ-723	H21	軽乗用	マツダ AZワゴン	
総合 体育館	山梨 40-め-7978	H14	軽貨物	スズキ エブリィ	
短大 事務局	山梨 300-て-5209	H15	普通乗用	トヨタ プリウス	

○飛行場外離着陸場等一覧

(令和7年4月1日現在)

1 場外離着陸場

1	大月市営総合グラウンド陸上競技場
2	初狩小学校グラウンド
3	笹子河川公園

2 緊急離着陸場

1	旧初狩小学校グラウンド	6	猿橋中学校グラウンド
2	大月東中学校グラウンド	7	鳥沢小学校グラウンド
3	大月東小学校グラウンド	8	旧富浜中学校グラウンド
4	旧大月西小学校グラウンド	9	旧梁川小学校グラウンド
5	猿橋小学校グラウンド		

○ヘリコプター主要発着場一覧

ヘリポート等の名称	所在地	管理者等	面積 (m ²)	形状(m)	消防署からの所要時間
笹子河川公園	大月市笹子町吉久保地内	市長	2,200	55×40	15分
大月市総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	市長	17,600	160×110	15分

○協定に基づくヘリポート

名称	所在地	電話番号	使用可能施設
大月カントリークラブ	大月市富浜町鳥沢 7084	0554-26-5559	・駐車場 ・離着陸の条件を満たすフェアウェー
花咲カントリー倶楽部	大月市大月町花咲 1872-1	0554-22-3145	

○自衛隊宿泊予定施設

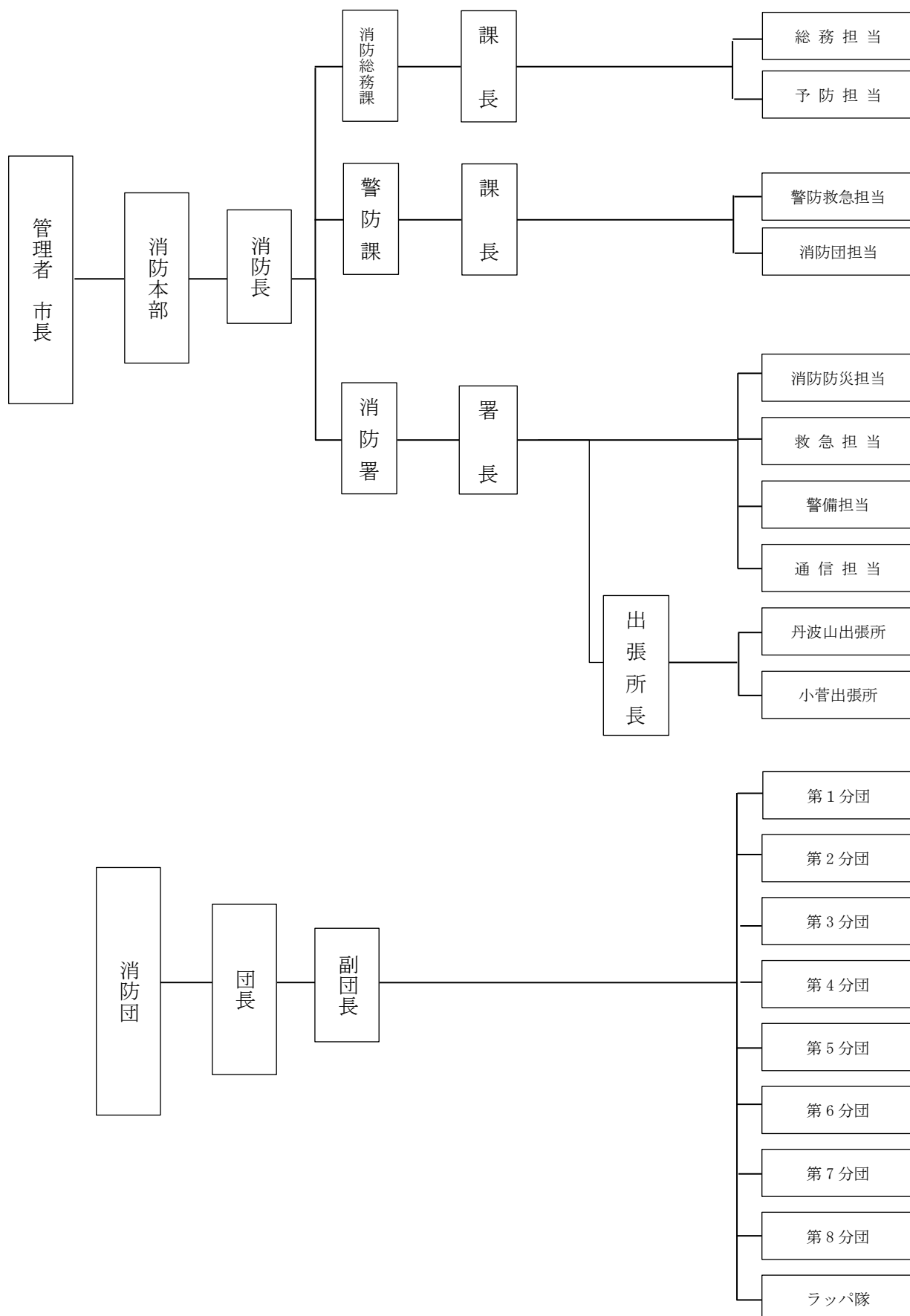
名称	所在地	宿泊可能人員	備考
初狩小学校体育館	大月市初狩町下初狩 1144	142	
大月東中学校体育館	大月市大月 2-15-11	231	
七保小学校体育館	大月市七保町葛野 2345	109	
猿橋中学校体育館	大月市猿橋町猿橋 567	190	
旧富浜中学校	大月市富浜町鳥沢 562	117	
都留高校体育館	大月市大月 2-11-20	275	

○地震発生に伴う広報文例

状 況	内 容
地 震 発 生 時	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。放送に従って落ち着いて行動してください。 まず、火の始末をしてください。 ガスやストーブなどの火は消してください。 アイロンやコタツなど電気のスイッチは切ってください。 火の始末はすみしましたか。 なお、今後の放送に十分注意してください。
避 難 誘 導	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 ただ今の地震により、○○地区で火災が発生しました。 皆さん、回りの火の始末を至急確かめてください。 ○○○の指示に従って避難できるよう準備してください。 ○○地区の皆さん、至急○○小学校体育館に避難してください。 避難する際は次の事に注意してください。 荷物は必要最小限にしてください。 車は使用しないでください。 警察官やラジオで放送される交通規制に従ってください。
被 害 状 況	○○地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。 ○○地区の皆さんは、冷静に今後の放送を聞いてください。
鎮 静	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 ゆれは、次第におさまってきています。 ○○の皆さんは、落ちついて行動してください。 余震は、今後断発的に発生しますが、心配する必要はありません。今後の放送に十分注意してください。

〔消防・水防〕

○消防組織一覽



○消防力の整備状況

	消防署	消 防 団							
		第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団	第 6 分団	第 7 分団	第 8 分団
消防ポンプ車	2	0	0	1	1	0	2	3	0
屈折はしご付消防ポンプ車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
化学車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
救助工作車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型ポンプ積載車	1	6	4	10	7	12	7	2	4
指揮車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
査察車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
原因調査車	1								
資機材搬送車	1								
広報車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高規格救急車	2	-	-	-	-	-	-	-	-
救急車	1	-	-	-	-	-	-	-	-
小型動力ポンプ	2	6	4	10	7	12	10	2	4

○防火水槽設置状況

町別 種別		笹子	初狩	大月	脈岡	七保	猿橋	富浜	梁川	合計
防火水槽	30m ³ 級	0	3	3	12	8	4	20	1	51
	40m ³ 級	24	26 (4)	50 (29)	28	59 (1)	43	28	22	280 (33)
	60m ³ 級	4 (4)	7 (3)	13 (13)	7 (6)	9 (9)	10 (9)	8 (6)	8 (5)	66 (55)
	100m ³ 級	2 (2)	4 (4)	9 (9)	5 (5)	2 (2)	8 (8)	11 (9)	0	41 (39)
	計	30 (6)	40 (11)	75 (51)	52 (11)	78 (12)	65 (20)	67 (17)	31 (5)	438 (127)

○飲料水兼用耐震性貯水槽

名 称	設 置 場 所	規 格 等
耐震性貯水槽飲料水兼用 60 立方型	猿橋町猿橋字真渡 1200- 1	60 t、鋼製縦円筒型

○消防防災施設等整備計画

年度	事業概要	数量	配置場所
17	100m ³ 耐震性貯水槽	1 基	賑岡町ゆりヶ丘（公有地）
	60m ³ 耐震性貯水槽	1 基	大月町真木（公有地）
	消防ポンプ自動車（CD-1）	1 台	第7分団第3部
18	100m ³ 耐震性貯水槽	1 基	猿橋町伊良原（公有地）
	60m ³ 耐震性貯水槽	1 基	七保町下和田（公有地）
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第4分団4部
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第5分団2部
19	100m ³ 耐震性貯水槽	1 基	富浜町鳥沢（公有地）
	60m ³ 耐震性貯水槽	1 基	猿橋町幡野（公有地）
	40m ³ 耐震性貯水槽	1 基	七保町駒宮（区有地）
	災害対応特殊救急自動車 （高度救命処置用資機材含む）	1 台	大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第3分団1部
20	60m ³ 耐震性貯水槽	1 基	笹子町原（公有地）
	60m ³ 耐震性貯水槽	1 基	富浜町宮谷（正覚寺所有地）
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第5分団5部
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	第5分団2部
21	大月市消防本部庁舎・車庫改修		大月市大月町花咲1698-19
	高規格救急車	1 台	大月市消防本部大月市消防署
	消火栓設置	1 基	大月市七保町下和田（大月市営総合グラウンド）
22	屈折はしご付消防ポンプ自動車	1 台	大月市消防本部大月市消防署
23	救助工作車	1 台	大月市消防本部大月市消防署
25	消防ポンプ自動車（CD-I）	1 台	大月市消防本部大月市消防署
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	大月市消防団第3分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	大月市消防団第5分団2部
	小型動力ポンプ付積載車	1 台	大月市消防団第5分団6部

○消防資機材保有状況

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
放水器具	ホース（40mm）	28		酸素濃度測定器	1
	ホース（50mm）	223		ガス測定器	1
	ホース（65mm）	150		マルチガスモーター	1
	ウォーターカーテン	4	救急資器材	——人工蘇生器	自動式 6
	フォグガン	7			手動式 11
	高発泡消火装置	4		患者監視装置	7
	高発泡ノズル	4		イーバックチェア	1
	低発泡ノズル	2		エルゴン	1
保護機具	化学防護服	3		ショートボード	1
	救助マット	3		ロングバッグボード一式	1
	安全ネット	1		吸引器	1
救助器具	救命網（200・100・150m）	15		自動式心マッサージ器	3
	感電防止衣	5		携帯用血中酸素飽和度測定器	8
	救命索発射銃	4		輸液ポンプ	1
	空気呼吸器	36		半自動式除細動機	8
	空気呼吸器予備ボンベ	45		電子血圧計	6
	耐熱服	6		噴霧消毒器	3
	エンジンカッター	6		マジックギブス	6
	大型油圧救助機具	1	その他機具	小型動力ポンプ	7
	油圧式救助機具	5		軽量動力ポンプ	9
	チェーンソー	3		背負い式散水器	59
	ウインチ	4		山林火災用ポンプ	1
	エアソー	3		ファイヤーファインダー	1
	排煙送風機	1		ポケットナビ	7
	ガス溶断機	3		船外機	2
	エンジンライト	2		デジタルカメラ	6
	投光器一式	10		携帯用風光風速計	1
	万能斧	12		放射線測定器	1
	チルホール	4		携帯用放射線測定器	5
	ウェットスーツ	4		フルスケッドストレッチャー	1
	——救助ボード	ゴム製 2			
		アルミ製 1			
	救命胴衣	17			
	救命浮輪	7			
	可燃性ガス測定器	1			
	有毒ガス測定器	3			

○地区別危険物施設数

数 量 貯蔵所等の (区別)		笹子町	初狩町	大月町	賑岡町	七保町	猿橋町	富浜町	梁川町	合 計
貯蔵所	屋内貯蔵所	1	1	2	2		1	4		11
	屋外タンク貯蔵所	1		3			2	1		7
	屋内タンク貯蔵所			2				1		3
	地下タンク貯蔵所	4	2	11	1	5		6	1	30
	移動タンク貯蔵所	2	2	3		1	4	1		13
	屋外貯蔵所		1							1
取扱所	給油取扱所	1	1	5	1		2	2		12
	() 内自家用		1	2	1		2	1		7
	一般取扱所	1	2	5		2			1	12
	() 内小口詰替			1		2				3
合 計		10	10	34	5	11	11	16	2	100

○高圧ガス関係事業所一覧

(令和7年3月31日現在)

第1種製造者				第2種製造者			L P	移動式			貯蔵所			特定消費			容器 検査所	容器 製造工場	合 計
一般 ガス	L P ガス	冷 凍 ガス	計	一般 ガス	L P ガス	計	販 売 所	一般 ガス	L P ガス	計	一般 ガス	L P ガス	計	一般 ガス	L P ガス	計			
4	0	1	5	6	1	7	24	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	39

○水防区域分担

(令和7年4月1日現在)

水防団（消防団）		所管区域
団名	団員数	
大月市消防団第1分団	73	笹子川の笹子地区全域
大月市消防団第2分団	58	笹子川の初狩地区全域
大月市消防団第3分団	137	笹子川、相模川の大月地区全域
大月市消防団第4分団	102	相模川・葛野川の賑岡地区全域、浅利川の全域
大月市消防団第5分団	146	葛野川七保地区全域、浅利川・土室川全域
大月市消防団第6分団	91	小沢川全域、相模川猿橋地区全域
大月市消防団第7分団	61	相模川富浜地区全域
大月市消防団第8分団	47	相模川梁川地区全域
大月市消防団本団	4	市内全域

○甲府地方気象台観測施設（市内設置）

1 気象観測施設

種類	観測所名	気温	降水量	風	湿度	積雪	その他	所在地
地域気象観測所	大月	○	○	○	○			大月市大月

2 地震・震度観測施設

種類	震度発表名称	観測種目		所在地
		地震	震度	
震度観測施設	大月市大月		●	大月市大月

観測種目： ● 衛星送信設備有り

○雨量観測所及び水位観測所

1 雨量観測所

(1) 県所管観測所

管理者名	観測所名	位 置
富士・東部建設事務所	突坂峠	猿橋町朝日小沢 2877
〃	富士・東部建設事務所	大月花咲 1608-3
〃	瀬戸	七保町瀬戸 3064-1
〃	浅利	賑岡町奥山 1020-1
〃	山谷	富浜町鳥沢 5907-3
〃	中初狩	初狩町中初狩 3274-2
〃	笹子峠	笹子町黒野田字笹子 1924-1

(2) 県管理以外の観測所

河川名	観測所名	位 置	所管官庁名	備考
笹子川	笹子雨量観測所	笹子町	大月保線技術センター	自記
〃	初狩	初狩町下初狩	甲府河川国道事務所	
桂 川	大月雨量観測所	大月一丁目	大月保線技術センター	〃
〃	鳥沢駅雨量観測所	市富浜町鳥沢	大月保線技術センター	〃
〃	梁川	梁川町新倉	甲府河川国道事務所	
相模川	姥子	七保町奈良子	相模川水系ダム管理事務所	

2 水位観測所

(1) 県所管観測所

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位 (単位: m)			
				水防団待機	氾濫注意水位	避難判断	氾濫危険
笹子川	笹子川花咲	大月市大月花咲 1608-3	富士・東部建設事務所	1.30	2.30	-	-
相模川	桂川強瀬	大月市賑岡町強瀬 682 番地先	〃	1.60	2.80	3.60	4.20
葛野川	葛野川畑倉	大月市賑岡町畑倉 2246-2	〃	1.30	2.30	-	-

(2) 県所管観測所（危機管理型水位計）

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位 （単位：m）		
				観測開始	危険水位	氾濫開始
笹子川	矢下橋	初狩町中初狩	山梨県	-2.1	-1.2	0
葛野川	宮古橋	賑岡町岩殿	〃	-1.7	-0.9	0
浅利川	和出橋	賑岡町浅利	〃	-1.7	-1.0	0
桂川	曙橋	猿橋町藤崎	〃	-3.6	-2.0	0

(3) 県管理以外の観測所

河川名	観測所名	位 置	管理者名	水位 （単位：m）			
				水防団待機	氾濫注意 水位	避難判断	氾濫危険
相模川	大月	大月市猿橋町 猿橋	相模川水系ダ ム管理事務所	-	-	-	-

〔避難・備蓄〕

○避難場所と避難所一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所

番号	町名	施設等名称	避難の目安となる自治会名等	避難場所				避難所			
				水害	土砂災害	地震		水害	土砂災害	地震	
1	笹子	旧笹子小学校	白野、原、吉久保、阿弥陀海	×	○	○		×	○	×	
2		笹子公民館	黒野田、追分	○	○	○		○	○	○	
3	初狩	旧初狩小学校	藤沢、側子、神戸、立河原、丸田	○	○	○		○	○	△	
4		初狩小学校	下初狩 1・2	○	○	○		○	○	○	
5	大月	間明野集会所	間明野、桑西、恵能野	○	○	○		○	○	○	
6		旧大月西小学校	前沢、久保、青木原、小佐野 1・2、下原、沢中、上真木上・下	○	○	○		○	○	○	
7		総合福祉センター	上花咲、下花咲 1・2、富士見台	○	○	○		○	○	○	
8		大月東中学校	大月 2・3 丁目、美堂、美堂団地、花咲団地	○	○	○		○	○	○	
9		大月東小学校	大月 1・2 丁目、沢井、富士見台	○	○	○		○	○	○	
10		大月短期大学	駒橋 1・2・3 丁目、御太刀 1 丁目	○	○	○		○	○	○	
11		大月市民会館	御太刀 2 丁目	○	○	○		○	○	○	
12	賑岡	(社福)山の都福祉会 旧浅利小学校	浅利、浅利住宅、西奥山	○	×	○		—	—	—	
13		旧強瀬小学校	強瀬、岩殿、神倉、石動団地、ゆりヶ丘	○	×	○		○	×	△	
14		賑岡公民館	下畑倉、上畑倉、日影、東奥山、畑倉住宅	○	×	○		○	×	○	
15	七保	七保公民館下和田分館	下和田 1・2・3・4・5、行原	○	○	○		○	○	○	
16		七保小学校	大島、葛野 1・2・3、田無瀬、瀬戸 1	○	○	○		○	○	○	
17		旧奈良子保育所	奈良子 1・2、林	○	×	○		○	×	×	
18		七保公民館浅川分館	浅川 1・2、下浅川	○	×	○		○	×	×	
19		旧瀬戸小学校	瀬戸 2・3・4、駒宮	○	○	○		○	○	×	
20	猿橋	旧上和田小学校	上和田、小金沢	○	○	○		○	○	○	
21		猿橋公民館藤崎分館	津成、太田	○	○	○		○	○	○	
22		猿橋公民館小沢分館	小沢、朝日小沢、幡野、田中	○	×	○		○	×	×	
23		猿橋小学校	小田、小倉、梨木、伊良原、四季の丘、天神森	○	○	○		○	○	○	
24		猿橋中学校	寿町、小柳町、アツクメ、東町、霞町、仲町 1・2、横町	△	○	○		△	○	○	
25		猿橋公民館殿上分館	殿上 1・2・3・4・5・6、川隣	×	×	○		×	×	○	
26	富浜	猿橋公民館桂台分館	桂台 1・2・3 丁目	○	×	○		○	×	○	
27		鳥沢小学校	山谷、中野、堀の内、坂尻、下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、上鳥沢中組、上鳥沢西組、寺向、峰沢、大久保、遠山、県営団地、小篠、下畑	○	○	○		○	○	○	
28		旧富浜中学校	小向、袴着、横吹、鳥沢駅南、久保	○	○	○		○	○	△	
29	梁川	旧宮谷小学校	宮谷上組、宮谷中組、宮谷下組、宮谷新道	○	×	○		○	×	△	
30		(学法)自然学園高等学校 (旧梁川小学校)	原、新倉、清水大保呂、金畑・中野、塩瀬、斧窪、彦田、西村・網本、立野	○	○	○		○	○	○	
31		旧梁川中学校		○	○	○		—	—	—	

※水害の欄の△は施設の一部が水害の影響を受ける想定範囲であるため、個別ケースに応じた総合的な判断により使用。

※地震の欄の△は一部施設が耐震基準を満たすもので個別ケースに応じた総合的な判断により使用。

※土砂災害対応はイエローゾーン内の非木造 2 階以上の建物と小中学校体育館を使用とする。

2 地区避難所

番号	町名	施 設 等 名 称	避難の目安となる自治会名等
1-1	笹子町	笹子公民館白野分館	白野
1-2		旧笹子保育園	白野
1-3		笹子公民館原分館	原
1-4		笹子公民館吉久保分館	吉久保
1-5		笹子公民館阿弥陀海分館	阿弥陀海
1-6		笹子公民館（西部ふれあいセンター）	黒野田、阿弥陀海
1-7		笹子公民館黒野田分館	黒野田
1-8		普明院	黒野田
1-9		笹子公民館追分分館 （生活改善センター）	追分
1-10		奥野稲村神社	追分
1-11		追分ふれあいセンター	追分
	笹 子 町 計 11 箇所		
2-1	初狩町	法雲寺	下初狩 1（日向）
2-2		自徳寺	下初狩 1（日向を除く）、下初狩 2
2-3		下初狩集会所	下初狩 1（日向を除く）、下初狩 2
2-4		初狩公民館藤沢分館	藤沢
2-5		初狩保育所	側子
2-6		初狩公民館 （西部農村環境改善センター）	側子、丸田
2-7		初狩公民館側子分館	側子
2-8		初狩公民館神戸分館	神戸
2-9		初狩公民館立河原分館	立河原
	初 狩 町 計 9 箇所		
3-1	大 月	桑西コミュニティ施設	桑西
3-2		真木公民館間明野分館	間明野、恵能野
3-3		福正寺	上真木上
3-4		真木公民館上真木分館	上真木上
3-5		上真木下組集会所	上真木下
3-6		真木公民館	上真木下、下原
3-7		沢中つどいの家	沢中
3-8		小佐野第 2 集会所	小佐野 2
3-9		真木公民館下真木分館	小佐野 1
3-10		久保・青木原つどいの家	久保、青木原

番号	町名	施 設 等 名 称	避難の目安となる自治会名等
3-11		前沢地区集会施設	前沢
3-12		善福寺	前沢
3-13		大月公民館上花咲分館	上花咲
3-14		西方寺	上花咲
3-15		総合福祉センター	上花咲、下花咲１・２
3-16		大月公民館富士見台分館	富士見台
3-17		大月東中学校	大月２・３丁目、美堂、美堂団地、花咲団地
3-18		大月東小学校	大月１・２丁目、沢井
3-19		大月市民会館	御太刀２丁目
3-20		大月短期大学	駒橋１丁目、御太刀１丁目
3-21		三島神社	駒橋１丁目
3-22		大月公民館駒橋分館	駒橋２・３丁目
3-23		大月公民館沢井分館	沢井
3-24		無辺寺	大月２丁目
3-25		大月公民館大月分館	大月１・２丁目
	大 月 計 25 箇所		
4-1	賑岡町	浄照寺	西奥山
4-2		賑岡公民館西奥山分館	西奥山
4-3		山の都福祉会	浅利
4-4		賑岡公民館浅利分館	浅利
4-5		市営浅利団地集会所	浅利住宅
4-6		賑岡公民館強瀬分館	強瀬、賑岡町川隣
4-7		全福寺	強瀬
4-8		安楽寺	強瀬
4-9		市営石動団地集会所	石動団地
4-10		賑岡公民館岩殿分館	岩殿
4-11		賑岡公民館ゆりヶ丘分館	ゆりヶ丘
4-12		賑岡公民館神倉分館	神倉
4-13		賑岡公民館下畑倉分館	下畑倉
4-14		法幢寺	上畑倉
4-15		賑岡公民館上畑倉分館	上畑倉、畑倉住宅
4-16		賑岡公民館日影分館	日影
4-17		賑岡公民館東奥山分館	東奥山

番号	町名	施 設 等 名 称	避難の目安となる自治会名等
4-18		東光寺	小和田
	賑 岡 町 計 18 箇所		
5-1	七保町	下和田コミュニティセンター	下和田 1、下和田 2、
5-2		七保公民館下和田分館	下和田 3、下和田 4、下和田 5、下和田 6、 猿橋町行原
5-3		花井寺	下和田 3、下和田 4
5-4		七保公民館大島分館	大島
5-5		葛野多目的集会施設	葛野 2
5-6		福泉寺	葛野 1
5-7		旧ふたば保育園	葛野 3
5-8		七保公民館	田無瀬
5-9		七保公民館林分館	林
5-10		七保公民館奈良子分館	奈良子 1、奈良子 2
5-11		金龍寺	瀬戸 1
5-12		瀬戸公民館	瀬戸 2
5-13		瀬戸公民館仲組分館	瀬戸 3、瀬戸 4
5-14		旧上和田小学校	上和田、小金沢
5-15		竹の向集会所	小金沢
5-16		瀬戸公民館駒宮分館	駒宮
5-17		浅川集会所	浅川 1、浅川 2、下浅川
	七 保 町 計 17 箇所		
6-1	猿橋町	津成つどいの家	津成
6-2		猿橋公民館藤崎分館	太田
6-3		猿橋公民館久保分館	久保
6-4		猿橋公民館小田分館	小田
6-5		妙楽寺	小田
6-6		福泉寺	岡
6-7		市営恋路団地集会所	恋路団地
6-8		猿橋公民館朝日小沢分館	朝日小沢
6-9		猿橋公民館小沢分館	小沢
6-10		猿橋公民館幡野分館	幡野
6-11		猿橋公民館田中分館	田中
6-12		照光院	田中
6-13		猿橋公民館小倉分館	小倉

番号	町名	施 設 等 名 称	避難の目安となる自治会名等
6-14		市営梨木住宅集会所	梨木
6-15		霞町自治会館	霞町
6-16		アツクメ団地集会所	アツクメ団地
6-17		小柳自治会館	小柳町
6-18		郷土資料館	小柳町、寿町
6-19		猿橋幼稚園	寿町
6-20		猿橋公民館	東町、仲町、横町
6-21		伊良原集会所	伊良原
6-22		猿橋公民館四季の丘分館	四季の丘
6-23		猿橋小学校	天神森、伊良原
6-24		猿橋公民館殿上分館	殿上1、殿上2、殿上3、殿上4、殿上5、 殿上6
6-25		円行寺	殿上
6-26		猿橋公民館桂台分館	桂台1丁目、桂台2丁目、桂台3丁目
6-27		富浜公民館小篠分館	小篠
	猿 橋 町 計 26 箇所		
7-1	富浜町	富浜公民館山谷分館	山谷
7-2		中野集会所	中野
7-3		堀ノ内つどいの家	堀之内、遠山、県営団地
7-4		富浜公民館小向袴着分館	小向、袴着
7-5		円福寺	寺向
7-6		富浜公民館峰沢分館	峰沢
7-7		富浜公民館大久保分館	大久保
7-8		富浜公民館	上鳥沢中組
7-9		鳥沢小学校	下鳥沢中組、下鳥沢宮下組、上鳥沢東組、 上鳥沢中組、上鳥沢西組、坂尻
7-10		横吹団地集会所	横吹
7-11		総合体育館	鳥沢駅南
7-12		正覚寺	宮谷上組
7-13		宝全寺	宮谷上組
7-14		宮谷深城組集会所（宮谷西集会所）	宮谷上組
7-15		旧宮谷小学校	宮谷中組
7-16		宮谷集会所	宮谷下組、宮谷新道
	富 浜 町 計 16 箇所		
8-1	梁川町	梁川公民館	斧窪、彦田、西村・綱本、殿畑、仲間沢

番号	町名	施 設 等 名 称	避難の目安となる自治会名等
8-2		梁川公民館原分館	原
8-3		梁川公民館新倉分館	新倉
8-4		塩瀬つどいの家	塩瀬
8-5		金畑・中野つどいの家	金畑・中野
8-6		清水大保呂つどいの家	清水大保呂
8-7		立野多目的共同利用施設	立野
8-8		富浜公民館下畑分館	下畑
	梁 川 町 計 8 箇所		
	合 計 130 箇所		

○指定福祉避難所一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号
総合福祉センター	大月市大月町花咲 10	23-2001
デイサービスセンター「やまゆり」	大月市富浜町宮谷 1518- 1	20-1130

○協定避難所一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号
創価学会大月池田文化会館	大月町花咲 301	
山の都福祉会	賑岡町浅利 1108-1	
山陽精工株式会社 医療機器下和田工場	七保町下和田 1150	
山梨県やまびこ支援学校	猿橋町桂台 3-31-1	23-1943
UR ガーデンテラス	猿橋町桂台 1-136-2	

○協定福祉避難所一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 志仁也	初狩町下初狩 4146-10	20-2552
地域密着型特別養護老人ホーム 山美家	初狩町中初狩 3274-45	20-2550
特別養護老人ホーム 大月富士見苑	大月町真木 4660	23-0294
サンコート大月	賑岡町浅利 1108-1	23-1165
サンコート大月 サテライト	賑岡町浅利 1108-1	23-1165
デイサービスセンター 福祉工房	賑岡町奥山 1833	21-5335
セントケア大月榮町	大月市大月 2-3-8	21-2081

介護老人保健施設 ももくら	七保町下和田 2132-1	20-1111
デイサービス事業所 ゆうゆう	七保町下和田 1521-5	56-7110
デイサービスセンター ハッピーサークル	七保町葛野 1574-2	22-2770
令和にこにこ園	猿橋町殿上 308	22-2525
まいほーむさるはし	猿橋町殿上 552-5	22-2811
グループホーム ラシーク桂台	猿橋町桂台 1-99	56-8739
デイサービスセンター やまゆり	富浜町宮谷 1518-1	20-1130
就労継続支援事業所 めばえ	大月町真木 4680-2	68-3270
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団障害者支援施設 もえぎ寮	富浜町宮谷 1510-3	23-2707
スカイコート大月	賑岡町浅利 1108-1	23-5551
大月市総合福祉センター	大月町花咲 10	23-2001

○食料等備蓄の状況

1 食料品・飲料水

(令和7年12月1日 現在)

アルファーマ	乾パン・クッキー	パン	飲料水 (ボトル等)
8,362	7,727 食	720 食	13,920 リットル

2 生活必需品

毛布	トイレットペーパー	救急医療セット	簡易トイレ
1,600 枚	6,160 個	16 セット	96 基

3 資機材

発電機	投光機	投光器・蓄電池セット	濾水機	浄水器
32 台	32 台	16 台	16 台	16 台
炊飯装置	給水袋	エアータント	エアーマット	
16 台	1,600 袋	8 台	1,100 個	

○水防倉庫一覧

1 市所管

河川名	倉庫名	面積 (㎡)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレブシン	鎌、鉋、鋸	ペンチ	照明具
笹子川	白野水防倉庫	30.0	笹子町白野	0	1,043	1	20	150	28	15	0	-
葛野川	葛野水防倉庫	33.0	賑岡町岩殿	44	1,000	-	57	350	13	13	0	-
笹子川 桂川	本部水防倉庫	48.0	大月町花咲 1608-19	-	8,300	0	-	915	117	119	17	43

2 県所管

河川名	倉庫名	面積 (㎡)	所在地	資材					器具			
				丸太	空俵	縄	蛇籠	鉄線	ジスツヨコルウツハレブシン	鎌、鉋、鋸	ペンチ	照明具
富士・東部 建設事務所 管内各河川	富士・東部 建設事務所 大月水防倉庫	115.0	大月町花咲 1608-3	-	13,800	42	150	26	29	360	0	5
〃	富士・東部 建設事務所 笹子水防倉庫	325.0	笹子町黒 野田 783	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○市備蓄倉庫

(1) 設置状況

番号	対象地区	設置場所	鍵 所 有 者				
1	笹子町	旧笹子小学校	笹子出張所	阿弥陀海 防災会	第1分団 第2部		市職員
2	初狩町	旧初狩小学校	初狩出張所	初狩小学校	側子防災会 側子1区	第2分団 第2部	市職員
3	真 木	旧大月西小学校	大月西 小学校	真木 公民館	第3分団 第3部	第3分団 第4部 (上真木支部)	市職員
			上真木区	下真木区			
4	花 咲	総合福祉センター	総合福祉 センター	上花咲区	第3分団 第2部 (上花咲支部)	第3分団 第2部 (下花咲支部)	市職員
			下花咲区	富士見台区			
5	大 月	大月東小学校	大月東 小学校	御太刀区	第3分団 第1部 (御太刀支部)	第3分団 第1部 (大月支部)	第3分団 第1部 (沢井支部)
			大月区	沢井防災会			
6	浅 利	市営浅利団地	浅利住宅 防災会	浅利防災会	第4分団 第1部	第4分団 第8部	市職員
			西奥山 防災会				
7	畑 倉	賑岡公民館	上畑倉 防災会	第4分団 第4部	第4分団 第5部		市職員
8	七 保	七保小学校	七保出張所	七保小学校	葛野2	第5分団 第1部	市職員
9	瀬 戸	旧瀬戸小学校	七保出張所	瀬戸2	瀬戸3 防災会	第5分団 第5部	市職員
			第5分団 第8部				
10	下和田 宮 谷	総合グラウンド	下和田区	宮谷防災会	第5分団 第3部	市職員	第7分団 第4部
11	小 沢	猿橋公民館 小沢分館	猿橋出張所	小沢分館	小沢防災会	朝日小沢 防災会	市職員
			第6分団 第3部				
12	猿橋東	市営恋路団地	猿橋出張所	四季の丘 防災会	恋路団地 防災会	伊良原 防災会	市職員
			小田防災会	第6分団 第4部			
13	猿橋西	アツクメ団地	猿橋出張所	郷土資料館	アツクメ 防災会	第6分団 第1部	市職員
14	富浜町	富浜公民館	富浜出張所	鳥沢小学校	上鳥沢東組 防災会	第7分団 第1部	市職員
			第7分団 第2部				
15	梁川町	旧梁川小学校	梁川出張所	梁川小学校	下原防災会	第8分団 第1部	市職員

注（区長・市政協力委員長が防災会長を兼務している場合がある。）

(2) 備蓄状況（1 防災倉庫当たり）

名 称	数 量	名 称	数 量
携帯用無線通信機	2 台	簡易トイレ（段ボール型）	
ハンドマイク	1 台	炊飯装置	1 セット
発電機	2 台	リヤカー	1 台
投光機	2 台	乾パン	300 食
投光器・蓄電池セット	1 台	パン	108 食
コードリール	2 個	ライスクッキー	48 食
担架	1 台	アルファ米	500 食
ろ水機	1 台	災害用飲料水	600 本
浄水器（ポリタンク型）	1 台	災害用飲料水袋	100 枚
救急医療セット	1 セット	土嚢袋	400 枚
毛布	100 枚	トイレットペーパー	若 干
簡易ベッド	2 台	タオル	若 干
簡易トイレ	4 台	エアーテント※	1 個
簡易トイレ（自動ラップ式）	2 台	エアーマット	40 個

※笹子・初狩・大月・下和田/宮谷・七保・猿橋東・富浜・梁川のみ

注）大月地区倉庫は2箇所分

注）乾パン、パン、ライスクッキー、アルファ米、災害用飲料水については、品目や数量の見直ししているため、倉庫によって、違いがある

○自主防災倉庫

1 倉庫あたりの備蓄状況

名 称	数 量	名 称	数 量
メガホン	1 台	一輪車	1 台
バール（大）	2 本	担架（簡易式）	1 台
ハンマー（大）	1 個	テント	1 式
スコップ（剣）	2 個	鍋	1 個
万能オノ	1 個	釜	1 個
番線カッター	1 個	コードリール	2 個
つるはし	1 個	投光機	2 台
三連はしご	1 台	工具収納箱	1 台

※ 内訳は防災会により相違することがある

〔文化財〕

○文化財一覧

1 国登録文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子隧道	大月市～大和村	笹子峠	山梨県
旧今井医院	中初狩 221	大正初期の洋風建築	個人

2 国指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
星野家住宅	大月町花咲	旧甲州街道下花咲宿の本陣	個人
猿橋	猿橋町猿橋	橋と峡谷が一体となった名勝地	大月市
八ツ沢発電所一号水路橋	大月市～上野原市	大容量、長距離送電を担った日本で最初期の発電施設	東京電力(株)

3 県指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
笹子峠の矢立のスギ	笹子町黒野田	根回り 14.8m、樹高約 28m	山梨県
追分の人形芝居	笹子町黒野田	18 世紀中ごろから伝わる人形芝居	追分人形芝居保存会
法雲寺弥陀三尊迅来迎板碑	初狩町下初狩	線刻の迅来迎板碑	法雲寺
紙本墨書洒落堂記	大月一丁目 15	元禄 3 年、松尾芭蕉筆	個人
岩殿城跡	賑岡町強瀬字西山	戦国期の砦跡・富嶽十二景・8 番	山梨県・大月市
木造七社権現立像	賑岡町岩殿	16 世紀頃の作。桧の一木造り。高さ 115cm	真蔵院
宝鏡寺薬師堂	七保町林	16 世紀頃の建造	個人
紙本墨書大般若経	七保町下和田	折り本仕立、現存 502 卷	花井寺
元近の太刀	富浜町鳥沢	刃長 78cm	福地八幡神社
元近の太刀	七保町葛野	刃長 76cm	御嶽神社

4 市指定文化財

名称	所在地	概要	管理者等
紙本淡彩観音十六羅漢図	笹子町白野	延享 4 年、白隠作	宝林寺
藤沢の大スギ	初狩町下初狩	根回り 11.45m、樹高約 45m	子神社
紙本墨画出山釈迦像	初狩町下初狩	延享 2 年、(伝) 白隠作	自徳寺
聖護院道興歌碑	初狩町下初狩	文明 19 年、この地で聖護院道興が詠んだ歌	下初狩第 1 区
無辺寺のトチノキ	大月二丁目	根元の周囲 4.5m	無辺寺
火縄銃 銘 國安	駒橋二丁目 1	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
星野家文書	大月町花咲	17 世紀中頃から 19 世紀末の古文書約 3000 点	個人
一里塚跡	大月町花咲	甲州街道に設けられた一里塚の一つ	下花咲区
下真木諏訪神社本殿	大月町真木	一間社流造り	諏訪神社

間明野のエノキ	大月町真木	根元の周囲 4.32m、樹高約 12m	金山神社
浅利の千本マツ	賑岡町浅利	根回り 2.80m、樹高約 13m	浅利区
子の神古墳	賑岡町強瀬	7 世紀後半の古墳	強瀬区
摺本大般若波羅密多經	賑岡町岩殿	14 世紀に摺られた、現存 535 卷	岩殿区
円通寺跡	賑岡町岩殿	10 世紀初頭の建立と伝えられる (廃寺)	岩殿区
浅川の不動尊像	七保町浅川	享禄 5 年、桧の寄木造り。高さ 52cm	個人
寛城のカエデ	七保町林	根回り 3.30m、樹高約 10m	個人
木造薬師如来立像	七保町林	中世末頃、桧の一木造り。高さ 116cm	個人
宝鏡寺十二神将立像 (12 軀)	七保町林	薬師如来を守る 12 体の神将像	個人
宝鏡寺木造馬頭観音立像	七保町林	木造の馬頭観音像	個人
宝鏡寺仁王門	七保町林	市内唯一の仁王門	個人
宝鏡寺仁王像	七保町林	仁王門内の仁王像	個人
小和田のサクラ	七保町林	根回り 6.95m、樹高約 15m	個人
火縄銃 銘 國安	七保町葛野	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
火縄銃 銘 國安	駒橋	鳥沢出身國安作の火縄銃	個人
森武七墓碑	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 碑	大月市
森武七墓所	七保町下和田	天保騒動の中心人物、森武七の墓 跡	大月市
絹本着色釈迦三尊十六善神像	七保町下和田	紙本墨書大般若經と共にあった掛 け軸	個人
殿上三島神社薬師如来鏡像	猿橋町殿上	鑄造の懸け鏡	殿上三嶋神社
刀 銘 安綱	猿橋町猿橋	刃長 61cm	出世大神宮
紙本墨書猿橋五奇	猿橋町猿橋	猿橋の五珍奇。宝永 3 年、荻生徂 徠書	個人
宮谷金山古墳出土品	猿橋町猿橋	宮谷金山古墳出土の矢じりなど	郷土資料館
小篠のイトヒバ	猿橋町小篠	根元の周囲 4.40m、樹高約 18m	個人
大倉山諏訪神社本殿	猿橋町朝日小沢	一間社流造り	朝日小沢区
宮谷白山遺跡	富浜町宮谷	縄文時代中期の竪穴住居跡	大月市
鎌田氏館跡	富浜町鳥沢	和田合戦の功者。鎌田兵衛尉の屋 敷跡	諏訪神社
堀の内の大ケヤキ	富浜町鳥沢	根回り 19.00m、樹高約 25m	諏訪神社
鳥沢のコノテガシワ	富浜町鳥沢	根元の周囲 1.90m	鳥沢小学校
火縄銃 銘 國久	富浜町鳥沢	國安の弟子作の火縄銃	個人

〔様式〕

○水防関係様式

様式 1 - 1

水防活動報告書様式 1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計			
	人		人		人		人			
水防作業 の 概 況 及び工法	箇 所 m 工 法									
水 防 の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 ㎡ ㎡	畑 ㎡ ㎡	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使 用 資 器 材	かます、俵					居 住 者 の 出 動 状 況				
	万年、土俵									
	な わ					水防関係者の 死 傷				
	丸 太									
	その他					雨 量 水 位 の 状 況				
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)		
〇概要 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量〇〇mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 1 2 時間	〇名	・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)
〇〇川左岸堤防巡視	〇〇川左岸積み土のう工	水防活動実施箇所地図
〇〇川右岸月の輪工法	〇〇地区の浸水状況	

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証		
○○水防団 ○○部長 氏名 ○○ ○○○		
上の者に 区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の権限を委任した事を証明する。		
年 月 日	大月市水防管理者 大月市長 印	

様式 3

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
種類	員数		
使用	収用	処分	
年 月 日	大月市水防管理者 大月市長 事務取扱者 印		印
○○ ○○殿			

様式 4

身 分 証 明 書	
身分・所属 氏 名	
上の者は であることを証明する。	
年 月 日	大月市水防管理者 大月市長 印

○参集途上で見かけた被害状況報告書

整理番号	
■報告者氏名	■災害対策班名 班
■参集報告	
○参集日時	年 月 日 時 分
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）	
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する
■地図・略図	

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

MEMO

○富士・東部地域県民センターへの報告様式（様式 3-4-2, -5, -6）

（様式 3-4-2）

富士・東部地域管内 市町村被害状況票		市町村名				
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名				
受信番号 (地域県民セ ンター)			受 信 者 (地域県民センター)			
受信日時	月 日 時 分	受信方法		電話	F A X その他	
1 人的被害	死者		重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害	全壊	棟 人	半壊	棟 人	一部破損	棟 人
	世帯		世帯		世帯	
	床上浸水	棟 人	床下浸水	棟 人	非住家床上	棟 人
	世帯		世帯		世帯	
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数		
4 被害概況						
5 道路						
6 橋梁						
7 河川						
8 崖崩れ						
9 電話						
10 電気						
11 ガス						
12 水道						
13 鉄道						
14 バス						
15 避難所						
16 ヘリ関係						
17 教育						
18 農業						
19 応急対策						
20 その他						
21 応援要請	①消防（県内・緊消隊） ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他					
○要請内容（いつ、どこへ、何を、どの位、手段）						
連絡先(住所等)		電話	担当者			
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主					
月 日 時 分		避難地域		世帯	人	
		避難先				
月 日 時 分		避難地域		世帯	人	
		避難先				
送付先	①総合調整班 ②情報収集班 ③通信班 ④報道班			受信者 日 時	氏名 令和 年 月 日 時 分	
	⑤県民相談班 ⑥物資調達班 ⑦避難・輸送班					
	⑧建築物・廃棄物対策班⑨その他（ 部 課）					

※ 市町村→地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）→ 災害対策本部情報収集班

(様式3-4-5)

富士・東部地域管内 市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集計時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設置 令和 年 月 日 時 分		
	解散 令和 年 月 日 時 分		
	設置場所 電話 FAX		
職員参集状況	人		

※ 市町村 → 富士・東部地域県民センター（集計）→ 災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			田 畑 そ の 他	流失・埋没 ha	
							冠 水 ha	
							流失・埋没 ha	
							冠 水 ha	
報告者名			学 校			箇所		
区 分			被 害			病院	箇所	
人 的 被 害	死 者		人		道 路	箇所		
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う	箇所		
	行方不明者		人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
	住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所	
世帯					崖 く ず れ	箇所		
人					鉄 道 不 通	箇所		
半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
		世帯		水 道	戸			
		人		電 話	回線			
一 部 破 損		棟		電 気	戸			
		世帯		ガ ス	戸			
		人		プ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
床 上 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物		棟		建 物	件		
	そ の 他		棟		危 険 物	件		
				そ の 他	件			

区 分		被 害	都 対	名 称		
公 立 文 教 施 設		千円	都 道 府 県 本 災 害 部	設 置	月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設		千円		解 散	月 日 時	
公 共 土 木 施 設		千円				
その他の公共施設		千円	災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名			
小 計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 適 用 市 救 町 村 助 法 名	計 団体		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円	消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額		千円	消防団員出動延人数		人	
備	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					
考						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式(様式第1号～様式第4号)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他															
出 火 場 所																
出 火 日 時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 圧 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分									
月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)														
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分														
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)															
出 火 箇 所	出 火 原 因															
死 傷 者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人						
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由														
負傷者 重症	人															
中等症	人															
軽症	人															
建 物 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²									
構造	建築面積	m ²														
階層	延べ面積	m ²														
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table> </td> <td>焼 損 面 積</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟	部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha
焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟		部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	<table border="0"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m ²	建物焼損表面積	m ²	林野焼損面積	ha	
全 焼 棟	} 計 棟															
半 焼 棟																
部分焼 棟																
ぼ や 棟																
建物焼損床面積	m ²															
建物焼損表面積	m ²															
林野焼損面積	ha															
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況															
消 防 活 動 状 況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人						
消防本部 (署)	台	人														
消 防 団	台	人														
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人														
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況																
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況																
その他参考事項																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域		〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分			
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)			
			重 症	人(人)			
			中等症	人(人)			
			軽 症	人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
					そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができる。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

○市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>山梨県防災危機管理課 (FAX055-223-1429 TEL055-223-1431)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	山梨県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい□ いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか

はい□ いいえ□

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

はい□ いいえ□

③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」
という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい□ いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい□ いいえ□

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい□ いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい□ いいえ□

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい□ いいえ□

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい□ いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できない
ような損壊が生じているか

はい□ いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じて
いるか

はい□ いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じ
ているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい□ いいえ□

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

○各種救助に係る様式（様式１～様式３）

様式 1

被 災 世 帯 調 査 原 票
大月市
調査責任者職氏名
立会人職氏名
年 月 日現在
印
印

整理番号NO.

世帯主氏名	住 所			住 所			避 難 先					
被 害 程 度	全壊・全焼・流失・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状 況					
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年 齢	職 業	学 校 名 ・ 学 年	死 亡	行 方 不 明	重 傷	妊 娠	備 考	
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
小 計												
被害にあった住家		棟（自家、借家）			被害にあった非住家			棟（自家、借家）				
食料、家財等の減失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他		
課税の状況		非課税・均等割・所得割				調査責任者の意見						
世 帯 類 型		被保護・身障・老人・母子（父子）・要保護・その他										
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害中慰金等・災害救援資金・その他（ ）										

資料-123

様式 4

救助活動の種類別実施状況

市町村名	保健福祉事務所名			令和 年 月 日 時 分			
	報告年月日・時刻						
救助の種類	救助の内容等			救助の種類	救助の内容等		
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 () ②避難者数 () ③避難所別の内訳 () 世帯 () 世帯 () 世帯 () 世帯 () 世帯 () 世帯 () 世帯 () 世帯 ()			(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時 ②搜索対象 大人 (12歳以上) 月 日 時 ③搜索地域 子供 (12歳未満) 月 日 時 ④搜索方法 (具体的) () 月 日 時		
(2) 炊き出しその他食品の給与	① 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ② 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ③ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ④ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑤ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑥ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑦ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人)			(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 月 日 時 ②処理件数 大人 (12歳以上) 月 日 時 ③検案者 () 月 日 時 ④安置場所 () 月 日 時		
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 () 月 日 ～ 月 日 延 L ペットボトル～ 本 () 月 日 ～ 月 日 延 L ろ過器～ 器 () 月 日 ～ 月 日 延 L			(7) 埋葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時 ②埋葬者数 人		
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時 ②地区名 世帯 月 日 時 ③救出人員 名 ④救出方法 (具体的)			(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時 ②支給状況 中学生 人 小学生 人		
				(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時 ②作業箇所 箇所 ③作業方法		
				(10) 家屋の応急修理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時 ②修理家屋 箇所 ③修理方法		

おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館等、その他の施設の別に記入すること。
2 その他の施設とは、在宅避難、車中泊などの避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などに該当しないものである。
3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

避難所設置及び避難生活状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	延人員 人	市町村名		実支出額	備考
				物品使用状況			
				品名	数量		
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館等、その他の施設の別に記入すること。
2 その他の施設とは、在宅避難、車中泊などの避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などに該当しないものである。
3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

応急仮設住宅台帳
(建設型応急住宅)

(注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「地区・住宅(団地)名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名及び棟番・部屋番号を記入すること。
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

應急仮設住宅台帳
(賃貸型応急住宅)

(注)1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。
3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。
4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「二者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。
5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式6

飲料水の供給簿

[illegible]

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(注)	1	住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
	2	受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
	3	「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。ただし、各個人の支給申請書が別にある場合は、給与数を記入することで差し支えない。
	4	「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

資料-136

(注)1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

(注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

(注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

障害物除去の状況

			市町村名			
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

おそれ段階における賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局		担当者名		電話番号						
従事した救助	氏名	雇上期間	日当		時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考	
			日数	単価	合計	時間	単価					合計
例)応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1.10.1から R1.11.30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当
計												

[illegible]

(実費弁償)

様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名		算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計				
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師	人	人			円	円	円	円		円		
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師												
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士												
・土木技術者 ・建築技術者												
・大工 ・左官又はとび職												
計												

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式23

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

○被害程度の判定基準等

1 死 者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行 方 不 明 者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3 重 傷 者 ・ 軽 傷 者	・ 重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・ 軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4 住 家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世 帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被 害 額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9 住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10 床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11 床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12 一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13 非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14 非住家（公共建物）	国、県、市、J R、N T T等の管理する建物
15 非住家（その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16 文 教 施 設	学校（含む各種学校）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17 病 院	医療法に定める病院（20人以上）
18 流 失 埋 没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20 農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21 林 業 用 施 設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22 農 産 物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23 畜 産 被 害	家畜、畜舎等の被害

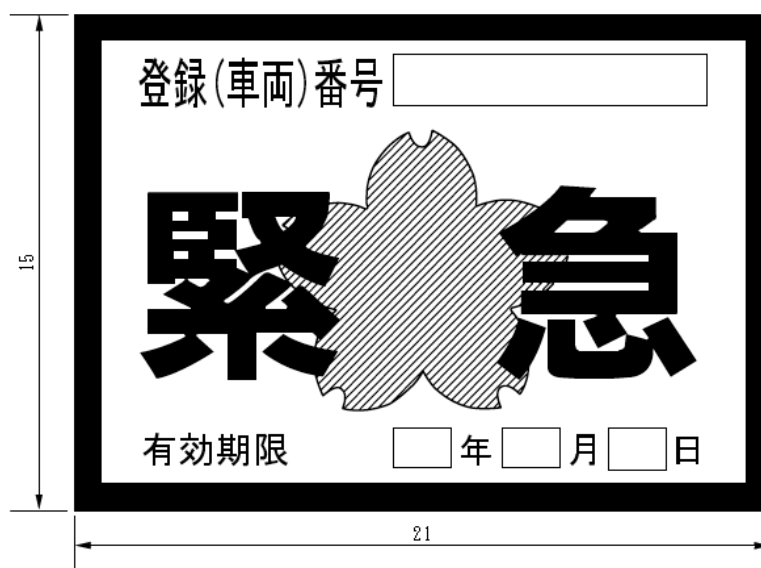
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
番号標に表示されている番号		知 公 安 委 員 会 事 印	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所 氏 名	() 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○自衛隊災害派遣要請依頼書

大 第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

発 信 者 名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部 課 係				
	担当者名				
	電話： 防災無線：				
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼事由					
派遣を希望する期間	年	月	日から	年	月 日
	年	月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	町 村 地内				
	施設等名称				
現地連絡員	部	課	係、担当者名	〇〇〇〇	
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

山梨県防災危機管理課 TEL：055（223）1432 FAX：055（223）1429
防災無線：（衛星系）200－2511

山梨県知事 殿

大 第 号
令和 年 月 日

発 信 者 名
(大月市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け大 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

○放局への放送要請様式

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
殿 年 月 日 大 月 市 長 災害対策基本法第 57 条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要・否 3 要請理由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) その他 4 放送希望日時 (1) 直ちに (2) 月 日 時 分 5 放送事項 (1) 別紙のとおり			
受信者		発信者	

○水防関係様式（様式1～様式4）
様式1

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所毎に作成するもの
(作成責任者) ○印

管理団体名						指定非指定の別						
水防実施時の台風名又は豪雨名						報告年月日		令和 年 月 日				
場 所		川 右 岸 地先 m				要 所 経 費			管理団体名	県支出分	合 計	
日 時		自 至 月 日 日					人 件 費	手 当	円	円	円	
								そ の 他	円	円	円	
								計	円	円	円	
出動人員数		水防団員	消防団員	そ の 他	計		物 件 費	資 材 費	円	円	円	
		人	人	人	人			器 材 費	円	円	円	
水防作業の概況及工法		工法 箇所 m						燃 料 費	円	円	円	
								雑 費	円	円	円	
								計	円	円	円	
								合 計	円	円	円	
水防の効果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	か ま す 俵	枚	枚	枚
		m	ha	ha	戸	m	m	人	む し ろ	枚	枚	枚
	被 害								な わ	kg	kg	kg
									丸 太	本	本	本
									そ の 他			

他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況		立退きの状況及びそれを 指 示 し た 理 由	
居 住 者 出 動 状 況		水防功労者の氏名年令所属及 び そ の 功 績 概 要	
警 察 の 援 助 状 況		堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する自己批 判	
水防関係者の死傷		備 考	

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
			身分・所属 氏 名
上の者に	区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任した事を証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

様式 3

第 号	公 用 負 担 命 令 書			
目的物	種類	員数		
負担内容	使用	収用	人分等	
年 月 日				
			大月市水防管理者大月市長 事務取扱者 吏員	印 印
何 某 殿				

様式 4

身 分 証 明 書			
			身分・所属 氏 名
上の者は	であることを証明する。		
年 月 日			
			大月市水防管理者 大月市長 印

○放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式 1

(様式 1)

避難勧告等発令情報

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

☐ 避難準備情報（各市町村地域防災計画）

☐ 避難勧告（災害対策基本法第 6 0 条）

☐ 避難指示（災害対策基本法第 6 0 条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域 (およその世帯数及び人員 世帯 人)

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

☐ 大雨による河川の氾濫の危険があるため
(河川名)

☐ 大雨による土砂災害の危険があるため

☐ 地震による土砂災害の危険があるため

☐ 地震による家屋崩壊の危険があるため

☐ その他 ()

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

(市町村→放送事業者)

(市町村→県地域県民センター→県消防防災課→放送事業者)

○医療救護応援要請書

様式 1

医療救護班応援要請書

医療機関	
発信	月 日 時 分
発信者	
TEL	
FAX	

市町村(本部・救護所)	
発信	月 日 時 分
発信者	
TEL	
FAX	

保健所	
受信	月 日 時 分
受信者	
発信	月 日 時 分
発信者	
TEL	
FAX	
対応	済 ・ 未

医務課	
受信	月 日 時 分
受信者	
対応済	

要請元機関名 ()

【 】救護班 ※【 】内に医療・歯科・精神科等わかるように記載すること

必要人員		派遣場所			
必要チーム数	備考	名称	所在地 (ヘリポート含む)	傷病者数(概数でも可)	
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人

※医師1名、看護師2名、その他(薬剤師、事務等)1名で1チームが基本。特別の事情から異なる構成のチームが必要な場合、備考欄に記入する。

※電話等による場合は、上記項目を明確に伝え、または聞き取ること。

○市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書

様式 1-3 市町村災害対策本部の医療救護所設置状況報告書

市町村名	

発信所属		→	保健所	
発 信	月 日 時 分		受 信	月 日 時 分
発信者			受信者	
TEL				
FAX				

医療救護 所名	所在地 連絡先	受付 時間帯	現在の 収容人 数	トリアー ジ状況 (人数)	物資等不 足状況	その他(ライ フライン、周辺 道路状況等)
		～		重 中 軽		
		～		重 中 軽		
		～		重 中 軽		

※所在地欄には住所だけではなく、補足情報(〇〇小学校北隣や〇〇保健センター内)を記載する。